



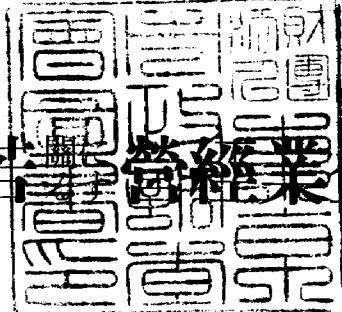
全國都市問題會議會報特別號
第五回總會文獻 5 參考資料

公益企業經營に關する若干事例

全國都市問題會議

號別報會議會題問市都國全
料資考參 5 獻文會總回五第

例事干若營經業企益公



- 業企益公の市都 告報究研 1
上 設施健保の市都 告報究研 2
下 設施健保の市都 告報究研 3
篇 補 追 告報究研 4
例事營經業企益公 料資考參 5
錄 要 事 議 6

議會題問市都國全

620432

凡例

一 本書は第五回全國都市問題會議總會に於ける第一議題「都市の公益企業」の主要事項に關係ある事例の若干を輯錄したものにして、主として官公私の關係當局を煩して得たる資料に據れり。

二 本書は別冊「研究報告都市の公益企業」「同都市の保健施設(上)」「同都市の保健施設(下)」「同都市の保健施設(追補篇)」と併せて總會に於ける議題研究資料を構成し、總會終了後刊行せらるべき「議事要録」と共に總會關係文書の全部を組成するものなり。

三 本書の内容中

(一) 「函館市の函館水電買収問題の経過」は、

(イ) 先年函館市が函館水電株式會社の事業を買収せんとせることに端を發したる紛議の顛末並に關する記述並に訴訟關係書類を纏めたるものにして、顛末の記述に關する部分は同市々長坂本森一氏の執筆にかかり、訴訟關係書類と共に今回特に會議事務局の依頼に依り提出せられたるものなり。

(ロ) 本件は當時少からず關係方面的耳目を聳動せしのみならず、種々なる意味に於て都市の公益企業研究上貴重の資料たるべきものと信す。特に本件の中心たる報償契約の問題は公益企業の統制に事實上少からざる力を現し來れるにも拘はらず、之が法律上の効力に關しては年來未決の懸案にして茲に收むる所の關係書類が斯問題に對する好箇の資料を提供するものなることは云ふ迄もなき所なり。

(八) 本篇は凡て原文の儘収録せるも閲讀の便宜を思ひ適宜標題を附することとせり。茲に本資料を提出せられたる函館市長に對して此の點謫恕を請ふ次第なり。

(二) 「東京市の玉川水道買収に關する経過」は、

東京市が玉川水道株式會社の事業を強制買収せる事例の經過を敍せるものにして、東京市水道局長原全路氏の執筆にかゝり今回特に會議事務局の依頼に依り提出せられたるものなり。

(四) (ロ) 本件は水道條例の強制買収規定を適用したる我國最初の事例として貴重の資料たるものと信す。

本篇に關しては提出者より「本件買収に付ては玉川水道株式會社より不服の故を以て内務大臣に訴願中に有之候に付ては之が完結に至る迄は本問題を議題に供し討議を受くるが如きことは其の影響するところを考慮して差控ふるを穩當と思考致し候に付右事情御含みの上今回の都市問題會議に於ても議題とせず事實の經過を記述せる單なる報告資料としてのみ御處理相成様致度」旨來示ありたり。念の爲茲に記して豫め會員諸氏の諒承を請ぶ次第なり。

(三) 「帝都交通問題研究會の交通統制案」は、

(イ) (ロ) 帝都交通機關の現況に鑑み、之が適當なる統制案樹立の意圖を以て都市研究會主催の下に組織されたる帝都交通問題研究會の帝都交通統制案の概要を示せるものにして、都市研究會の好意に依りて提供せられたる資料に付便宜會議事務局に於て纏めたるものなり。

(ロ) 本件は大都市の交通統制問題に多くの示唆を與ふる意味に於て貴重の資料たるべきものと信す。

(四) 「名古屋市内交通機關の買収統制の経過」は、

(イ) (ロ) 名古屋市多年の懸案たりし市内交通機關買収統制の経過を敍せるものにして、名古屋市電氣局電車課長鷺尾重一氏の執筆にかゝり今回特に會議事務局の依頼に依り提出せられたるものなり。

本件は都市の公益企業特に交通統制問題の研究上貴重の資料たるべきものと信す。

(五) 「ホテル公有私營の事例」は、

(イ) (ロ) 横濱市とホテル・ニューグランド、大阪市と新大阪ホテル、長野縣と帝國ホテルとの間に夫々締結せられたるホテル公有私營に關する契約並に經營の概況を示せるものにして、大阪市に關するものは、大阪市監査部の執筆にかゝり、他は、横濱市及長野縣の好意に依りて提供せられたる資料に付會議事務局に於て纏めたるものなり。

(ロ) 本件は都市の公益企業經營上多くの示唆を與ふる意味に於て貴重の資料たるべきものと信す。

四 本書は前掲の如く、總會に於ける議題研究資料として總會參加者に配布するを主旨としたるが、獨立の文獻としても亦斯問題研究上好箇の参考文獻たるべきを信ず。

五 茲に此等貴重の文獻を寄せられたる當局の好意に對し深甚なる謝意を表す。

昭和十一年十月

第五回全國都市問題會議總會5 參考資料

公益企業經營に關する若干事例 目 次

函館市の函館水電買收問題の經過

- 一 特に其の報償契約上の效力の問題に就て……………函館市長 坂 本 森 一
第一節 報償契約に基く買收交渉開始前の事態 附市會の狀態……第二節 今日に至る迄の買收交渉の顛
末……第三節 訴狀及準備手續(原告被告の討論)

東京市の玉川水道買收に關する經過

- 一 水道條例の強制買收規定を適用したる我國最初の事例……東京市水道局長 原 全 路 五
一 緒言……二 監督官廳の諮詢……三 買收土地物件の評價に對する玉川水道株式會社の意見……
一四 玉川水道株式會社東京府知事宛訴願提起……五 東京府知事買收費用の範圍及金額決定……六
玉川水道株式會社行政訴訟提起……七 玉川水道の引繼

帝都交通問題研究會の交通統制案

- 一 帝都交通問題研究會の交通統制案立案の經過……二 交通統制案の要旨……三 東京市及其の附近に於ける交通統制案要綱並交通統制に關する法律案要綱

名古屋市内交通機關買収統制の経過……………名古屋市電氣局電車課長 鶴 尾 重 一・二五

一 民營交通事業買収統制の動機……………二 買収統制に關する市會關係……………三 買収の内容……………四

買収財源並に支拂方法……………五 讓受後の有體物件の處置並營業路線及系統……………六 引繼後の乗務員動

靜……………七 買収統制後の電氣局事業成績……………八 市内交通機關統制に對する今後の動向と事業の遂行

ホテル公有私營の事例……………九

一 横濱市のホテル公有私營に關する事例……………二 大阪市のホテル公有私營に關する事例……………三 ホ

テル建設並經營に關する長野縣と帝國ホテルとの契約

函館市の函館水電買収問題の経過

—特に其の報償契約上の効力の問題に就て—

函館市長 坂 本 森 一

第一節 報償契約に基く買収交渉開始前の事態

附 市 會 の 狀 態

函館に於ける電氣事業の創始は明治二十九年で函館電燈所と稱し規模の小さなものであつた。當時の函館人は電氣の利用を知るもの少く中には之を危險視するものさへあつたが時勢の進歩に伴れて漸次需用を増し

明治三十九年には資本金百圓(拂込金二十五萬圓を以て渡島水電株式會社が設立され翌年一月函館電燈所を

買収し明治四十四年には社名を函館水電株式會社と改

め更に昭和九年七月帝國電力株式會社と改稱して今日に至つたものである。

今日此會社は函館市及北海道南部の五町十一ヶ村に電燈及電氣動力を供給すると共に函館市内及函館市湯の川町間の電氣軌道事業を兼營し別に道南電氣株式會社に投資し創立以來增资を行ふこと六回現在資本金二千八百萬圓内拂込金千七百十二萬五千圓である。

市が會社事業買収の申込をなしたるは昭和六年九月

にして當時は函館水電株式會社と稱し、資本金千三百

五十萬圓拂込金一千三萬三千三百二十五圓であつた。

以上の如く會社は漸次發展して今日に及んだのであ

るが初めは需用家も少く其業績は今日の比ではないの

で市及び市民は直接間接に事業振興に就て援助の勞を惜まなかつた。即ち市民は協力して電燈の使用を獎勵し或は道路を擴築して軌道敷設に便を與へ又所要土地の買收に奔走する等常に共存共榮の精神を以て事業の發展を助成したのである。事業買収に就て目下論議の中心となつて居る報償契約の如きも此間に產れたものであつて、昭和十年七月二十九日東京地方裁判所の委託により函館區裁判所に於て行はれた契約確認訴訟に關する證人訊問で市の大先輩松下熊槌氏の答辯が雄辯に之を物語つて居る。氏は當時區會議員にして常設委員となり又區會議長代理の職にありて樞機に參與した人である。常設委員は今日の市參事會員の如きもので區會議長は區長之に當り別に議長代理と云ふものがあ

つた。今證人訊問の速記録を摘要すれば
(前略)

○坂本判事此契約ガ成立シテ契約ノ條項ノ履行ハドウ云フ工合ニナツテ居タカ。

○松下 双方德義ヲ重ジテ其契約ハズツト履行シテ來テ居リマス。ソレヲ申上ゲマスレバ其報償契約ノ中ニ其ノ當時函館水電ト申シテ居リマシタ其關係ガ其處ニ出テ居リマスカラ其名前ヲ用ヒテ其ノ報償契約ノ主ナル所ハ水電ハ其當時電車ニ改メルノデ其前ニ馬車鐵道ヲ買入レナケレバナラヌ。ソレカラ電燈ヲ買ハナケレバナラス。斯ウ云フヤウナ工合デ僅ニ百萬圓位ノ會社デアリマシタカラ困難デアルトモノヲ市ニ寄附ト申シマスカ提供スル電燈ニ對シテハ純利金ノ四分ト云フコト電車ノ方ニ對シマシテハサウ云フ際セアツタノデス。ソレニ對シテ報償契約デ利益ノ幾分ト云フモノヲ市ニ寄附ト申シマスカ提供スル電燈ニ對シテハ純利金ノ四分ト云フコト電車ノ方ニ對シマシテハサウ云フ際セアツタノデスカラ、マダ其當時ハ函館ノ市民ノ人口モ不足デアリマシタカラ十分ニハ利益ガナカラウト云フトコロカラ市ノ方デ三分ニ常設委員デハ減ジタノデアリマス。サウ云フ様ニ其當時ハ水電ニ對シテ市ノ方モ非常ニ同情ヲ以テ水

電ノ擴張發達スルコトヲ祈ツテ居ツタノデアリマス。直接間接ニ援助シテ居ツタノデアリマス。

○坂本判事 ソレガ契約締結ノ動機デスネ。

○松下 マアサウデス。

○坂本判事 其後契約條項ニ依テ履行シテ居リマシタカ。

○松下 水電ノ方デハ是ダケノ資本ヲ掛ケテヤルノダカラ外ニ競争者ガ出ルト困ルカラ報償契約ヲシテ呉レ、ソレデ報

債契約ノ中ニ市ガ自ラソレト同様ノコトヲシナイ、ソレカラ他カラ願出タ者ガアツテモ、ソレデ同意ヲ與ヘナイト云フコトガ契約ノ條項中ニアリマス。ソレデ他カラ願ツテ來タ者ガアリマシタガ否決シテ仕舞ヒマシタ。サウ云フ様ニ市モ極ク誠實ニヤツテ居ツタ、水電モ矢張リ利益金ニ對スル四分ト三分ヲ市ノ方ニ滯リナク提供シテ來タノデアリマス。

○坂本判事 ソレハ契約ノ條項ニアル譯デスナ。

○松下 サウデス。

○坂本判事 此ノ報償契約ノ第十條ニ函館市ニ於テ被告會社ノ電氣事業買収ニ對スル特約ガ設ケラレテアリマスガ其事

情ハ二十條ノ文句ヲ知ツテ居リマスカ。

開始以來三十有餘年の久しきに亘り未だ奉仕らしき奉仕をなしたる事なく市の恩恵を無視し市民の寄與を幾るにして搾取にのみ専念し電燈電力電車各料金の高率なるは斯種會社の首位に在るばかりでなく一般の電燈取付に對しても一燈毎に一圓の工料を徵收するは勿論移轉再設撤去位置替等に對しても同様工料を徵收し單に電燈の燐光變更に對してすら其電球代金の外工料として一ヶ毎に二十錢を徵收するのである。殊に其燐制の如き需用家の最も必要とする全國一般の十燐十六燐二十四燐は函館市民には之を許されず會社營利本位の制定たる八燐二十燐以外に需用の途無き有様であるから絶對多數の十燐十六燐階級も止むなく二十燐の需用を強ひられるのである。

又動力需用家に於ても其料金の高率なるは勿論或は試験料準備料と殆ど使用禁止に等しき高額の諸掛りを徵收せらるゝのみならず會社の配電線路に屬する柱上變壓器まで之を需用家の負擔に強ひらるゝ次第である。而て送電時間を見ると晝夜間の分界を電燈點火時

に置くと規定してあるが其實際は冬期四時を標準とし其時迄一日平均十二時間とするから需用家は勢ひ晝間料金のみを支拂ふては仕事の上に不便の爲め晝夜間料金の支拂を餘儀なくするのである。而も料金制は定額料金一ヶ月一臺に付半馬力、晝間四圓、夜間六圓、晝夜間十圓であり從量料金一キロワット時に付二馬力迄晝間五錢五厘、晝夜間八錢三厘の高率であつて市工業振興上の最大障礙をなして居る。

又電車に於ても市内均一區間の賃金は片道一軒三厘五毛の高價に當り尙常備車輛六十一輛中實際の運轉に供するもの平均三十輛であつて朝夕の雜閑時以外は廻車時間緩漫なるのみならず晩出早退であるから早朝の列車及終發着の列車汽船の乗客並に送迎者は電車を利用し得ざる現狀である。

故に會社の利益は每期莫大に上り創立早々より株主配當を開始せるのみならず其配當率は明治四十二年下半期即ち第五回事業報告以來昭和八年下期即ち五十六回迄は毎期一割若は一割二分其他に五ヶ年目毎に特配

一割乃至二割五分を行ひ昭和九年三月當市大火災の直後に當る同年六月の第五十七回は七分配當なりしが次回よりは八分配當を續けて今日に及び公益を旨とするべき電氣事業會社としては類例なきものと思はれる。

然るに會社は純朴なる市民の態度に狎れ大正八年物價騰貴に藉口して電車賃の値上を要求し市亦共存共榮の趣旨に於て之を承認したる爲め當時二百六十一萬圓の拂込資本中電車に對するものは僅かに七十萬圓に過ぎざるに會社は之に依て年額實に五萬四千餘圓の增收を見たのである。而て又大正九年には同様物價騰貴を理由として電燈料二割五分動力料一割の値上を要求し市は之に二ヶ年の期限を附して承認したるところ大正十一年に至り物價低落せざるを理由として更に値上料金の繼續を要求し市は公益上必要な場合は何時にも値下することの條件附にて特に又之を承認するに至りたる爲め會社の增收は爾來益多大となつたのである。

然るに會社は大正十三年に至りて會社合併に依る混水増資を企て當時資本金六百五十萬圓の函館水電は資

本金五百萬圓の札幌水力電氣株式會社と共に資本金十萬圓の戸井電氣株式會社を合併して千九百萬圓の株式會社たらしめんとしたのである。戸井電氣とは破産した北部電氣株式會社を買收して改稱した小會社であるから此資本金を其儘に読み込むことさへ不當だと思はれるに拘らず、三社の資產を直ちに讀んで千九百萬圓とするのであらから空に七百四十萬圓を增加計上する譯で惡性の混水計畫である。日々營々として勞働し猶且一家の糊口を凌ぎ難いものの多い今日、斯様な狡猾手段で莫大の利益を恣にする如きは誠に憎むべき行爲であつて資本主義の弊害を露骨にしたものと云はなければならぬ。而も市は報償契約満期の場合に事業買收價格が會社の株價と株數を標準とするのであつて、斯る合併は畢竟事業買收の場合に市の權益を害すること甚しきものであると認めて阻止運動を起したのである

偶々市の有力者此事態を憂ひ市と會社との間に斡旋して一、會社は合併を中止すること、二、市は會社の事業を買收する爲め會社と交渉を開始すること、に示談

調ひ、茲に第一次買収交渉の端緒が開かれた。

右の爲め直ちに事業の調査を進め多年高率料金に苦しんで経験から市營の場合の料金値下を趣旨として基礎案を得たので愈々會社と事業買収の交渉に入り折衝二十數次の後幸に假契約の締結となり價格を千四百萬圓と定めた。然るに市會に於て之を減額修正して千二百五十萬圓としたので茲に再交渉の必要を生じたのであるが、會社は之に應ぜず且最後は假契約中に約束した期限を盾に取つて市の期日延伸の懇請を斥け假契約の解除を通告し茲に折角の買収交渉も昭和二年二月を以て遂に水泡に歸した次第である。

而て會社は直後疾風迅雷の勢を以て増資を決議し資本金七百萬圓を増加して千三百五十萬圓とした。此新株は四分一拂込であるが拂込金は積立金を崩して充當し舊一株に付新一株を株主に配當した。之が昭和二年の特配である。

是より先市が會社に承認を與へた料金値上は當初二ヶ年を限り後に其繼續を認めた時も理由は物價騰貴で

會社に要求しても應答がないので道廳長官に請願し市參事會員亦親しく登廳して其現況を具陳した然るに會社は之に對し軌道の鋪装は電車賃の値上を見なければ出來ぬと稱して片道券五割往復券七割一分回數券八割五分の値上を要求し之を承認せざれば軌道鋪装は斷じて行ふ可らずと主張した。

由來軌道内の鋪装は軌道敷設の許可條件であつて當市の如き道路兩側の鋪装せられた所では軌道内の鋪装は當然會社の義務なるに拘らず此會社の態度の如きは市を蔑視し市民に愚弄するの甚しきものであるから屢陳情を重ねて之が達成を期したのであるけれども容易に實現の運びに至らなかつた。斯る間に會社は幾多交渉案件の有るのを後へにして市の抗議を無視し昭和五年本社を東京に移轉し以て市と會社との交渉を益々困難に陥らしめた。

茲に於て市は止むなく内務鐵道兩大臣に鋪裝工事施行の命令方を申請した。茲に及んで初めて會社は軌道鋪装の免かれ難きを知りたるものか道廳長官立會の下

あつたに拘らず其後諸物價低落しても會社は約を履まず依然値上の儘の料金を徵收して居るので大正十五年市會は値下の建議を決議し一方電車軌道内の鋪装實行方を北海道廳長官に建議する事を決議して居るから買収交渉水泡に歸した上は急速に之を履行せしむる必要を至當として會社に要求した。然るに會社は之に對し却て需用家の夢にも想はない器具貸付料の徵收を新たに申出で毫も誠意がないため甚しく紛糾したので商工會議所が調停に乘出し僅かに電燈料一割三分動力一割七分の値下で一時幕を引いたのである。併し乍ら此值下たるや實際に於ては料金計算の關係上値下の實なきものとされた。

而も一方の軌道鋪装は獨り市の要求に止まらず商工會議所亦總會の議決で軌道泥濘の現狀は交通の危險産業の發展阻害延て公共の福利増進上黙止し難きが故に其申請を取下げ爾來其實施を監視するが今日尙其三分一は未了の儘である。

以上の如く會社は本事業の公共性を自覺せず獨占事業たる事實を利用して之を専ら自家營利の具に供し不當不廉の料金を課し剩へ需用家は會社の爲めに存在するものの如き主客顛倒の取扱をなすのであつて事業的には經濟問題であらうけれども市民生活の上には實に重大なる社會問題である。

故に多年忍從に忍從を重ねたる市民も遂に本事業を會社經營に委すの不可を覺り第一次買収交渉決裂以來報價契約の満期日を一意專心待望するに至つたものである。而て會社も隨分勝手我儘は働くが其行動は大體此契約に規律せられて居つたのである。

昭和四年十二月市長に選舉せられたる時は市長半年缺員なりし後であつて兩派共多年の抗争を捨て全會一致を以て不偏不黨の市長として迎へられたのである。

然るに翌五年十月市會改選で半數以上の新顔が出て加ふるに電氣事業買收問題に當面するに及んで漸く風波を起すに至つた。選舉當時は政友十六、民政十八、中立六の分野であつたが間もなく中立に分解作用行はるゝと同時に缺員二名を生じて十九・十九の對立となり而して市長は調査の結果電氣事業買收説を主張するに及び民政側十九人は之に賛成政友側十九は反対に立つこととなつた。次に行はれた改選は昭和九年十月であるが選舉のスローガンが市長支持と市長反対と云ふのであつた。而て反対派及び市内新聞は一齊に市長攻撃に没頭し或は大火義捐金を全部分配すべきを主張し市長が直接救濟に要したる費用と就業資金六十萬圓を分配したる外、無用の分配を排することを詰り果ては不正ありなど途方もなき流言を放つて信用を阻害したのである。爲めに此詐言に釣られて反対派に投票した

るもの多く遂に支持二十人反対二十人の當選となつた。勿論政友側が反対なのである。之に一二の元民政にして除名された者も加つて居る。後支持者中變返りを打つた者三名を出し議長選舉の際は反対派が過半數を占めて居つた。

政友系が何故買收に反対するかは明瞭でない。公然立つて堂々買收反対論をすることなく陰然買收反対行動を取るのである。市民大衆が買收主張であることは既に述べたが社會上有力視せらるる財產家には株主もあり又其緣故もあつて多數の買收反対者がある。之と會社の動きとを併せて想像を逞くすれば彼等の反対は私的原因より来る様である。現に之を證據立つるものは昨十年春の反対派の態度である。當時反対派は絶對過半數の勢力を有して居たに不拘自ら堂々と市の買收申込を取消すの策に出すして數人入替り立替り來つて市長に買收説を抛棄せよと勸告し果ては市長にして肯ぜざれば如何なる事態に至るやを知らずと威嚇して居る。尤も此提議は市長の一蹴する所となつて市長不

信任議決となり更に市長俸給削減の決議とはなつたが、其決議の理由は買收を主張して市の爲めに不利を圖るからとは云はない他の理由を附して居る。

不信任決議は市長から一笑に附し去られ減俸決議は原案執行を以て酬ひられた。而て市民大衆は市會の不信任決議を不當として市長に留任を請ひ原案執行を諷

歌して居る。六月行はれた衆議院議員補缺選舉は遺憾なく市民の市長信任が裏書され續て死亡轉住其他の理由によつて市會に五名の缺員を生じた。依て今春補缺選舉を行ひ純中立一人支持四人を得今や支持派反対派の勢力伯仲して居る。併し反対派は多數市民の不信を買ひ且統一を缺いて居る丈弱目と見るべきであらう。

第二節 今日に至る迄の買收交渉の顛末

市の買收準備調査申入と會社の拒絶

昭和五年三月、函館市は報償契約満期に際し契約に基きて事業を買收する目的で調査中であるから今後會社は合併其他契約に依る市の権利を阻害する様な計畫をせざることは勿論、買收交渉には圓満なる解決を遂げる様盡力を頑はし度く又調査上に就き材料の提出その他に付き便宜を與へられんことを希望する旨申込んだが會社は總ての調査材料を提出することを拒絶した。

市獨自の調査の開始

函館市の函館水電買收問題の經過

暇を利用して來函せられ工作物の重要な部分に就き實地調査を行ひ更に實査されなかつた部分に對しては永瀬連太郎氏を派遣して調査せしめ之を調査書と照合して意見書を提出された。依て此意見書に依り曩の調査書に少許の修正を加へ博士の承認を経て昭和六年四月調査書を完成した。

市會は全會一致買收を決議す

又一方市會議員より成る調査委員會は新市會成立後も改めて委員を選任して新委員の手で審議中であつたが昭和六年二月市會に於て電氣事業市營問題は市百年の大計である上に直接市民の利害に重大なる關係があるから少數の委員に委せず全議員が委員となりて調査を進め計畫の萬全を期し悔を子孫に遺さぬ様最善の努力を爲さねばならぬと稱して全員の建議を可決したので委員會規程を改正し全市會議員を委員とした各委員は調査書を參考資料として大約百日に亘つて調査研究をし會議を開くこと數次に及んだが買收の可否及び買收の方法等に就ては議が纏らず最後に「市長は委員會の

空氣を察知して善處せられたし」と云ふ議が成立したのである。依て市長は委員の多數が調査を打切り契約に基きて買收し市營とする意図なりと認めて直ちに市會を招集し電氣事業買收の提案をした。市會は三日間に亘り慎重審議を遂げ昭和六年八月八日左の希望條件を附して原案を可決した。

原案　函館市ハ大正三年一月十九日函館水電株式會社ト締結シタル契約ニ基キ同會社ノ電車電燈動力供給ノ營業及之ニ要スル物件ノ全部ヲ買收セムトス

希望條件

- 一、市長ハ買收價格決定及仲裁人協定ニ入ルノ事前ニ於市會ニ諮ラレム事ヲ望ム
- 二、仲裁協定ニ入ルノ事前トハ仲裁價格ヲ決定スルコトヲ主トシ仲裁人選定ニマデ及バザルコト但シ市長ハ人選以前三適當ニ協議スルコト

此市會は仲々紛糾したが結局原案通り認める賛成論と原案に條件を附して認めようと云ふ反對論とに岐れた。併乍條件附決議では完全な買收の意思表示となら

ぬから最後に右の希望條件を附けることにして原案を可決することに妥協成立し、全會一致を以て完全なる買收の意思表示をした譯である。

買收交渉の開始

以上の経過で茲に市の意思が決定したから市は九月三日附を以て會社に對し内容證明の書留郵便で正式に買收の申込をした。

(買收申込書ハ第三節訴狀證據方法甲第二號證ノ一、又前記契約ハ同申第一號證參照)

此通告と同時に市長は上京して會社に對し買收交渉の圓滿に進行せんことを希望し併せて契約は来る九月二十七日を以て期間満了となるも問題完結に至る迄は從來通りの條件を以て報償金を納付すべき様希望を申出でたのである。

十月初旬専務取締役穴水熊雄氏來函して市が買收せむとする事業の範圍及其價格を質問して來た。即ち買收の申込に對する會社の意思表示は重役の權限外であつて株主總會の決定に俟つ必要があるから此點に對す

る言明は致し兼ねるが兎に角今日と大正三年の契約當時とは事情も異つて居り事業區域も廣く郡部に延び又電車電燈動力供給事業の外乗合自動車土地貨貸等の事業も加はつて居るに付き第一買收の範圍に付市の意圖を伺ひ、第二に市で調査せられた買收價格を承知し度しと云ふのである。此質問に對しては左の通り回答した。

市の買收申込に對する回答の意思表示は株主總會の議決に俟つことは當然であるが當方では早く其手續を取つて貰ふことを希望するものである。又買收の範圍は申込書に記載ある通り電車電燈動力供給の營業及之に要する物件の全部であり敢て其他を言はない。但し會社が乘合自動車又は他の會社への投資勘定等迄一括した會社全部の事業を賣渡すことが御希望ならば是等は協議により買收しても宜敷い。尤も土地賃貸の如き御話はあつたが現在貴社で事業として何等經營して居らるゝ事實がないから之は問題となるまい。又買收價格は契約第十條に計算方法を明示して居るから會社

でも賣渡價格を計算して居らるゝことゝ信する。依て茲に賛する必要なしと考へる。要は會社の希望如何に依り定め所定の事業の全部か又は市の申込通り電車電燈動力供給の事業に限るかに依て其對價を異にする譲りである。會社全部ならば其對價は株式總數に平均相場を乗じた金額とならうし、電氣事業のみの買收ならば會社に殘存せしめる事業及其所要物件に對する價値を右の金額から按分比例に依て控除し其差を以て買收金額とする考である。尤も是等の細目に就ては交渉の餘地あるものと思はれるが兎に角買收の申込に對する應諾を至急に承り度し。

依て穴水專務は至急株主總會を開くことを約して辭去した。序ながら會社の本社所在地のことを述べて置く。本社は大正五年三月迄函館市末廣町に在り創立以來多年何の不都合もなく經過して來たのであるが、丁度電車軌道内鋪裝問題の喧しい當時又次で事業買收問題に當面しようとする時期に突然東京市京橋區銀座西四丁目に移轉して了つた。當時市では會社と幾多交渉に放送せられたる報償契約無効論と回答前段とを併せ考へるときに契約無効論を前提とする様である。依つて市長は上京して會社に就き十一月十八日附の回答は大正三年一月十九日附の契約即ち所謂報償契約の効力がを否定するものなるか否かを確め、萬一會社の主張が契約無効論にあるならば先づ契約に基く買收權の有無を決定する手續を取ることが先決問題であるから此點明瞭なる確答を要求したところ其要領は、

會社ハ契約ノ效力ヲ否定スルモノニアラズ。尤モ效力ニ付テハ當方ニ於テ疑義ヲ存スルモ、二十年來履行シ來リタル契約ナルニ付キ其精神ヲ尊重シ、他ノ縣市ニ於ケル買收ノ振合ヒヲ參照シ、誠心誠意ヲ以テ妥當ナル協議ヲ遂ゲ公平ノ取引ヲ爲シタキ考ナリ。

会社の回答

次で會社は市の要求の期日より遅れて十一月十八日株主總會を開き同日附で回答を寄せて來た。（其文ハ第三節訴狀證據方法甲第二號證ノ二參照）
今其要旨を述おぼげ

燈動力供給の事業に限るかに依て 其對價を異にする譲
である。會社全部ならば其對價は株式總數に平均相場
を乗じた金額とならうし、電氣事業のみの買收ならば
會社に残存せしめる事業及其所要物件に對する價値を
右の金額から安分七割迄空余一其差を以て買收金額

額とする考である。尤も是等の細目に就ては交渉の餘地あるものと思はれるが兎に角買収の申込に對する應諾を至急に承り度し。

依て穴水專務は至急株主總會を開くことを約して辭去了した。序ながら會社の本社所在地のことと述べて置く。本社は大正五年三月迄函館市末廣町に在り創立以来多年何の不都合もなく経過して來たのであるが、丁度電車軌道内鋪裝問題の喧しい當時又次で事業買収問題に當面しようとする時期に突然東京市京橋區銀座西

契約の法律上の效力及び履行に關しては多くの疑義を有するも其法律上の問題如何に拘はらず經濟上相當の價格なるに於ては御買收に應すべしに付此際市の買收價格を明示せられたく之を基礎として交渉すべし、又添付申入の報償金に關する暫定措置は前記の交渉經過に關聯するものに付き今日直ちに應諾し難いと云ふのである。

買収價格の交渉

ると云ふのでないから、専務取締役は取締役會の委任なき限り買収交渉の代表權限を有するものと見ることが出来ないので其手續を取つて正權限者となることを要求した。之は十一月三十日である。

に放送せられたる報償契約無効論と回答前段とを併せ考へるときに契約無効論を前提とする様である。依つて市長は上京して會社に就き十一月十八日附の回答は大正三年一月十九日附の契約即ち所謂報償契約の効力を否定するものなるか否かを確め、萬一會社の主張が契約無効論にあるならば先づ契約に基く買收權の有無を決定する手續を取ることが先決問題であるから此點明瞭なる確答を要求したところ其要領は、

を否定するものなるか否かを確め、萬一會社の主張が契約無効論にあるならば先づ契約に基く買收權の有無を決定する手續を取ることが先決問題であるから此點明瞭なる確答を要求したところ其要領は、
會社ハ契約ノ效力ヲ否定スルモノニアラズ。尤モ效力ニ付テハ當方ニ於テ疑義ヲ存スルモ、二十年來履行シ來リタル契約ナルニ付キ其精神ヲ尊重シ、他ノ縣市ニ於ケル買收ノ振合ヲ參照シ、誠心誠意ヲ以テ妥當ナル協議ヲ遂ゲ公平ノ取引ヲ爲シタキ考ナリ。

ら反省を求めて買収價格と賣渡價格とを同時に提示することを約束させた。

蓋し商品は値段附けあるのが通例であり、買手は品物と代價とを比較考量して購買するや否やを決するのである。又非賣品而も他人が大切にして所持する品物の譲渡しを請ふ場合は買手より値段を提示して賣渡しを請ふことを常識とするが、今回の取引は以上の場合と異り市には契約に依りて買収する権利があると同時に會社は賣渡しをなすの義務がある。義務ある以上は豫め賣渡價格を調査して置き買主の要求に對し之を提示するのは正に理の當然である。買主たる市から買値を提示させ之を見て諾否を定めるが如き態度は不當である。乍併、市は事理の當然を主張するのであつて買收價格の提示を躊躇するものでないから賣値と買値と同時に提示することとし、契約に對する市の解釋と會社の解釋との相違點に就ては個々に研究協議して進まば困難と見られる交渉も案外易々と解決し得られるであらうと説示し、遂に専務は承諾した。

會社側の回答の遷延

翌昭和七年一月中旬になつて何の通信もなく、依つて照會したところ、止むを得ざる事故出來して計算未了である。而も衆議院は解散せられ總選舉（二月二十日）も目撃に迫り萬事に落ち付かないから選舉終了後又豫算市會も終了の後會見した旨を返事して來た。依つて二月末市會も閉會に近いが計算書は既に作成済かと照會したところ上京を待つと云ふ返事である。然るに市會は大分承引き三月下旬漸く終了し引續き彌吉助役が上京する用件が出來たので序を以て念の爲め調査書の成否を確めると計算書出來に付上京を待つと云ふ返辭である。依つて四月中旬上京して會見したところ計算書は出來て居らぬと云ふ。餘りのことによつて

其態度を詰つたら、自分一個人としての計算は完了して居るが重役會の議を経た計算書でないと云ふ。依つて専務取締役は代表權者であるから其人の計算は即ち會社の計算である。否な少くとも重役會の計算と云はなければならぬ。其の計算で結構であるから直ちに提示せよと云ふたところ夫れが出來ない事情にあると云ふ。實は重役會で自分に代表權限を附與する決議をしたとき大川重役が代表權者は穴水専務と定めるが、事重大なるに鑑みて廉ある事項に付ては一々取締役會長藤原氏と協議して貰ひ度しと申立て一同之に賛成したのである。故に賣渡價格を提示する如き重大の問題は、藤原氏と協議した上でなければ出來ぬのである。

然るに同氏と自分とは近頃其間著しく疎隔し共に會談する機會さへない。況んや賣渡價格協議の如き不可能である。然り逆自己の専斷で市と協議を進めて最後は總會に諮る前に重役會の議を経なければならぬ。而して藤原氏は賣渡反対を主張して居り同氏系統即ち王子系統五人の重役並に中立の二人も之と同意見である

から假りに市との間に假契約が出來ても實行性のないものとなる。乍併大株主の多數は自分と大體同意見であつて目下大株主間には王子系重役の態度を非難し本問題に就て重役會は多數株主の意志を反映して居らぬから、重役會を改造し王子系から三人の重役を退引せしめ他の大株主から之を補充する議が起つて居る。此事が實現すれば重役會で賣渡價格の協議も出来るに付き暫時の猶豫を願ふ。而して其時期も遠くない本月末頃には何とか目鼻が附く見込は確實である。と云ふのである。

以上の如き挨拶は責任者の言として甚だ不都合であるけれども今更憤慨しても致方なく、寧ろ督促して重役會の統一を促進するに如がすと考へて穴水専務の懇願を認容した。當時會社に内紛のあることは新聞紙上にも表はれて居つたが此の如き程度のものではないと思つた。吾人は實に啞然たらざるを得なかつたのである。其後は日々情況監視と督促に努めたが、此間穴水専務の奔走も容易のものではなかつた。此間の消息を

然るに當時會社は未だ契約に依る賣渡價格の計算なき爲め、直ちに調査に從事するも少くとも二週間の日子を要し、時は歲末にかかるから年内の提示を猶豫して貰ひ度しと云ふので、一月十日を期限とし東京に於て會見することを約して別れた。

物語るものは穴水氏が株主に發表した五月五日の文書である。

拜啓

愈々御清勝奉賀候陳者當社對函館市買收問題ニ就テ

ハ三月初旬書面ヲ以テ得貴意候通小生トシテハ最善ノ努力

ヲ以テ株主各位ノ御負托ニ副ハシコトヲ相期シ居リ候處客

月十八日坂本函館市長來社相成夫々豫備的交渉ヲ爲シテ第

一回ノ會見ヲ終リ申候次回モ可成急速ニ會見ノ約束致シ候

ニ就テハ其以前右交渉ニ關スル事項並ニ他ノ重大條件ニ付

一應重役會ニ協議ノ必要有之客月二十一日重役會招集候處

當日ハ大川平三郎氏ハ朝鮮ニ旅行田中榮八郎氏ハ宮殿下御

案内神吉英三氏ハ病氣藤原銀次郎、高島菊次郎、田中治朗、

小笠原菊次郎ノ諸氏ハ缺席僅ニ太刀川善吉氏、小熊信一郎

氏及小生ノ三名ノミニテ何等協議出來不申依ツテ不參重役

ニ對シ其都合ヲ問合セタルモ一向要領ヲ不得候ニ付已ムヲ

不得翌二十二日繼續重役會ヲ招集セルニ田中榮八郎氏、太

刀川善吉氏、小熊信一郎氏及小生ノミニテ他重役（大川氏

朝鮮ヨリ歸京セズ神吉氏ハ病氣、藤原氏、高島氏、田中治

朗氏、小笠原氏）ハ缺席不參ノ爲メ又協議不能ト相成候

右様ノ如ク買收問題交渉開始ノ重大時期ニ際シ代表取締役

函館市長ト四月十八日會見以後ノ經過顛末ハ前記ノ通りニ

決 議

當今社ノ現重役ハ一派ニ偏重セル結果重役間ノ一致ヲ缺ケ

ルニ付小生個人ノ立場ニ於テ客月二十八日大株主會ヲ招集

シ前記事情ヲ説明シテ大株主ノ意見ヲ相訊候處大株主ヨリ

左記ノ決議書提出セラレ候

右本日開催ノ大株主會ニ於テ全員一致之ヲ決議ス

昭和七年四月二十八日

函館水電株式會社出席大株主三十名署名

右ニ對シ各月三十日重役會招集セルニ、當日ハ大川氏、田

中榮八郎、太刀川氏及小生ノ四名ニテ他重役（藤原氏、高

島氏、小熊氏、神吉氏、田中治朗氏、小笠原氏）ハ缺席不

參ニ付更ニ本月二日繼續重役會招集セルモ前記四氏以外ハ

依然不參缺席ノ爲メ協議ノ方法無之斯クテハ數回之ヲ反覆

スルモ重役會開會ノ見据相付不申候

函館市長ト四月十八日會見以後ノ經過顛末ハ前記ノ通りニ

昭和七年五月五日

函館水電株式會社專務取締役

株主 殿

穴水 熊 雄

此の文書は王子系擊退の砲火であつたが間もなく藤原氏を始め其系統に屬する重役は連袂辭職した。次で

大川氏、田中榮八郎氏、小熊氏が相次で職を辭した爲

め重役は太刀川、穴水の二氏となり法定數を缺く結果

重役の補充選舉をする必要が起つた。而も早くさせる

必要があるので督促して臨時總會を招集させることと

し、其期日を六月四日として五月十九日に通知が發送

されたので一時歸國することにした。

猛烈な委任狀争奪戦の後行はれた六月四日の重役選

舉は大株主の團體なる函電會の勝利に歸し、穴水專務の希望した通り石津龍輔氏、渡邊又四郎氏、杉浦逸藏氏が當選し茲に穴水、太刀川兩氏を合して五名で重役會を組織することになつた。

即ち急速に買收交渉の開始を要求した處、新重役に於て賣渡價格も研究調査する必要上相當期間の猶豫を求めて來た。理由ある要求であるから希望を容れて七月初旬交渉開始を約束した。然るに穴水氏は七月に入ると脾臓炎に罹つて病臥することになり其全快を待つの餘儀なきに至つた。

會社の提示した賣渡價格 市長の提示し

た買收價格

此の如くして漸く買收交渉を開始したものは九月下旬である。二十日會社を訪問して代表權者を確めたが當日は會社の都合で具體的交渉に入らず、翌二十一より市長の旅館で協議を進めることになつた。

二十一日來訪したる穴水専務が「市長さん怒つてはいけませんよ」と前置して切り出した賣渡價格は勿驚

二千四百六十萬圓である。其内容を聞くと、

一、報償契約による價格千九百十五萬九千圓

二、神戸市が神戸電氣を買收したる標準に依り算出

したる價格二千三百八十四萬六千圓

三、地方鐵道買收法により算出したる價格三千七十

九萬五千圓

以上三者を平均したる前記二千四百六十萬圓を以て會社の事業及び物件の全部を賣渡したいと云ふのである。散々相手を待たして置き乍ら前言を翻してこんな提示をするのであるから市長さん怒つてはいけませんよと云はざるを得ないのであらう。

之に對して市長の提示した申出價格は會社が事業の一部を殘存することを欲せぬ希望を諒として單に電氣事業に止まらず一切の事業及び物件を買收することとし契約第十條の算定標準に従つて一千二百四十一萬餘圓である。

此會社側の申出價格は報償契約を基準とすると云ふ前年末の約束を裏切つたものであるから會社の眞意である。

六年九月末現在の會社の資産である。其後の増加した資産は別勘定であるし借入金、清算費の如き他の買收例を參照して道理ある解決に俟つべきである。要は此際株主も德義を重んじ損失なき程度を以て満足し大儲けを爲さんとする妄念を捨てて貰ひ度い。市も亦不當に利得を貧らんとするものでないから交渉は法律、經濟の條理常識に訴へ公正なる落所を求めるに努めようではないか。兎に角契約に基て交渉を進めるのになれば交渉決裂の責は會社が負はなければならぬ道理である旨を告げた。

終に専務は再考を約したが數日後齎らした提案は何等異なるところがない。専務は衷心忸怩たるものあるが對内關係から右の主張を因執する様に察せられた。

暫く機を轉じて會社の所謂契約に依る計算を質問することにした。夫れによれば五ヶ年平均の相場に株式總數を乗じた金額千二百八十六萬八千圓の外借入金四百萬圓、未拂配當金六、〇一九圓、假受金四八、八七三圓、未拂金四四、五六〇圓、社員積立金一〇四、六

もあるまい。既に買收の申込をした時から會社の都合で一年餘を経過して居る譯であるから化粧立ちは廢して卒直に賣渡價格を提示して貰ひたい。會社の主張する報償契約に依る計算千九百十五萬九千圓も解し兼ねるが兎に角契約上の計算ならば二千萬圓でも二千五百萬圓でも宜しい。之を取つて交渉の對象とすることは出来るが他の二つの標準を取入れることは何としても出來ない。之を取りれる理由がないと難詰したところ専務は再考すると云うて歸つた。

然るに翌日再考の結果だと云ふて持つて來た價格は地方鐵道買收法による計算金額と神戸市が神戸電氣を買收したる標準に依る計算金額とを平均し、其平均價格と契約に基く計算金額との平均即ち二千三百二十四萬圓だと云ふのである。此主張も前日同様何等因縁のない標準を拉し來つて報償契約を基準とする約束を躊躇するものであるから再考したとは認められない。

尤も市の申出價格一千二百四十一萬一千圓は法規の解釋としては正當と信ずるが之を以て買收するのは昭和

〇四圓、清算諸費一、五四八、〇〇〇圓、契約満期後社内に留保したる積立金其他三三三、六二五圓、貯藏物品二〇六、七七一圓、計六百二十九萬一千餘圓、合計一千九百十五萬九千圓なることが明かとなつた。此小計六百二十九萬一千餘圓の中には買收代金に組込むこと全然不能のものもあれば又考慮の餘地あるものもある。又株價の計算方法も失當であると考へらるゝけれども會社が根本に於て反省せざる限り枝葉問題を争つても無益と考へたから質問だけにして打切り更に最後の反省を求めた。此時に於て専務は「唯々三文でも高く賣つて他の有利事業に轉換する必要があるから御要求に應じ難し」と云ふ挨拶である。

會社側報償契約の無効を主張す

依て會社は報償契約を無効視するのかと問ふと、結果「左様だ」と答へたから然らば契約の効力争をしようと云ふことになり、契約第十一條に依り協議委員各二名を選定することを約し、且つ九月二十一日以來茲に至る迄の交渉顛末要綱を覺書とし相互一通を所持す

ることを提言した處、何故か交渉頤末要綱に調印することを肯じない。是は九月三十日のことである。

爾後數回會見を重ねて漸く十月十三日に至り左の覺書を交換した。此十三日間は會社重役間に覺書調印を廻つて議論が戦はされた。何處迄も誤魔化しで進み調印を拒まんとする太刀川氏と、道理に責められて止むを得ず調印せんとする穴水氏との間は終に激論が行はれ、太刀川重役は席を蹴つて退席したと傳へられて居る。

覺書（昭和七年十月十三日）

函館市長ハ函館水電株式會社專務取締役ト函館水電株式會社ノ事業買收ヲ成立モシムル目的ヲ以テ昭和七年九月二十日以來十月十日ニ至ル間屢次ノ會見ニ依リ協定ニ努メタルモ相互ノ主張ハ不幸ニシテ一致スルニ至ラズ仍テ別個ノ方法ニ依リ問題ノ解決ヲ計ラザルベカラガルニ至リタルヲ以テ會談ノ要領ヲ摘記シ後日ノ参考トナスタマ兩代表者署名シテ各一通ヲ所持ス

一、賣買契約ニ關シ坂本市長ハ市ヲ穴水專務取締役ハ會社ヲ

代表ス

一、市申出價格　會社事業及物件全部ニ對シ金一二、四一、七一九圓五七錢

格ヲ金三四、六〇〇、四八〇圓八九錢トス

但シ大正三年一月十九日附契約ニ依ル計算價格ハ金一九、一五九、五〇八圓二五錢トナルモ會社側ノ研究ニ依レバ契約效力ニ關シ疑義アルヲ以テ此計算ノミニ據リ難キニ付

神戸市買收價格ノ標準ニ依ル算出額金二三、八四六、〇〇

〇圓六八錢及地方鐵道法ニ依ル買收價格金三〇、七九五、九三三圓七四錢トノ三者平均價格金三四、六〇〇、四八〇圓八九錢ヲ以テ賣價トシタリ

一、市長ハ會社ノ主張ガ屢次ノ折衝ニ依リ大正三年一月十九日付契約ノ效力ヲ否認スル爲生ジ來ル結論ナルガ如キヲ以テ右契約ノ效力ヲ否認スルモノナルカ否カヲ會社代表ニ確メタルトコロ會社代表ハ一部専門學者實際家及株主間ニ異論アリ結局契約ノ效力ニ關シ疑義アルヲ以テ契約ニ依テ賣買談ノ成立セシムルコト能ハザルヲ言明シ尙ホ會社ハ本問題ノ重大ナルニ鑑ミ充分熟議スル爲報償契約ニ據ラザ

ル委員ヲ設ケ協議スルコトヲ提議シ市長ハ之ヲ拒絶シタリ
一、依テ大正三年一月十九日附契約ノ效力ノ有無ヲ定ムルヲ先決問題トスルコトニ意見一致シ當事者相方ハ契約第一條ニ依ル協議員各二名ヲ直チニ選定スルコトニ同意シタリ
會社側では從來契約に對して疑義ありと稱し極力契約に依て交渉することを避け自由協議による交渉へと誘致を試みた。若し正面から底意を露はして契約無効を主張すれば直ちに社會の輿論と市民の反感を買ふことになるから誤魔化しで進み、價格不調と云ふ口術で買収を逃れようと計畫したのである。然るに契約第一條の協議委員に裁定を托すことになれば、勢ひ會社は契約無効の申立をしなければならぬから此途に就くことを厭ふのである。故に覺書の四項に第一條に依らざる委員會を開かむことを會社側から提議し、市長は之を拒絶したりと云ふ一句を插入することを要求した來た。之は幸にして市長が此提議を容れて呉れれば買収交渉を自由協議に依る道に引張り込み問題の解決を遷延させようし、又拒絶すれば會社が圓満協調を

函館市の函館水電買收問題の經過

故に當時函館に於ても會社側の宣傳に乗つて市長は越權行爲をしたと云つて市長攻撃をした者もある。乍併考へても見るがよい。函館市會は報償契約に基きて函館水電株式會社の經營する電氣事業を買收する決議を爲し此決議に依つて買收の申込みをしたところ、會社は二十年來遵奉し來つた此契約を而も此契約の爲めに多大の恩惠を蒙つて置き乍ら自己の都合の爲めに無効であると言ひ立て市の申込を一蹴したのであるから此不當な態度を匡正し契約を有効なりと認めさせるのが當然の手續である。而して之は結局訴訟に依つて解決するの外仕方ないかも知れないけれども協議委員の仲裁判定を経ることが契約に規定されてある上は訴訟をするにしても、先づ以て第十一條の協議委員を選定して其判定を受けることが必要缺くべからざる手續であり、又此第十一條は要するに第十條（買收豫約）を實行する手段であつて第十一條に依る買收も亦第十一條の買收に外ならないのであるから急速に此協議委員を選定するものが市に取つて有利なのである。之に對し

十月十八日夜前記四氏の外函館市長も水電會社專務取締役も出席して各其主張を述べて善處を希つた。此會合を第一回の會合とする。次で協議委員會の要求により市も會社も申立書を提出した。（市及び會社の申立の趣旨及理由は第三節訴狀證據方法甲第三號證の一及び二參照）

會社の主張する無効論は會社が編輯した報償契約無効論萃集を臺本として會社の顧問辯護士たる猪股博士が辯じられたもので、要するに從來世上に流布されて居る無効論の範疇を出ないものだつたそうである。即ち報償契約の規定は大部分公法關係の事項を規定して

居る公法關係の事項を私法上の契約で律する契約は無効である。假りに一步を譲つて本契約を當初有効であるとしても、本契約は大正三年一月の締結であり其後大正九年四月一日から道路法の施行せられた結果無効となつたのである。其譯は從來市の管理に屬して居つた道路は道路法施行の結果國家の行政廳たる市長の管理に屬することに變更され、公共團體たる市と道路とは何等交渉なきものとなつた。從て道路は契約の範圍から逸脱したものである。

而して契約上市の義務の主要部分は道路の獨占使用を承諾することであるけれども市は此義務を履行することが出來ない。即ち法律上履行不能となつた。故に契約の主たる目的は道路法の施行に因り之を達し能はざるに至つたから本契約は當時當然効力を失つたものであると云ふのである。

無効論の誤

古來泥棒にも三つの理由ありと言慣らされて居る。物事に理窟を附ければ如何にもつくであらうから怪む

に足らないが、此報償契約無効論の如きは學者が閑暇にあかして空理空論をすると見れば學理の研究上裨益なしとは言へぬけれども苟も之を社會の實際問題に當嵌めては危險である。現に全國多數の都市が公益的企業を經營する會社との間に報償契約を締結して居る。道路法が議會に法案として出た時衆議院で議員の質問に答へた床次内相の答辯の要領は次の如きものであった。

(前略) 報償契約ト云フモノハ大體如何ニ考ヘルカトイフオ詰デアリマスガ、是ハ今日モ各地デ行ハレテ居ルヤウデアリマスガ、大體ハ今日マデノ慣例ニ依ルコトガ宜シイト思ツテ居リマス
此法規ノ上カラ申セバ道路法ノ二十八條ニ「管理者ハ交通ヲ妨ゲザル限度ニ於テ道路ノ占用ヲ許可又ハ承認スルコトヲ得」トアリマスカラ其時分ニ此問題ガ自然起ル大體ハ從來ノ慣例ハ認ルガ宜シイト思ヒマス云々

此内相の答辯は法律論として權威あるとは言へまいが責任ある政治家としては少くも斯く言はざるを得ない

いのである。而も道路法施行後も報償契約が多數締結されて居る。而して締結者は何れも有効と信じて現に之を實行して居る。

無効論は此現存事實を虚無のものとするのであるから極言すれば社會秩序の破壊を企つるものであつて其社會に對する危險性は正さに共産主義の主張と譲らぬ底のものである。道路法施行に因る失効説の論者は市道の管理者が市と云ふ公共團體の代表者たる市長から國家の行政廳たる市長に變更され、市自治體は道路とは何等交渉なきものとなつたと云ふけれども夫れは一片の空理である。道路を修築する實際の責任者は今日尙ほ市自治體であり又市道より收納する使用料又は租稅は市自治體の收入である。市と道路との關係は道路法施行の前後に於て何等變つたものがない。唯強て相違點を求めれば道路に關する事項の命令又は處分にて道路法施行前には單に何々市長なる文字を用ひたのを施行後は道路管理者何々市長と書くに過ぎない。

故に協議委員會の第四回會合に於て渡邊協議委員は

左の如き提唱をしてた。

本契約ノ法律上ノ效力ノ有無ニ關シテハ松本猪股兩協議委員ニ於テ已ニ陳述セラル、處アリタリ。今ヤ法律論ヲ離シテ考フルニ本契約ハ兩當事者ノ完全ナル合意ニヨリテ締結セラレカラザルノミナラズ之ヲ訴訟ニ争ヒ會社ノ勝利ニ歸スルコト件ヲ法律問題トシテ争フコトハ國民思想上ニ及ボス惡影響渺茫盛ナルト同時ニ資本主義反抗ノ思潮勢ヲ加ヘツツアル際本件ノ價格交渉中突然會社が契約ノ無効ヲ主張スルハ當識アル者ノ諒解ニ困シム處ナルベシ。殊ニ近時電氣事業ノ如キ市民共同ノ生活及利害ニ深甚ノ關係ヲ有スル獨占的事業ノ公營ミテ其價格交渉中突然會社が契約ノ無効ヲ主張スルハ當識アル者ノ諒解ニ困シム處ナルベシ。殊ニ近時電氣事業ノ如キ市

件ヲ實質上大ナル不利ヲ招ク結果トナラム。市モ此際買收ヲ實行セムトセバ近時インフレーションニヨリ經濟界ハ大ナル

アリト假定スルモ市民及輿論ノ諒解ヲ得ザルニ於テハ會社ハ却テ實質上大ナル不利ヲ招ク結果トナラム。市モ此際買收ヲ

變動ヲ來タル事情ヲモ考慮スルノ要アルベシ就テハ契約ノ

效力問題ヲ決定スルニ先立チ一應兩當事者ノ出席ヲ求メテ問

題ノ實體タル買收ノ圓滿ナル進行ニツキ考慮ヲ促シ懇談ヲ遂

グルコトニ致シタシ

と論じ、各協議員會議の上本協議委員會に於ては本契

約の有効無効の決定をなすことを暫く措き、具體的買收價格の決定に付ても評議を爲し得るやう申立の趣旨を擴張するの意思なきや否やを兩當事者に對し確めることになり、渡邊氏は市に對し貞氏は會社に對して各照會することとなつた。

右に對して市長は左の如く回答した。

報償契約ニ基ク權利ヲ拠棄シ自由協議ニヨリ價格ヲ定ムルコトハ市トシテハ不同意デアル。從テ無條件ニテ價格ノ協定ヲスルコトヲ委員會ニ御願スル譯ニ行カヌ。又報償契約ノ範圍内デ價格ヲ決定シテ貰コトナラ宜敷キ譯デアルガ、市會が買收案ヲ議決シタ際ニ希望條件ヲ議決シテ居り買收價格決定前ニ市會ニ諮詢ツテ吳レト申シテ居ルカラ先づ市會ニ於テ市ノ承認シ得ル買收價格ノ最高限度ヲ定メテ置キ、其ノ範圍内デ決定スル様市ノ選定シタル協議委員ニ御願ヒスル必要ガアルト考ヘル。乍併此手續ヲ取ルト協議ノ内容ハ直チニ會社ニ漏れル虞ガアリ結局腹案ヲ會社ニ示シテ交渉スルコトナリ市ニ取ツテ不利益デアルカラ之レサヘ出來ズ故ニ委員會アリムの買收價格ノ決定ヲスルニ付キ當事者ノ申立擴張ニ依ル委員會權限上ノ評議トセズ協議委員任意ノ評議ニ依リ一致點ニ到

る。こんな手合に何が買収など出来るものか、市長は強く當つて来るが所謂銃後の後援がない。否な新聞は純の取り様で盛んに市長攻撃をする。又訴訟を起すなどと云つても財政の行詰つた市に何で訴訟が起せるものか。印紙代だけでも四萬圓近くかより種々の費用を合せれば六七萬圓もかる。そんな金は何處から出す。故に會社は當らず觸らずに自己の主張を通してさへ行けば終には市の方から閉口して来るに違ひない。ナニ市長も暮には任期満了だ。そうなれば無論問題解消である。否な其以前にも此方の考へ様では彼を退去させて了ふことも出来よう。

斯様な宣傳が重役の意を迎へる地元の社員の皮相的な報告と共に會社内に行はれて重役や大株主の頭脳を支配して居るのである。乍併函館市民は果して個人主義者のみであり將來の事をも考へぬ沒分曉漠であらふか。又市の重大問題に無關心なのであるか、否な此の如き觀察は皮相の見解であらねばならぬ。市が買收せんとする事業實體は有利確實で市民將來の福祉増進の爲めには申分なき資格を持つて居り、今日此機を逸せず強く進めば報償契約に依て有利な買収が出来ること

は承知し乍らも當局者の交渉を諱視して居るのである。於茲が殘されたる手段は訴訟だが訴訟提起には市會の決議を要し而て當時市會の状勢を見れば訴訟提起の原案は或は否決の運命に逢着するかとも思はれる。萬一左様なことあつては申譯なしと考え市民大衆に對して警鐘を鳴らすことを決意したのである。

從來電氣事業買収問題は市會に於ては屢論議せられたけれども議事に與つたものが巷間で勝手な宣傳をするとのと新聞記者が舞文曲筆するので事件の真相が市民に理解されず昭和六年春頃より約二ヶ年間市長は讒誣中傷の的となつて居つた。實に函館では函館夕刊と云ふ地元の豆新聞と東京朝日、東京日々及び讀賣新聞だけが事實の報導をして呉れるだけで他は何れも市長に不利な記事を掲げ中には人身攻撃を其職とするものさえあつた。

市民運動の擡頭——第一回市民大會

依て先づ市吏員五百餘名を集めて函館市の電氣事業

買収問題を解説し引續き市内外十六ヶ所に毎夜四五時間に亘る單獨講演を試み買収せむとする事業實體、何故買收せんとするか、何時如何にして買收せんとするかに就て熱心解説を試みたところ、幸なるかな毎夜満員の盛況にして十數名のファンは隨處聴衆に加はつて内容を殆ど暗記するものさえ生ずるに至り長く靜觀したる市民は蹶起して市長の言説を支持し市長攻撃に没頭するものに對し御札付議員若は御用新聞の名を冠するに至つた。殊に二月七日東京に於ける協議委員會が第七回會合を最後として契約の有効無効に付き意見岐れ最後の一人を選定して裁定を計ること亦不可能となつたと聲明したことを知るに至つて市民蹶起の動向顯著となり、續て各町は町民大會を開き終に電氣料値下、市民權益擁護期成同盟會の結成となり、或は水電膺懲聯盟の躍進となり、市民權擁護の氣勢鬱勃として漲り、演説會、町民大會盛に行はれ三月十五日には第一回市民大會を開いて左の事項を決議した。

決議

函館市の函館水電買収問題の經過

- 一、函館水電株式會社ヲシテ電燈料二割動力料二割五分ノ値下ヲ即時斷行セシムルコト
- 一、報償契約（大正三年一月十九日附契約）ノ履行ヲ要求シ市並ニ市民ノ權益ヲ確保スルコト
- 一、若シ公職者ニシテ水電會社ノ横暴ヲ擁護セントスル者アルトキハ直チニ辭職ヲ勸告スルコト
- 一、現下經濟界ノ不況ニ鑑ミ減燭減燈又ハ休燈スルコトヲ各自發的ニ實行スルコト
- 一、前記ノ目的ヲ貫徹スル爲メ最善ノ努力ヲ以テ邁進スルコト

右の決議は大會散會後直ちに實行委員の手に依て會社に提示され三月二十五日を以て回答期限とした。

市民が報償契約の履行を迫ると共に電氣料値下を要求するには沿革がある。會社が大正九年の料金値上申請以來昭和二年市よりの値下要求に至る迄の経緯は第一節に述べた通りであるが會社に一向公共的のサービス

スをする意思がないので終に昭和六年二月市會の決議を以て電燈料二割動力料二割五分の値下を會社に向て要求したのである。然るに會社は經濟に餘裕あり又大正十一年の條件あるに拘らず市の値下要求に應諾しない。之は誠に不都合とは思ふが一方買収交渉の圓満進行を希望する念慮から値下要求を強調することを差控へて來たのである。併乍會社が報償契約を無視して買収交渉を應諾せざる横暴を敢てするに及んで、一方契約の有効を主張して市民の權益を擁護すると共に當然要求すべき電氣料金の値下を強調するに至つたものである。期成同盟會が電氣料値下と市民の權益擁護とを併せて主張するのは此の如き事理明白な沿革あることを知らなければならない。

訴訟の提起

更に三月二十五日には市長は正副議長と共に會社に專務取締役を訪ひ市民現下の意嚮を詳述し會社の誤認に就きて反省を促し一、契約を無効なりと主張する會社の態度を改めざるに於ては直ちに訴訟の提起となり

は相當額でなければ示談に應じ難き旨回答して居る、而して高水寄附金の取纏め時期も切迫し居る際なるに付至急其額を明示せられたし、而して最後の寄附金問題は四月五日迄猶豫すべきも他の諸項は少くとも三月末迄に回答せられ度しと述べ、専務は可成取急ぎ回答すべきことを約した。

然るに會社は回答を遷延して四月十七日大株主會を開きたる上回答すべき旨を通告して來た。依て先づ四月十四日市會は全會一致を以て訴訟提起を決議して大株主に對し市民決意の程を示し頑迷な重役の態度を匡正させる資に供したのであつたが、大株主會は何等省るところなく重役の行動を是認したから止むことを得ず訴訟を提起することになつた。而も尙ほ會社は大株主會直後市に致すべき回答を延引し其間市の出訴を妨げようとする行動を取つて居つた。

四月二十八日市は東京地方裁判に對し訴狀を提起した。訴狀及續て行はれた準備手續は之を一括して第三節として轉録するのを讀者に便なりと考へて左様にし

一方會社對抗の運動は猛烈となつて憂ふべき事態を現出するであらうから此際更に再考ありたきこと二、電氣料金の値下は沿革に基く要求にして最近突發の要求でない、現行料金の高率なること會社の經濟狀態良好なる現狀とに照し市の要求通り値下げすること三、專務取締役は昨年五月市の營造物工作物に供給する電氣の料金を從來通り一般料金より二割引することを承諾しながら其手續を取らざる爲め營業所は之を知らず、爲めに料金支拂上支障あるに付き速かに約束の手續を取られたきこと四、會社は軌道内の舗裝を昭和五年九月無條件にて實行することを聲明し乍ら今日尙ほ大約三分の一未了なり、速かに聲明を實現すること五、今會社現在の電氣供給能力は需要量に對して不足なるを以て速かに發電能力を増大する計畫を立てられたきこと六、報償金滞納額に對し專務取締役は高等水產學校建築費中に相當額の寄附金をするから之を以て報償金問題を解消し度き旨昨年十月當方に對し示談申込をなしたるも未だ其の寄附金額を明示せず、當方に於て

た之に依て原告被告の法律論を對比し得る。

第二回市民大會

五月六日第二回市民大會が開かれ左の事項を決議した。

函館水電株式會社ハ去ル三月十五日開催シタル第一回市民大會ノ決議ニ對シ約二ヶ月ヲ經過シタル今日ニ至ルモ何等ノ回答ヲナザルハ市民ヲ侮蔑スルモ甚シク其ノ不誠意ト暴戾ハ吾等ノ忍ズ能ハザルトコロナリ
依テ全市民ハ益々結束ヲ固ウシ左ノ方法ヲ實行シテ會社ノ反省ヲ促スモノナリ

實行方法

一、各自ノ電氣料金ハ金額要求ナラバ問題ノ解決マデ之ヲ水電會社ノ集金人ニ渡サザルコト
二、各町ハ速カニ自警團ヲ組織シテ火防上保安上警戒ヲ嚴重ニスルコト

三、各自ハ滅燭減燈ヲ一層勵行スルコト

あるけれども、文面を見て如何に誠意なきかが判明するであらう。

函館商工會議所の決議

以上の決議は第一回市民大會の決議と共に着々實行せられて所謂會社の御用新聞は讀者激減し、會社の集金は三月分以後非常の減收を來たした、自覺せる市民が期成同盟會と歩調を一にする事を誓つたもの二萬數千戸を算するに至つた。

五月十三日附で會社は左の回答を送つて來た。

拜啓 陳者去ル三月二十四日御來談ノ事項中大正三年一月十九日付契約確認ノ件ハ貴下ニ於テ訴訟御提起相成候今日ニ於テハ御回答ノ必要モ有之間敷ト存シ候ニ付改メテ御回答不申上候電氣料金値下御要求ノ件ハ御承知ノ通リ料金ノ制定ハ總テ監督官廳ノ査定ニヨリ認可ヲ受ケ居り候上他會社ノ料金ニ比シテ別段高率ニ無之候間折角ノ御申越ナガラ此際御要求ニ應ジ兼ネ候尙他ノ諸件ニツイテハ何レ適當ノ機會ニ於テ御諒解ヲ相得度存居候右不取敢得貴意候

四月十七日大株主會で回答は決定して居りながら態々遷延して其間暗躍を試み裏をかかれて止むを得ず出して來た回答であるから變なものであることは當然であるから變なものであることは當然である。

會社側の聲明

六月會社は謹告と題して次の如き文書を頒布した。

冗長に亘る虞あれども其主張が面白いから之を掲載することとする。

謹 告

函館市と弊社との間には先年來事業買収の交渉が開かれ居りましたが今回坂本市長殿は突如弊社に對し権利關係確認の訴訟を御提起になりました。依つて弊社も已むなく是れに應訴の手續を執らなければならなくなつたことは返へす返へすも遺憾に堪へないのであります。就ては此際本件の經過並に其實相を述べ、弊社の意圖を披瀝して各位の御了解を得たいと存じます。昭和六年九月三日函館市長殿より弊社事業買収の御申込がありましたので弊社は同年十一月十八日附を以て相當の價額ならば買収に應じます旨御返事申上げたのであります、然るに愈々交渉を開始致しますと、市長殿の御意嚮としては義に大正三年一月十九日附會社が函館區の道路を使用する爲めに區と會社との間に締結しました契約を絶対的のものと御斷定になり、獨自の御見解の許に極めて御無理な評價なをさしまして弊社の全資産額金壱千五百四萬餘圓に對して金壱千貳百四拾壹萬餘圓にて譲渡せよと御要求になりました。其上約參百七拾萬圓の借入金は全然會社の負擔であるとの御主張であります。是では結局僅

によつて評價する事は到底許されぬ事でありますから、世間並の値段で圓満に協定する爲め市の御申出に對しては徒らに法律問題に拘泥せざ誠意を以て御相談に應じやうと思ひまして、他に多くの實例もありますが其内比較的標準となるもの選び、夫等の條件をも參照して弊社譲渡價額金貳千四百六拾萬餘圓と申出たのであります。其算出の根據は左記の通りであります。

一、弊社申出價額

會社事業及物件全部に對し今回の賞渡價額金貳千四百六拾萬四百八拾圓八拾九錢

但大正三年一月十九日附契約に依る計算價額は金壹千九百拾五萬九千五百八圓二十五錢となります。前述の通り契約の效力に關し幾多の疑義がありますので此の計算のみに據ることが出來ませぬから公共團體買收に最も類似の多い神戸市の標準によつて算出した價額金貳千參百八拾四萬六千圓六拾八錢

地方鐵道法（國が此種事業を買收する標準となつて居ります法律）に依つて算出した價額金參千七拾九萬五千九百參拾參圓七拾四錢

以上三者平均價額は前記の通りであります。

同じ大正三年一月十九日附契約に依る計算で市の御算定と會社の算定價額と双方の主張に非常に懸隔がある事は一見不可解

に思はれること、存じますから其理由を簡単に申述べます。

元來前記契約第十條の價額は市が會社の事業財産を買收するに當つて、株主には時價相場の代金を支拂つて株式を引取る意志を表示したもので、坂本市長殿の御主張の如く株式の平均價額に總數を乗じたものを以て市に引渡し借入金解散諸費用等は其内から支拂つて殘金の分配を株主が受くるといふが如きなりません。是れは法曹専門大家の殆んど一致した意見であります。試みに其代表的の意見として先般市に選定された協議員法學博士松本惠治氏と、今回市の権利關係確認訴訟の辯護士となられた法學博士岩田寅造氏の御意見とを記述致します。

松本博士の御意見によれば（大阪電燈株式會社と大阪市との契約條項に關する鑑定意見に據る）

假ニ會社事業全部ノ買收ヲ有效トセハ會社ノ社債其他ノ債務ハ市ニ於テ之ヲ承繼スヘキモノタルコト明瞭ナリ

(一) 営業全部ノ譲渡ノ場合ニ於テ譲受人ニ於テ債務ヲ承繼

スルモノト推定スヘキコトハ大審院判決ノ認メタル所ナリ
(二) 買收ニ關スル條項ハ株式平均相場ノ總和又ハ利益配當平均額ノ二十倍ヲ以テ買收價額トスルモノナルヲ以テ債務カ市ニ承繼セラレサルモノトスレハ會社株主ハ右金額中ヨリ莫大ナル債務額及解散費用ヲ控除シタル殘額ノ分配ヲ受

クルニ過キサルコト、ナリ奇怪極ル結果ヲ生スヘク此ノ如キ契約ハ常識上思惟スヘカラサルナリ

岩田博士の御意見は（大阪電燈株式會社と大阪市との契約條項に關する鑑定意見に據る）

(前略)代償算定ノ標準ヲ券株ノ相場ニ據ルコト、ナセリ而シ

テ株券ノ相場ハ會社ノ貸方及借方ノ双方ニ屬スル一切ノ資產ヲ綜合精算ノ上始メテ算定セラル、モノナルカ故ニ貸方、借方ニツトモ之ヲ引繼クニ依り始テ株券相場ヲ以テ算出セル價額カ相當ナル代價タルヲ得ル理ナリ、若シ其負債ニ屬スル部分ヲ除外シ、單ニ貸方ニ屬スル部分ノミヲ引繼クモノトセハ株券相場ニ依リ代價ヲ算定スルコトハ其意義ヲ失ヒ買方ハ不當ナル利益ヲ得ル結果ヲ生スヘケレハナリ

と申されて居ります、他に種々理由もありますが此點が兩者の

價額に多大の差異を生じた主な原因であります、今假りに弊社の借入金が千五百萬圓であるとしましたなら、弊社は市から千貳百餘萬圓を受取つて、如何にして三百萬圓の不足を支拂ふ事が出來ませうか、各位は弊社の主張の妥當なる事を、御理解下されたことゝ信ずるのであります。

此價額を最近に賣買契約の成立しました東邦電力株式會社の下關市及其附近町村に於ける、電氣事業の總資產額金八百餘萬圓のものを、金壹千五百參拾萬圓で山口縣に譲渡した實例と比較しますると、弊社の申出價額は寧ろ安い事を御了解下さる事と存じます。

然るに坂本市長殿は弊社の申出には全然耳を傾けられず、所謂市の申出に應じないなら直に仲裁判断契約に依る協議員會にて該契約の效力の有無を決定せん事を唯一途に主張されました。弊社は此際尙ほ他の方法によつて圓満に交渉する事を提議しましたが、市長殿は全然是れを肯ぜられぬ爲め已むなく是れに同意しまして双方から各二名の協議員を選定し其判定に俟つ事に致しました。爾來協議員各位は數箇月に涉つて熱心に御協議下さいましたが、結局該契約の效力に就いては決定する事が出来ない旨本年二月七日附御回答に接しました、既に有力な協議員

會にて御研究になつても、其效力を決定する事が出来ませぬからには、市長殿も他の方法によつて圓滿なる交渉を開始さることを期待して居りました處、却て本年三月二十四日坂本長市殿より該契約を確認するや否や速答せよとの御要求がありました、此御要求に對する回答は事極めて重大でありますから弊社は大株主會に諮つて回答する趣を御返事いたしまして四月十七日大株主會開催、多數大株主の意嚮も大體判明いたしましたので早速弊社の存意を御回答する事に協議中、市長殿は同月十七日附空間占用料徵收の告知書を發送され引續いて同月二十八日突然弊社に對し大正三年一月十九日附契約に關する権利關係確認の訴訟を提起せられました、弊社としては尙ほ引續き圓滿な御協議を遂げたいのであります、市長殿から如此訴訟を提起された上は、己むなく法廷に於いて弊社の正當なる権利を主張するより外は致方ない事になりました、由來此種の訴訟は短時日には解決し難いもので、先年東京市と東京瓦斯株式會社との間に訴訟が提起されました際も、前後五箇年を費して尙ほ決定せられず結局和解によつて終了致しました、大阪市の電氣事業買収の際にも同じく契約の效力に就いて争が起りましたが、市は訴訟の提起は從らに莫大の經費を要し且つ多大の日子を費

しても、結局解決は至難であることを看取致し、其間或は會社の設備が需用に伴はずして市民に不便を來たす虞れがあることを慮りまして、極力訴訟を回避の上圓滿に解決致しました實例に想ひ合せますと、坂本市長殿の訴訟御提出は己むを得ざる事情があつたのでありますうが、弊社は深く遺憾に感ずるのであります。次に電氣料金値下要求であります、總て何事によらず値下運動は一般の歡迎を受けるものです、殊に電氣料金に對しては此運動は起り易いもので既に先年全國的に此運動が瀰漫し放置する事を許されなくなりましたので、此弊害を除却する爲に御承知の如く電氣料金の制定は主務官省に於て査定の上認可實施する事に定まりました、弊社の現行電氣料金も昭和七年十二月一日其筋の認可を得て實施いたして居るものであります。從つて決して不當のものではありませんし、且つ他の同業者と比較して別段高率では無いのでありますから、何れにしても此際料金の値下げをするといふことは出來ないものであります。況んや弊社が市との間に料金値下の公約があるのを履行しないかの如く宣傳して居らるゝ向があるのは怪訝に堪へないのであります、是れは全然虚構の事でありますから左様御承知を願ひます。

右様の次第でありますから會社の顧客たる各位に於いては共

存共榮の立場より又大函館市民の襟度を以て、大處高所より冷静に事態を御判断あらんことを希望致します、坂本市長殿が一部に報道せらるゝやうに料金不拂を宣傳し商取引に一種の惡習慣を作りつゝあるかの如き巷説も承りますが、それは公の秩序を維持する上に於きまして誠に遺憾とするものであります。

昭和八年六月

函館水電株式會社

市の反駁

買収交渉の事實と對比するとき其聲明の得手勝手なことを知られるけれども會社が如何に無茶であるかを明かにする爲め一々次の如く駁論を加へたのである。

會社の聲明に就て

函館市長 坂本森一

會社は此程市民各位に聲明書を配付しましたが、其所述は事實に相違して居りますから、誤解なき様此機會に一言致したいと思ひます。

會社の聲明書に依りますと先づ初めに「市長は突然會社に對して権利關係確認の訴訟を提起しましたので弊社も亦止むなく之に應訴しなければならなくなつたのは返へす返へすも遺憾に

で譲渡せよ、其上三百七十一萬圓の借入金は全然會社の負擔であると主張するのであるから、之では結局八百七十一萬圓で全事業財産を譲渡することになる、先年佐藤市長時代に會社の資産が九百六十六萬圓あつたが之に對して千四百萬圓で譲渡の假契約を締結した其後會社の資産が五百三十八萬圓増加せるに拘らず、千二百四十一萬圓で譲渡せよと強要せらるゝのは果して妥當の主張と評することが出來ませうか、公平な御判断を願ひたい」と申して居ります。如何にも道理らしい言ひ分で之で市民各位の同情を引かうと云ふ魂膽と思ひますが、實は之は以ての外の事實相違であります。

抑々市と會社の報償契約は其第十條に於て

本契約ノ有效期間満了ノ際市が會社ノ電車、電燈、動力供給ノ營業及ヒ之ニ要スル物件ノ全部ヲ買收セムトスルトキハ會社ハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

前項ノ買收價格ハ會社ノ總株數ニ東京市内ノ株式取引所ニ於ケル既住五ヶ年間ノ平均相場ヲ乘シテ之ヲ定ム

と規定してありまして此契約に基て買收する以上は其買收價格を既往五ヶ年間の平均相場に依て定めるのは當然至極のことであります、即ち此五ヶ年の平均相場は市の計算に依れば千二百

四十二萬餘圓となるのでありますから、市長は之を以て市の買収申出價格としたのであります、從て之は市長獨自の見解でも無ければ、勿論無理な評價でもなく契約自體の計算價格に外ならぬであります。

又「市長は報償契約を絶對的のものと御斷定になり」とあります。が報償契約の效力が絶對的なものでなかつたら夫は何と云ふものでありますか、大正三年一月以來市と會社の間に適法に締結されて十有八年の長い間市も會社も共に實行して今日に至つた契約の効力が、冗談や戯れ事でもあると云ふのでありますか實に奇怪な申分と言はなければなりません、即函館市は此報償契約の效力を絶對的のものと信ずればこそ數ふ可らざる幾多の犠牲を拂ひ長い間會社の搾取と横暴を忍んで契約満期の買收を只管待望したのであります、此の愈々買收の最後になつて突然報償契約を無効と稱する様な會社に之を絶對的のものと云ふのは都合が悪いかも知れませぬが、市は左様な譯には行かぬであります、殊に報償契約は獨り函館市や函館水電丈けのものではなく全國都市の大部分は何れも此報償契約を結んで市と會社の當事者間には絶對的に其効力を發揮し公然平穏に履行されつゝあるのでありますから之を絶對的のものでないと云ふ

のは左様云はなければ都合の悪い會社丈けのことであります。

夫れから「佐藤市長時代に會社の全資產額九百六十六萬餘圓に對して千四百萬圓で譲渡の假契約を締いたしました、然るに其後弊社の資產額は五百三十八萬餘圓を増加して居るにも拘らず此全資產額を前記の如く僅かに千二百四十一萬圓にて譲渡方を強要せらるゝ云々」とあります、之などは話にならない事であります、即ち佐藤市長時代の千四百萬圓と云ふのは報償契約の買收期日が未だ到來しなかつた時の話で、賣買の相談は何ものにも拘束されぬ全くの自由協議に依つたものでありますから會社は云ひ度い放題の高値を云つても或程度迄は通つたであらふし、市も亦報償契約の期限前に買取らぶと云ふのだから多少は高くとも致方がないとしたものであります、今日の買取は其様な自由協議ではありません、即ち報償契約の満期に依て確定された權利に基く契約買收であります、故に今日の場合と佐藤市長時代の場合とは混同しては相成らぬ根本から筋途の違つたものであります。

今日市民各位が「權益擁護」の叫びを放たれのも斯る自由協議では非常に高いものになるのを今日の契約満期を待つた御蔭で安く買うことが出来るのであるから此權益を我全市の爲めに

「又弊社は此際尙ほ他の方法によつて圓満に交渉することを提
會社に取つては都合が悪いからであります。
報償契約を無効とする根據で進んで來たのですから、止むを得ず契約の有效無効を争ふことになつたのであります、之は報
償契約上の主張となれば馬鹿氣な價格を主張することが出來ず
望まれないから幾度も反省を促しましたが、如何しても會社は
餘圓と申し出て翌日は二千三百二十四萬圓になると云ひ根據の
ない値引きをして來て、高いから引く安くないから引けないな
どと恰も夜店の品物を賣買する様な調子で自由協議の方途へ引
込まんとしたのであります、斯様な調子では到底公正な取引は
約上の協議に進んで貰ひ度いと申したのであります、然るに會
社は漫然三ヶの標準を拉し來つて其の平均價格二千四百六十萬

議しました云々と云つて居ますが、圓満交渉と云ふことは自己協議のことを指すのでありまして出来ない相談の值印を弄んだ揚句買収問題を流して了ふ量見なのであります。而て此所謂圓満交渉の提議は十月の十日になつて申出して來たのであります、交渉が行詰つて協議委員會にかけることに定めたのが九月三日でありますて同日は之をきめると同時に交渉内容の覺書に

均する新方法に改めたものであります。會社の算定法で行くと二十五圓株になつてから一度も現存しなかつた超過價格が出て來るので之は事實に相違する誤つた計算方法なのであります。

に引渡し、借入金解散諸費用等は其内から支拂つて、残金の分配を株主が受けると云ふが如き不合理のものではありません、從て會社の借入金未拂金及解散に要する諸費用等は全部市から支拂はるべきである事は申迄もありません。是は法曹専門大家の間殆んど一致した意見で岩田、松本兩博士も同意見であります。と云つて居るが夫れは嘘の宣傳であります、學者實際家の間には會社の言ふ様なことを主張する人もあれば市の主張と同二の人もあります、尙兩博士の説として會社が援用して居る文句は結局同一の意味であります、假りに之を兩博士の説なりと認めるにしても其意味は下の如きものであります。

即ち代價算定の標準を株券の相場に據ることとするのは株式の相場なるものは會社の貸方借方の双方に屬する一切の資産を綜合精算の上始めて算定せられるものである、貸方借方二つとも之を引續ぐに依て始めて株券相場を以て算出せる價格が相當な代價たるを得る理であります。若し其負債に屬する部分を除

調印することを要求しましたところ他の重役に話をして後調印をするから待つて呉れと申された不思議なことであります。單に交渉經過の覺書に調印することに重役間の相談が纏まらず遂に十月十日になつて契約第十一條に依らざる委員會を開いたらどうか若し不承知なら會社側より一旦其主張をした事を覺書の一項に加へて貰ひたいと申出られた、併し斯様な委員會説は當時の遷延策であることが見え透いて居るから斷然拒絕したのであるが會社は之を圓満交渉の提議と稱して居るのであります。

尙ほ會社は「報償契約上の計算にも市の算定と會社の算定とが非常に懸隔があり、其の基く所は市の主張が無理だからであつて市の主張は市自ら依頼して居る松本、岩田兩博士の意見とも矛盾して居るではないか」と云ふ様などを申して居るが之も胡魔化してある、會社は報償契約に依る計算として千九百十五との合計であつて同じ株價の計算でも市の算定と大約四十萬圓の相違がある夫は新株の平均價を比率で計算する方法を取つたからで市の第一回調書の算定法と同様であります。市では種々研究の結果此方法に誤謬のあることを發見したから超過價格を平

外し、單に貸方に屬する部分のみを引繼ぐものとすれば株券相場に依り代價を算定することは、其意義を失ひ買方は不當なる利益を得る結果を生ずることになりますと云ふのであります。

株式總數とを乗した積即ち株券相場の金額を渡すことにしなければならない、換言すれば借入金を引受ける代りに有價證券、投資會社勘定、銀行預金は勿論積立金、未拂配當金、繰越金、純益金等をも引取るべきである、會社の計算の様に借入金に加へて各種積立金其他の負債に非ざるプラスの金額迄反対に支拂ふと云ふ様な馬鹿氣な計算はない筈であります、又會社は借入金を以て當然市の負擔なりと云ふて居るが、之は一概に左様な斷定は出來ない、若し會社の云ふ通りだとすれば、電氣事業以外に多分に投資したり又は借入金を多分に配當に振當てたりして之を買收者に引受けさせることよしたら如何でありますか、會社の云ふ様に會社の借入金が千五百萬圓であるとしたら、假りに千二百四十萬圓で話が纏るとしても買値は二千七百餘萬圓になるではありませんか、左様な理不盡なことを申しても世間が認めないであります、加之借入金は契約期間満了前に未拂株の拂込に依て消すことも出來たのである、故意か過失か此手續

をせずに置いて彼は云ふのは相手を小馬鹿にして居る證據であります、乍併以上の様な事柄は報償契約を認めての上の問題で、今の會社の様に契約を認めない自由協議で來いと云ふのでは話にならない。

次に「有力なる協議員會にて御研究になつても其效力を決定する事が出來ませぬからには、市長殿も他の方法によつて圓滿なる交渉を開始さることと期待して居りました所、却て本年三月二十四日坂本市長より該契約を確認するや否や速答せよと御要求がありました云々」であるが協議委員會は有效論が二人無効論が二人で勝負がつかず岐れたので問題の内容が六ヶ敷で分明しなかつたと云ふのではない、協議委員會で決着がつかないから市の方が負けて出て自由協議で來うなものだとは隨分甘い考え方で函館には左様な腰抜けは居りません。三月二十四日に假契約を確認しなければ訴訟になりますよと、懲々念を押しに行つたのであります而も口約した回答日に回答をせず又四月十七日の大株主會が済んでも何の挨拶もなしに蔭で變なことをして居るから四月二十八日に提訴した次第であります。尙交渉の經緯に就て會社は種々と事實相違のことを宣傳して居られるが、議論は如何に詭辯を弄しても宜敷いけれど事實は

りと非難し、果ては之を以て市長の宣傳によるものなりとし、公の秩序維持に遺憾なりと申すが如き、臭い者身知らずと申すべきであります。

昭和八年六月

會社側の斷線と市民の同情消燈

斯くて會社は未收入金の増大に苦み斷線を以て應酬せんとしたが四圍の情勢上容易に決行することが出来ず懊惱した。

此間斷線の結果發生すべき危険を憂慮して松下熊楨、小熊幸一郎、渡邊熊四郎等の先輩が老軀を挺けて態々上京し會社に警告を與へたり商工會議所の岡本會頭が調停案を提示して失敗したり、牧野遞信政務次官が調停に乗出そうとして、南遞相の抑止に遭つたりしたことはあるけれども管々しければ省略することゝし終に會社は十月三十日を以て選擇的に四百數十戸を斷線し、更に引き大量断線を決行しようとするので、市民は市民運動の結果を固むる必要上續々として同情消燈の舉に出で終には其數二萬九千餘戸に及び街燈亦

虚偽のことを述べてはならない、此間の消息は穴水、坂本の兩人が最もよく知悉して居る筈であるから公衆の面前で右兩人の立會演説——と云ふと少し大きさだが當時の事實談を復習した方がよいと思つて穴水事務の御來函を申込みました、支那政府の様に事實相違の宣傳は禁物であります。尙ほ會社は最近に行はれた、山口縣對東邦電力の下ノ關の買收例などを掲げて居りますが、他所は他所の事情に基き函館は函館の事實に基くのでありますから、斯る事はまた何の用をもなきぬであります。

而て最後に訴訟のことと料金値下のこととに就て申して居りますから、斯る事はまた何の用をもなきぬであります。ですが、訴訟に就ては既に提訴の今日我々は絶対に確信を以て法の收済を仰ぐのみでありますから、之に對して會社の様な批評がましいことは嚴に戒めて避けなければならぬと思ひます。

又料金に就ては會社の誠意と監督官廳の査定に依て決せらるべきことであります、既に會社は料金に就ての沿革を無視し不誠意の限りを表明して居るのでありますから、此上は一に監督官廳の發動を希ぶと同時に市民各位は益々結束を固め以て暴慢不遜の斯る會社に愚弄せられぬ様、全市權益擁護の爲めに善處せられむことを切望する次第であります、彼自らは契約を蹂躪し乍ら料金不拂に對して商取引に一種の惡習慣を作るものな

消燈したので市内は暗黒化した。

當時予は東京に居つたので内相、警保局長及遞相を歴訪して治安維持に就き若は事業法二十八條の活用に就き夫々當然の發動を促したけれども、當時の兩大臣の認識は平民大衆と著しく認識を異にし遞相の如きに終に予と面を赤らめて論争するに至つた、茲に於て遞信省は原因の如何を論せず料金不拂を以て事業法十五條の所謂正當なる理由と認むることを明かにし又會社の配當が高率に過ぎ減價償却が不充分と認めながら一定の規準を示して配當の過大を取締らす、而も需用家が餘剩利得を需用家大衆に分配する料金値下の要求を爲せば、事業の基礎を危くすると稱して之を却け事業保護に非すして事業家保護の政策を取ることを知らしめた又内相は市内暗黒化の結果が消防隊の非常出動、各町自警團の特別服務等恰も戒嚴令下に在るが如く、人心の不安交通の障碍を生ずる等公安を棄り公益を害する事實あるに拘らず、道廳長官の報告なりとして公益侵害の事實無しと強辯して知らぬ顔をして居り實相

取調の爲め官吏を派遣して呉れと懇請しても肯諾を與へないで却て市が訴訟提起の財源として、徵收せんとし合法的手續に依て賦課したる空間占用料を以て突飛なる徵收となし、予を以て狂人視するに至つた而も何ぞ知らん翌十年三月六日行政裁判所第二部公庭に於て原告東武鐵道、被告東京市の行政訴訟は被告の勝訴に歸し理由書に於て空間占用料の徵收も亦適法の徵收なることを明かにせられたではないか。

當時内、遞兩省の態度に對しては怪訝の念を禁し得なかつた、其他道廳長官、警察署長、遞信局長の態度に就ては牧民の本義に悖り非難すべき點多々あつたけれども是等の諸君は何れも中央の意嚮に依て動くものと見れば過去の今日筆誅を加へる必要もあるまい。

十二月警察署長の更迭あり、市民側に對する警察の

彈壓は新署長の手に依て益々激しくなり、遂に演説會場に於ける市長を檢束せんとする計畫あることさへ流布されるに至つた、年の暮に差し迫るに及び齋藤商工組合聯合會長及谷同副會長起つて市民と會社との間に

各位が暴戾無定見なる現市長と行動と共にせられ、故意に料金を拂はぬ方には、如何にしても右の方法に依るの外はないのであります。

一、函館市の築桔盛衰は直に反映して、我が社の一進一退となるのでありますから我が社は飽く迄共存共榮を專念し1.市との正當なる妥協點が見出されたならば何時にも之に應ずる用意を有するものでありまして過般函館商工聯合會の齋藤會長、谷副會長の兩氏が眞に愛市の熱誠によつて仲裁の労をとられましたので、我が社も兩氏の赤誠に動き市の爲め數歩を譲つて大體お任せすることに決意し、又我が社よりも石津取締役が出函して欣然握手する段取りとなつたのでありますが、

2.俄然現坂本市長によつて一蹴され、事態再び紛糾せんとすることは誠に遺憾至極であります、殊に折角市の平和のため敢然立つて一意救市を企圖せられた齋藤、谷兩氏に對しては實にお氣の毒の次第であります、同時に依然暴戾飽くなき現市長によつてあたら好機を逸したることは、市民各位と共に遺憾に堪へぬ次第であります。

二、函館市とは恰も辰巳輔車の如き密接なる關係を有する、我

石津取締役の來函となつたが、事功を擧ぐるに急なりし爲め會社に乘せられて重要點に就き市長との間の諒解に反し其條件を以て休戰するときは市民側に不利を招來するので遂に不成功に終つた。此休戰交渉は興味ある内容を有するも主題と遠ざかるを以て省略する、併し兩氏上京の途上二十三日 皇太子殿下御誕生の御慶事に會ひ直ちに交渉して一齊に無條件で點燈するに至つた市民は之も皇室御恩澤の一端であると云ふて喜んだのである。

次で會社は代表者を函館に派遣して休戰協定に就き交渉を繼續する約あるに拘らず、何等の挨拶もなく一月二十日大量斷線を決行し、同時に狂氣染みた次の文書を發表した。

謹 告

我が社は不本意ながら茲に再び電氣料金の不拂者に對し送電停止の已むなきに到つた事情を申上げるのであります、大切なる需用家と相争ふことは實に忍び難き苦痛であります

が社が市の平和と繁榮とを希ぶ眞剣味は、市に家庭の根據さへ持たぬ浮腰の現市長に断じて劣るものではない、現下事態紛擾の實相がこれを明確に立證してをるのであります、現市長が市民に立派に公約したことが何一つ實現が出来ましか、前途に何の成算があるのですか、又市民は如何なる信賴によつて如何なることを期待して居るのですか、無駄な時間と貴重な市費を濫費して市民に絶叫し司直に訴へ、要路に陳情し萬策を盡して結局何を得ましたか、我が社は現市長と相争ふ意思は毫末もないが、現市長の言動が如上各位を偽り、各位を通り、善良なる市民を煽動して、公の秩序を紊乱するが如きは全く言語同斷で、市民各位の特に熟慮反省を促さんとするものであります。

3.從來府縣市等において電氣事業を買収した例は少くないが、函館市の如き實に無茶な譯の判らぬ馬鹿げた紛争を惹起した例は恐らく空前にして絶後であらうと専世の嘲笑の的となつてゐるのであります、而してこの當面の責任者は外ならぬ現市長であつて、馬鹿を見て居るものは善良なる市民各位であると言ひ傳へられて居るのであります。

4.今日市對會社の問題に關する市長の言動は考方によつては

經濟組織の蹂躪ともなり、或は憂ふべき思想の惡化を誘致する意味ともなり、見方によつては、共産主義無政府主義者とも誤らるべく、内務逕信兩省を厥下に否認せんとするが如き狂態は、苟も堂々たる公共團體の代表者たるべきものゝ斷じてあり得べきことではない筈であります、我が社は、現市長を彼是批判することを好むものではないが、市民各位が斯る非常識極る暴逆者の叫ぶ謬見に惑され引連られて居る間は、今日の紛糾は絶対に圓滿解決が不可能であることと市民各位の御反省を願ひたいため不本位ながら斯くいわざるを得ないのであります。

四、報償契約の效力に關する争は東京市對東京瓦斯、大阪市對大阪電燈其他幾多の前例もある通り仲々の難問題でありますて、現在法曹諸大家の過半は無効であると主張して居りますが、我社は本問題の圓滿解決を希望して無効とも有效ともいつて居ない。

5. 只疑惑が多いから市長の所謂有效論には同意が出来ない結果静かに法の解決を待つより外に方法がないのでありますてそれには長い年月と巨大の費用を要するので極めて馬鹿げたことであります。

會社の「謹告」に就て

五、現行料金に對しては我が社は差當り値下の意思はありません、新事業法實施以來料金問題は凡そ法の命ずる處に從つて主務官廳の監督に待つべきものとなつたのであります。

6. 昨年十一月二十四日札幌逕信局長殿の御聲明にもある通り我社の料金は、相當計算の基礎を有し、不公正なるものでないとは最早各位の御諒解を頂いたとを信じて居ります。以上通りの事情でありますから、此際料金の未拂分は至急御拂込を願ひます萬一滞納料金の支拂方法に就いて御都合がありますれば、

7. 適當便宜御勅計らひ申上ぐることになつて居りますが故意に支拂を拒絶し御取引上に誠意が無いと認めた場合は、事業會社として自衛上全く己むを得ませんので送電を斷絶致します、需用家にはお氣の毒に堪へませんが事茲に至つた以上我が社は飽く迄合理合法的に善處する外はないのでありますから、豫め御諒解を願て置く次第であります。

市民は固より斯様な暴論に傾聽する譯もなく、市長にも諂語を相手取る様な茶氣はないが、期成同盟は其立場上左の駁論を以て之に酬いたのである。

暴戾極まる函館水電會社は、茲に其假面を脱ぎ悪虐無道の全貌を露出して、愈々我函館二十一萬市民に最後の戰闘を開始するに至りました。

夫は去る二十日來連日に亘る大斷線と而して「謹告」と題する宣戰布告狀であります、市各民位は此布告を見て如何に會社が、市を侮蔑し市民を足下に蹂躪するものであるかを具さに意識せられたことゝ思ひます。

即ち我函館市民有るが故に生存して行かれる會社が「商人に過ぎざる分際をも顧みず斯様な暴言を吐くと云ふのも畢竟其事業が獨占だからとして、是に附けても一日も早く市營にしなければならぬことを痛感するものであります。夫れには戰ひに飽迄も勝たねばなりません。戰ふには事態の正しい認識が最も必要であります。今更申述もありませんが、吾人は此意味に於て先づ會社の宣戰布告から駁殺して掛らうと思ひます。會社は其布告の冒頭に於て「大切な需用家と争ふことは實に忍び難き苦痛である」と言ひながら「各位が暴戾無定見なる現市長と行動を共にし」現市長の言動は共産主義、無政府主義」

「市民各位が現市長の斯る非常識極まる暴逆者の叫ぶ謬見に惑はされ」と云ふ暴言を放つて正視に堪へぬ惡態の限りを盡して

居るのであります、如斯は市井無賴の徒と雖も尙且つ三舎を避ける底のもので、如何に會社が惑亂狂昧に陥り、常規を逸して居るかは之に依ても明かであるのみならず、從來會社の行動が比々皆此亡狀の許に終始し來りたることを、茲に如實に立證するものであります。

市長が果して暴戾か、無定見か、將又無政府共産主義か非常識なる暴逆者か否かは、是より述べる所に依り判明するのであります。次に會社は「我社は飽迄共存共榮を專念し」と言ふて居りますが、會社に共存共榮の念が爪の折程でもあつたら、今日斯様な事態に立至るのでは決して無いであります。即ち共存共榮とは市が會社に寄與した言葉でありますて昨年十二月一日市長が各戸に配布した「市民の結束に就て」と題せる聲明書にあります如く

ら或は電燈の使用を互ひに獎勵し合ひ或は道路を擴築して軌道敷設の便宜を計り又は所要土地の買収には市自ら率先して斡旋する等只管會社の保護助長に努めた結果であります。

然るに會社は此恩恵を忘れ、創業以來三十八年の永き間徒らに獨占事業の巨益を壟斷するばかりで、市や市民に對し何の奉仕をしたることも無く、其料金の高率なるは實に斯種會社の首位にあるのみか、或は工料、手數料又は準備料、試験料と稱して搾取至らざるなきものであり、加之大正三年及大正八年には電車賃値上げ、大正九年には電燈料及動力料の値上げ並に大正十一年には其値上料金の繼續、大正十三年には市權益の蹂躪を企てたる會社合併計畫、昭和二年には自己の義務ある軌道鋪装に對し故無き電車賃の値上要求、昭和五年には市を後へにしたる本社の引揚等、其暴狀は實に放擧に違が無いのであります。而己ならず其最後に於ましては、右の如く市唯一の權益たる報償契約を無効として、云々

と立派に之を實證して居るのであります。

又「市との正當なる妥協點が見出されたならば、何時にも之に應する用意を有す」といつて居りますが「正當なる妥協點」とは全體何を指すものであります、會社の正當なる妥協點とは

歸する所報償契約を無効として之れには觸れず飽迄も高價な自

由協議で賣買交渉を進め様と云ふのに外ならぬのであります。現に其證據は舊臘商工聯合會正副會長齊藤、谷の御兩氏が齋らされれた會社の覺書に依りて明白に盡されて居るのであります。

即ち齊藤、谷兩氏は歲末多忙の際に拘らず會社の斷線を深く遺憾とせられ、決然調停に立たれた熱誠を多として、市長は之に深甚なる謝意と敬意を表された上、市の讓る能ざるを讓り、市長自ら亦其責任を覺悟して、妥協條件として兩氏に提示せられたものは、本年一月一日の「休戰に就てと」題せる市長の聲明書の如く

一、報償契約の精神を尊重し直ちに賣買交渉に入ること
一、左記條件に依り休戰をなし昭和八年三月以前の狀態に復舊すること

(イ) 會社は動力線及電燈線を無條件にて接線すること
(ロ) 接線以後の料金は休戰中一時從來の規程通り支拂ふこと

(被斷線者は勿論、消燈者、廢燈者を全部包含するものにして、電氣の供給開始に就き工事料等の料金を要求せざること)

(ロ) 接線以後の料金は休戰中一時從來の規程通り支拂ふこと

(ハ) 休戰開始に至るまでの未拂料金は追て協定すること
(ニ) 會社は需用家に對して提起したる各種の訴訟を取下ぐること

附帶條件

(ホ) 湯の川、八雲に對しては前記條件を準用して解決するること

手續

一、商工組合聯合會齊藤會長及谷副會長の斡旋に依り、双方の代表者會見し速に誠意を以て賣買交渉に入ること

一、右第一回會見の際は遞信局長立會すること

であります。是に於て兩氏は之を直ちに北海道廳長官、札幌遞信局長に齋らして其諒解を遂げて會社と交渉せられたのであります、會社は此兩氏の赤誠も市長の譲歩も更に顧る所無く、右の如き不可分の條件を故らに二箇に分割して交渉の主體を曖昧に附したるばかりでなく、肝心なる買収交渉の項目は自分勝手に

報償契約の效力の有無に就て疑義を有するを以て目下訴訟中付之に觸れざるも其精神を尊重して相互に誠意を以て交渉を開始すること

内周知の事實であるのみならず、市長が過般の再任に際して市の總鎮守たる函館八幡宮に祈願を籠め、一命を捧げて本電氣問題解決の爲め如何に神誓ひしたかと云ふことは、野獸等に等しき會社如きの到底窺知し得ざる處であるまいか、なれども之をして浮腰と言ふならば市を家郷とする有りと有らゆる社員を馘り、而して一時雇ひの風來坊に掛け持ち仕事をさせて一人として市に責任者を置かぬ會社は抑々何腰と言へば宜いのである。

か、沙汰の限りとは此事であらねばならないのです。而も之に續いて何を言ふかと思へば「現市長が市民に公約したことは何一つ實現したか、前途に何の成算があるか、市民は何を信頼し何を期待するか、無駄な時間と貴重な市費を濫費して司直に訴へ要路に陳情して何を得たか」と之が我函館市に対する會社の言葉であります。

吾人は氣狂ひの妄言を眞面目に取上げる程の愚者とはなりたくありませんが、如何に氣狂ひでも夫に依て蒙る危害だけは飽道も拂除けねばなりません。

現市長に對する市民の信賴は其再選に依て明かであります。而も此再選は市會の壓倒的、絶對大多數であつたことは素よりであります。全市八十五箇所の各組合が一致結束し

て其再選を決議したのは抑々何を物語るものであります。

形ちに於ては勿論市會の選舉であります。其實處に至つては實に全市全市民が舉つての選舉であつたことは如何な氣狂ひでも市に挑戦する限りは知つて置かねばならないことを思ひます。全市民が現市長を信頼し現市長に期待するのは一に係つて本電氣問題の解決であります。

多年の市はたる電氣事業の市營は即ち山積せる有らゆる計畫の根源を爲すもので、現在の會社の如き不當不廉な取扱ひとと料金では未來永劫市民生活の涵養や商工業の發達は思ひも寄らぬことであります。

即ち電氣事業の市營は市の繁榮を實現するの前提であります。司直に訴へ要路に陳情するのも永久の權益たる此市是を達成せんが爲めであります。司直に訴へ要路に陳情するのも自己の履み來れる報償契約を無効と言ふ如き極惡無道の會社有るが爲めであります。正義の亡びざる日本帝國である限りは勝利の成算が満持されるからであります。

次に會社は「從來府縣市等に於て電氣事業を買収した例は少なくないが函館市の如き無茶な譯の解らぬ馬鹿げた紛争を起した例は空前にして絶後であらう」といつて居ります、之は我々

市民より直ちに會社に向つて言返へすべき言葉であります。電氣事業創始以來恐らく此會社程無茶な馬鹿げた譯の解らぬ會社は金輪際有り得ないのであります。成程事業買収の例は全國に渺なからざるはいふ迄もありませんが、未だ會て報償契約の満期に依て買収したと云ふ例は我函館市以外には絶對に無いのであります。即ち從來各地の買収はそれも報償契約の期限内か然らざれば報償契約の有らざるもののみであります。謂ふ所の契約買収なるものは實に本市を以て嘴矢とするのであります。隨て例に無いものを例に引いたり、自由買収と契約を混同したりする會社の世迷事が如何に滑稽で馬鹿げた事であり、又契約買収の義務より免かれんが爲めに、自己自身の契約を無効と稱する様な會社は全國中此會社以外には一として有るべきではないのであります。無茶と無法の極まるものであります。

然るに會社は自己の背徳違法を棚に上げて市長を無政府共產主義などと言ひますが、十有八年の長い間双方に履行し來つた報償契約の事實を虚無にし様とする會社は然らず何であります。即ち吾人は斯る會社を目して露西亞の虛無黨に類するものと謂はなければならぬのであります。

函館市水電買収問題の經過

規則第百二十九條の規程が

本令に依り新たに認可を受くべきものとなりたる事項にし

て其再選を決議したのは抑々何を物語るものであります。仲々の難問題である、現在法曹大家の過半は無効であると主張して居る」といつて居りますが、これなどは無智蒙昧な愚人を脅すには宜しいかも知れませんが、苟くも常識有る者の眼には斯る事をいはねばならない會社の奥底が知れて寧ろ一種の哀れさゝへ感ずるものであります。

東京にしても大阪にしても未だ本問題に就ては判決と云ふものを受けた居りません。夫れは裁判の中途で會社から泣きを入れて裁決前に訴訟を取下げたからであります。又法曹大家の過半が云々とありますのが無効論を主張するのは何れも財閥に阿ねる御抱へ辯護士の言ふことであります。實在の契約を當事者間に無効だなどと言ふ者は天下一人として有るものではないであります。全國九位の大都市たる函館市が訴訟を提起するに當つて、これ位ひの事を知らずに起した訴訟とでも思つて居るのでありますか、實に度し難い痴者と謂はなければなりません。次に會社の現行料金に就て何かと御託を並べて居りますが、札幌遞信局長の聲明は電氣事業法施行

て本令施行の際現に存するものは之を本令に依り認可を受けたるものと看做す。

とありまする以上全國各會社の調査期間たる五箇年間は各會社の現行料金は認可したも同様であると云ふ規則の建前と、

其期間内は當局自ら之を不公正と言ふことが出来ないから不公正と言はなかつた丈けの話で、決して會社の料金を公正とは強ち認めて居られないと想像出来るのであります。

即ち其證據には料金は不公正だといはない代りに、利益配當が高過ぎるといつて居られるのに徴しても這間の消息は解らなければならぬ。決して斯様な事で市との公約を無視し大正十一年七月二十五日會社自ら市に致したる

公益上必要の場合は何時にも値下すること

と云ふ覺書を抹消し様としても市や市民は決して其手に乗ることではないのであります。

即ち會社の放言の不届至極なるは如上詳叙の通りであります。併し如何に狂せりとは謂へ自己の生命たる唯一の御得意に對して如斯は畢竟函館全市民を土芥と心得て居るからでありますて、一朝斷線を敢行せんが函館市民は一も二も無く會社の足下に平伏するものと考へるからであります。我函館市は建武元

希くば全市民團結して義の市民大會の決議通り飽迄會社に對抗しやうではありませんか。

右宣する次第であります。

昭和九年一月二十四日

電氣料價下
市民權益擁護期成同盟會

札幌遞信局長の調停

斯の如く紛争は愈々深酷化し會社の未收金も百二十萬圓を超ゆるの有様となつて、惡辣なる集金方法を講じ何時如何なる事態を發生するやも圖られざるに至つ

て、山崎札幌遞信局長の調停となり、茲に三月四日札幌遞信局に於て休戦協定を取結ぶこととなつた。

山崎遞信局長は二月上京して遞信省及道廳長官と協議の後、會社と交渉して豫め腹案を作り來函して市長と折衝し、漸く協定成立の見込を附けて双方の代表者を召致し、自ら警察部長と共に立會人となつて局を結んだのである。當時函館に於て作つた局長の下書は今日尙ほ予の手に嚴存して居る。

昭和九年三月四日

覺書

函館市ト函館水電株式會社トノ間ニ於ケル爭議ガ紛糾ヲ重テテ今日ニ至リタルハ双互ノ遺憾トスルトコロナルニツキ交渉期間ヲ暫定シテ賣買交渉ヲ再開ノタメ左記條件ニヨリ紛争ヲ休止スルモノトス

一、大正三年一月十九日附締結ニカル契約ノ效力ニ關シテハ市及會社間ニ見解ノ相違アリ日下訴訟中ニツキニ觸レサルモ右契約ノ精神ヲ尊重シテ直チニ賣買交渉ヲ再開スルコト

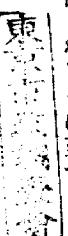
二、料金支拂方法ハ左記ニヨルコト

函館市の函館水電買收問題の經過

年の開創以來洪荒六百年の歴史を有し時に盛衰こそあれ自家の飼者にも等しき斯る一商人輩の斯くの如き侮辱を受けたる試しが曾て有りませうか、是に奮起しなければ市民にして市民にあらずと謂はなければなりません。

全市民が暫し暗黒の苦痛を忍ぶのも眞に明るい函館を暴虐なる會社の魔の手から取戻す戰法として止むを得ないのであります。敵に糧を與へるもの即ち料金を拂ふ者が有ればこそ會社が生き長らへ增長するのであります。全部暗黒の前に何の會社の存在があり得ませうか、我等が暗黒を暫く忍ぶ以上は勝利は絶対であります。

希くば全市民團結して義の市民大會の決議通り飽迄會社に對抗しやうではありませんか。



社側の反省と立會人の注意とを促し、特に遞信局長に依頼して之を同局の印刷に附した。即ち左の如くである。

今回遞信局長ノ御斡旋ニヨリ兩者間ニ平和ノ曙光ヲ認メ茲ニ

一堂ニ會シテ協議ヲ進メ得ルコトハ局長ノ懇切熱心ノ賜トシテ感謝スル所デアル

顧フニ紛争ノ根本原因ハ第一ニ事業ノ本體ニ對シ市ハ公益企業タルノ性質ヨリ重點ヲ公益ニ置キ會社ハ經濟施設タルノ一面ヨリ收益ニ重點ヲ置クニアリ。第二、報償契約ニ對シ會社ハ之ヲ法律上無効ナリト主張シ、市ハ之ヲ有效ト信シ假令法律上議論アリトスルモ之ヲ無効視スルハ國民道德上許容スヘ可ラストシ茲ニ抗争ヲ激甚ナランメタルモノナリ

而テ紛争ノ解決ハ正ニ問題ノ焦點ニ就テ解決ヲ企ツルニ非スンハ決シテ其目的ヲ達ス可ラス局長茲ニ見ル所アリ和平解決ノ策トシテ契約ノ精神尊重シテ賣買交渉ヲ進ムルコト、シ問題一切ノ解決ヲ圖ラント想切ニ兩者ヲ説カレタノテアル市ハ其親切ヲ諒トシテ協議ニ臨ムコトトナリタリ

蓋シ精神尊重ノ語義ハ内包極メ度廣汎ナリト雖要ハ大體事物其物ノ目的ヲ達成セシメントスルノ意ナルコト論ナク之ヲ契約

ニ就テ見ルモ法律上之ヲ確認スルニ至ラスト雖之ヲ重視シ之ヲ道徳的ニ解決スルコトニアリテ何等ノ依據ナキ自由ノ協議ニ依ルモノニアラス、之ヲ以テ讓歩シ得ヘキハ力メテ之ヲ讓歩シ相五ノ希望スル圓満和平ノ天地ヲ現前セムコトヲ希望スルモノナリ

而テ事茲ニ至リタル所以ハ一ニ局長閣下ニ對スル信用ノ能ク然フシメタル所ナリ希クハ相互ニ今日ノ心ヲ心トシテ嘗テ一昨年秋ノ交渉ノ際生シタルカ如キ事態ヲ發生セザル様期待スルモノナリ

即日覺書第二項に基き停滯料金支拂に就て交渉したるも協議調はず、依て裁定を遞信局長に無條件一任し、局長は双方より出す裁定申請書を見て更に實情を調査したる上裁定を下すこととなつた。

右協定に附帶して市長と局長との間に左の秘密協約があつた。今日之を發表するも支障はなからう。

一、電氣料値下市民權益擁護期成同盟會及函館水電膺懲聯盟等ハ直ニ解散スルコト

二、市ノ公營物ニ對スル電氣料金ハ穴水專務ノ口約ヲ實行シテ從前通り割引トスルコト

市ハ右割引料金ヲ直ニ支拂フコト

三、局長ハ直チニ調査シテ會社ニ各種サービスヲ改善セシムルコト

而て當時局長に提示して之が實行に就き調査を要求したる事項は左の通りである。

函館水電株式會社ニ對スルサービス改善要求事項

一、從業員

從業員一般ハ暴慢不遜ニシテ需用家ニ對スル取扱振りハ全ク主客顛倒ノ觀アリ、是レ獨占事業ノ最モ憎ムベキ弊習ニシテ此横暴が常ニ市民反感ノ主因ヲナスモノニ付キ取締役初メ速カニ其精神ヲ改メ、需用家ニ直接スル事務、工務各員ハ勿論、集金人等ノ常ニ弄スル威嚇、誘詐、欺瞞ノ不届行爲ハ許スヘ可ラザルモノナレバ是等ヲ矯正改善スル爲需用家ノ満足スル「應接心得」ヲ制定シ、直チニ之ヲ履行スベキコト

一、電燈

(一) 庶民階級ノ需用ニ應ズル爲メ電燈供給種別中全國ニ類例少キナキ二十燭ヲ廢シ代フルニ八燭、三十二燭間二十六燭、二十四燭ノ二種類ヲ設ケ此室内定額一燈一ヶ月ノ料金

(六) 他ノ燭光ヨリ八燭光ニ變更ノ場合工料ト稱シテ一燈毎

ニ金二十錢ヲ徵收スルハ不當モ亦甚ダシキモノニ付之ヲ廢

置スルハ不合理ニ付從量燈需用家積算電力計ノ貨附捐料徵收ヲ廢止スルコト

(五) 器具貸附燈が休燈スル場合一灯一ヶ月金十錢ヲ徵收スルハ畢竟器具ノ捐料ニ外ナラズ是レ器具捐料ヲ徵收セザル精神ニ反スルモノナルニ付之ヲ廢止スルコト

(七) 電球ヲ需用家ノ負擔トスルハ斯種會社ノ能クセザル時止スルコト

運ナルニ鑑ミ新規取附以外ノ場合ト雖モ之ヲ會社ノ負擔トスルコト

一、動力

(一) 動力送電時間「晝間ニ於テ電燈點火時迄一日平均十二時間」トアルヲ「晝間送電ハ自四月一日間ハ電燈點火時迄、自十月一日間ハ午後七時迄各々一日十二時間」トスルコト

(二) 動力用機械具ノ貨附損料ハ止ムヲ得ズトスルモ計量器損料ノ徵收ハ之ヲ廢止スルコト

(三) 定額動力休止ノ場合ノ供給準備料「月額三分ノ一」トアルヲ「月額十分ノ一」トスルコト

(四) 電動機試験料「半馬力迄一基一回金四圓、自一馬力同金五圓、以上一馬力ヲ増ス毎ニ金一圓ヲ加フ」トアルヲ「半馬力迄一基一回金一圓、自一馬力同金二圓、以上一馬力ヲ増ス毎ニ金五十錢ヲ加フ」トスルコト

一、電車

(一) 軌道舗装未了部分ヲ速カニ完了スルコト

(二) 電車、車輛ノ古キモノハ更新スルコト

(三) 朝夕ノ雑間時以外ハ廻車著シタ緩漫ニ付必要ノ増發ヲ

增ス毎ニ金五十錢ヲ加フ」トスルコト

一、發電力

如上ノサービスヲ實行スルニ於テハ必然發電力ヲ擴充スルノ要アルベキニ付之ガ改善ヲ計ルコト

次に市が提出した裁定書は左の通りである。

裁定申請書

本月四日閣下ノ御幹旋ニ依リ當市對函館水電株式會社ノ紛爭解決ニ付協定覺書ヲ交換スルニ至リタルハ偏ニ閣下ノ御調停ノ賜ト深ク感謝仕ル次第ニ有之

然ル處右覺書中停滯料金支拂ノ事項ハ兩者ノ意見一致スルニ至ラズ協議不調ト被認候ニ就テハ左ノ需用家ノ實情御斟酌ノ上

市側ノ主張御採用相成候様御裁定被成下度覺書第二項(ロ)ノ定メニ基キ此段及申請候也

記 協定當事者タル市側ノ主張

一、會社ガ料金不拂フ理由トシテ斷線シタル者及斷線セラレタル需用家ニ同情シテ消燈、休燈、廢燈シタル者ノ料金ハ其斷線消燈、休燈、廢燈ノ期間中ハ啻ニ需用家ニ支拂ノ義務無キノミナラズ事實是等ノ需用家ハ其間電氣料以上ノ高價ナル代用品ヲ以テ苦痛ヲ忍ビ來リタルモノニ付當然之ヲ問題外トルコト

二、會社ノ所謂「未收入金勘定ハ會社經營上當時ノ科目ニシテ爭議ニ基ク停滯料金ト混同ス可ラザルモノニ付爭議ガ昭和八年三月ヨリ起リタル事實ニ徴シ同年二月末迄ノ「未收入金」

額ハ當然之ヲ問題外トスルコト
三、前二項以外ノモノ即チ昭和八年三月ヨリ昭和九年二月ニ至ル間需用家ガ會社ノ電氣供給ヲ承諾シテ之ヲ使用シツ、料金ノ支拂ヲ爲サザリシモノヲ停滯料金ト認メ之ガ金額ヲ會社ガ各需用家毎ニ明カニシ市側及ビ需用家各自ガ之ヲ承認シタル月ノ翌月ヨリ満二箇年半ノ間ニ於テ之ヲ月賦支拂トスルコト

決行シ乘客ニ長ク停立待合セノ不便無カラシムルト共ニ早出晚退トシ初發着終發着ノ船車ニ聯絡ヲ圖ルコト

(四) 會社自體ノ既定計畫タル龜田、五稜郭間ノ環狀連絡線ヲ速成シ、之ヲ車度前、五稜郭間ト併セテ現行賃金ニ依ル市内均一區間ニ編入スルコト

(五) 暴慢不遜ハ從業員一般ノ然ル所ナルモ殊ニ乗務員ノ粗暴不親切ハ往々乗客ヲ傷害スルコトスマアリ、其暴狀ハ二類例ヲ見ザル所ナリ、故ニ之ヲ速カニ矯正シ用語及態度ヲ根本ヨリ改ムルコト

函館市の函館水電買收問題の經過

然回収シ得タルモノニテ停滯額ヲ今日ノ如クニ至ラシメタル

ハ會社ニ其責無トセザル實狀ニテ此事實ハ需用家一般ノ深キ
心證トナリ居ルコト

二、全市需用家三萬四千百九戸中、五燈以上ノ需用家ハ三十七
百二十三戸ニシテ四燈以下ノ需要家ハ三萬三百八十六戸ナル

コト、隨テ此割合ハ五燈以上ノ一割九厘ニ對シ四燈以下ハ八
割九分一厘ノ多數ナレバ料金停滯ノ需用家ガ主トシテ此階級

ニ屬スル事實ヨリ支拂能力ノ極メテ乏シキヲ律知スルコト

三、停滯料金ハ需用家ガ之ヲ蓄積所持スルモノニアラズ、事ノ
當初ニ於テハ問題解決ノ場合ニ備フル爲モ大體ニ之ヲ蓄積
シタリト雖モ久シキニ及シニハ遂ニ流用ノ餘儀無キニ至ルハ

庶民生活ノ實情ニテ今日直チニ債權債務ノ理法ヲ以テ之ニ臨
ムハ啻ニ社會ノ事相ニ即セザル非行ナルノミナラズ需用家多
數ノ事實ハ斷線ノ場合ニ處スル爲メ或ハ瓦斯引用ノ施設ヲナ
シ或ハ石油、蠟燭、ガソリン、カーバイト諸燈ノ購入ト共ニ是
等燃料ノ準備ヲセシモノニテ被断線者、同情消燈者、休廢燈
者以外ノ者ト雖モ現實ニ是等ニ要シタル費用妙ナカラザルハ
勿論、間接直接本爭議ノ爲ニ蒙リタル需用家ノ損害ハ實ニ甚
大ナルモノナリ即チ需用家ノ支拂力ハ現ニ之レ丈ケノ缺陷ニ

ムハ啻ニ社會ノ事相ニ即セザル非行ナルノミナラズ需用家多
數ノ事實ハ斷線ノ場合ニ處スル爲メ或ハ瓦斯引用ノ施設ヲナ
シ或ハ石油、蠟燭、ガソリン、カーバイト諸燈ノ購入ト共ニ是
等燃料ノ準備ヲセシモノニテ被断線者、同情消燈者、休廢燈
者以外ノ者ト雖モ現實ニ是等ニ要シタル費用妙ナカラザルハ
勿論、間接直接本争議ノ爲ニ蒙リタル需用家ノ損害ハ實ニ甚
大ナルモノナリ即チ需用家ノ支拂力ハ現ニ之レ丈ケノ缺陷ニ

六、而モ之ヲ敢テ二箇年半ニ支拂フコトヲ提言シタル所以ハ
ニ市民ノ總意タル本事業ノ買收ヲ達成シ併テ之ニ依ル和平ヲ

念トシタルニ基クモノニテ、如何ニ前途ニ之ヲ目睹スル爲メ
トハ謂ヘ之が履行ノ容易ナラザルヲ顧ルトキ真ニ其重責ニ堪
ヘザルモノナルコト

七、若シ斯種ノ協調無ク會社單獨ノ力ヲ以テ之ガ回収ヲ計ルノ
場合ヲ假想センカ、斷線ニ訴訟ニ債權ノ執行ニ、アラユル手
殆ンド不可能的苛擣ナルコト

段ヲ以テストモ通例數年ヲ要スル裁判事實ニ徵シ斯クノ如キ
停滯料金ノ解決ハ到底二年三年ノ短日月ヲ以テ能クシ得ベキ
所ニアラザルベシ故ニ此實態ヨリスルモ苦衷ノ餘ニ成ル市側
ノ此提言ハ會社ノ爲メニ大イニ諒トセラルベキ所ナルコト
八、蓋シ惟フニ會社ガ本協定覺書ノ骨子タル大正三年一月十九
日附契約ノ精神ヲ眞ニ尊重シテ事業、賣賣交渉ニ入ルノ誠意
ヲ前提トスルニ於テハ當然之ガ交渉ニ重點ヲ置カザルベカラ
ザルニ若シモ然ラズシテ徒ラニ是等停滯料金ノ回収ニノミ重
點ヲ置キ之ニ焦燥スルコトアリセバ、本協定根本ノ達成ニ
疑ヒヲ抱カザルヲ得ザル結果トモナルベキニ付、斯ル懸念ヲ
絶無ナラシムル上ヨリスルモ特ニ需用家ノ實態ニ即セラレタ
キコト

以上

陳情書

昭和九年三月五日

函 館	市 長	坂 本 森 一
電氣料值下市民權益擁護		
期 成 同 盟 會 々 長	坂 本 作 平	
同 副 會 長	泉 泰 三	
札幌遞信局長	山 崎 晃 殿	

當市火災ニ就テハ多大ノ御高配ヲ辱フシ奉深謝候 陳者今日

復興ニ際シテ最モ緊要ナル照明及動力並ニ交通ノ施設ハ其公益
事業タルノ立場ヨリ一般需要ニ支障無カラシムルハ勿論進シ
市今日ノ復興ヲ助長誘導セラルベキモノナルヲ期シ候ニ函館水
電株式會社ノ處置ハ此期待ニ反シテ其施設管ニ是等ノ需用ニ伴
ハザルノミナラズ却テ火災ヲ奇貨トシテ或ハ不當ノ料金ヲ強要
シ或ハ全然需用ノ申込ヲ拒否スル等自己本位ナル獨占事業ノ横
然るに買收交渉に入らんとする矢先き月の二十一日

チ之ガ事實ハ

一、會社ノ供給規程ハ「電燈取附工事ハ總テ當社ニ於テ擔當施

工シ其普通器具材料ヲ使用スルモノハ室内室外燈共一燈ニ付

工料金一圓、特殊工事ノ場合ハ其費用額ヲ申受ク」ト規定シ

アルニ拘ラズ市内燒失區域内ニアリテ而モ特殊工事ニアラザ

ル普通器具材料ノ電燈取付申込ニ對シ會社ハ規定工料ノ外電

柱及引込線ノ多額ナル建設費用ヲ需用家ノ負擔ニ強要シ之ヲ

支拂ハザル者又ハ負擔シ得ザル者ハ總テ「後廻シ」ト稱シテ

事實上取附ヲナサヅルコト

(燒失區域外ニ於テモ既設配電線路ヨリ少シク遠ザカルモノ

ニハ同様此事實アルコト)

一、當市豊川町五十七番地商工會議所議員高村善太郎氏ガ其所

有地ナル市内中島町百三十二番地内ニ住宅ヲ建築シ之ニ電燈

取附ヲ申込ミタルトヨコ會社ハ火災後ハ會社ノ内規トシテ配

電線路ヨリ需要家ニ至ル引込線ハ之ヲ需用家ノ負擔トスルコ

トニ定メタリトノ理由ヲ以チ之ガ工費ヲ強要セルコト

一、當市青柳町十五番地鶴堂利吉氏ハ市内燒失區域ニ數萬坪ノ

宅地ヲ所有シ當市ノ復興ニ至大ノ關係ヲ有スルモノナルニ昨

年當市ノ電氣爭議ニ於テ同情消燈及ビ休廢燈ノ市民大會決議

ニ際シ平素會社ノ横暴ニ義憤セル氏ハ偶々自己ノ所有地内ニ

在ル會社ノ電柱ガ多年無償ノ儘ナルニ顧ミ相當ノ使用料ヲ支

拂フベキコトヲ請求セシニ會社ハ言ヲ左右ニ托シテ之ニ應セ

ズ然ル間ニ右ノ紛爭ガ本年三月四日貴廳ノ調停ニ依ル市及市

民對會社間ノ覺書ニ依リ一切解消スルニ至リタルニ拘ラズ火

災後會社ハ同氏所有地内ノ家屋ニハ電柱ヲ建設スルコト能ハ

ズト稱シテ之ガ電燈取附ヲ拒否セルコト

一、又動力ニ於テハ「需用家ノ負擔ハ機械器具其他構内電線路

屋内施設」ト會社ノ供給規程ニ明定シアルニ拘ラズ當市旭町

百四十番地本間孝氏ガ動力二馬力ヲ設置スルニ際シ何等構内

電線路ヲ要セズ又事實之ガ施設無キニ拘ラズ會社ハ機械器具

及屋内施設諸工料ノ外引込線(三條一徑間)代八圓、七・五

メートル電柱一本代六圓、建柱及變壓器上架工費九圓、計金

二十三圓ヲ外線工事費トシテ徵收セルコト(別紙證據書類ノ

通り)

一、當市鶴岡町九番地五香他次郎氏ガ動力五馬力ノ設置ニ際シ

是又會社ハ新設外線工事費トシテ變壓器上架工料金六圓ヲ強

要(別紙證據書類ノ通リ)セルノミナラズ右動力ハ櫻粉用ニ

テ事實畫面ノミノ使用ニテ足リ隨テ定額畫面需用ノ申込ヲナセシニ會社ハ「此場合晝夜間ノ需用ニアラザレバ應ジ難シ」

トシテ晝間動力ノ申込ヲ拒絶セシヲ以テ止ム無ク同氏ハ夜間ハ全然之ヲ使用セザルニ拘ラズ晝夜間使用ノ料金ヲ支拂ハザル可ラザルニ至リタルコト

(五馬力料金 定額畫面三十一圓晝夜間七十七圓五十錢從量畫面五錢一厘)

一、又電車ハ市内均一區間ハ今以テ全通セズ乗車區間半減セルニ拘ラス火災後俄カニ片道四錢往復八錢ノ高料金ヲ徵收シ最近僅カニ往復券ト回數券ヲ發賣セルモ官公吏、銀行會社員、各種勤勞者及一般庶民ノ最モ必要トスル通勤券ハ依然之ヲ發賣セズ爲ミニ是等絕對多數ノ乘客ハ假リニ回數券ヲ以テスルモ通勤券ニ比シテ均一區間内ハ五割高、區間制度區間内ハ今尙ホ回數券スラ發賣セザル爲メ六割乃至七十割高、區間制度區間内ヨリ均一區間内ニ至ル者ハ七割五分乃至十八割高ノ値上料金ヲ徵收サレツツアルコト

ニテ當市復興途上默止シ得ザルモノニ有之候

即チ右ノ如キハ實ニ電氣供給規程並ニ電氣事業法ニ違背セル行爲ト思料セラル、ノミナラズ窮厄ノ極ニ陥レル羅災市民ヲ彌

ガ上ニモ困乏ナラシムルモノニテ公益ヲ主眼トスベキ事業者ト

函館市の函館水電買收問題の經過

モ後難ヲ恐レ一般ニ口外セザル實狀ニ有之候ニ就テハ本陳情ノ事實ハ全市ニ及ビ居ル儀ト御諒知相成度候

昭和九年六月十八日

五九

函館市復興會理事長

積第八六號 昭和九年四月二十六日

札幌遞信局長各 宛

函館市長 坂本森一

鶴岡町九番地 五香 他次郎殿

函館水電株式會社營業所(印)

(寫) 見積書 積第九三號 昭和九年四月二十七日

金六圓也 但シ晝夜間五馬力新設外線工事

函館水電株式會社營業所(印)

工料 變壓器上架 六圓

内譯

旭町一四〇番地 本間 孝殿

函館市復興會工業委員會

決議錄

金貳拾參圓也 但シ晝夜間二馬力外線工事

函館水電株式會社ニ對シ監督權ノ發動ヲ監督官廳ニ要望スルノ件

工料 三條 一徑間 八圓

火災後新規ニ申込ム電氣ノ需用ニ對シ函館水電株式會社ハ電

同 變壓器上架及建柱 九圓

氣供給規程ヲ無視シ動力線ニ對シテハ屋内設備ノ外屋外ニ建

電柱 七・五メートル一本 六圓

設スル電柱、變壓器及引込線ノ費用全部ヲ需用家ニ要強シ電

計 二十三三圓也

燈ニ對シテモ同様電柱及引込線ノ建設費用ヲ需用家ニ要強シ

(寫) 領收證 金貳拾參圓也 但シ外線架設料

之ヲ負擔セザル需用家ニハ電氣ノ供給ヲナザル不法ヲ敢テ

昭和九年四月三十日

シツ、アリ(電車ニ於テモ今尙ホ不當ノ高料金ヲ徵收ス)

函館水電株式會社(印)

右ハ明カニ電氣供給規程並ニ電氣事業法ノ違反ナルノミナラ

(寫) 見積書 本間 孝殿

ズ本市復興ノ進捗ヲ阻害スルノ甚ダシキモノナルニ付直チニ

監督官廳ニ對シ之ガ監督權ノ發動ヲ要請スルコト

(写)

右決議ス

新遞信局長の裁定

五月遞信局長の更迭あり新遞信局長は前局長が大火
災の爲め留保したる裁定を七月六日突如發表した。

札電第七六八號

裁定書

昭和九年三月五日附ヲ以テ函館市長ヨリ同月七日附ヲ以テ函

館水電株式會社代表者ヨリ夫々裁定方申請アリタル停滯料金支

拂方ニ關シ裁定スルコト左ノ如シ

一、本年三月二十一日發生セル大火ノ罹災需用者ハ停滯料金半

月分宛ヲ來ル八月以降完済ニ至ルマデ毎月支拂フコト

二、前號ノ罹災者以外ノ需用者ハ停滯料金一ヶ月分宛ヲ七月以

降完済ニ至ルマデ毎月支拂フコト

三、會社ニ於テ送電ヲ停止シタル需用者ニ對シテハ停止期間中

ノ料金ハ其ノ停滯料金中ニ算入セザルコト

四、電氣料金ノ爲供託又ハ積立等ヲ爲シタル需用者ハ其ノ供託

金又ハ積立金等ヲ直ニ會社ニ支拂フコト

前項ノ金額カ停滯料金額ニ達セサルトキハ其ノ差額ハ第一號

ノ罹災需用者ニ在リテハ來ル八月以降昭和十一年七月末日迄

函館市之函館水電買收問題の經過

ニ其ノ他ノ需用者ニ在リテハ七月以降昭和十一年六月末日迄ニ
毎月均分ニテ支拂フコト

五、會社ハ需用者ノ停滯料金支拂ノ事情ヲ酌ミ金貳萬圓也ヲ公
共事業資金トシテ本年十月末日迄ニ市ニ寄附スルコト

昭和九年七月六日

札幌遞信局長 祝 烏男

函館市長 坂本森一殿

理由書

函館市ト函館水電株式會社トノ間ニ於ケル料金値下紛争ハ一

箇年餘ノ長キニ亘リタルカ曩ニ本年三月四日兩當事者ノ間ニ紛

爭休止ニ關スル協定成立シ引續キ兩者間ニ停滯料金支拂方ニ關

スル解決方法ニ付協議行ハレタルモ解決セザリシ結果右裁定方

ヲ札幌遞信局長ニ無條件一任スルコト、爲リタル爲當時ノ遞信

局長ニ於テ裁定内容ニ付考慮中ノ處偶々過般ノ函館市ノ大火

ニ依リ一時之カ裁定方ヲ延期シテ今日ニ至レリ

然ルニ大火災後ニ於ケル同市ノ秩序モ著シク恢復スル等右裁

定ヲナスマ可トスト認メラル、時期ニ到達シタルニ依リ茲ニ前

記兩當事者ノ委任ニ依ル停滯料金支拂方ニ關シ上述ノ通り裁定

ヲ爲スコト、セリ

而シテ本件ノ紛争カ相當長期ニ亘リシ結果電氣料金ノ停滯額

モ亦相當ノ額ニ上リタルガ之ヲ短期間内ニ支拂フコト、爲スコトハ需用者ノ負擔力ノ程度等ヲ考慮スルトキハ妥當ナラザルニ付本裁定ノ期間内ニ支拂フベキコト、セリ、殊ニ今回ノ大火ノ罹災需用者ニ在リテハ其ノ負擔力低減セルモノアル實狀ニ鑑ミ

普通ノ需用者ニ比シ支拂開始期ヲ一箇月遅クレ且二倍ノ期間内ニ支拂フベキコト、セリ又特ニ事情止ムヲ得ザル需用者ニ對シ

テハ料金徵收上會社ニ於テ特別ノ考慮ヲ拂ハレンコトヲ希望ス尙需用者ノ停滯料金支拂ニ關スル事情ヲ考慮シ市ノ公益事業ノ爲ニ金武萬圓也ヲ會社ヨリ市へ提供セシムルコト、セリ

右に對する市長の聲明

此裁定は時期當を得ざるのみならず會社擁護にのみ傾き極めて偏倚なるものであるため苦情百出實行不能を叫ばるゝに至つたので七月二十三日次の聲明書を出して市民に自重を要望した。

聲明書

本月六日發表された停滯料金支拂に就ての札幌遞信局長の裁定は本年三月四日成立したる協定覺書に基いたものであります。この覺書は當時公表の通り電氣問題の根本たる事業買収をして

此裁定は時期當を得ざるのみならず會社擁護にのみ傾き極めて偏倚なるものであるため苦情百出實行不能を叫ばるゝに至つたので七月二十三日次の聲明書を出して市民に自重を要望した。

本件は本年三月四日成立したる協定覺書に基いたものであります。この覺書は當時公表の通り電氣問題の根本たる事業買収をして

ある以上之を諒とし之に従はねばなりません。併しながら私は此裁定が現在の實狀に適せざることを甚だ遺憾に思ふものであります。何となれば當市今次の大火は市街全區の三分の二を焼き其罹災せるとせざると拘らず全市民を窮屈の極に陥らしめたものであります。之が爲めには國民の三大義務たる税金さへも昭和八年度分に對して、罹災市民は全免せられ、罹災せざる市民も亦長期間の猶豫を與へられて居る今日、一營利會社の既往の停滯料金而も停滯の責任は會社側で其一半を負はねばならぬ筈のものを、裁定即時より支拂ふとせらるゝ裁定は之か履行の實際に於て果して如何な物かと憂慮せらるゝのであります。殊に會社其ものは火災直後の本年上半期に於て尙且つ十四萬八千餘圓の利益を擧げ七分の高配當をして居る現狀に照して一層此感無きを得ないのであります。

尤も遞信局長裁定理由書中には「特に事情止むを得ざる需用者に對しては料金徵收上會社に於て特別の考慮を拂はれんことを希望す」とありますから、事實支拂困難の需用家は爾後の趣意であると承りましたから、事實支拂困難の需用家は爾後の料金さへ拂つて居れば必ずしも停滯料金の支拂を會社より強要せらるゝものではありません。即ち支拂の出來得る時期に至る

骨子としたもので其冒頭にも交渉期間を暫定して賣買交渉を開の爲めた左記條件により紛争を休止するものと記されています。而して其條件の第一は報償契約の精神を尊重して直ちに賣買交渉を再開すること、第二は協定成立後は毎月規定の料金を支拂ふこと、停滯料金の支拂方法に就ては市と會社との間に於て協議し協議不調の場合は札幌遞信局長に裁定方無條件一任すること、第三は覺書調印後會社は直ちに無條件接線すること、第四は會社及市民側の提起せる訴訟は直ちに全部取下ぐることであります。

此覺書は相方共に爭議を休止して平穩裡に事業買収を即行しようと言ふ前提でなされたもので、市としては買収してしまへば料金値下は自分の手で出来るから一時其主張を預けて置いて、根本の解決をすることが得策であると言ふ見地に於てなされたものであります。之は當日調印の直前に於て私が述べた演説に依ても明かであり會社側も之を承認したのであります。

此意味に於て重要であるから遞信局で印刷して貰つて置きました。當時新聞紙上にも公表されたから御承知のこと、思ひます。即ち遞信局長の裁定はこの覺書の第二項に據るものであります。即ち市永遠の福利たる電氣事業の買収を前提としたる裁定

までは當然之が支拂を猶豫せられたも同様でありますから、窮乏なる需用家各位は能く此趣意を諒得せられて善慮せらるべきは勿論のことゝ思ひます。

然り而して本裁定の根源たる三月四日の覺書は右に申す如く市永遠の福利たる事業買収を前提としたものであります。事業の買収と停滯料金の支拂とは相共に履行すべき双互の條件として成立つたものでありますから、會社が誠心誠意報償契約の精神を尊重して市の買収に應する以上は市も亦停滯料金を裁定通り支拂はねばなりませんが、若しも會社が市の買収に誠意を示さず依然從來の如き不當な價格を申出づるに於ては、停滯料金支拂の如きは斷然之を拒否して然るべき性質のものであります。隨て此上は一日も速かに本事業を買収して市の將來に禍根を絶ち料金値下に依る市民負擔の輕減を圖らなければならぬとの考へます。

乍併多年困難を極めた本問題の經過に顧みまするとき事業買

收の達成には飽迄も市民各位の團結に俟たねばなりません。願はくは如上の趣旨を御諒解相成り此際益々一致協力せられんことを切に希望して煩まぬ次第であります。

昭和九年七月二十三日

函館市長 坂本 森一

依然たる會社側の不誠意

然るに會社は市側が局長との内約を直ちに實行して期成同盟會及び膺徵聯盟を解散したるに拘らず三月四

日の協定に憚る所なく七月社名を帝國電力株式會社と改稱し同時に其資本金を一舉倍額以上の二千八百萬圓增资し、更に山形電氣を合併しようとしたので會社には直に抗議を發し、山形には市との引掛りがあることを注意したので此合併は山形側の反対で不成立になつたが、之などは隨分人を食つた態度で協約無視と云はれよう。

而も一方裁定の實行と稱して停滯金の取立が激しい停滯料金の支拂は會社が報償契約の精神を尊重して、誠實に市の買収に應することに依て初めて、成就せら

るべきであるから急いで買収交渉をする必要がある。八月、九月の二回は先方に人が拘はぬと云ふので延期し、十月一日愈市は市長と市會議長、會社は穴水、石津、岡田の三取締役の正式會見に際して會社側は突如左の如き條件を持出し、之を解決するにあらざれば買収交渉を進行するを欲せず、又買収交渉に應する能はずと言ふのである。

其條件なるもの、一は

電氣事業の譲渡は電氣事業法第二十五條の規定に依り主務大臣の認可を要するが、近來主務省に於ては公共團體の事業買収に對し容易に其企圖を許容せざる意向の様であるから、市の買収が果して主務省に於て認可せらるべきや否や、先づ其意向を確かめたる上買収交渉を進むるを妥當と信ず。

又今回の賣買交渉再開は三月四日の札幌遞信局長調停の覺書に依るものなるべし。然るに市長は停滯料金の支拂に關し暗に之が不拂を教唆煽動するが如き聲明を發表して間接に會社に脅迫を加ふる態度を示し、會社の營業を妨害せるは右覺書の趣旨に反するものなるを以て、市長に於て其非を改め是等聲明を取消して、誠意ある態度を示さざる以上會社は買収交

進行を欲せず、又買収交渉に應する能はず、と言ふのであつて、本末を顛倒するも甚だしきものである。

申迄も無く電氣事業を買収して之を市營とすることの權利は既に報償契約第十條に依て之を確約せるばかりでなく、電氣事業法第二十九條に於ても明かに市營の許可を規定して居るのであつて、此法律の改變せられざる限りは苟も公益に立脚し、而して事業の統制を紊さざるものである以上認許せられざる理由は毫末も無いのである、況んや床次遞相亦公營に關して方針の變更等之なきことを言明せられて居る。又二月の電氣局長の通牒に對して内務省地方局から推問して居る永安内務事務官が使者に立つて立花事務官に説明を聞いたが、それによると第三節の市側第三準備書面の三號と同意義である。然るに會社は其身報償契約の精神を尊重して買収交渉に應ぜざる可らざる義務を負ひながら斯る口實を以て交渉回避の具となす如きは微塵誠意の有らざる證左なるのみならず苟くも許可、認可の

たが、是れ其責任の全部が不可能を強ひた會社に有ること勿論である。

然り而して本覺書が札幌遞信局長の調停に依て運ばれ、其立會調印の許に成立したるものである以上市は此實情を具して飽迄も局長の裁斷を仰がねばならぬ。是れ覺書所定の停滯料金支拂に關して既に同局長の裁定のあつた限り、覺書の主體たる賣買交渉再開の規定に對しては一層御介心下さるべきは謂ふを俟たざる所と確信致すが故である。

同日會社は左の聲明書を發して取締役の口述を補足した。

一、電氣事業ノ譲渡ハ電氣事業法第二十五條ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ要スルモノナル處遞信省ハ昭和七年十一月各地方長官宛業第一二一六號電氣局長依命通牒ヲ以テ「公共團體ニ於テ事業ヲ買收セントスル場合ノ如キモ特ニ公益上ノ必要ニ立脚スルノミナラズ就中電氣事業ノ統制ヲ素ルコト無キ場合ニアラズ」ハ到底其ノ企圖ヲ許容スベカラザル義ニ有之」と通牒シ、更ニ本年二月二十六日附電氣局長ヨリ各地方長官宛業第一

三七號依命通牒ヲ以テ「府縣營電氣事業ハ事業統制上適當ナル場合多キガ故ニ滋ニ之ヲ容認スベカラザル旨ノ決議ナ可相成候」ト追テ市町村營計畫ニ關シテモ右ト同様爾今事業統制上何等ノ支障ナキモノニ非サレバ詮議相成難キモノト被存候」ト通牒シタルガ、本年九月七日發行ノ都下新聞紙ハ「現内閣トナツテカラ床次新遞相ハ本問題ニツキ再度方針ヲ確定シ置ク必要アリトナシ過般群馬縣營問題が再燃シタル際省議ヲ開キ

南前遞相當時ノ方針ヲ一層強化シ地方團體ノ電氣公營ハ爾今絕對ニ許可セサルコト

ノ嚴重方針ヲ決定シタ」旨ヲ報道シテ居ル。遞信省ノ方針ガ右ノ如クナルニ於テハ市ト會社トノ間ニ於テ買收交渉ヲ進ムルモ結局主務大臣ノ認可ナキニ於テハ全ク徒勞ニ歸スル次第故、此際市ニ於テ主務官廳ノ見意シタル上買收交渉ヲ進ムルノ上ハ認可アルベキコトノ見越附キタル上買收交渉ヲ進ムルコト最モ妥當ナルベシト信ズ

二、市長ト會社トハ昭和九年三月四日附ノ覺書ヲ以テ「直チニ賣買交渉ヲ再開スルコト」停滯料金ノ支拂方法ニ就テハ…

…札幌遞信局長ニ裁定方無條件一任スルコト」ヲ協定シタリ、市長ガ今回會社ニ對シ賣買交渉ヲ再開セルハ右協定ノ趣旨ニ依ルモノナルベシ、然ルニ市長ハ一面ニ於テ昭和九年七月二十三日附聲明書ヲ以テ停滯料金ノ支拂方法ニ就テノ札幌遞信局長ノ裁定ニ對シ「私ハ此裁定が現在ノ實狀ニ適セザルコトヲ甚ダ遺憾ニ思フモノデアリマス」ト批難シ無條件一任ノ趣旨ニ背ケルノミナラズ、右裁定理由書中ノ「特ニ事情止ムヲ得サル需用者ニ對シテハ料金徵收上會社ニ於テ特別ノ考慮ヲ拂ハシコトヲ希望ス」トノ文言ヲ故ラニ曲解シテ「支拂ノ出來得ル時期ニ至ルマデハ當然之ガ支拂ヲ猶豫セラレタルモ同様デアリマスカラ窮乏ナル需要家各位ハ能ク此趣意ヲ諒得セラレテ善處セラベキハ勿論ノコト、思ヒマス」及ヒ「若シモ會社ガ市ノ買收ニ誠意ヲ示サス依然從來ノ如キ不當ナ價格ヲ申出ヅルニ於テハ停滯料金支拂ノ如キハ斷然之ヲ拒否シテ然ルベキ性質ノモノデアリマス」ト謂ヒテ暗ニ需要家ニ對シ料金ノ不拂ヲ懲罰教唆シ、會社ニ對シテ間接ノ脅迫ヲ加フル態度ヲ示シ、更ニ本年九月五日談話ノ形式ヲ以テ會社ノ帳簿ナドモ殆ド燒失シテシマツタノデ古イ電燈料ニ對シテノ請求ハアキラカニサレナイ筈ダ」ト聲明シ、全ク虛偽ノ風説ヲ

依て歸道直後札幌に遞信局長を訪ひ九月下旬提出した會社間責の要請と共に局長の所信を質した。然るに實際に於ける局長は調査と稱して明答を避け佐上道廳長官と協議の上回答しなき旨を述べられたので之を認

遞信局長に會社問責要請書を提出

シ料金ノ不拂ヲ懲罰教唆シ、會社ニ對シテ間接ノ脅迫ヲ加フル態度ヲ示シ、更ニ本年九月五日談話ノ形式ヲ以テ會社ノ帳簿ナドモ殆ド燒失シテシマツタノデ古イ電燈料ニ對シテノ請求ハアキラカニサレナイ筈ダ」ト聲明シ、全ク虛偽ノ風説ヲ

め、十二月中旬迄に回答を得ることを約したのである。

遞信局長に提出の會社問責の要請書は記事煩雜に亘る虞あるが會社が如何に暴狀を行ひ、監督權が如何に不徹底なるかを知るの材料として掲記することにした

停滯料金の支拂は事業買収交渉の成就と不可分關係にあるこ

とは、覺書成立の實情に照して明かるに會社は九月二十日函館市内各町に亘り突如として十七ヶ所の需用家を不法に断線したり。而て是等需用家の實況を聽取するに會社の暴狀言語に絶し、市民として到底忍ひざるものあり依て速かに接線命令を發せられんことを要請す

一、右需用家中には貧困者數からざるも、何れも裁定後毎月の

料金は確實に之を支拂ひつゝあり

二、然れども停滯料金の支拂に就ては裁定中に「會社に於て送電を停止したる需用者に對しては停止期間中の料金は其停滯料金中に算入せざること」とあり依て各需用家は支拂に先立ち之が停滯料金の精算書を會社に要求せしも會社は之を提示せず

三、然るに會社は自ら之を提示せずして任意の金額を記載し、且つ獨斷に期日を指定して其期日内に支拂はざれば直ちに取

引を中止する旨の催告を發せり

四、而て會社は其期日來るや一戸の需用家に對して少きは三名多きは九名の多勢にて押寄せ七八兩月分(停滯料金の内七月に支拂ふべき分と八月に支拂ふべき分の謂ひ)を即時支拂はざれば直ちに断線すと威嚇せり

五、需用家は罹災後の更生に心魂の限りを盡し、又他事に拘はるの違なき折柄一朝断線の憂き目に遇はんか如何とも爲す能はざる爲め、其乏しき實情を披瀝して切に適當期間の延期を乞ひしも會社は之を承諾せず

六、依て需用家は差練リ一ヶ月分を提供して、残り一ヶ月分の延期を乞ひしに會社は之を承諾せず、二ヶ月分全部にあらざれば断じて断線すべしと強要す

七、需用家は會社の此横暴に全身震ふの憤りを感じしも獨占事業なれば如何ともすべからざるに顧み泣く／＼明日迄には必ず二ヶ月分を揃へ會社に届け出づべに付今日一日だけ断線を見合せられたしと懇請せり

八、然れども會社は木石其ものゝ如く之をしも顧みず假令一日たりとも猶豫すること能はずとして恰も断線其ものを目的とするものゝ如く豪末も假借することなく之を断線せり

九、而も會社は断線後更に附言して「斯く一旦断線したる以上

は停滯料金全額を一時に即納するに非ざれば決して接線するものに非ず、故に電燈を欲せば如何なる事情あるとも必ず耳を揃へて其全額を會社に納付すべし」と豪語し極度の侮言を弄して引揚げたり

十、然れども憐むべき需用家は断線の不自由に堪えず萬代町そばや業高橋末五郎の如きは居留守中妻女が主人の歸宅する迄猶豫せられたしと百方懇願せしも聽かれずして断線せられたるものなるに徴し歸宅後急ぎ才覚して二ヶ月分三十七圓を調達し町内事務所の役員五名に同道を乞ひて會社へ至り右の料金を提供して哀訴歎願備に接線方を懇願せしに一條營業部長は其身責任の地位に在りながら「一旦断線したる以上は断じて接線せず停滯料金全額(百九十五圓餘)を支拂ふべし」と其不可能を強ひて町役員の交々なる懇談をも一蹴し遂に接線せずして分割支拂の裁定規約を徹底的に蹂躪せるのみならず大町三十五番地土橋多作(停滯料金月額三十八圓二十九錢現在料金月額三十四圓九十九錢の者)に對しては既に断線したる以上は假令料金全額を一時に支拂ふとも断じて接線せず且つ向後一切の取引を断絶すと事業法をも無視せる放言を敢

てし之を實行せり

右の如きは實に狂者の暴虐と謂ふの外なく而も當日断線したるものは十七戸なるも更に同様意圖の下に断線すべく来る五日を期限として催告を發したるもの多數あり斯くの如くんば折角裁定に依りて之に服さんとする者も「事情止むを得ざるものに特別の考慮を拂ふべき趣旨の没却は勿論停滯料金全額強要の斯る不法を前にしては到底其堵に安んずる能はざるものにて調停の精神と實體は共に之を根本より破壊せらるゝものなり是れ茲に急速なる處斷を要請して娘まざる所以なり

昭和九年九月二十三日

其後の經過

當時函館市會は第一節に述べた如く市長反対派多數であつて紛糾を續けて居つたが十二月十八日佐上北海道廳長官は函館の市會議員並に有志十數名を札幌に招き復興邁進の初頭にある今日、電氣問題に付市内部に議論岐れて相争ふを不可とし一致して復興に邁進し電氣問題の是非は第一審判決ある迄延期することを要望し、一同之を諒としたので豫て約束の遞信局長の回答は夫れまで留保することになつた。

斯くて市と水電との直接交渉は休止の儘今日に及び、市民は唯々第一審判決が一日も早く下らんことを待つて居るのであるが、昭和八年四月提起せられた訴訟は市の訴状に對し五月十六日會社より答辯を提出し、續いて準備手續となり、會社六回、市五回の準備書を提出し、外に證人訊問數回あり其間或は延期等の事實もあつて、茲に満三年の歳月を費し本年三月十六日一旦決審となつたが更に五月二十六日公判再開せられ即日決審となつた。而て判決の日は未定である。

空間占用料の問題

最後に空間占用料問題に就て一言しよう。電線路空間占用料は使用料の一種である。函館市が昭和三年九月十五日制定布告し且つ昭和八年二月一日改正布告した函館市道路占用規程に依つて賦課したものである。此規程は北海道廳長官の認可を経て完全に成立した法規である。

此規程の第三條は占用の期間を満三年以内とし但書を以て電柱街燈柱の建設並に電線路又は瓦斯管路の

敷設若は専用軌道の施設其の他地下工作物施設の爲の占用を二十年以内と定め又第十八條は占用料の標準を定て等級を一等乃至五等に分ち各一平平メートル一ケ年分の占用料と一日分の占用料とを明細にして居る。更に一號乃至八號の説明的規定を設けて占用を路面即ち地表と道路の地下と道路上の空間とに分けて居る。あるが會社は之を不法徵收となし道廳長官の手を経て内務大臣に對し市の徵收取消を申請した内務省では此決定を長官に委任して處理せしめる方針を取つた。一方市に於ては納期日たる四月三十日に至るも會社が納付しないから更に五月十六日を期限に指定して催告を爲し此期限を守らなければ滯納處分をする豫定であった。然るに道廳長官は市長に對し五月十六日附で「本年四月函館水電株式會社に對し賦課したる道路占用料（空間占用料）に付ては追て何分の通達ある迄之が徵收を停止すべし右道路法五十三條の規定に依り之を命ず」と云ふ命令をよこした。此長官の停止命令は嘗て自

己が認可したる法規に背いた行爲である。研究の結果停止命令なるが故に行政訴訟が出來ない。取消命令ならば直ちに其手續を取る筈であつた。不思議なことは此占用料金を徵收する決議をした直後其當日此の如き決議をなさむ可らずと云ふ通達が來たことである。

抑々道路なる觀念は單に地表に限れるものでなく、其限界は下地軸に及び上は中天に達するものなること當然であるが道路占用の限界は時代に依り方處によつて自ら異なるものがある。之れ即ち常識的限界である例へば市街地に在つては非常に高空のものでも建築線を越えて自由に道路上の高空占用は許されないし、寒村僻地では高空占用の事實があつても問題とならない。

元來道路上の空間に電線路を敷設するの事實は市民生活に苦痛を與へるものである。二六時中市民生活の邪魔物であつて其苦痛の程度は電鑄敷を地下に埋没するが如きものゝ比ではない故に權力團體でなければ此の如き一般公衆の生活上の自由を抑制する行爲は出來ぬ筈である。一私人たる營利會社が之を爲し得るのは

國家又は地方公共團體が認許を與へる結果であるから、權力團體の命に從て使用料を納付するのも當然である。而も會社が電鑄敷の地下占用に對して占用料を納付しつゝ電線路空間占用料の納付を拒むが如きは意味をなさない。今此占用料金徵收が法理上に於て正當なる所以を説明する爲め法學博士松本蒸治氏の意見書を援用する。

意見書 鑑定事項

函館市ハ別紙道路占用規程ニ基キ昭和八年度ヨリ長期占用電線路ニ對スル一定ノ道路占用料ヲ徵收スルコト、セリ其ノ適法ナルヤ否ヤニ付鑑定ヲ求ム。

意見

一、別紙道路占用規程第三條但書ハ電線路ノ敷設ノ爲ノ占用ニ在リテハ占用期間ヲ二十年以内トスベキ旨ヲ定メ第十八條ハ占用料ノ標準其ノ他ノ規定ヲ爲スニ當リ「七、空間ノ占用ハ前各項ヲ準用シテ本表ノ料金ヲ徵收ス」ト定メタルガ故ニ同規程ガ電線路ノ敷設ニ依ル道路上ノ空間ノ占用ヲ道路ノ占用ト認メ之ニ付テ占用料ヲ徵收スルコトヲ定メタルモノナル

コト疑ヲ容レズ、然レドモ本件問題ヲ解決スル爲ニハ先づ電線路ノ敷設ヲ以テ道路法上ノ所謂道路ノ占用ト觀、之ニ付占用料ヲ徵收スルコトガ同法ノ解釋上許サル、所ナルヤ否ヤヲ判定セザルベカラズ蓋シ右規程ハ固ヨリ監督官廳ノ認可ヲ得テ定メラレタルモノナルベキモ之アルカ故ヲ以テ違法ノ行爲ヲ適法トスルコトナキヤ言ヲ俟タサル所ナレバナリ抑モ道路法上ノ道路ノ占用ノ意義必シモ明確ナリトセザルモ其ノ道路ノ一般公衆ノ使用（一般使用）ニ屬セザルモノヲ指スコト論莫シ即チ道路ノ特別使用ノ一場合タラザルベカラス而モ占用ト云フ以上ハ或程度ニ於テ道路ヲ占據シテ之ヲ使用スル觀念ヲ要件トスルモノタラザルベカラズ是ニ於テカ道路ノ占用トハ道路ノ特定箇所ノ有形固定のノ特別使用ヲ謂フト解スルヲ以テ當レリスベシ（現代法學全集八卷、丹羽七郎著、道路法五七頁以下六三頁參照）而シテ其ノ道路トハ路面ノミヲ指スヤト謂フニ其ノ然ラザルコト明白ニシテ瓦斯管等ノ道路地下ノ埋設ヲ以テ道路占用ト觀ルニ付テハ嘗テ疑ヲ挾ム者アルコトナシ、然ラバ道路ノ上下即地下軸ニ至リ地上無限ノ空間ニ至ルモノナルヤト謂フニ其ノ然ラザルコト亦常識上明白ナリ道路法第二十八條が道路管理者ニ交通ヲ妨ケ

ザル限度ニ於テ道路ノ占用ノ許可又ハ承認ヲ爲スベキ旨ヲ定メタル精神ニ照ストキハ道路ノ交通ニ妨碍ヲ與フルコトアル解サザルベカラズ果シテ然ラバ電線路ノ敷設ハ啻ニ通行人ニト解スルヲ不可トスベキ理由全クナシ、即チ函館市道路占用規程ガ電線路ノ敷設ノ爲ノ空間ノ占用ヲ道路ノ占用ト認メ之ニ付占用料ヲ徵收ヲ定メタルハ其ノ適法ナルコト些ノ疑ヲモ容レザルナリ。

二、既ニ上記道路占用規程ノ規定ヲ適法ナリトセバ之ニ基キテ本件電線路ニ對スル占用料ヲ徵收スルノ適法ナルコト論莫キ所ナリ、然モ或ハ云ハム本件ノ場合ニ於テハ電柱ニ關スル道路ノ占用許可ハ當然電線路ノ空間占用許可ヲ包含スベク從テ電柱ノ占用料ハ當然電線路ノ占用料ヲ包含スルヲ以テ別個ニ電線路ニ對スル占用料ヲ徵收スルコトヲ得ベカラズト然レドモ啻ニ上記規程第三條但書ハ電柱ノ建設ト別個ニ電線路ノ敷設ヲ掲クルノミナラベ、第十八條ニ於テ電柱ノ占用料ハ其架設電線ノ數量ニ關セズ從テ其ノ道路上空間ノ占用ノ有無ト多

寡ヲ問ハス一樣ニ之ヲ定メタルニ依リ稽量スルモ電柱ノ占用料以外ニ電線路ニ對スル空間ノ占用料ヲ徵收スル趣旨ナルコト明白ニシテ此ノ說ハ之ヲ採ルベカラス。尙ホ右第十八條ガ電柱ニ付定メタル占用料ガ街燈柱及標木ノ類ノ占用料ニ比シ多額ナルハ、電柱ハ概シテ街燈類ヨリ遙ニ高大ニシテ占用ノ數量大ナルコト及道路ノ中央ニ近ク建設セラレ往來ヲ妨碍スル程度遙ニ甚シキコト等ノ理由ニ基クモノト觀ルベク、其ノ占用料中ニ當然架設電線路ノ占用料ヲ包含スト解スベカラズルナリ。

更ニ或ハ云ハム本件ノ場合ニ於テハ電柱ニ對スル占用料ハ從前ヨリ徵收セラレ來リタルモノニシテ當事者ハ其占用料中ニハ當然電線路ニ對スルモノヲ包含スト諒解セルモノナルヲ以テ今俄ニ別個ニ電線路ノ占用料ヲ徵收スルガ如キハ當事者ノ

意思ヲ疎闊スルノ違法ノ行爲タルコトヲ免レズト然レトモ此ノ如キハ道路法上ノ占用料ヲ以テ私法上ノ質料ノ類ト混同スルノ謬論タリ。抑ミモ道路法上ノ占用料ハ道路ノ占用ニ對シ何時ニテモ徵收シ得ヘキ公法上ノ使用料ニシテ、既ニ許可承認セラレタル占用ニ付テ後日之ヲ徵收スルコトヲ得ベキハ一點ノ疑ナキ所ナリ（前掲丹羽七郎著六八頁參照）

三、以上縷述セル所ニ依レバ函館市ノ道路占用規程中電線路ノ占用料ニ關スル規定ノ適法ニシテ、且之ニ基キテ爲シタル占用料ニ關スル規定ノ適法ニシテ、只夫レ現ニ徵收シタル料額ノ右規定ニ適合セルモノナルヤ否ヤニ付テハ之ヲ判定スルノ資料ヲ有セザルノミ。

昭和八年五月十六日

松本 烈治

第三節 訴狀及準備手續

一 市 の 提 起 セ る 訴 狀

訴 狀

右 市 長

原 告 函 館 市

東京市麹町區丸ノ内二丁目十番地

辯護士

訴訟代理人 岩田宙造

函館市元町九番地

辯護士

原因

同 高橋泰 東京市京橋區銀座西四丁目三番地二

被 告 函館水電株式會社

右取締役

代表者 穴水熊雄

権利關係確認ノ訴

請求ノ趣旨

一、被告ハ大正三年一月十九日附ヲ以テ當事者間ニ締結シタル本訴狀添附ノ契約書第十條ノ規定ニ依リ原告カ被告ニ對シ昭和六年九月三日附ヲ以テ爲シタル被告ノ電車電燈動力供給ノ營業及之ニ要スル物件ノ全部ヲ買收セムトスル旨ノ申込ニ應シ主務官廳ノ許

一、被告會社ハ明治三十九年其商號ヲ渡島水電株式會社トシテ設立セラレ同四十三年現在ノ商號ニ改メ函館市(其當時函館區大正十一年八月市制實施)ヲ中心トシ主トシテ電燈、電力ノ供給及ヒ軌道事業ヲ目的トセルモノナル所原告ノ所有又ハ管理ニ屬スル道路橋梁其他ノ營造物及工作物ヲ使用スルト同時ニ明治末年ヨリ大正初頭ニ亘リ電氣企業熱ノ頗ル旺盛ナリシ時代ニ際シ有力ナル競爭會社ノ出現ニ對シ其獨占權ヲ確保スル爲メ原告ニ對シ所謂報償契約ノ締結ヲ要求シタルヲ以テ原告ハ之ニ應シ大正三年一月十九日附ヲ以テ本訴狀添附契約書ノ通リ契約ヲ締結シタリ

二、右報償契約ニ依レハ被告會社ハ其純益金ニ對シ極度ニ輕微ナル割合ヲ以テ報償金ヲ支拂フノミニテ

(契約第七條)原告ノ所有又ハ管理スル一切ノ營造物及工作物ヲ必要ニ應シテ使用スルコトヲ得ルノミナラス原告ハ他ノ競爭會社ニ對シ之ヲ使用セシムルコトヲ得サルハ勿論原告自身モ亦同一事業ヲ經營セサル義務ヲ負擔シタルモノナリ(同契約第四條第五條)

三、原告ハ右報償契約ト同時ニ被告會社ノ目的トスル事業ノ公共的性質ニ鑑ミ將來原告市自ラ其事業ヲ經營スルコトノ必要アルヘキヲ慮リ該契約ノ期間満了ノ際原告カ被告ノ電車、電燈、動力供給ノ營業及之ニ要スル物件ノ全部ヲ買收セントストキハ被告ハ之ヲ拒ムコトヲ得サルコト並ニ此場合ニ於ケル買收價額ハ被告會社ノ總株數ニ東京市内ノ株式取引所ニ於ケル既往五ヶ年間ノ平均相場ヲ乘シテ之ヲ定ム但其平均相場カ右五ヶ年間ノ利益配當平均年額二十倍以上ナルトキハ其二十倍額ヲ以テ買收價額トスルコト又貯藏物品ハ其帳入價額ヲ以テ被告ハ原告ノ買收ニ應スヘキ旨ノ契約ヲ締結シタリ(契約第十條)

四、右契約ノ有效期間ハ昭和六年九月二十七日ヲ以テ函館市の函館水電買收問題の經過

可ヲ得テ賣買契約ヲ成立セシメ右營業及物件ヲ原告ニ譲渡スル義務アルヲ確認スヘシ

訴訟費用ハ被告ノ負擔トス

トノ御判決相成度候

裁判ニ依リ之ヲ決スヘキ旨仲裁手續ノ特約アルヲ以テ此手續ヲ履践シタルモ昭和八年二月七日是亦遂ニ決定不能ニ終リタリ

六、本件報償契約第十條ニ依リ原告カ被告ノ電車、電燈動力供給ノ營業及之ニ要スル物件ノ全部ヲ買收シ其讓渡ヲ受クルタメニハ前述セル如ク當事者協力シテ主務官廳ノ認可ヲ得ルコトヲ要スルノミナラズ被告ハ尙他ノ事業ヲモ兼營セルヲ以テ買收事業ト其他ノ事業トノ區分並ニ其各附屬物件ノ仕分ケ等事實上ニ於テモ種々複雜セル準備行爲ヲ要シ是等ノ行爲ハ係爭約款ノ效力ニシテ確定スル以上ハ當時者ノ協力ニ依リ容易ニ行ハルヘキモノナレハ原告ハ本訴ノ權利關係ヲ即時ニ確定スルコトニ付キ重大ナル利益ヲ有スルモノナリ

仍テ及本訴候也

證據方法

- 一、甲第一號證ヲ以テ本件契約ヲ立證ス
- 二、甲第二號證ノ一、二ヲ以テ原告カ本件買收ノ申出

東京地方裁判所

所長 宇野要三郎殿

高橋泰
岩田富造

右原告訴訟代理人

昭和八年四月二十八日

ヲ爲シタルコト並ニ被告カ之ニ應セサリシコトヲ立證ス
三、甲第三號證ノ一、二、三ヲ以テ仲裁手續ニ關スル事實ヲ立證ス
其他必要ニ應シ提出仕ルベク候

附屬書類

- 一、委任狀市會決議證明書 各一通
- 二、被告會社登記抄本 一通

三、甲第一號證、同第二號證ノ一、二及同第三號證ノ一、二、三、各一通

上必要ナル電線路施設及軌道敷設ヲ承諾ス 但地中ニ電線路ヲ施設セントスルトキ及軌道敷設ノトキハ其都度計畫書ヲ提出シ區ノ認許ヲ受クヘシ
第二條 前條施設ノ爲メ區ノ所有若クハ管理ニ屬スル營造物、工作物ニ障害ヲ與ヘ又與フルノ虞アルトキハ會社ハ區ノ指定シ從ヒ之ヲ修補若クハ豫防ノ設備ヲ爲シ猶之ヲ爲メ損害ヲ生シタルトキハ之ヲ賠償ヲナスモノトス
前項ノ場合ニ於テ區ハ自ラ修補若クハ豫防ノ設備ヲ必要トルトキハ會社ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス 但之ニ要スル費用ハ會社ニ於テ負擔スルモノトス
區が其所有若クハ管理ニ屬スル營造物工作物ノ新設改築修繕ヲ要スル場合又ハ公益上ノ必要ニ依リ前條施設又ハ敷設工事ノ修補若クハ豫防ノ設備ヲ要スルトキハ前二項ノ規程ヲ準用

第三條 會社ニ於テ電車、電燈及動力料金ノ引上ヲ爲サントスルキハ豫メ區ノ同意ヲ得ヘキモノトス
第四條 區ハ一般ノ區稅ヲ除ク外第一條ノ使用ニ對シ料金若クハ特別稅ヲ賦課徵收セス

第五條 區ハ本契約期間内ハ自ラ電車、電燈及動力供給事業ヲ株式會社（以下單ニ會社ト稱ス）ト函館水電株式會社（以下單ニ會社ト稱ス）トノ間ニ左ノ契約ヲ締結ス
第一條 區ハ其所有又ハ管理ニ屬スル營造物及工作物ニ對シ會社ノ電車、電燈及電氣動力（以下單ニ動力ト稱ス）供給營業

函館市の函館水電買收問題の經過

契約書

大正三年一月十九日

函館區長 北守政直
函館水電株式會社 取締役會長 園田實德

本契約書貰通ヲ作製シ各壹通ヲ持ス

大正三年一月十九日函館區（以下單ニ區ト稱ス）ト函館水電株式會社（以下單ニ會社ト稱ス）トノ間ニ左ノ契約ヲ締結ス
第一條 區ハ其所有又ハ管理ニ屬スル營造物及工作物ニ對シ會社ノ電車、電燈及電氣動力（以下單ニ動力ト稱ス）供給營業

經營セス又新ニ生スル該營業者ニ對シテ第一條ノ承諾ヲ與ヘ

サルモノトス 但會社カ獨占權ヲ濫用シ區ノ公益ヲ害スル場合ハ此限りニ非ス

第六條 會社ハ區有又ハ區ノ管理ニ屬スル土地營造物工作物及

區ニ於テ公共ノ用ニ供スル電燈及動力料金ニ對シテハ普通料金ノ貳割ヲ減スヘシ

第七條 會社ハ大正三年上半期分ヨリ各決算期ニ函館區内ノ營業ヨリ生ズル純益金ニ對シ左記歩合ノ金額ヲ報償トシテ區ニ納付スヘシ

但大正三年下半期迄ハ電車營業ニ對スル分ノ納付ヲ要セズ

電車營業ノ純益金ニ對シテハ百分ノ參

電燈及動力供給營業ノ純益金ニ對シテハ百分ノ四

前項ノ純益金カ函館區内ニ於ケル電車又ハ電燈及動力供給事業ノ營業期末建設工事費及貯藏物品代價ノ合計額ニ對シ年率百分ノ拾五ヲ超過シタルトキハ其超過額ニ對スル法定準備金最低額ヲ差引キタル超過殘額ノ參分ノ一ニ相當スル金額ヲ區ニ増納スヘシ

前各項ノ納付金額通知ノ日ヨリ拾五日以内ニ完納スヘシ

第八條 前條ノ純益トハ總益金中ヨリ總損金ヲ差引タル殘額ヲ

第十一條 本契約ノ效力及履行並ニ前條買收價格等ニ付區ト會

前項ノ買收價格ハ會社ノ總株數ニ東京市内ノ株式取引所ニ於ケル既往五ヶ年間ノ平均相場ヲ乘シテ之ヲ定ム但其平均相場カ右五ヶ年間ノ利益配當平均年額二十倍以上ナルトキハ其ノ二十倍額ヲ以テ買收價格ト定ム

貯藏物品ハ其帳入價格ヲ以テ會社ハ區ノ買收ニ應スルモノトス

ス

前各項ノ納付金額通知ノ日ヨリ拾五日以内ニ完納スヘシ

契約書附屬覽書

以上

二、契約第七條一項ノ函館區内ノ營業ヨリ生スル純益ト區外ニ屬スル分トノ分割出方ハ前項ニ依リ算出シタル電車又ハ電燈及動力供給事業ノ建設工事費ノ比例ニ依リ之ヲ定ム

大正三年一月十九日函館區長北守政直ト函館水電株式會社取

函館市之函館水電買收問題の經過

指スモノトス

但總損金ニハ各種ノ積立金及賞與其他之ニ類スル支出ヲ包含セス

第九條 會社ハ株主總會ニ於テ決算認定後直チニ第七條ノ納付金計算書ヲ區ニ提出シ且區ノ要求アルトキハ其計算ヲ證明スルノ責任アルモノトス

前項ノ場合ニ於テ區ハ其ノ計算ノ當否ヲ調査スル必要アルトキハ會社ニ對シ營業ノ報告ヲ求メ又ハ會社ノ帳簿財產及諸般文書ヲ検査スルコトヲ得

第十條 本契約ノ有致期間滿了ノ際區が會社ノ電車、電燈動力供給ノ營業及之ニ要スル物件ノ全部ヲ買收セントスルトキハ會社ハ之ヲ拒ムコトヲ得

前項ノ買收價格ハ會社ノ總株數ニ東京市内ノ株式取引所ニ於ケル既往五ヶ年間ノ平均相場ヲ乘シテ之ヲ定ム但其平均相場カ右五ヶ年間ノ利益配當平均年額二十倍以上ナルトキハ其ノ二十倍額ヲ以テ買收價格ト定ム

貯藏物品ハ其帳入價格ヲ以テ會社ハ區ノ買收ニ應スルモノトス

前項ノ買收價格ハ會社ノ總株數ニ東京市内ノ株式取引所ニ於

ケル既往五ヶ年間ノ平均相場ヲ乘シテ之ヲ定ム但其平均相場カ右五ヶ年間ノ利益配當平均年額二十倍以上ナルトキハ其ノ二十倍額ヲ以テ買收價格ト定ム

貯藏物品ハ其帳入價格ヲ以テ會社ハ區ノ買收ニ應スルモノトス

三、會社ニ於テ區外ノ營業ニ依ル電車、電燈及動力料金ノ引下

ヲ爲サントスルトキハ豫メ區ノ同意ヲ受クヘキモノトス

大正三年一月十九日

第一八八號
昭和六年十一月十八日

函館水電株式會社

函館市長 坂本森一
函館水電株式會社
取締役會長 園田實徳

拜啓 本年九月三日付ヲ以テ大正三年一月十九日締結ノ

甲第二號證ノ一

函庶第三四六號

昭和六年九月三日

東京市京橋區銀座四丁目三番地貳

函館水電株式會社

取締役 穴水熊雄殿

電車電燈動力供給ノ營業及之ニ要スル

物件ノ全部買收ニ關スル通告ノ件

函館市ハ大正三年一月十九日貴會社ト締結シタル契約ニ基キ
貴會社ノ電車電燈動力供給ノ營業及之ニ要スル物件ノ全部ヲ
買收可致候條御諒知相成度比段及御通告候也

先ハ右得賣意度如斯御座候

敬具

甲第二號證ノ二

申立書

函館水電株式會社

臨時株主總會決議書寫

一、大正三年一月十九日當會社ト函館市ト締結シタル契約ノ法
律上ノ效力有無ハ取締役ノ研究ニ一任スル事

理 由

一、函館市ヨリノ申込ニ係ル報償金ニ關スル暫定措置ノ件ハ取
締役ニ一任スル事

以上

申第三號證ノ一

函館市
函館水電株式會社

右當事者間電氣事業買收事件ニ付函館市カ協議委員ノ協議決
定ヲ求ムル趣旨及其理由ヲ左ニ明確ニ仕候

一、右當事者間大正三年一月十九日締結セラレタル契約ニ基

函館市の函館水電買收問題の經過

キ函館市カ昭和六年九月三日附ヲ以テ會社ニ對シ會社ノ電
車、電燈、動力供給ノ營業及ヒニ要スル物件ノ全部ヲ買收

セムコトヲ申出テタルニ於テハ右契約書第十條ハ其買收價額
ヲ定ムルニ付キ當事者ヲ拘束スル效力アルモノナリトノ御決

定アラムコトヲ求ム

一、函館市ハ昭和六年九月三日ヲ以テ大正三年一月十九日附契
約ニ依リ會社ノ電車電燈動力供給ノ營業及之ニ要スル物件ノ
全部ヲ買收セムコトヲ會社ニ申出テ同契約書第十條ニ依リ其
買收價格ヲ定メムトシタルトコロ會社ハ具體的交渉ヲ遷延シ
一ヶ年ヲ經過シタル本年九月ニ至リ右契約ノ效力ヲ否定シ買
收價額ハ同契約書第十條ニ依ラス自由協議ニ依リ之ヲ定メム

コトヲ提議シタリ

二、依テ兩當事者間ニ於テ函館市ハ右契約ニ基キ買收ヲ爲シ得
ルヤ否ヤ即チ契約ノ效力ニ關シ爭ヲ生シタルヲ以テ同契約書

第十一條ニ依リ各貳名ノ協議委員ヲ選定シ其爭點ニ對スル決
定ヲ請フコト、ナリ前記趣旨ノ如キ決定ヲ求ムル次第ナリ
三、市カ前記契約ヲ有效ナリトス理由ハ之ヲ無效トスヘキ理
由毫モ之ナキヲ以テナリ

右ノ通リニ候也

昭和七年十一月七日

八三

一、右當事者間ニ大正三年一月十九日別紙ノ如キ契約ヲ締結セリ

協議委員

猪股淇清殿

寛正太郎殿

松本恭治殿

渡邊勝三郎殿

甲第三號證ノ二

申立書

函館市

函館水電株式會社

右當事者間電氣事業買收事件ニ付函館水電株式會社カ協議委員ノ協議決定ヲ求ムル趣旨及其理由ヲ左ニ明確ニ仕候

趣旨

右當事者間ニ大正三年一月十九日締結セラレタル契約ハ無効ナル旨ノ御決定アラムコトヲ求ム

理由

以上

昭和七年十二月十六日

松本、猪股ノ兩協議委員ヨリ

協議委員

松本恭治殿

渡邊勝三郎殿

猪股淇清殿

甲第三號證ノ三

調書(第七回)

函館市

函館水電株式會社

右當事者間ニ於ケル函館市ヨリ函館水電株式會社ニ係ル電車、電燈、動力供給ノ營業及之ニ要スル物件ノ買收問題ニ付協議委員松本恭治、渡邊勝三郎、猪股淇清、寛正太郎ハ前回ニ引續キ昭和八年二月七日午後五時三十分ヨリ東京市麹町區丸ノ内一丁目二番地日本工業俱樂部ニ於テ會合協議ヲ爲シタリ依テ明確ニスル事項左ノ如シ

二、函館市ハ昭和六年九月右契約第十條ニ依リ會社ノ電車、電燈、動力供給ノ營業及之ニ要スル物件ノ全部ヲ買收セムコトヲ會社ニ對シ申出タリ。然ルニ會社ハ右契約ハ無効ナリト信スルヲ以テ之ニ依ラス兩者ノ協定ヲ以テ賣買契約ヲ締結セントヲ提議シ、爾來兩者間協議ヲ重ネタルモ、協定成立スルニ至ラス

三、依テ兩者間ニ於テ右契約ノ有效無効ノ爭ヒニ對シ協議決定ヲ求ムル爲メ各貳名ノ協議委員ヲ選定シ、其協議ニ依リ右契約ガ法律上有效ナリヤ無効ナリヤノ問題ノ決定ヲ請フコト、ナリタルヲ以テ會社ニ於テハ茲ニ前記趣旨ノ如キ決定ヲ求ムル次第ナリ

四、會社カ前記契約ヲ法律上無効ナリト信スル理由ハ一般報價契約ノ效力問題トシテ學者ノ舉クル無効理由及會テ大阪市ト大阪電燈株式會社間ノ電氣事業買收問題ニ付學者實務家ノ發表セラレタル無効ノ意見等ニ依ル次第ニ付此處ニハ單ニ之等諸説ヲ援用スルニ止ムルモ必要ニ應シ何時ニテモ詳述スヘシ付キ決定ヲ願フノ外ナシトノ意図ヲ告ケラレタル旨

報告シタリ

依テ各協議委員ハ事上遷延スヘキ狀勢ニ非スト認メ本件契約ノ效力ニ關シ更ニ意見ノ交換ヲ爲シタルモ其結果有效無効ノ意見對立シ決定スルニ至ラス

次テ各協議委員ハ本件契約第十一條後段ノ規定ニ依リ裁決ヲ爲スヘキ一人ノ人選ニ付協議シタルモ之亦遂ニ意見ノ一致ヲ見ルニ至ラス

追而市ヨリ昭和七年十二月十二日附ヲ以テ報價金未納額徵收問題ニ付本協議委員ノ決定ヲ求ムル趣旨ノ申立書提出アリタルモ、會社ニ於テハ昭和七年十二月十九日附申立書ヲ以テ右ノ問題ニ付テハ決定ヲ求ムルノ必要ナシトノ趣旨ヲ申出タルニ依リ

本協議委員會ニ於テハ前記市ヨリ申立ニ付テハ協議ニ入ラサル

コトニ決定シタリ

ト申合セ散會シタリ、時ニ午後八時十五分ナリ

右協議委員會ノ經過ヲ證スル爲メ、之ヲ錄取シ各協議委員署

名捺印ス

昭和八年二月七日

於日本工業俱樂部

協議委員

松本 稔治

同 同

渡邊勝三郎

同 同

猪股 洪清

答辯書

原 告 函 館 市

被 告 函館水電株式會社

右當事者間貴廳昭和八年(ワ)第一、三六四號權利關

係確認訴訟事件ニ付左ニ被告ノ答辯仕候

答辯ノ趣旨

- 一、訴狀請求原因第一項記載ノ事實中「原告ノ所有又ハ管理ニ屬スル道路橋梁其他ノ營造物及工作物ヲ使用スル」及ヒ「原告ニ對シ所謂報償契約ノ締結ヲ要求シタル」旨ノ主張ハ之ヲ否認ス其餘ノ主張ハ之ヲ認ム但シ報償金カ「極テ輕微ナル」旨ノ主張ハ之ヲ否認ス
- 二、同上第二項記載ノ事實ニ付テハ報償契約中ニ原告主張ノ如キ趣旨ノ約款ノ存在スルコトハ之ヲ認ム
- 三、同上第三項記載ノ事實中報償契約ニ原告主張ノ如キ約款ノ存在スルコトハ之ヲ認ムルモ之等約款ヲ設クルニ至リタル原告ノ動機的意思ノ主張ハ不知ナリ
- 四、同上第四項記載ノ事實中「被告ハ原告ヨリ右ノ如キ買收ノ申込ヲ受ケタルニ於テハ右報償契約第十條

- ニ依リ主務官廳ノ認可ヲ得テ賣買契約ヲ成立セシメ之ヲ原告ニ讓渡スヘキ義務アル」旨ノ主張ヲ否認ス其餘ノ主張ハ之ヲ争ハス
- 五、同上第五項記載ノ事實中「被告ハ故ナク右報償契約第十條ヲ無効ナリト主張シ」タリトノ點ヲ否認ス其餘ノ主張ハ之ヲ争ハス
- 六、同上第六項記載ノ事實中「原告ハ本訴ノ権利關係ヲ即時ニ確定スルコトニ付キ重大ナル利益ヲ有スル」旨ノ主張ヲ否認ス其ノ餘ノ主張ハ之ヲ争ハス
- 七、甲第一號證、甲第二號證ノ一、二、甲第三號證ノ一、二、三、ノ成立ヲ認ム

證據ニ對スル認否

- 「立證趣旨」本證ヲ以テ被告ハ故ナク甲第一號證契約ノ無効ヲ主張シタルモノニ非サルコトヲ證シ原告ノ本訴請求ノ理由ナキコトヲ明カニス
- 其他必要ニ應シ提出可仕候

追而提出可仕候

證據方法

- 一、乙第一號證(報償契約無効論萃集)
- シ被告會社ニ於テ甲第三條證ノ二ノ申立書ノ理由

函館市の函館水電買收問題の經過

昭和八年五月十六日

右被告代理人 有馬忠三郎

一、證據物寫 一通

以上

原告ノ請求ヲ棄却ス
訴訟費用ハ原告ノ負擔トス
ト御判決相成度候

事實

附屬書類

一、委任狀 貳通

右被告代理人 中澤喜一

東京地方裁判所

同

猪股正清

第三民事部御中

第一準備書面

原 告 函 館 市
被 告 函館水電株式會社

右当事者間貴廳昭和八年(ワ)第一、三六四號權利關係確認訴訟事件ニ付左ニ被告ノ主張ヲ明確ニ仕候

目 次

序 言

第一節 確認訴訟不許ノ抗辯

第二節 報償契約無効ノ抗辯

第三節 報償契約失效ノ抗辯

第四節 報償契約失効ノ抗辯

第五節 買收約款無効ノ抗辯

第六節 請求不當ノ抗辯

序 言

第一節 無訴權ノ抗辯

第一 【要旨】 報償契約ハ名ハ契約ト稱シ契約書ノ體裁ニ於テハ當事者對等ノ地位ニ於テ締結セルモノ、如キ外形ヲ有スト雖、其實ハ區カ公ノ行政權ノ主體タル地位ニ於テ會社ト公法的ノ關係ニ付協定シタル

行政處分ニシテ當事者カ對等ノ關係ニ於テ私法上ノ權利義務ヲ成立セシムル意思ヲ以テ締結シタルモノニ非サルヲ以テ司法裁判所ニ於テ裁判スヘキ事項ニ屬セス

【説明】

(一) 報償契約ハ其體裁ニ於テ區ハ區會ニ於テ、會社ハ株主總會ニ於テ同意ヲ得サルトキハ其旨ヲ通知シ本契約ヲ消滅セシムルモノトスル等宛モ當事者對等ノ地位ニ於テ締結セルカ如キ外形ヲ有スト雖、這ハ只他ノ都市ノ例ニ倣ヒタルニ過キスシテ、其當時ニ於ケル當事者ノ意思ハ會社ニ於テハ區ノ所有又ハ管理ニ屬スル道路其他ノ營造物及工作物ニ對シ電車、電燈及電氣動力供給ノ營業上必要ナル電線路施設及軌道敷設ノ爲メ之等ノ公用物ノ占用許可ヲ公ノ行政權ノ主體タル區ニ對シテ申託シ、茲ニ兩者ノ間交涉折衝ヲ重ネタル結果其條區ハ其ノ許可ニ報償金ノ支拂其他ノ條件ヲ附セン

函館市之函館水電買收問題の經過

キヤ否ヤ及ヒ區自ラ同一營業ヲ經營スヘキヤ否ヤ並ニ他ノ同業者ニ道路其他公用物ノ占用ヲ許スヤ否ヤハ孰レモ行政的生活關係ニ關スル事項ニシテ、一ニ公益上ノ見地ヨリノミ決定スヘキモノナレハ之ガ許否ハ公法上ノ行爲タリ、私法上ノ契約ニ因リ拘束シ得ヘキ事項ニ非ス。

故ニ區ニ於テモスル公法的關係ニ屬スル事項ヲ私法上ノ契約ニ因リ定ムルノ意思ヲ有シタルモノニ非サルコト推斷ニ難カラサルノミナラス、會社ニ於テモ私法上ノ契約ヲ締結スル意思ヲ有セサリシモノナリ、此事ハ報償契約第一條第二項ニ於テ會社カ「地中ニ電線路ヲ施設セントスルトキ及軌道敷設ノトキハ其都度計劃書ヲ提出シ、區ハ認可ヲ受クヘシ」ト爲シ、同條第一項ノ道路其他公用物ノ占用カ私法上ノ使用權設定ニ非サルコトヲ明示シタルノミナラス更ニ同第十三條ニ於テ會社ノ義務違背ニ對シ區カ解除スルコトヲ得ルコトヲ認メタルニ拘ラス、區ノ違背ニ對シテハ會社ノ其解除權

七八乃至一八八頁、美濃部達吉博士論文「法律上ヨリ觀タル報償契約」國家學會雜誌四七卷六號一乃至二三頁參照
第一【要旨】假ニ報償契約ニシテ區ガ會社ト協定ノ上爲シタル特許處分ニ非スシテ當事者間ノ契約ナリトルモ、其內容ハ區ガ其所有又ハ管理スル道路等公用物ノ占用許可、課稅權ノ拋棄、會社事業ノ獨占權ノ保障等ヲ主要ノ事項ト爲スモノニシテ、之等ノ事項ハ孰レモ區ガ公ノ行政權ノ主體トシテニ非サレハ處分シ得サル事項ニ屬ス。斯クノ如ク公法上ノ效果ノ發生ヲ目的トセル契約ハ所謂公法上ノ契約ニシテ、之ニ關スル爭訟ハ司法裁判事項ニ屬セス

【說明】

(二) 報償契約ガ區ノ所有又ハ管理ニ屬スル道路其他ノ公用物ニ對スル會社ノ占用許可、之ニ對スル特別課稅ノ免除、會社事業ノ獨占權ノ保障等ヲ以テ其主要ノ内容ト爲スコトハ原告モ認ムル所ナリ(訴狀請求原因ノ一、二項記載參照)然ルニ之等ノ事項ハ孰レモ區ガ公ノ行政權ノ主體トシテノミ處分シ得

ヲ認メサリシニ徵スルモ明カナルヘシ。蓋シ報償契約ハ其體裁ニ於テ契約ノ外形ヲ藉リタルカ故ニ解除ナル辭句ヲ用ヒタリト雖、其實ハ前記許可ノ取消ヲ規定シタルモノナレハ、行政權ノ主體タル區ニノミ此權利存シ、會社ニハスル權利無キ爲メナリ、若シ夫レ報償契約カ其ノ外形ノ如ク當事者對等ノ地位ニ於テ私法上ノ權利義務ノ關係ヲ定メタルモノトセハ、當事者ノ一方タル區ノミガ不履行ニ因ル解除權ヲ有スル如キ片務的ノ定メヲ爲サルヘキハ輒ク首肯シ得ヘキ所ナレハナリ、而シテ法律上特許處分ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ爲スニ基キタルノ故ヲ以テ之ヲ私法上ノ契約ナリト爲スコトヲ得サルハ既ニ大審院判例ノ存スル在リ。(大審院大正十一年(オ)第五二一號、同十二年六月二十八日判決法律新聞二、一五三號四乃至五頁、東京控訴院大正十年(ネ)第八九一號、同十一年四月二十九日判決法律評論一一卷下民訴一四五乃至一六五頁、佐々木惣一博士意見書、日本電氣經濟叢書十二卷、報償契約質疑錄II一

經濟叢書十二卷報償契約質疑錄Ⅱ四頁參照)而シテ私法上ノ契約ヲ以テハ絶對ニ公法上ノ義務ヲ設定シ得カラス。(美濃部博士論文上掲七乃至一〇頁、同博士意見、法律新聞四〇九號二頁以下、毛戸博士意見書上掲三乃至六頁參照)

第二節 確認訴訟不許ノ抗辯

第三【要旨】假ニ原告主張ノ買收約款ガ有効ニ存在シタリトスルモ、電氣事業者ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其事業ノ全部又ハ一部ヲ讓渡スルコトヲ得ス。又電車ニ付テハ軌道營業者ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ニ限リ之カ讓渡ヲ爲スコトヲ得ルモノナレバ、該約款ハ之等主務大臣ノ認可又ハ許可ヲ條件トシ其認可又ハ許可アリテ始メテ效力ヲ發生スヘキ趣旨ヲ以テ約定セラレタルモノト解セサル

(四) 報償契約ハ元來無効ナルカ又ハ其後効力ヲ失ヒテ有效ニ存在スルモノニ非サルコトハ後記各抗辯ニ於テ主張スル所ノ如シト雖、茲ニハ假ニ報償契約カ有效ニ存在スルモノトスルモ尙ホ原告ノ本訴請求ノ理由ナキコトヲ主張スルモノナリ。

(五) 電氣事業者ハ主務大臣タル遞信大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其事業ノ全部又ハ一部ヲ讓渡スルコトヲ得ス(電氣事業法第二十五條及同施行規則第六條)又被告ノ經營スル電車ハ軌道法ニ依ルモノナル處同法ハ軌道經營者ハ主務大臣タル鐵道大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ニ限リ軌道ハ讓渡ヲ爲スコトヲ得ルモノトス(軌道法第十六條參照)故ニ電氣事業又ハ軌道ノ讓渡ヲ目的トスル契約ハ之等主務大臣

ノ認可又ハ許可アルニ非サレハ其效力ヲ發生スルニ由ナキヲ以テ買收約款ハ單ニ市ノ買收セムトスル旨ノ意思表示ニ依リ直ニ讓渡契約ノ效力ヲ發生スルモノニ非スシテ主務大臣ノ認可又ハ許可アルマテ其効力ノ發生ヲ停止スル趣旨ナリト解セサルヘカラス、則チ主務大臣ノ認可又ハ許可ヲ停止條件ト爲セル停止條件附法律行爲タラサルヘカラス(六)然ルニ停止條件附法律行爲ハ條件成就スルマテハ其ノ効力ノ發生ヲ停止スルモノナレバ、條件ノ成否未定ノ間ニ在リテハ法律行爲ヲ爲シタル當事者間ニ一種ノ法律關係ヲ生スルニ止リ債權者ハ其ノ本旨トスル債務ノ履行ヲ請求スル權利ヲ有セサルモノトス、故ニ官廳ノ許可又ハ認可ヲ條件トシテ或給付ヲ爲スヘキコトヲ契約シタル場合ニ於テハ許可又ハ認可以前ニ在リテハ當事者ハ相手方ニ對シ許可又ハ認可ノ申請ニ必要ナル手續ヲ要求シ又ハ右條件附法律行爲ノ成立確認ヲ求ムルコトヲ得ヘキ權利ヲ有スルニ止マルモノニシテ、直チ

ニ本旨タル債務ノ履行ヲ求ムル權利ヲ有セサルモノナレハ之カ確認ノ訴モ亦許容スヘカラサルモノトス(大審院大正十一年(オ)第九七號同年七月十七日判決、法律新聞二〇三一號一八頁參照)

(七) 諸テ原告ノ請求ノ趣旨ヲ案スルニ「被告ハ大正三年一月十九日附ヲ以テ當事者間ニ締結シタル本訴狀附ノ契約書第十條ノ規定ニ依リ原告ガ被告ニ對シ昭和六年九月三日附ヲ以テ爲シタル彼告ノ電車、電燈、動力供給ノ營業及之ニ要スル物件ノ全部ヲ買收セムトスル旨ノ申込ニ應シ主務官廳ノ認可ヲ得テ賣買契約ヲ成立セシメ右營業及物件ヲ原告ニ讓渡スル義務アルコトヲ確認スヘシ」ト謂フニ在リ甚夕明瞭ヲ缺クト雖、究極スル所ハ被告モ斯クノ如キハ買收約款ノ本旨タル義務ニ屬スルヲ以テ、前記主務大臣ノ認可又ハ許可ナキ以前ニ於テハ市ハ未タ之ヲ請求スル權利ヲ有セス從テ

確認ヲモ訴求シ得サルコトハ前記大審院判例ノ趣旨ニ照シ明カナルベシ

第四【要旨】 假ニ然ラストスルモ原告ノ本訴請求ノ趣旨ニ依レハ「被告ノ電車、電燈、動力供給ノ營業及之ニ要スル物件ノ全部ヲ買收セムトスル」モノニシテ實質上會社ノ營業全部ヲ買收セムトスルモノナリ、然ルニ株式會社ノ存續中其營業ノ全部ヲ買收セムトスルモノナリ然ルニ株式會社ノ存續中其營業ノ全部ヲ讓渡スル如キハ不可能ニシテ、只會社ノ解散ヲ條件トシ會社ノ解散シタル場合ニ其効力ヲ發生スヘキ趣旨ノ讓渡行爲ノミ可能ナリ、故ニ本訴原告ノ主張モ亦斯ル停止條件附讓渡行爲ヲ原因トスルモノト解スルニ非サレハ無効ナリ、若シ夫レ原告ニシテ會社ノ解散ニ因リテ効力ヲ發生スヘキ停止條件附讓渡行爲ヲ原因トスルモノトセハ、會社ハ未タ解散シタルコト無キヲ以テ條件ハ成否未定中ニ屬シ、原告ニ於テハ未タ會社ニ對シ其本旨タル讓渡義務ノ確認ヲ請求スル權利ナキモノト謂ハサルヘカラス

【説明】

(八) 原告ハ其訴狀請求ノ原因(六)ノ項ニ於テ「被

告ハ尙他ノ事業ヲモ兼營セルヲ以テ買收事業ト其ノ他ノ事業トノ區分並ニ其各附屬物件ノ仕分等」

云々ト謂フモ、現在ニ於ケル會社ノ營業ノ目的ハ一、電燈、電力ノ供給、電氣機械器具ノ製造販賣、質貸

二、電氣軌道運輸業及自動車運輸業

三、前二項ノ事業ト同種ノ事業ニ對スル投資

四、水源涵養ニ關スル造林業

ニシテ「電氣機械器具ノ製造販賣、質貸」ハ電燈電力ノ供給ノ便益ヲ圖ル爲メ、「水源涵養ニ關スル造林業」ハ發電力ノ維持ノ爲メニシテ孰レモ「電燈、電力供給」營業ノ附屬事業ナリ、又「自動車運輸業」ハ電氣軌道運輸業ノ補助的ニシテ、「土地建物ノ賣買、質貸借並ニ娛樂機關ノ設備及之ニ附帶之ニ附帶スル事業

スル事業」ハ所謂電氣軌道營業ノ乗客ノ增加ヲ圖ル爲メノ營業施設ニ屬シ、孰レモ「電氣軌道運輸業」ノ附屬事業ナリ、更ニ「同種事業ニ對スル投資」ハ孰レモ會社ノ營業ノ便益ヲ圖ル爲メノ附屬事業ナルヲ以テ、會社ノ主要營業ハ電燈電力ノ供給及電氣軌道運輸業ナリ。故ニ之カ讓渡ヲ目的トスルニ於テハ即チ會社ノ目的タル營業全部ノ讓渡ヲ目的トセルモノト謂ハサルヘカラス

(九) 民法第四十三條ノ法人ハ其目的ノ範圍内ニ於テ權利ヲ有シ義務ヲ負フ旨ノ規定ハ會社ニモ類推適用アリ(松本烝治博士所說法學新報三三卷一〇號一頁、田中耕太郎博士中央大學講義錄會社法二一頁、菅原谷三博士民法總則上卷三三七頁、寺尾元彥氏會社法提要九頁參照)而シテ株式會社ニ付テハ商法第五十八條ニ該當スヘキ特別規定存セサルヲ以テ、其目的ノ範圍内ニ在ラサル行爲ヲ爲スコトヲ認メ得ヘカラズ。然ルニ其存續中ニ於テ營業全部ノ讓渡ヲ目的トスル契約ヲ爲スコトハ會社ノ目的ノ範圍外ニ屬スル

明治四十五年(オ)第二二一號事件判決ハ「株式會社ノ存續中ト雖モ解散ヲ豫想シタル場合ニ付會社財產ノ譲渡ヲ約スルコトモ亦有效ナル」モノトシ「解散前ノ會社財產ノ譲渡ハ法律上不可能ナル」ヲ以テ、斯ル譲渡契約ハ會社ノ解散スル迄其効力ヲ停止セラレ、解散ノ時期ヲ以テ其效力ヲ生スルモノナル旨判示スル(同院大正二年六月二十八日判決民事判決錄一九輯五三〇頁以下參照)ニ依リ、暫ク之ニ從フトスルモ、原告主張ノ譲渡契約ナルモノハ會社ノ解散スルニ至ル迄其效力ノ發生ヲ停止セラル停止條件附法律行為ト解スルニ非サレハ之ヲ有效ナリト爲ス能ハサルヘシ。然ルニ會社ハ未タ解散シタルコト無キノミナラス、電氣事業會社ノ解散ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其效力ヲ生セス(電氣事業法第十六條第二項)又會社ハ軌道法ニ依ル電氣軌道運輸業ヲ營ム者ナル處軌道會社ノ解散ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其效力ヲ生セサルモノナリ(軌道法第二十六條、

明カナリ

第三節 報償契約無効ノ抗辯

第五【要旨】假ニ報償契約ニシテ私法上ノ契約ナリトスルモノ内客ハ双務契約的ニシテ區ハ會社ニ對シ(1)其所有又ハ管理ニ屬スル道路其他營造物及工作物ノ占用許可(第一條)(2)之等ノ占用ニ對スル課稅權ノ拋棄(第四條)(3)會社事業ノ獨占權ノ保障(第五條)等ノ義務ヲ負ヒ、會社ハ之ニ對シテ(1)右道路其他ノ占

用ニ伴フ修補、損害ノ防止又ハ賠償(第二條)(2)電氣料金ノ引上ニ付同意ヲ得ルコト(第三條)(3)公共用電燈及動力料金ノ割引(第六條)(4)報償金納付(第七條第八條)(5)計算ノ證明及検査ニ服スルコト(第九條)(6)事業ノ買收ニ應スルコト(第十條)等ノ義務ヲ負擔スヘキコトヲ定メタルモノナリ。然ルニ區ノ義務ニ屬スル(1)乃至(3)ノ事項ハ孰レモ區ガ私法上ノ契約ニ因リ義務ヲ設定シ能ハサル性質ノモノナルヲ以テ、斯ル義務ノ設定ヲ内容トスル契約ハ法律上當然無効ナリ、而シテ會社ノ義務ニ屬スル(1)乃至(6)ノ事項ハ右區ノ義務負擔ニ對シ反対給付的關係ニ在ルモノナルヲ以テ、區ノ義務設定ノ無効ナルニ於テハ會社ノ義務ノミ獨リ成立スヘキ筋合ナク、報償契約ハ全部無效ナリトス

【説明】

(十) 報償契約第一條ニ於テ會社ノ占用ヲ許可シタル物件中ノ主ナルモノハ道路ナリ、然ルニ道路ハ道路法ノ施行後ハ勿論未タ其施行以前ナル報償契

區制第八十二條ハ此ノ勅令中別ニ規定アルモノヲ除ク外特別稅ニ關スル細則ハ區條例ヲ以テ之ヲ規定スヘシト規定シ、區カ特別稅ヲ賦課セサル義務ヲ私法上ノ契約ニ因リ負フ如キハ同法ノ許容セラル所ナルコト明カナリ。而シテ其後市制ノ施行セラタル後ニ於テハ更ニ市ノ課稅權ノ範圍ハ法律ニ於テ嚴ニ一定シ在リ、殊ニ市制第一百二十一條ノ二ハ「市ハ公益上其ノ他ノ事由ニ依リ課稅ヲ不適當トル場合ニ於テハ命令ハ定ムル所ニ依リ、市稅ヲ課セサルコトヲ得」ト規定シ、市稅ヲ課セサルコトヲ得ル場合ハ法律ノ限定スル所ナルヲ以テ、市ガ任意ニ契約ニ依リ其課稅權ヲ拋棄シ得サルヤ明カナリ（上掲美濃部博士論文二〇頁、毛戸勝元博士意見書電氣經濟叢書十二卷報償契約質疑錄五四乃至五頁、高根義人博士意見同上一六頁參照）

（十二）會社事業ノ獨占權ノ保障ハ區自ラ會社ト同一ノ事業ヲ經營セザルコト及區ガ同一事業ヲ營ム

（十三）斯クノ如ク報償契約ニ於テ區ノ義務ニ屬スル事項ハ元來私法上契約ノ目的タリ得ヘカラサル事項ニシテ法律上當然無効（上掲毛戸博士意見書七頁、高根博士意見一八頁參照）ナルヲ以テ、之ニ對ス

（十四）報償契約締結當時區ノ所有又ハ其管理ニ屬

之ヲ知ラヌ契約上有効ニ拘束シ得ヘキモノト誤信シ自己ノ義務ニ屬スル事項ヲ約定シタルモノナレハ、

民法第九十五條ニ依リ該契約ハ全部無効ナリトス

ル反對給付トシテ會社ノ負擔セル義務（此點ニ付テハ前記第一節第二抗辯ノ説明（二）参照）ノミ獨リ成立スヘキ筋合ナキヲ以テ報償契約ハ全部無効ナリトス（上掲毛戸博士意見書八乃至九頁、美濃部博士論文九頁參照）

第六【要旨】假ニ報償契約ニ於ケル會社ノ義務ニ屬スヘキ事項カ區ノ義務ニ屬スル事項ト反對給付の關係ニ非サルモノトスルモ、會社ガ該義務負擔ヲ約定シタルハ、區ノ所有又ハ其管理ニ屬スル道路存在シ區ニ於テハ會社ニ之ヲ占用セシメ區自ラ同種營業ヲ爲サス且ツ同種營業ヲ目的トスル他ノ者ニ占用セシメサルコト及ヒ該占用ニ對シ區カ特別稅ヲ賦課セサルコトノ義務ヲ該契約ニ因リ負擔スルコトヲ以テ會社ノ義務ニ屬スル事項ヲ約定スルニ付テノ要素ト爲シタルモノナリ。然ルニ契約締結當時ハ勿論其後ニ於テモ區及ヒ其後身タル市道ハ曾テ路ヲ所有又ハ管

理シタルコトナキヲ以テ、客觀的ニハ區ニハ斯ル目的物存在セス、主觀的ニハ區ハ道路占用ノ許可、課

他ノ企業者ニ對シ道路共ノ他ノ公物ノ使用ヲ許諾セサルコトヲ約定セルモノナルモ、企業ノ獨占權ハ唯國ノ法律ニ依テノミ與ヘラレ得ヘキ所ニシテ、固ヨリ區ノ權能ニ屬スルモノニ非ス、則チ區ガ會社ト同一ノ事業ヲ經營スルヤ否ヤハ專ラ公益ノ見地ヨリ決スヘキ事項ニシテ、會社トノ契約ニ依リ之ヲ營マサルコトヲ約定スル如キハ區ノ公ノ權能ノ拋棄ニシテ無効ナリ。又區ガ他ノ同一ノ事業ヲ營ム企業者ニ道路其他ノ占用許可ヲ與フヘキヤ否ヤハ之亦公益ノ見地ノミヨリ決定スヘキ事項ニシテ、豫メ會社トノ契約ニ依リ不許可ノ義務ヲ負フ如キハ法律上全ク不能ナリトス。（上掲美濃部博士論文二〇頁二一頁、毛戸博士意見書五乃至七頁、高根博士意見書一六乃至一七頁參照）

（十五）斯クノ如ク報償契約ニ於テ區ノ義務ニ屬スル事項ハ元來私法上契約ノ目的タリ得ヘカラサル事項ニシテ法律上當然無効（上掲毛戸博士意見書七頁、高根博士意見一八頁參照）ナルヲ以テ、之ニ對ス

第四節 報償契約失效ノ抗辯

第七【要旨】假ニ報償契約締結當時ニ於テハ道路ノ

管理權力區ニ存在シタリトスルモ、大正九年四月一日施行セラレタル道路法ニ依レハ道路ハ行政廳ニ於テ之ヲ認定スルモノニシテ國家ノ機關タル市長ニ屬スルモノニシテ公共團體トシテノ市ニ屬セナルコト明白トナレリ、依テ報償契約第一條ニ定メタル市ハ會社ヲシテ其所有又ハ管理ニ屬スル道路ヲ占用セシムルコト及ヒ第五條後段ニ定メタル同一營業ヲ目的トスル他ノ企業者ニ對シテ市ガ道路ノ占用ヲ許可セサルヘキ義務ハ道路法ノ施行ニ因リ履行不能トナレリ、然ルニ同契約ニ於ケル會社ノ義務ハ市ノ前記義務ニ最モ重キヲ置キ其反對給付トシテ負擔シタルモノナレハ、市ノ義務カ履行不能トナレル爲メ會社ノ義務モ亦消滅シタルモノニシテ報償契約ハ道路法ノ施行ト同時ニ其効力ヲ失ヒタルモノトス

【説明】

(十五) 大正九年四月一日施行セラレタル道路法ニ

依レハ道路ハ行政廳ニ於テ之ヲ認定スルモノニシテ(第一條)國道ハ府縣知事其他ノ道路ハ其ノ路線ノ認定者ヲ以テ管理者トスルヲ原則トシ勅令ヲ以テ指定スル市ニ於テハ其市内ノ國道及府縣道モ市長ヲ以テ管理者トスルモノトス(第十七條)又市道ノ路線ハ市長之ヲ認定セルモノニシテ(第十四條)ニ必要ナル場合ニ限リ他ノ市町村長之ヲ認定スルコトアルニ過キス(第十五條)之ニ依テ觀レハ道路法ニ屬スルモノナリ、而シテ此場合ニ於ケル市長ハ

公共國體タル市ノ代表者ニ非スシテ國ノ行政機關施設後ニ於ケル市内ノ道路ハ殆ト全部市長ノ管理トシテノ市長ナルコトハ道路法ガ第一條ニ於テ道路ハ行政廳ニ於テ之ヲ認定スル旨ヲ明示シ第十七條ニ於テ其認定者ヲ以テ管理者ト定ムルコトヲ原則トシ、第十八條ニ於テ行政區劃ノ境界ニ係ル道路ニ付テハ管理者タル關係行政廳ノ一ヲ以テ管理

者ト爲ス旨規定セルニ徵シ明カナリ、則チ道路ノ認定及管理ハ共ニ行政廳ノ任務ニシテ地方自治體タル法人ノ任務ニ非サルハ同法第三十三條二項ニ於テ道路ニ關スル費用ハ管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ノ負擔トスル旨ヲ定メ第三十八條ニ於テ道路ノ修繕維持ニ要スル費用ハ管理者下級行政廳ノ統轄スル公共團體ヲシテ之ヲ負擔セシムルコトヲ得ルコトヲ定メ第四十三條第四十四條ニ於テ道路ニ關スル費用ノ負擔金又ハ道路ノ占用料其他道路ヨリ生スル利益ハ管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ノ收入トスル旨規定シ、道路ノ管理者タル行政廳ト之ヲ統轄スル公共團體トヲ劃然區別シ全然別個ノ資格ヲ有スルコトヲ明カニシタルニ徵シ明瞭ナリ、故ニ道路法施行後ハ市内ニ於ケル道路ハ行政廳タル市長ノ管理ニ屬シ公共團體タル市ノ管理ニ屬セス。道路ハ市所有ノ營造物ニ非サルノミナラス、市ハ道路法ノ施行ト同時ニ市内ニ於ケル道路ノ管理權ヲ失ヒタルモノニシテ、道

路ノ接續スル橋梁等ノ附屬物ニシテ道路法第二條ニ依リ同法ヲ適用セラルモノニ付テモ亦同シ。依テ道路法ノ施行ト共ニ市ハ報償契約第一條ニ定メタル會社ヲシテ其所有ハ管理ニ屬スル道路ヲ占用セシムルコト及ヒ第五條後段ニ定メタル同一營業ヲ目的トセル他ノ企業者ニ對シテ道路ノ占用ヲ許可セサルヘキ義務ニ付履行不能トナレリ。

(十六) 然ルニ報償契約ハ此點ニ最モ重點ヲ置キ會社ノ負擔セル義務ハ之ニ對スル反對給付タルヘキ關係ニ在ルモノナリ(此點ニ付テハ前記第一節第二抗辯ノ説明(二)參照)然ルニ双務契約ニ於テ其契約成立後一方ノ給付カ當事者ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リテ履行不能トナルトキハ反對給付ヲ爲スヘキ債務モ亦消滅スルコト民法第五百三十六條第一項ノ明ニ規定スル所ナリ。依テ報償契約ハ道路法ノ施行ト同時ニ市ノ義務ノ履行不能ニ因リ當然其效力ヲ失ヘルモノトス(鷲山秀夫著日本債權法各論上一四一乃至一四二頁、同意見書電氣經濟叢書十二卷報償契

約質疑II「三四乃至一三七頁、原博士上掲意見書同上一四一乃至一四五頁、岡松參太郎博士意見書同上二二一乃至二二三頁參照）

第五節 買收約款無効ノ抗辯

第八【要旨】 買收約款ハ報償契約締結當時ニ於ケル會社ノ營業全部ヲ買收セントスルモノナリ、然ルニ株式會社カ其存續中其營業ノ全部ヲ讓渡スルカ如キハ會社ノ目的ノ範圍内ニ在ラサル行爲ニ屬スルヲ以テ不可能ナリ、從テ買收約款ハ無効ナルモノトス。

【説明】

(十七) 報償契約ノ締結セラレタル大正三年一月十九日當時ニ於ケル會社ノ定款ハ「本會社營業ハ自ラ電氣ヲ起シ一般ノ需用ニ應シテ電燈電力ヲ供給シ並ニ函館區及其附近ニ電氣軌道ヲ布設シ一般運輸ノ業ヲ營ムコトヲ以テ目的トス」ト規定シアリテ、會社ノ營業ハ電車、電燈、動力ノ供給事實が其全部ナリ。故ニ買收約款ニ所謂「電車、電燈、動力

否ヤニ依ルヘキナリ。蓋シ株式會社カ其存續中其

營業全部ノ讓渡ヲ爲シ得サル所以ハ若シ之ヲ爲ストキハ之ニ因リ會社ハ其目的タル事業ノ成功ノ不能トナリ解散スルニ至ルヘキヲ以テ、斯ル事項ハ會社ノ目的ノ範圍内ニ在ラサルカ爲メナリ（上記第二節第四抗辯ノ説明（九）ニ引用セル松本、江木兩博士所說參照）而シテ前記三ヶ村ニ於ケル電氣供給事業ガ規模狹少ニシテ到底獨立シテ經營シ得ヘカラサルモノナルコト前述ノ如クナルヲ以テ、買收約款ニ於ケル買收ノ目的カ會社事業ノ全部ト爲スヲ妨ケサルコト明カナルヘシ。

(十九) 法律行爲ハ其行爲當時ノ狀態ニ依リ解釋シ

其效力ヲ決定スヘキモノナレハ買收約款ノ效力ハ報償契約締結當時ノ狀態ニ依リ決定スヘキモノニシテ其後ニ於テ會社ノ目的ヲ變更シ他ノ營業ヲ兼營スルニ至リタル爲メ當初無効ナル行爲カ後ニ有效トナルヘキ筋合ナシ（疊道文藝博士民法要論總則三四八頁、遊佐慶夫博士民法概論總則一八四頁、三瀬忠彦氏

供給ノ營業及ヒ之ニ要スル物件ノ全部ヲ買收セントル」ハ即チ會社ノ營業全部ヲ買收セントスルモノナリ。

(十八) 尤モ買收約款ニ依リ買收シ得ヘキ營業ノ地域ニ付テハ被告カ後記第十抗辯ニ於テ主張スル如ク之ヲ區ノ地域内ニ限定スヘキモノナリト雖、報償契約締結當時會社カ區ノ地域外ニ於テ經營セルハ僅カニ龜田郡龜田村湯川村及上磯郡上磯村ノ三ヶ村ニ於テ電燈、動力ノ供給ヲ爲セルノミニシテ、其需要燈數、電力共甚タ僅少ナリシモ、區ニ接續セル地域ナルカ故ニ經營セルモノニシテ、全ク區ノ地域内ニ於ケル事業ニ附屬シ、區ノ地域内ニ於ケル事業ト分離シテ獨立經營シ得ヘキ規模ノモノニ非サレハ、之カ存在ハ買收約款ノ目的トセル事業カ會社ノ營業ノ全部タルコトヲ妨クルモノニ非ス。殊ニ斯ル場合ニ於ケル營業ノ全部ナリヤ否ヤノ決定標準ハ其讓渡ノ結果會社カ目的タル事業ノ成功ノ不能ノ事由ニ因リ解散スヘキ狀態トナルヤ

民法概説一二六頁參照）

(二十) 株式會社ノ存續中其營業全部ヲ讓渡スルコトヲ目的トセル契約ヲ締結シ能ハサルモノナルコト、並ニ大審院判例カ株式會社ノ存續中營業財產全部ヲ讓渡スルコトハ法律上不可能ナルモ唯解散ヲ條件トスルトキハ其財產ヲ讓渡シ得ヘシト爲スコトハ孰レモ前記第一節第四抗辯ノ説明（九）ニ說述シタル如クナリ。

(二十一) 然ルニ報償契約ニ於テハ全然會社ノ解散ヲ條件トシタル形跡無キヲ以テ、其買收約款ハ法律上不可能ノ事項ヲ目的トスルモノニシテ無効ナリトス。

第九【要旨】

市カ電車、電燈、電力供給ノ事業ヲ營マントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス、而シテ斯クノ如ク其營業ヲ營ムニ付主務大臣ノ許可ヲ要スル場合ニハ其許可ヲ受クル以前ニ於テハ市ハ斯ル營業ノ讓渡ヲ受クル能力ヲ有セサルモノナリ、然ルニ市ハ未タ斯ル許可ヲ受ケ居ラサルヲ以テ

之等事業ノ讓渡ヲ受クルコトヲ目的トセル買收約款及ヒ市カ會社ニ對シ昭和六年九月三日附ヲ以テ爲シタル被告ノ電車、電燈、動力供給ノ營業及之ニ要スル物件ノ全部ヲ買收セムトスル旨ノ申込ハ無效ナリ。

【説明】

(二十二) 市ハ公共團體トシテ市民ノ福利ヲ増進スル公益上ノ必要アル場合ニ於テハ當行爲其他ノ營利事業ヲモ經營シ得ヘキ一般的能力ヲ有スト雖、法律カ特ニ其營業ヲ經營スルニ付主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ斯ル營業ヲ經營シ得ル能力ヲ有セサルモノト解セサルヘカラス。從テ又先行的營業行爲ト解スヘキ他人ノ此種營業ノ讓渡ヲ受クル能力ヲモ有セサルモノト謂ハサルヘカラス。(大審院大正三年(オ)第二〇七號、同年十月二十一日判決民事判決錄一九輯八四九頁以下參照)

(二十三) 然ルニ報償契約締結當時施行サレ居タル電氣事業法及同施行規則ニ於テハ公共團體ガ電氣事業ヲ營マムトスルニハ主務大臣ノ許可ヲ要スル

モノトシ、(舊電氣事業法第三條同施行規則第一條第五號)現行法モ亦然リ(電氣事業法第三條同施行規則第一條第四號)又軌道法ニ依リ電車事業ヲ經營スルニ付

テモ主務大臣ノ許可ヲ要ス(軌道法第三條同施行規則第二十七條地方鐵道法施行規則第三條第四號)即チ買收

約款ニ於テ讓渡ノ目的ト爲セル營業ハ孰レモ公共團體ニ於テ之ヲ經營センニハ主務大臣ノ許可ヲ要スルモノナレハ、其許可ナキ以前ニ於テハ區及ヒ市ハ其營業ヲ爲ス能力ヲ有セサルモノナルヲ以テ、先行的營業行爲ニ屬スル營業讓渡ノ契約ヲ締結シ又ハ讓渡契約ヲ完結スル一切ノ行爲ヲ爲ス能カ力ヲモ有セサルモノト謂ハサルヘカラス。

(二十四) 既ニ然ラハ買收約款ハ此點ニ於テ無効ニシテ、又市カ會社ニ對シ昭和六年九月三日附ヲ以テ爲シタル被告ノ電車、電燈、動力供給ノ營業及之ニ要スル物件ノ全部ヲ買收セムトスル旨ノ申込モ同様無効ナレハ、之ニ應スル義務アルコトノ確認ヲ求ムル本訴請求ハ理由ナキモノト謂ハサルヘ

カラス。

第六節 請求不當ノ抗辯

第十【要旨】假ニ買收約款ニシテ有効ナリトスルモ、其讓渡ノ目的タル營業ノ目的タル營業ノ範圍ハ市ノ地域内ニ於ケル營業ニ限レルモノナリ、然ルニ會社ハ現在ニ於テ市以外ニ五郡十四箇町村ニ亘リ電燈動力ノ供給ヲ爲シ居リ、又電車ハ市外湯川村迄運轉シツ、アルヲ以テ之等市外ノ地域ニ於ケル營業ヲモ全部買收セムトスル市ノ申込ハ契約ノ本旨ニ反スル不當ノモノナリトス。

【説明】

(二十五) 買收約款ニハ買收事業ノ種類ヲ記載スルニ止マリ。買收事業ノ範圍ニ付テハ何等明示スル所ナキモ、(1)元來報償契約ハ會社ガ營ム市内ノ事業ニ付市ノ所有又ハ管理ニ屬スル市内ノ道路橋梁其他ノ營造物、工作物等ヲ占用スル權利ト市ニ於ケル電車、電燈、動力供給ノ事業ニ付獨占的保護ヲ

函館市の函館水電買收問題の經過

市ヨリ受クルコトヲ目的トシ市ハ又之ニ對シ報償金ヲ徵收シ且市民ノ利益ノ爲相當ナル事業ノ監督權ヲ得ルコトヲ主タル目的トスルモノニシテ如上契約ヲ締結セル當事者ノ目的ヨリ觀ルトキハ條文ニ明示ナキ事項ニ付テハ其効果ヲ及スヘキ範圍ハ當然市ノ區域ト同一ナリト解スルヲ相當トスヘシ、(2)加之、市ガ會社ノ事業ヲ買收セントスル所以ノモノハ會社ガ市内ニ於テ、電車、電燈、動力供給ノ事業ヲ營ム間ハ市自ラ同一事業ヲ經營セサル旨ヲ契約セルニ對シ(第五條)一定ノ期間經過後ニ於テハ會社ノ事業ヲ買收シテ自ラ之ヲ經營セントスルニ在ルコト明ナルヲ以テ、此點ヨリ云フモ買收ノ目的タル事業ハ市内ノ事業ナリト解スルコト相當ナリ、(3)況ンヤ地方公共團體タル市ノ性質上ニ限ラルモノナルト同時ニ、(4)該契約締結當時會社ハ市外ニ於テ龜田郡龜田村、湯川村及上磯郡上磯村等ノ各村ニ於テモ其事業ヲ營ミ居タルモノニ

シテ、市ガ右各村ニ於ケル事業ヲモ買收セントスル意思ヲ有シタルモノトハ到底認ムルヲ得ス。(5) 或ハ買收約款第二項ニ於テ「買收價格ハ會社ノ總株數ニ東京市内ノ株式取引所ニ於ケル既往五ヶ年間ノ平均相場ヲ乘シテ之ヲ定ム」ト爲シタルヲ以テ、買收ノ範圍ハ會社事業ノ全部ナリト解スルヲ相當トストノ說アルヘキモ、右ハ單ニ價格算定ノ標準ヲ定メタルニ止マリ必シモ之ヲ以テ事業ノ全部ヲ買收スル意思ナリト解スル根據ト爲スニ足

ラス(岩田博士意見書日本電氣經濟叢書十三卷、報償契約質疑錄III乃至五頁、毛戸博士意見書同上五乃至六頁、

(三十六) 而シテ會社ハ報償契約締結後ニ於テ其營業地域ヲ擴大シ、現在ニ於テハ上記以外ニ龜田郡錢龜澤村、大野村、七飯村、茅部郡鹿部村、森町、砂原村、臼尻村、尾札部村、山越郡八雲町、松前郡福山町、福島村等五郡十四町村ニ亘リ電燈、電力ノ供給營業ヲ爲シツ、アリ、然ルニ其全部ヲ買收セムトスル市ノ買收申込ハ契約ノ趣旨ニ反スル不當ノモノナリト謂ハサルヘカラス。

右陳述候也

昭和八年九月十四日

被告代理人 有馬忠三都 同 鳩山秀夫
岸清二博士意見書同上七乃至一〇頁、仁井田益太郎博士意見書同上二〇乃至二三頁、市村光惠博士意見書同上二三乃至三一頁、中島玉吉博士意見書同上二六乃至二八頁、鳥賀陽然良博士意見書同上二九乃至三〇頁、竹田省博士意見書同上三〇乃至三一頁、江木博士意見書同上三七乃至三九頁、平田讓衛氏意見書同上三九乃至四〇頁、乾政彦博士意見書同上四〇乃至四六頁參照)

東京地方裁判所

第三民事部御中

猪股正清
上原鹿造
中澤喜一

市 の 主 張

昭和八年(ワ)第一、三六四號

第一準備書面

原 告 函 館 市
被 告 函 館 水 電 株 式 會 社

本件ニ付キ被告カ昭和八年九月十四日附第一準備書面ニ於テ主張スル抗辯ノ理由ナキコトヲ明ニスルコト左ノ如シ(用語ノ略稱ハ便宜上右被被告準備書面ノ序言ニ記載スル所ニ從フ)

第一 無訴權ノ抗辯

物カ私法上ノ権利關係ナルトキハ司法裁判所ノ權限ニ屬スルコト論ナク又其訴訟物ノ如何ハ原告カ主張スル請求ノ趣旨並其原因ニ依リ決セラルヘキモノニシテ原告カ本訴ニ於テ確認ヲ求ムル目的ハ私法上ノ権利關係ニシテ其権利關係ハ甲第一號證ノ契約書ニ依リ表示セラル私法上ノ契約特ニ其第十條ニ依リ成立シタルモノナリト言フニ在レハ本訴ノ訴訟物カ私法上ノ権利關係ナルコト明白ニシテ司法裁判所ノ權限ニ屬スルコト毫モ疑ナシ

三、被告カ甲第一號證ノ契約ヲ以テ公法上ノ行爲ナリト主張スル所以ノモノハ畢竟原告カ請求ノ原因トスル契約ヲ否認シ由テ以テ本訴ノ目的タル権利關係ノ存在ヲ争フ抗辯事由ト爲スニ過ギス從テ其抗辯ニシテ認容セラルルトキハ原告ノ請求カ理由ナキモノトシテ排斥セラルルコトアルハ格別之カ爲メ原告合ノ訴訟物カ其性質ヲ變シテ公法上ノ権利關係ノ確認ヲ

求ムルモノト爲ルヘキ理由ナシ「訴カ民事訴訟ナルヤ否ヤハ原告ノ訴ノ趣旨ニ依リテ判断スヘキモノニシテ」被告ノ抗辯ニ依リ左右セラルヘキモノニ非サルコトハ夙ニ判例學說ノ一定セル所ナリ（大審院大正十三年（オ）第四三八號同年七月七日判決、民事判例集大正十二年度三三〇頁以下）故ニ甲第一號證ノ契約ニシテ假リニ被告主張ノ如ク公法關係タル性質ヲ有スルモノトスルモ此場合ニ於テハ本案判決ニ於テ原告ノ請求カ棄却セラルルコトアルニ止リ之カ爲メ本訴ニ對スル司法裁判所ノ權限ヲ否認スル理由タルヘキモノニ非ス

四、況ニヤ甲第一號證ノ契約カ私法上ノ契約ナルコトハ其形式、用語及内容ヨリ觀ルモ明瞭ナル所ナリ被告ハ公共團體カ公益上ノ見地ニ於テ取扱フヘキ事項ハ絶對ニ私法上ノ契約ノ目的タルコトヲ得サルモノナリト言フモ齊シク公益ヲ目的トスル場合ニ在リテモ其手段ハ必スシモ公法的ナルコトヲ要セスシテ私法的タルコトヲ得ルハ顯著ナル所ナリ例へハ公用ニ

供スルタメ所有權ヲ取得スル方法トシテ公用徵收ニ依ルコトヲ得ルト同様私法上ノ賣買ニ依ルコトヲ得ルカ如キ事例ハ固ヨリ枚舉ニ遑アラズ殊ニ道路其他ノ營造物ニ關シテモ其公用ヲ妨ケサル範圍内ニ於テスル行爲ハ直接公益ヲ目的トスルモノニ非サルヲ以テ其使用ニ付キ私法上ノ契約ヲ締結スルコトヲ得ルハ言ヲ俟タス又其事項ノ性質ニ依リ私法上ノ契約ヲ以テ豫期シタル權利義務ヲ設定スルコト不能ナルコトアリトスルモ當事者ハ之ヲ實行スルニ支障ナキ限リ事實上權利義務ヲ設定シタルト同様ノ目的ヲ達成スルコト妙カラス斯ノ如キ場合ニ於テモ之カ爲メ其契約ヲ以テ強テ公法上ノ行爲ナリト爲スヘキニ非ス其行爲カ私法上ノモノナリヤ公法上ノモノナリヤハニニ當事者ノ意思ニ從ヒ決セラルヘキモノナルコト大審院ガ大正十一年（オ）第五二二號判決ニ於テ明示スル所ノ如シ

五、加之本訴ハ甲第一號證中第十條第十一條ノ營業ノ賣買ニ關スル規定ニ基クモノニシテ同條規定ノ内容

カ私法上ノ契約ノ目的タルコトヲ得ルハ論ナク又同契約書中他ノ條項ニ公法的性質ヲ有スルモノアリトスルモ之カ爲メ右條項ノ效力發生ヲ妨クル理由ナシ假リニ他ノ條項ニ定ムル所カ右買收約款ノ對價タル關係ニ在リタルモ其對價ハ當該條項ノ法律上ノ效力如何ニ拘ラス該契約ノ存續期間タル殆二十年ノ久シキニ亘リ會社ニ於テ完全ニ取得シタル所ナルカ故ニ對價ナキノ故ヲ以テ買收約款ヲ無効ナリト爲スヘキニ非ス何レノ點ヨリ見ルモ買收約款ハ完全ニ私法上其效力アルモノト謂フヘシ

第二 確認訴訟不許ノ抗辯

一、被告ハ電氣事業者及ヒ軌道營業者ハ主務大臣ノ認可又ハ許可ヲ受クルニ非サレハ其營業ヲ讓渡スルコトヲ得サルモノニシテ本件ニ付テハ其認許ナキモノナレハ讓渡契約ハ未タ其效力ヲ發生セズ從テ原告カ被告ニ對シ其營業及物件ヲ原告ニ讓渡スル義務アルコトノ確認ヲトノ確認ヲ求ムルコトヲ得サルモノナリト主張ス

二、然レトモ本訴ニ於テ原告カ被告ニ確認ヲ求ムル權利關係ハ請求ノ趣旨ノ記載ニ依リ明ナル如ク係争ノ營業及物件ヲ原告ニ讓渡スル爲メ主務官廳ノ認可ヲ得テ本件契約書第十條ノ規定ニ從ヒ賣買契約ヲ成立セシムル義務アルコト即主務官廳ノ許可ヲ得テ係争ノ營業及物件ヲ原告ニ讓渡スルコトヲ内容トスル賣買契約ヲ成立セシムル義務ニシテ營業及ヒ物件ノ讓渡義務其モノニ非ス被告ノ抗辯ハ請求ノ趣旨ヲ誤解セルニ出ツルモノニシテ理由ナシ而シテ被告カ如上ノ賣買契約ヲ成立セシムルニ必要ナル手續ヲ履行スヘキ義務ヲ負擔セルモノナルコトハ被告カ其抗辯說明ノ中ニ於テ明ニ自認セル所ナリ

三、被告ハ又本件ノ原告ニ於テ被原告ノ營業全部ヲ買收セントスルモノニシテ被告會社ノ解散ニ因リ始テ其效力ヲ發生スヘキモノナルニ拘ラス未タ其解散ナキヲ以テ讓渡義務ハ發生セス從テ其讓渡義務ノ確認ヲ求ムル本訴ハ不當ナリト主張ス然レトモ會社ハ其存續中ト雖モ解散ノ場合ヲ豫想シ營業全部ニ付キ有效

ニ譲渡契約ヲ締結スルコトヲ得ルモノナルコトハ大審院判決ノ明示スル所ニシテ被告モ亦承認セル所ナリ(大審院明治四五年(オ)第二二一號大正二年六月二八日判決被告第一準備書面第二節末項)而シテ本件甲第一號證ノ契約ヲ締結シタル當時ニ在リテハ被告會社ノ存續期間ハ該契約ノ有效期間ト同シク昭和六年九月二十七日ヲ以テ終期トセルモノニシテ右ハ存續期間ノ満了ニ因ル解散ヲ豫想シテ「本契約ノ有效期間滿了ノ際」原告カ本件ノ買收ヲ爲シ得ヘキ旨ヲ契約シタルモノナレハ假リニ買收ノ目的カ會社ノ營業ノ全部ナリトスルモ尙其契約ハ有效ニ成立スルコトヲ妨ケス會社ハ昭和五年四月一日即本件買收問題ノ起リタル後ニ至リ突如トシテ右存續期間ノ定メヲ廢シタルモ既ニ一旦有效ニ契約カ成立シタル以上其後ニ至リ被告カ其存續期間ヲ延長シタリトスルモ之方爲メ原告ノ權利ニ消長ヲ來スヘキ理ナキハ言ヲ俟タサルナリ四、加之原告カ買收セントスルモノハ「電車、電燈、動力供給ノ營業及之ニ要スル物件」ニ限ラレ被告ハ尙

ニ譲渡契約ヲ締結スルコトヲ得ルモノナリヤ否
其以外ニ於テ其營業トシテ數多ノ目的事項ヲ有シ現ニ之ヲ經營シツツアルコトハ被告ノ自認スル所ナリ被告ハ是等ノ事項ハ何レモ右電車及電燈動力供給ノ事業ニ附隨セルモノニシテ獨立ノ事業ニ非スト言フ
「自動車運輸業」「前二項ノ事業ト同種ノ事業ニ對スル投資」「水源涵養ニ關スル造林業」「土地建物ノ賣買、賃貸借並ニ娛樂機關設備及之ニ附帶スル事業」等ヲ明ニセルヲ以テ是等ノ事業ハ單ニ電車及ヒ電燈動力供給事業ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナルモノトシテノミ之ヲ經營シ得ルニ止ラス是等ノ事業ト離レ獨立シテ經營スルコトヲ得ルモノナルコト疑ナシ從テ電車及電燈、動力供給事業ノ全部ヲ譲渡スルモ尙會社トシテ存續スルコトヲ得ルモノナレハ會社ノ解散ヲ豫想スルコトナシトスルモ尙如上ノ事業ニ付テハ有力効ニ其譲渡契約ヲ締結スルコトヲ得ルモノナリ
五、元來會社カ譲渡スル營業カ其營業ノ全部ナリヤ否

ヤハ會社定款ノ規定ニ照シテ之ヲ決定スルヲ本則トス定款ノ規定上尙他ニ營業ヲ存續スヘキ餘地アル限り偶々會社當局者カ其意見ニ依リ他ノ營業ハ之ヲ經營セサルコトトシ若クハ現在ノ經營ヲ廢止スルコトト爲シ結果ニ於テ會社ノ解散ヲ來スコトアリトスルモ斯ノ如キ場合ニ於テハ之カ爲メ其爲シタル營業ノ讓渡契約カ無効ト爲ルヘキモノニ非ス蓋シ契約ノ相手方ハ會社取締役ニ營業譲渡ノ權限アリヤ否ヤハ其營業ノ範圍ニ關スル限り定款ノ規定ニ照シテ之ヲ知ルノ外ナク會社ハ一ノ營業ヲ譲渡スルモ他ノ營業ヲ存續スルコト若シ他ノ營業ニシテ從來附隨的ニ行ハレタリトスレハ爾後獨立シテ之ヲ行フコト又從前定款ノ規定アルノミニテ未タ實行セサリシ營業ヲ新ニ開始スルコト等ニ依リ解散ヲ避クルコトヲ得ヘシ從テ第三者カ其定款ニ規定スル目的事項ノ範圍ニ照シ特定ノ營業譲渡ニ付取締役ニ權限アリト信シタルニ拘ラス會社ノ勝手ナル都合ニ依リ他ノ營業ヲ存續セサルカ爲メ其契約締結ニ付キ其權限ナカリシモノト

ルヲ以テ足ルト爲スヘキハ條理上當然ナリ

一一〇

第三 報償契約無効ノ抗辯

一、被告ハ本件報償契約中區ノ義務ニ屬スル(1)道路其他工作物ヲ被告ニ使用セシムルコト(第一條)(2)其使用ニ對シ一般區稅ノ外料金又ハ特別稅ヲ賦課セサルコト(第四條)及ヒ(3)區自ラ同種ノ事業ヲ經營セス又他ノ同種ノ營業者ヲシテ右ノ使用ヲ爲サシメサルコト(第五條)ヲ以テ何レモ區カ私法上ノ契約ニ因リ義務ヲ設定スルコト不能ナルヲ以テ右各條ノ契約ハ法律上當然無効ナリト主張ス

二、然レトモ(1)道路其他ノ營造物ニ付テモ其本來ノ目的ヲ妨ケサル範圍内ニ於テハ他人ヲシテ之ヲ使用セシムルコトヲ得ルモノニシテ其使用ニ付キ有効ニ私法上ノ契約ヲ締結スルコトヲ得ルハ言ヲ俟タス(2)從テ其契約ニ依リ使用ニ關スル條件ヲ定メ得ルコト亦當然ナルカ故ニ區カ其使用ニ對シ料金又ハ特別稅ヲ課セサル旨ヲ契約スルコトヲ妨クルモノニ非ス區ハ

之ニ依リ課稅權ヲ拋棄スルモノニ非ラス課稅權ヲ拠棄スルコトヲ得ヘク此場合ニ於テハ區ハ契約違反ノ責當リテハ公益上ノ見地ヨリモ充分考慮ヲ加ヘタル後課稅ノ必要ナクシテ實際上契約ニ違反スル如キ事情ノ生スル虞ナキモノト認メタルニ過キス(3)區自ラ同種ノ事業ヲ經營セス又他ノ營業者ニ道路其他工作物ノ使用ヲ承諾セサルコトヲ契約スルコトヲ妨クルモノニ非ス區カ私法上ノ範圍内ニ於テ自ラ或事業ヲ營マサルコトヲ契約シ又道路其他ノ營造物ニ付テモ其公用ヲ妨ケサル限り之ヲ他人ヲシテ使用セシムルタメ私法上ノ契約ヲ締結スル場合ニ於テ同様ナル第三者ノ使用ヲ承諾セサルコトヲ約束シ得ルハ當然ナリ但之カ爲メ公法上ノ作用ヲ妨クルコトナキハ課稅權ニ付キ述ヘタル所ト同シ

三、加之本件契約ヲ締結スルニ當リ被告カ區ニ對シ要求ル所ノ對價ノ實質ハ前示申第一號證契約第一條、

第四條及ヒ第五條ニ規定スル抽象的觀念タル區ノ義務ニアラスシテ現實ニ道路、工作物ヲ使用スル等其規定内容ノ實現ニ在リ之ニ對スル義務ノ設定ハ其内容實現ノ手段タルニ過キス而シテ被告ハ現ニ該契約ノ有效期間タル二十年ノ久シキニ亘リ完全ニ其内容ヲ實現シテ對價ノ實質ヲ取得シタルモノナルカ故ニ今日ニ至リ法理ノ空論ニ藉口シテ自己ノ義務ヲ免レントスルハ甚シク信義誠實ノ原則ニ反シ許ス可ラサルモノト謂フヘシ

四、被告ハ又區カ如上ノ義務ヲ負擔スルコトヲ以テ會社ノ義務ニ屬スル事項ヲ約定スルニ付キ要素ト爲シタルモノナレハ區カ報償契約ニ因リ其義務ヲ負擔スルコト能ハサルニ拘ラス之ヲ負擔スルコトヲ得ルモノト誤信シテ約定シタルコトハ要素ノ錯誤アルモノナリト主張スルモ該契約ノ無効ナラサルコト又契約ノ要素ヲ以テ目スヘキモノハ道路ノ使用其他ニ關ス

六、況ニヤ係争ノ買收約款タル甲第一號證契約第十條ノ規定ハ被告主張ノ如ク同契約第一條、第四條及ヒ第五條ノ規定スル所ヲ對價トシ區ノ利益ヲ主眼トイテ成立シタルモノニ非ス却テ主トシテ被告會社ノ利益ヲ目的トシタルモノナリ、換言スレハ本件契約締結ニ際シ偶々同時ニ締結セラレタル買收約款前示條項ニ依リ區カ提供セル利益ト双務的對價關係ニ於テ會社カ區ニ提供シタル利益ニ非ス同條規定ノ形式ハ賣買一方ノ豫約ノ如ク區ノミニ買收權ヲ與ヘ會社ニ之ニ應スル義務ヲ負ハシメ以テ區ノ利益ヲ規定シタル觀アリト雖モ其時期ハ「本契約ノ有効期間滿了ノ際」トアリ而シテ會社ハ本契約ニ依リテノミ其事業ヲ有利ニ經營スルコトヲ得ルモノニシテ本契約ノ有効期間カ満了シ其契約上ノ利益ヲ享受スルコト能ハサルニ至リタルトキハ到底營業ヲ繼續スルコトヲ得サルノミナラス其軌道及ヒ電柱等ヲ撤去シ道路其他ヲ現狀ニ復スルコトハ甚シキ會社ノ負擔タルコトヲ豫想シ而カモ區トシテハ電車、電燈ノ如キ區民必須

リトシ以テ其責任ノ免脱ヲ企圖セルモノナリト雖モ電氣及ヒ瓦斯ニ關スル公益企業ニ付テハ日本全國ニ於テ本契約ト同様ナル報償契約ヲ締結セルモノ其數頗ル多ク當事者ハ何レモ之ヲ有効ナリト信シテ現ニ之ヲ履行シツ、アリ殊ニ瓦斯事業法ハ其第十七條ニ於テ市町村ノ瓦斯事業買收ニ關スル規定ヲ設クト同時ニ附則第三項ニハ「第十七條ノ規定ハ本法施行ノ際市町村ト瓦斯事業者トノ間ニ瓦斯事業ノ買收ニ關シ期間ノ定アルトキハ其ノ期間之ヲ適用セス」トアリ而シテ其所謂「市町村ト瓦斯事業者トノ間ニ瓦斯ノ買收ニ關シ期間ノ定アル」トハ本件ト同様報償契約ニ買收約款ヲ置キ一定ノ期間後ニ其買收ヲ行フヘキ旨ヲ定メタル場合ヲ指稱シ其有効ナルコトヲ前提トスルモノナリ 卽所謂報償契約少クトモ其中ニ規定セラレタル買收約款ノ有効ナルコトハ立法的有權解釋ニ依リ確定セラレタルモノト謂フヘク今更其効力ヲ争フ餘地ナキモノナリ

區ノ買收申込ニ應スルノ外ナキ不利ナル地位ニ立ツトシテ定メタルモノナリ畢竟契約期間滿了ノ時ハ即モノニ外ナラス、從テ買收約款ハ同契約第一條第四條第五條ト双務的對價關係ニ立ツモノニ非サレハ假リニ右各條ノ規定カ其効力ナシトスルモ第十條ノ買收約款カ不成立タルヘキ理ナシ此事實ハ全國ニ於テ所謂報償契約ヲ締結セル都市八十餘ノ中買收約款ヲ有スルモノハ其半ニ達セサル事例ニ徵スルモ買收契約ハ被告主張ノ如ク會社ヨリ市ニ提供スル對價トシテ報償契約ニ必然附帶スルモノニ非サルコトヲ知ル

七、畢竟被告ハ種々ナル口實ヲ構ヘ本件契約ヲ無効ナ
ヘシ

第四 報償契約失效ノ抗辯

一、被告ハ本件契約締結當時道路ノ管理權カ區ニ在リタリトスルモ大正九年四日一日道路法施行後ハ道路ノ管理ハ總テ國家ニ屬スルニ至リタレハ爾後會社ヲシテ道路ヲ使用セシムルノ義務及ヒ他ノ營業者ニ道路ノ使用ヲ承諾セサル區ノ義務ハ履行不能トナリ之ニ對スル會社ノ義務モ消滅シ本件契約ハ同時ニ失効シタルモノナリト主張ス

二、然レトモ道路法ノ施行ニ因リ道路ノ管理權カ總テ國家ニ屬スルニ至リタルコトハ明ナルモ實際其管理ノ局ニ當ル者ハ市ニ在リテハ依然トシテ市長ナリ而シテ市長ヲシテ其局ニ當ラシムル所以ノモノハ國ノ利害ト市ノ利害トヲ調和セシメントスルニアレハ市カ從來契約ニ依リ負擔セル義務ハ道路法施行後モ引續キ市長ヲシテ之ヲ履行セシムルニ於テ毫モ支障ナク本件契約モ亦其有効期中完全ニ履行セラレ會社ハ契約ヲ爲シタル目的ヲ達スルニ付キ何等ノ遺憾ナカ

リシモノナリ道路法ノ施行ニ因リ本件契約カ履行不能ニ至リタルモノナルコトヲ理由トシ其効力ヲ失ヒタルモノト爲ス被告ノ主張ハ不當ナリ

第五 買收契約無効ノ抗辯

一、被告ハ本件買收約款ハ契約締結當時ニ於ケル會社ノ營業全部ヲ買收セントスルモノニシテ會社ハ其存續中營業ノ全部ヲ讓渡スルコト能ハサルモノナルカ故ニ買收約款ハ無効ナリト主張ス

二、然レトモ前第二ノ三項ニ述ヘタル如ク本件契約ハ會社ノ存續中其營業ヲ讓渡セントシタルモノニ非シテ會社ノ存續期間満了ノ際即會社ノ解散ヲ豫想シテ發サレタルモノレハ假令讓渡ノ目的カ會社ノ營業ノ全部ナリトスルモ其契約ハ有効ニ成立スルモノナリ況ンヤ讓渡セントスル營業ハ會社ノ目的ノ一部ニシテ其全部ニ非サルコト亦前第二ノ四、五兩項ニ述ヘタル所ノ如シ

三、被告ハ又市カ電車、電燈、動力供給ノ事業ヲ營マ

ントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要スルモノナルニ市ハ未タ其ノ許可ヲ受ケサルカ故ニ買收約款及ヒ之ニ基キ市カ爲シタル本件買收ノ申込ハ無効ナリト言フモ市ハ主務大臣ノ許可ヲ受クル以前ニ在リテモ其事業ノ準備的行爲ヲ爲スコトヲ妨ケサルノミナラス電氣事業法（舊電氣事業法施行規則第一條六號）ニ依レハ電氣事業經營ノ許可ヲ受ケントスルニハ他ヨリ電力ノ供給ヲ受クルモノニ在リテハ其契約書ヲモ申請書ニ添付スルコトヲ要スルモノナレハ許可前ニ於テモ豫メ其事業ノ經營ニ必要ナル準備ヲ爲シ得ルノミナラス却テ其準備ヲ爲スコトヲ要スルモノト謂フヘシ電車事業ニ付テモ亦之ト異ナル所ナシ（舊電氣事業法施行規則第三條第四條第一號、電氣事業法施行規則第六條第一項第五條第一項第三號（一））被告カ援用スル大審院大正二年（オ）第二〇七號事件ハ會社成立前ニ於ケル會社ノ行爲ヲ無効ト爲セルモノナルガ故ニ本件ノ場合ニ對スル判例タルヘキモノニ非ス本件

買收契約及ヒ之ニ基ク市ノ申込カ電車及ヒ電燈、動力供給事業ニ對スル主務大臣ノ許可前ニ係ルノ故ヲ以テ無効タルヘキ理由ナキハ極テ明白ナリ

第六 請求不當ノ抗辯

一、被告ハ本件買收約款ニ依ル讓渡ノ目的タル營業ハ市ノ地域内ニ於ケルモノニ限ラル、モノナルニ拘ラス本訴ハ市外ニ於ケル營業ヲモ共ニ其全部ノ買收ヲ目的トスルモノナルガ故ニ不當ナリト主張ス

會社の主張

昭和八年十一月四日
右原告代理人 高橋泰
東京地方裁判所
第三民事部御中

張スル所アルヲ以テ以下順次其理由ナキコトヲ明ニスヘシ

第二準備書面

原 告 函 館 水 電 株 式 會 社
被 告 函 館 水 電 株 式 會 社

右當時者間貴廳昭和八年（ワ）第一、三六四號權利關係確認訴訟事件ニ付左ニ被告ノ主張ヲ明確ニ仕候
原告ハ昭和八年十一月四日附第一準備書面ヲ以テ主

ヘキモノニシテ原告カ本訴ニ於テ確認ヲ求ムル目的
ハ私法上ノ権利關係ニシテ其權利關係ハ甲第一號證
ノ契約書ニ依リ表示セラル、私法上ノ契約特ニ其第
十條ニ依リ成立シタルモノナリト言フニ在レハ本訴
ノ訴訟物ハ私法上ノ権利關係ナルコト明白ニシテ司
法裁判所ノ權限ニ屬スルコト疑ナシト主張ス

二、然レドモ所謂訴訟カ司法裁判所ノ權限ニ屬スルヤ
否ヤハ一二其訴訟物如何ニ依ルト云フハ其訴訟物ノ
客觀的性質ニ依ルノ意ニシテ又訴訟物ノ如何ハ原告
ノ主張スル請求ノ趣旨並其原因ニ依リ決セラルトハ
原告ノ主張スル趣旨並其原因ノ客觀的若クハ法律的
性質ヨリ見タル趣旨並原因ヲ言フモノナルコトハ論
ナキ所ナリ。換言スレハ原告ノ主張スル趣旨並原因
ハ之ヲ法律上ノ性質ヨリ見テ公法上ノ事項ナリヤ私
法上ノ事項ナリヤヲ決スヘキモノニシテ單ニ原告ノ
主觀的確信又ハ見解ニヨリ訴訟物ノ如何カ決定セラ
ルヘキモノニアラサルナリ。例へハ國カ徵稅令書ニ
依リ特定人ニ一定額ノ租稅ノ納入ヲ命シタルニ納期

而シテ原告ノ援用スル大正十二年ノ大審院判例ハ毫
モ右被告ノ所論ニ反スルモノニアラサルノミナラス
却テ之ヲ裏書スルモノナリトス

三、甲第一號證契約カ私法上ノ権利關係ヲ生セサル點
ニ付キテハ既ニ被告ノ第一準備書面第一節ニ於テ稍
ミ詳述セシトコロナルカ故ニ此ニ重複ノ所論ヲ避ク
ヘキモ要スルニ報償契約ノ内容ハ公共團體タル區カ
自己ニ屬スル公法上ノ權能ニ制限ヲ附スルコトヲ對
價トシテ會社ニ第十條等ノ義務ヲ負擔セシメントス
ルモノナルコト、同契約ノ各條項カ個々獨立ノ合意
ニアラスシテ全條項ヲ不可分一體トシテ當時者ヲ拘
束セントシタルモノト見サルヘカラサルコト等ヨリ
スルモ當事者ノ意思カ公法的ノ效果ヲ目的トシテ合
意シタルモノト見ルノ外ナキナリ

第二 確認訴訟不許ノ抗辯

一、原告ハ其一準備書面ニ於テ本訴ニ於テ原告カ被告
ニ確認ヲ求ムル權利關係ハ係争ノ營業及物件ノ原告

ニ納入ナキ場合國ハ右一定ノ金額ヲ取得スル權利ヲ
私權ナリト確信シ司法裁判所ニ訴ヲ提起シ右ハ私法
上ノ權利トシテ請求スル趣旨ヲ主張シタレハトテ右
ノ訴訟物カ私法上ノモノトナルコトナキカ如シ、而
シテ本件被告カ無訴權ノ抗辯ヲ主張スル所以ハ原告
ノ訴求スル趣旨カ原告ノ自認スルカ如ク甲第一號證
ノ報償契約上ノ權利關係ナルコト而シテ右報償契約
上ノ權利關係ハ客觀的ニ見テ若シクハ法律上ヨリ見
テ公法的權利關係ナルコト、從テ縱令原告自身カ之
ヲ私法的權利關係ナリト確信シ且ツ主張スレハトテ
之レニ依リ本訴ノ訴訟物カ私法上訴訟物タル性質ニ
變セラルヘキモノニ非サルカ故ナリ。由是觀之甲第
一號證ノ契約上ノ權利關係カ私法上ノモノナリヤ否
ヤカ決セラル、コトニ依リ本件無訴權ノ抗辯ノ當否
ト論定セラル、ニ於テハ本訴ハ當然却下セラルヘク
此場合原告ノ主張スルカ如ク單ニ原告ノ請求カ棄却
セラル、ニ過キサルモノトスヘキニアラサルナリ。

カ決セラルヘキモノニシテ報償契約カ公法關係ナリ

三、訴狀請求ノ趣旨トシテノ記載中「……主務官廳
ノ認可ヲ得テ」及「賣買契約ヲ成立セシメ」等ノ記
サルヘカラス

載ハ其普通ノ文言解釋ヨリスレハ營業及物件ノ讓渡

ヲ爲スカ爲メ當然爲サナルヘカラサル事實的並ニ法律的手續ヲ述ヘタルニ過キシテ此等行爲ヲ爲スコトハ當然ニ營業及物件ノ讓渡義務ニ包含セラル、モ

ノニシテ此ノ讓渡義務ノ外ニ獨立シタル義務ノ内容ヲ爲ストノ趣旨ニアラサルモノナリト信スレトモ假

リニ原告ノ請求趣旨ニシテ此等ノ行爲ヲ爲スコトモ亦獨立ノ義務ナリトシ從テ訴訟ニ於テハ營業及物件ノ讓渡義務其モノ、外尙賣買契約ヲ成立セシムル義務及官廳ノ認可ヲ得ヘキ義務等モ併セ確認セシムル

ノ趣旨ナリストレハ右三個ノ義務ノ中少クトモ其内

ノ一タル營業及物件ノ讓渡義務ノ確認文ハ取下タル

モノト云フヘシ

四、假リニ原告ノ請求趣旨ハ營業及物件ノ讓渡義務其ノモノ、外尙賣買契約ヲ成立セシムル義務等ヲモ包含スルモノトスレハ其求メムトスル義務ノ内容明確ナラス、換言スレハ

(イ) 訴狀請求ノ趣旨ニハ「……申込ニ應シ主務

官廳ノ認可ヲ得テ賣買契約ヲ成立セシメ云々」ト

アルカ右ハ主務官廳ノ認可ヲ得ル義務ト賣買契約ヲ成立セシムル義務トノ二個ノ義務アルコトヲ主張シ此二個ノ義務ノ確認ヲ求ムルモノナリヤ或ハ否ラスシテ一個ノ義務ノ確認ヲ求ムルモノナリヤ明確ナラス

(ロ) 賣買契約ヲ成立セシムル義務トハ賣買ノ申込ニ對スル承諾ノ意思表示ヲ爲スヘク義務ヲ意味ス

ルモノナリヤ此外尙他ノ行爲又ハ意思表示ヲ爲ス義務ヲモ包含スルモノナリヤ其具體的主張ナキ以

上確認ヲ求ムル義務ノ内容不明ナリト云ハサルヘカラス

五、原告ハ第一準備書面第二ノ二ノ末段ニ於テ「而シ

テ被告カ如上ノ賣買契約ヲ成立セシムルニ必要ナル手續ヲ履行スヘキ義務ヲ負擔セルモノナルコトハ被

告カ其抗辯説明中ニ於テ明ニ自認セル所ナリ」ト云

フモ被告ハ斯ル自認ヲ發シタルコトナシ、被告ハスル義務ヲ負擔スルコトヲ否認ス

既ニ述ヘタルカ如ク元來原告カ本訴ニ於テ被告ニ求

メントスルトコロハ訴狀並ニ第一回準備手續(昭和八年五月二十九日)ニ於ケル釋明ニ依リ本件營業及物件

ノ讓渡義務其モノ、確認ニ在リタルカ故ニ之ニ對スル抗辯トシテ被告ハ斯ル義務ハ官廳ノ認可ト云フ條件

件未タ成就セサル前ニ在リテハ存在セサルカ故ニ本

訴ノ棄却セラルヘキ理由ヲ大審院判例ヲ引用シテ論

述シタルカ右論述中一般論トシテ凡ソ條件付法律行

爲ハ條件ノ成否未定ノ間ニ在リテハ其法律行爲ノ本

旨タル權利義務ヲ生セサルモノナルコト、從テ官廳

ノ許可又ハ認可ヲ條件トシテ或給付ヲ爲スヘキコト

ヲ契約シタル場合ニ於テハ許可又ハ認可以前ニ在リ

テハ當事者ハ相手方ニ對シ許可又ハ認可ノ申請ニ必

要ナル手續ヲ要求シ又ハ右條件附法律行爲ノ成立確

認ヲ求ムルコトヲ得ヘキ權利ヲ有スルコトアリ得ヘ

キコトヲ述ヘタルモ右ハ一般法理ヲ略說シタルモノニシテ本件被告カ現ニ賣買ヲ成立セシムヘキ義務ヲ

負擔ストノ陳述ニアラサルノミナラス今ヤ原告ハ前

於テ詳述セルカ故ニ重複ヲ避ケ原告ノ第一準備書面

ニ對シ其ノ著シク不當ナル點ニ付キ略述スヘシ

(1)原告ハ本件甲第一號證契約ハ被告會社ノ解散ヲ豫

想シテ成立シタルモノナリト主張スレトモ本件契

約ニハスル主張ヲ爲シ得ヘキ根據ナシ、加之假ニ

原告主張ノ如ク解散ヲ豫想シタルモノトスレハ被

告會社ハ未タ解散セサルモノナレハ甲第一號證ノ

契約カ成立スルモ之ヨリシテハ未タ本旨トスル權

利義務ヲ發生セサルモノト言ハサルヘカラス、原

告ハ被告會社カ會社存續期間ノ定メヲ廢シ其存續

期間ヲ延長シタルモ之カ爲ミニ原告ノ權利ニ消長

ナシト云フト雖モ既ニ解散ヲ條件トシテ甲第一號

證契約カ成立シタリト云フ以上如何ナル理由ニ因

ルヲ問ハス苟モ解散ノ事實ナキ以上ハ右契約カ効

力ヲ生スヘキ理ナク被告會社カ任意ニ解散時期ヲ

延長シタル事實カ若シ原告ニ不利益ヲ被ラシメタ

ルコトアリトスレハ夫ハ自ラ別個ノ問題ヲ生スル

ニ過キスシテ甲第一號證契約ノ條件ノ成否未定ナ

ルコトニ於テ何等變ルトコロナキモノト云ハサル

ヘカラス

(2)原告ハ其ノ買收セントスルモノハ「電車、電燈、

動力供給ノ營業及之ニ要スル物件ニ限ラレ被告ハ

尙其以外ニ於テ數多ノ目的的項ヲ有シ現ニ之ヲ經

營シツ、アルカ故ニ營業全部ノ買收ヲ目的トスル

モノニ非スト云フモ所謂其以外ノ目的的項タル

「電氣機械器具ノ製造販賣」「水源涵養ニ關スル造林業」等ノ數項目カ被告會社ノ生命トセル電燈電

力ノ供給及電氣軌道運輸業ノ附屬事業ニ過キスシ

テ之レナクシテ獨立ニ經營セントスルモノニアラ

サルコトハ既述ノ如シ。原告ハ定款ニ之等ノ事項

カ列記セラレアルヨリ各獨立シテ經營シ得ヘキ營

業ナリト云フト雖モ或ル事業カ會社ノ目的事業ノ

範圍ニ屬スルヤ否ヤ若クハ或ル事業カ主タル營業

ニ附屬スルモノニシテ獨立性アリヤ否ヤハ當該會

社ノ諸般ノ實情ト社會通念ニ依リ決スヘキモノニ

シテ縱令定款ニ目的トシテ直接ノ記載ナキ事項ト

雖モ目的ノ範圍内ノ事項ト看做サルヘキモノアリ

得ルト同時ニ定款ニ獨立ニ記載セラルモノト雖モ

主タル目的營業ノ附屬事項ト見ルヘキモノアリ得

ルコトハ疑ナキトコロナリ。而シテ被告會社ニシ

テ電車、電燈、動力供給ノ營業ヲ失ヒタル場合爾

餘ノ定款記載ノ事業ノミヲ獨立シテ經營スルコト

カ事業會社トシテ不可能ナルコト、又此等ノ事項

ヲ列記シタル定款作製者ノ意思カ附屬事業トシテ

ノミ經營セントスルニ在リタルモノト解スヘキハ

被告會社ノ實情ト社會通念上是亦何人モ疑ナキト

コロナリト信ス

(3)原告ハ假リニ契約締結當時ニ在リテハ讓渡セル營

業カ會社ノ營業ノ全部ナリシトスルモ其契約ノ効

力ハ其履行ノ時ヲ標準トシテ之ヲ決スヘキモノト

スト言フモ契約ノ目的ハ締結ノ當時ニ於テ確立セ

ラレサルヘカラス。從テ契約成立ノ當時事實上法

律上無効ナル事項ヲ目的トスル契約ハ當然無効ニ

一、原告ハ

(1) 道路其他ノ營業物ニ付テモ其本來ノ目的ヲ妨ケサル範圍内ニ於テハ他人ヲシテ之ヲ使用セシムルコトヲ得ルモノニシテ其使用ニ付キ有效ニ私法上ノ契約ヲ締結スルコトヲ得ルハ言ヲ俟タス

ト言フモ道路橋梁等公共ノ使用ニ供セラル、公有物ハ羅馬法以來所謂不融通物ノ一種トセラレ之ニ對シ民法上ノ権利ヲ設定スルヲ得サルモノトセラタルハ學說ノ一致スル所ナリ。從テ少クトモ法令ニ於テ特ニ許シタルモノナキ限り之ヲ私權ノ目的トスルヲ得サルモノトス。尙道路法第六條カ道路ヲ構成スル敷地ニ付キ其所有權移轉及抵當權ノ設定移轉ハ之ヲ認メタルモ其他ノ私權ノ目的トスヘカラサルコトヲ規定セルカ此規定ハ道路ノ敷地ニ關スルモノニシテ公有物タル道路其モノヲ直接ノ目的トシタル規定ニアラスト雖モ敷地ニ付テスラ私法上ノ制限ヲ爲シタルコトヨリ見レハ道路其モノヲ本件原告ノ主張スルカ如キ私法上ノ契約ノ

目的ト爲スコトヲ得サルハ多言ヲ要セサルナリ
加之契約當事者ニシテ民法上ノ使用權ヲ設定スル意思ナリトセハ甲第一號證契約第一條第二項ハ果シテ何ヲ意味スルカ、若シ原告ノ主張ヲ正シトセハ被告會社ハ民法上ノ使用權ヲ得ナカラ尙軌道敷地等ニ付キテハ其都度計畫書ヲ提出シ區ノ認許ヲ受ケサルヘカラス。從テ假リニ第一項ニヨリ使用權ヲ得タリトスルモ是レ認許ヲ條件トスル停止條件附權利ナリト言ハサルヘカラス。然ルニ區カ認許ヲ爲スト否トハ全ク區ノ意思ノミニ係ルモノナルヲ以テ民法第一三四條ニヨリ右使用契約無効ナリトハ言サルヘカラス。要之孰レノ點ヨリスルモ原告主張ノ不當ナルコト明カナリ

(2) 從テ道路カ私法上ノ契約ノ目的ト爲リ得ルコトヲ前提トシテ「使用ニ關スル條件ヲ定メ得ルコト當然ナリ」其使用ニ對シ料金又ハ特別稅ヲ課セサル旨ヲ契約スルコトヲ妨ゲス」トスル原告主張ノ採ルヘカラサルコト自ラ明カナリ、加之「特別稅ヲ

「課セス」トノ私法上ノ合意カ課稅權ヲ拋棄スル效力ナキコト原告モ認ムル如クナル以上右ノ合意ハ果シテ法律上如何ナル效果アリト言フモノナリヤ、特別稅ヲ課スルコトハ全ク區ノ公法上ノ權利ナリ、此ノ權利ハ私法上ノ意思ニ依リテハ到底拋棄シ得サルニ拘ラス尙私法ノ合意ヲ以テ之ヲ課セサルヘシト爲スハ即チ不能ノ事項ヲ合意スルモノニシテ法律上何等ノ效果ヲモ生スヘキ理アルコトナシ。更ニ原告カ右契約アルニ拘ラス、區カ公法上ノ權利ニ依リ課稅スル場合ニハ契約違反ノ責ヲ負ヒ損害賠償ヲ爲セハ足ルモノ、如ク論スルモ斯ノ如キ事後ニ附會シタル空論ニシテ到底契約當時ニ於ケル當事者ノ意思ニ副フモノト言フヲ得ス

(3) 原告ハ又「區自ラ同種ノ事業ヲ經營セス又他ノ營業者ニ道路其他工作物ノ使用ヲ承諾セサルコトモ亦區カ私法上ノ契約トシテ締結スルコトヲ妨クルモノニ非ス」ト言フモ

區ハ公益上必要アルトキハ何時ナリトモ同種事業

一一二

二、原告ハ被告カ區ニ對シ求ムル所ノ對價ノ實質ハ甲第一號證契約第一條、第四條、第五條ニ規定スル抽象的觀念タル區ノ義務ニアラスシテ現實ニ道路、工作物ヲ使用スル等其規定內容ノ實現ニ在リ、而シテ被告ハ現ニ二十年ノ久シキニ亘リ完全ニ其內容ヲ實現シテ對價ノ實質ヲ取得シタルモノナルカ故ニ今日ニ至リ法理ノ空論ニ籍ロシテ自己ノ義務ヲ免レントスルハ信義誠實ノ原則ニ反ス。ト言フモ

函館市之函館水電買收問題の經過

一一三

容ヲ實現セサルコトヲ咎メントスルモノニハアラス。又現ニ道路、工作物ヲ使用シ居ラスト云フニモアラス只原告カ本件道路工作物ヲ被告ニ使用セシメ被告カ之ヲ使用スル關係ハ原被告間ノ私法上ノ權利義務ノ結果ニ依ルニアラスト主張スルニ過キス

換言スレハ甲第一號證ノ契約ハ私法上ノ契約トシテハ無効ナルカ故ニ同契約ヲ私法上有效ノ契約ナリトシテ其履行ヲ私法ノ原則ニ依リ且司法裁判手續ニ依リ強制セントスル原告ノ主張ヲ不當ナリトスルニ外ナラス。又被告ハ同契約ノ無効ニ籍ロシテ無償ニテ道路、工作物ヲ使用シ若クハ使用セントスルモノニモ非ラス。從テ原告ニシテ私法ノ原則ニ據リ且司法裁判ニ依リ被告ニ強制セントスルカ如キ不當ナル手段ニ依ラスシテ苟モ適正ナル手段ニ依ルニ於テハ被告モ亦適正ナル義務ヲ免レントスルモノニアラス。原告カ信義誠實ノ原則ヲ以テ被告ヲ責メントスルハ被告ノ主張ヲ誤解スルニ依ルモノト謂フヘシ

三、原告ハ又甲第一號證契約ノ要素ト目スヘキモノハ

道路ノ使用其他ニ關スル規定ノ内容ノ實現ニシテ其手段タル區ノ義務其モノニ非ス。而シテ被告ハ右契約ノ締結ニ依リ其目的ヲ達シタルモノナルカ故ニ要素ノ錯誤ナシ

ト言フモ本件當事者殊ニ被告カ甲第一號證契約ヲ締結スルノ決意ヲ爲スニ至リタルハ其第一條、第四條、第五條等區ノ義務トシテ規定セラル、事項カ法律上各事項ヲ約スルコトカ無効ニシテ法律上當事者ヲ拘束スル力ナキコトヲ知リタランニハ右契約ヲ締結セサリシト見ルヘキハ契約ノ性質上當然ニシテ殆ント說明ヲ要セサルトコロナリト信ス原告カ縱令前記各事項カ法律上無効ニシテ區ハ法律上何等ノ義務ヲ負擔セストスルモ現ニ獨占的ニ道路其ノ他工作物ヲ使用スルノ目的ヲ達シ居レル以上要素ノ錯誤ナシト言フハ縱令契約ヲ爲スノ決意ノ當時ニ於テ要素ノ錯誤アルモ當事者カ之ニ氣付カスシテ契約ヲ實行シタル以上ハ後日ニ至リ要素ノ錯誤アリシコトヲ發見スル

モ最早要素ノ錯誤ヲ主張スルヲ得スト言フニ等シク固ヨリ採ルニ足ラス。又原告カ假リニ要素ノ錯誤アリタリトセハ是レ被告ノ重大ナル過失ニ因ルモノナリト言フモ本件道路等カ法律上區ノ所有又ハ管理ニ屬スルモノナリヤ否ヤ、契約第一條、第四條、第五條、第十條等カ契約トシテ有効ナリヤ否ヤ等ノ法律問題ヲ知ラサリシコトハ法律専門家ニ非サル被告會社ノ重大ナル過失ナリト言フヘカラサルハ勿論ナルヲ以テ被告ハ要素ノ錯誤ヲ主張スルヲ得ストスル原告主張ノ不當ナルコト明カナリ

五、原告ハ又甲第一號證契約第十條ハ會社ノ利益ノ爲於テ從來ノ制度ヲ踏襲シタルモノト見ルヘキモノナルカ故ニ同法施行前タル本件契約締結ノ當時ニ於テハ原告區ノ所有若クハ管理ニ屬スル道路ナク原告區カ之レカ使用ヲ許スノ權能ナカリシコト明カナリ（尚此點ニ關シテハ第一準備書面第三節第五抗辯ノ説明（十ニ舉クル多數ノ學說參照）

四、原告ハ又現行道路法ノ施行前（大正九年四月一日施行）ニ在リタルモノナリト言フモ道路法施行前ニ於テモ道路行政ハ國家ニ統一セラレタルモノニシテ總テ公ノ道路ハ其ノ性質上國ノ公物ナルカ故ニ特別ナル法規ノ存セサル限り其管理權ハ國ニ屬スルモノト言ハサルヘカラス。現行道路法ニ於テハ此點何等ノ疑ナク而カモ現行道路法ハ此點ニ

項カ互ニ相關聯シタル一個ノ契約トシテ合意セラレタルモノナルコトハ殆ント言ヲ要セサルトコロナリ。先ツ之ヲ其形式ヨリ見ルモ甲第一號證契約ハ本文ト條項トヲ別紙トシ本文ニ於テハ「函館區ニ於テ報償其他ニ關シ函館區長北守政直ト函館水電會社取締役會長園田實徳トノ間ニ別紙ノ通契約スルモノトス」「本契約書二通ヲ作製シ各壹通ヲ所持ス」トシ所謂別紙シテ第一條以下第十四條ヲ作成セルモノニシテ特ニ第十條ヲ別契約トスル趣旨ヲ見ルヘキモノナシ。殊ニ右二通ノ外尙契約書附屬覺書ナルモノモ存スルコトニ見レハ若シ第十條ヲ別個獨立ノ契約ト爲スヘキ意思ナリシトスレハ附屬覺書ニ此點ヲ記載シタルヘキナリ

次ニ之ヲ規定ノ内容ヨリ見レハ各條項カ互ニ相關聯スルモノナルコト一層明白ナリ。蓋シ第一條乃至第九條等ヲ契約スルコトナクシテハ何人カ單ニ第十條ノミヲ契約スルモノアルヲ想像シ得ンヤ、殊ニ被告會社ハ第一條、第四條、第五條等ニ依リ安全保障ヲ

モ尙互ニ牽聯關係ニ在リテ前者ノ無効カ當然後者ヲ無効タラシムヘキハ容疑ノ餘地ナキモノト信ス

六、最後ニ原告ハ被告カ種々ナル口實ヲ構ヘ本件契約ヲ無効ナリトシ以テ其責任ノ免脱ヲ企圖スルカ爲メニ故ラニ口實ヲ構ヘ或ハ責任ノ免脱ヲ企圖スリト言フモ本件契約カ無効ナリヤ否ヤハ今ヤ學究的論争問題トセラル、所ニシテ被告ハ之ヲ無効トゼンカ如キ作爲ヲ爲シタルコトナシ。又原告ハ瓦斯事業法ノ規定ニ據り報償契約ノ有効ナルコトハ立法的有權解釋ニ依リ確定セリト云フモ原告引用ノ瓦斯事業法ノ規定ハ報償契約ヲ以テ私法上有効ノ契約ナリト爲シ若クハ買收約款ヲ以テ司法裁判手續ニヨリ確認ヲ求メ得ヘキモノト爲スモノニモアラサルコト是レ亦疑ノ餘地ナシ。要之被告ハ只當事者ハ正當ナル

法理ニ準據シ契約ノ効力並ニ之レカ強制ニ付キ適正ノ途ニ依ラサルヘカラサルコトヲ主張スルニ過ギサルナリ

第四 報償契約失效ノ抗辯

一、道路法ノ施行(大正九年四月一日)以後ニ於テ道路ノ認定及管理ハ共ニ行政官廳ニ依リ爲サレ自治體タル法人ニ依リ爲スコト能ハサルニ至リタルコトニ付キテハ被告第一準備書面第四節ニ述フルカ如クニシテ今ヤ一點ノ疑義ナシ。原告モ亦之ヲ認ムル所ナルニ拘ラス事實上管理ノ局ニ當ル者ハ市長ナルコト、市長ヲシテ管理ノ局ニ當ラシムルハ國ノ利害ト市ノ利害トヲ調和セシメントスルニアレハ市カ從來契約ニ依リ負擔セル義務ハ道路法施行後モ引續キ市長ヲシテ之ヲ履行セシムルニ於テ毫モ支障ナク本件契約モ亦有効期中完全ニ履行セラレ會社ハ契約ヲ爲シタル目的ヲ達シタルモノナレハ本件契約カ履行不能ニ至リタリト爲スハ不當ナリト言フモ

(1)市長カ管理ノ局ニ當ルハ國ノ利害ト自治體ノ利害トヲ調和セシメントスル趣旨ナリトスルモノ問題ハ何故ニ市長ヲシテ管理ノ局ニ當ラシムルヤノ行政上ノ便否ニ在ラスシテ此場合ノ市長ハ國ノ機關タル行政廳トシテ管理スルモノナリヤ將タ自治體ノ機關トシテ管理スルモノナリヤニ在リ、而シテ市長ハ國ノ行政機關トシテ管理スルモノナルコト法理上明カナル以上自治體カ道路ヲ管理スルコトハ最早不能ナルコトハ確定不動ノ法論ナリトス
(2)又本件契約ハ其有効期間中完全ニ履行セラレタリト云フモ法律上無効ナル契約カ縱令事實上實行セラレタリトテ有効ナル契約ト爲ルノ理ナク、且ツ本件契約カ事實上ニモ未タ履行セラレサル部分アルカ爲メ原告ハ被告ニ對シ其履行ヲ爲サシメントシテ本訴ヲ提起セルモノナレハ既ニ完全ニ履行セラレタリト稱シテ履行不能ノ抗辯ヲ難スルハ不當ナリ

第五 買収約款無効ノ抗辯

一、原告ハ買収約款ハ會社ノ解散ヲ豫想シテ爲サレタルモノナレハ假令讓渡ノ目的カ契約ハ有効ニ成立ス社ノ營業ノ全部ナリトスルモ其契約ハ有効ニ成立スト云フモ此點ニ付テハ既ニ述ヘタルカ如ク、解散ヲ豫想シタルモノニアラス

本約款ニハ「本契約ノ有効期間満了ノ際……買収セントスルトキハ會社ハ之レヲ拒ムコトヲ得ス」トシ第十二條ニ於テ「本契約有効期間ハ 大正貳拾年九月二拾七日迄トス」ト爲スニ過キス

是等ノ規定ヨリシテ會社ハ當然大正貳拾年九月貳拾七日ニ解散スルモノト豫想シタリトハ解スヘカラス。會社カ將來解散スルヤ否ヤ、目的ノ達成カ不能トナルヤ否ヤハ其時ニ至ラサレハ確定スルモノニアラス。殊ニ會社ノ存續ハ長期ニ涉ルヲ常トスルヲ以テ數十年後ノ會社ノ營業範圍其他ノ事情カ現ノマナルヘシトシ現在ノ營業範圍ノ目的事項ノ達成カ將

來不能トナルコトニヨリ直ニ會社カ解散スヘシト豫想スルコト能ハス從テ本件契約締結ノ當時ニ於テ凡十八年後ニ至リ被告ハ會社當然解散スヘシト豫想シ

ニ付キ主務官廳ノ許可以前ニ於テモ讓渡契約ヲ有効タリト云フカ如キハ不當ナリ

二、原告ハ公共團體カ電氣事業若クハ軌道營業ヲ爲ス告第一準備書面第五節第九ニ於テ詳述セル通リナリ。殊ニ原告カ被告ニ對シ昭和六年九月三日附ヲ以テ爲シタル被告ノ電車、電燈、動力供給ノ營業及之ニ要スル物件ノ全部ヲ買収セントスル旨ノ申込ハ原告ノ主張ニ依レハ賣買ノ一方ノ豫約ニ於ケル賣買完結ノ意思表示ト同性質ニシテ之ニ依リ被告ハ當然營業全部ヲ讓渡スルノ義務ヲ負擔スト云フニ在ルヲ以テ原告ノ主張ハ官廳ノ許可前ニ於テ賣買ハ成立セリト云フニ歸着シ共ノ不當ナルコト明カナリ

第六 請求不當ノ抗辯

一、原告ハ本件買収約款ニ依ル讓渡ノ目的タル營業ハ主トシテ市ノ地域内ニ於テ行ハレ市外ニ於ケルモノハ從屬的ニ之ニ附隨セルニ過キサルヲ以テ當然買収約款規定ノ範圍内ニ屬スト云フモ、被告第一準備書面第六節ニ詳述セルカ如ク、本件契約當時ニ於ケル当事者ノ意思ハ市ノ地域内ニ於ケル營業ニ限ラレタルニ拘ラス、現在ニ於テハ市以外ニ五郡十四個村ニ亘リ電燈、動力ノ供給ヲ爲シ又電車ハ市外湯川村迄運轉營業シツ、アルモノニシテ市内ヲ主トシ市外ヲ從トルノ程度ヲ甚シク越ユルモノトス從チ現在ニ於ケル會社ノ營業全部ハ契約當時ニ於テ當事者ノ意

市 の 主 張

昭和八年(ワ)第一、三六四號

第二 準備書面

原 告 函 館 市
被 告 函 館 水 電 株 式 會 社

第一 無訴權ノ抗辯

識シタル目的トハ一致セサルコトニ歸スルヲ以テ現在ニ於ケル營業全部ヲ買収セントスルハ全然法律上ノ根據ナキモノト言ハサルヘカラス 以上
昭和九年三月七日

右被告代理人 有馬忠三郎	同	鳩山秀夫
上原鹿造	同	中澤喜一
猪股正清	同	

東京地方裁判所
第三民事部御中

昭和九年三月七日附被告第二準備書面ニ於テ被告カ主張スル所ノ理由ナキコトヲ明ニスルコト左ノ如シ

訴訟カ司法裁判所ノ権限ニ屬スルヤ否ヤハ一二
其訴訟物如何ニ依リテ定マルヘク又其訴訟物ノ如何
ハ原告ノ主張スル請求ノ趣旨並其原因ニ依リ決セラ
ルヘキモノナルコトニ付テハ被告モ亦異論ナキ所ナ
リ而シテ本訴ニ於ケル原告請求ノ趣旨ハ被告ノ電
車、電燈及ヒ動力供給ノ營業並ニ之ニ要スル物件ノ
讓渡ヲ目的トスル賣買契約ヲ成立セシムル義務ノ確
認ヲ求ムルモノニシテ其原因トスル所ハ當事者間ニ
如上ノ義務ヲ内容トスル私法上ノ契約カ存在スルトナ
云フニ在ルカ故ニ其ノ訴訟物カ私法上ノ權利關係ナ
ルコト極テ明白ナリ 被告ハ訴訟物カ公法關係ナリ
ヤ私法關係ナリヤハ請求ノ趣旨及ヒ原因ヲ客觀的ニ
觀察シテ決定スヘキモノト言フモ元來請求ノ趣旨及
ヒ原因ハ原告カ任意ニ主張スル所ナルヲ以テ原告ノ
主張スル意味ヲ諒解スルタメニハ其言語又ハ文書ヲ
客觀的ニ觀察スヘキハ論ナシト雖モ苟モ原告主張ノ
意味ニシテ明瞭ナル限り其意味ニ遵ハサル可ラス
原告カ主張スル意味ニ遵ヒ訴訟物カ私法關係ナルコ

ト明ナル場合ニ於テハ假令原告主張ノ原因ニ據リテ
ハ其請求スル訴訟物ノ成立ヲ認容スルコト不能ナリ
トスルモ裁判所ハ其請求ヲ棄却スルハ格別訴訟ヲ司
法裁判所ノ管轄ニ屬セサルモノトシテ却下ス可ラサ

契約ヲ以テ公法上ノ性質ヲ有スルモノトスルモ原告
カ私法上ノ権利關係ノ確認ヲ求ムルコト明ナル限り
其明ナル主張ニ反シ同號證ニ據レハ原告ハ公法上ノ
請求ヲ爲スヘキ筈ナルカ故ニ即原告ハ公法上ノ権利
關係ノ確認ヲ求ムルモノナリト言フ可キニ非ス　被
告ハ國カ租稅ノ支拂ヲ請求スル訴訟ヲ司法裁判所ニ
提起シタルトキハ原告タル國カ如何ニ之ヲ私法上ノ
権利ナリト主張シタレハトテ其訴訟物力私法上ノ權
利ト爲ルモノニシテ其請求自體カ公法關係ナレハ原告
スルモ租稅ノ支拂ヲ求ムルコトハ納稅義務ノ履行ヲ
求ムルモノニシテ其請求自體カ公法關係ナレハ原告
カ單ニ之ヲ以テ私法關係ナリト釋明シタレハトテ其

ハ論ナシト雖モ本訴ニ在リテハ請求自體方具體的ニ
營業權其他ノ賣買ヲ內容トスル債務ヲ目的トスルモ
ノニシテ原告カ其具體的請求ノ性質ヲ私法關係ナリ
ト單ニ釋明スルニ止ルモノニ非ス　兩者ハ全然其場
合ヲ異ニスルモノナルヲ以テ之ヲ同視セントスル被
告ノ主張ハ不當ナリ

一、被告ハ原告カ訴狀ニ於テハ係争ノ營業及物件ヲ原告ニ譲渡スル義務カ既ニ存在スルモノトシテ其確認ヲ求メ乍ラ第一準備書面ニ於テ釋明スル所ニ依レハ右譲渡ヲ内容トスル賣買契約ヲ成立セシムル義務ノ

第二 確認訴訟不許ノ抗辯

二、被告ハ又原告カ被告ニ確認ヲ求ムル義務ノ内容不明ナリト言フモ原告カ被告ノ義務トシテ主張スル所ハ係争ノ營業及物件ヲ被告ヨリ原告ニ譲渡スル賣買契約ノ締結ニ付キ主務官廳ノ認可ヲ得テ原告ノ買收申込ヲ承諾スル意思表示ヲ爲スコトニ在リテ其内容ハ毫モ不明ニ非ス

テ締結シテタリトスルモ會社カ現ニ解散スルマテハ
其效力ヲ生セスト主張ス。然レトモ原告カ其第一準
備書面第二ノ三項ニ述ヘタル如ク本件買收ニ關スル
契約ハ其當時被告會社ノ定款ニ規定セラレタル昭和

六年九月二十七日ノ解散時期ヲ豫想シテ適法ニ締結
セラレタルモノナレハ契約ハ其時ニ於テ有効ニ成立
シタルモノニシテ假令其後ニ至リ會社カ任意ニ其解
散時期ヲ變更シタリトスルモ之カ爲メ契約カ其效力

ヲ失フヘキ理ナシ。從テ被告カ右契約ニ因リ負擔シ
タル義務ハ會社カ未タ解散ニ至ラサル今日ニ於テモ
既ニ有效ニ之ヲ負擔スルモノナルコト論ナシ。

四、被告ハ本件買收ノ目的タル事項ハ被告會社ノ主タ
ル事業ニシテ他ノ目的事項ハ附屬的事業ニ過キスシ
テ到底獨立シテ經營スルコトヲ得サルモノナレハ本
件買收ハ被告會社營業ノ全部ヲ目的トスルモノナリ
ト主張ス然レトモ假リニ會社經營ノ實質ヨリ論スル
トキハ被告所論ノ如シトスルモ問題ハ外部ニ對スル
被告會社取締役ノ代表權限ニ關スルモノナルヲ以テ

ヒ五項ニ述ヘタル所ノ如シ

五、況シヤ會社ノ營業全部ノ讓渡契約ヲ無効トスル所
以ノモノハ其契約ノ履行ニ因リ會社ノ存續ヲ不能ナ
ラシムルニ在ルモノナレハ契約ノ目的トセル營業ヲ
讓渡スルモ履行ノ時ニ於テ會社ノ存續ヲ妨ケサル如
ク他ノ事業アルトキハ其契約ヲ無効トスヘキ理ナシ
故ニ營業讓渡契約ハ契約當時ニ於テ其讓渡カ營業ノ
一部ニ止リ完全ニ其效力ヲ生シタルトキハ勿論假令
其當時ニ於テハ營業ノ全部ヲ包含スルモノト雖モ履
行期マテニ會社カ尙他ノ事業ヲ目的トルニ至ルヘ
キコトヲ豫期シ現ニ他ノ事業ヲ經營スルモ至リタル
トキハ之ヲ無効トスヘキ理ナキモノト謂フヘシ

第三 報償契約無効ノ抗辯

一、被告ハ道路法第六條ヲ援用シテ道路ハ私權ノ目的
タルコトヲ得サルモノナリト主張スルモ右道路法第
六條ハ被告モ自認スル如ク道路其モノヲ目的トシタ
ルモノニ非スシテ「道路ヲ構成スル敷地其ノ他ノ物

其買收ノ目的カ會社ノ營業ノ全部ナリヤ否ヤハ定款

ニ規定スル會社ノ目的事項ニ付キ客觀的ニ之ヲ決定
スヘク會社當局者ノ主觀的ニ決定スヘキモノニ非ス

會社カ經營シツ、アル現在ノ主タル營業ヲ讓渡スル
モ尙他ニ現ニ經營シ又ハ經營シ得ル事業アル場合ニ
ハ將來之ヲ擴張シ又ハ開始シテ主タル事業トシテ經

營スルコトアルヘク又或ハ主タル事業ヲ讓渡シタル
マ、會社ノ事業ヲ縮少シテ會社ヲ繼續スルコトモア

ルヘク斯ノ如キハ何レモ會社當局者カ主觀的ニ自由
ニ決定スルコトヲ得ルモノニシテ主タル事業ノ讓渡スヘ
ハ必然的ニ會社ノ解散ヲ來スモノニ非サルカ故ニ主

タル事業ノ讓渡ヲ以テ會社ノ解散ヲ必然招來スル契
約ナリトシ取締役ノ權限ヲ否認スヘキニ非ス換言ス

レハ營業ノ讓渡カ取締役ノ權限外タルヘキ會社ノ營
業ノ全部ナリヤ否ヤハ定款ノ規定ニ據テ之ヲ決スヘ
ク被告主張ノ如ク單ニ現在會社カ之ヲ主タル事業ト
シテ經營シツ、アリヤ否ヤニ依リ決セラルヘキモノ
ニ非サルコトハ原告カ其第一準備書面第二ノ四項及
ニ非サルコトハ原告カ其第一準備書面第二ノ四項及

ル限り其契約ニ於テ其使用ニ關スル條件トシテ其使用ニ對シ料金等ヲ課セサルコト或ハ區自ラ同種ノ事業ヲ經營セス又他ノ營業者ニ道路其他ノ工作物ヲ使用ヲ承諾セサルコトヲ定メ得ルコトモ亦言フ俟タス此場合ニ於ケル該契約カ市ノ公法上ノ權能ニ及ホス關係等ニ付テハ原告カ其第一準備書面第三ノ二項ニ述ヘタル所ノ如シ

三、被告ハ本件契約ノ全期間ヲ通シ自己ノ利益ニ屬スル全部ハ之ヲ完全ニ取得シ乍ラ偶々其利益ハ被告ノ權利ト稱ス可ラサルモノナリトノ學說ヲ唱フルモノアルヲ奇貨トシ原告ノ利益トスル一部ノ履行ヲ求メラル、ニ當リ原告ノ求ムル所モ亦權利ニ非ストシテ其履行ヲ拒絕スルコトハ明ニ信義ノ原則ニ反スルモノナリ若シ原告カ二十年ノ久シキニ亘リ被告ニ給付シタル利益ニシテ法律上ノ義務ナクシテ之ヲ給付シタルモノナリトセハ同一契約ニ基キ原告カ被告ニ求ムル利益ニ付テモ被告ハ假令法律上ノ義務ナシトスルモ進テ之ヲ原告ニ與フルヲ以テ信義ノ要求スル所

ナリト謂ハサル可ラス 裁判外ニ於ケル原告ノ請求ニ對シ被告ハ義務ナキコトヲ理由トシテ其給付ヲ拒絶セルカ故ニ原告ハ已ムコトヲ得スシテ裁判上ノ請求ヲ爲スヤ被告ハ之ヲ以テ「不當ナル手段」ヲ用ウルモノトシ「苟モ適正ナル手段ニ依ルニ於テハ被告モ亦適正ナル義務ヲ免レントスルモノニアラス」ト言フハ即チ辭ヲ構ヘテ義務ノ免脫ヲ計ルモノニシテ甚シク信義ニ反スルモノト謂フヘシ

四、道路ヲ使用セントシテ契約ヲ締結スル當時者カ其決意ヲ爲スニ付キ要素トスル所ハ道路ノ使用ソノモノニシテ其契約ノ成立ニ因リ始メテ生スル使用ノ權利ニアラス 沈ンヤ意思表示ノ要素ハ意思表示ヲ爲ス際存在スヘキモノニシテ契約成立後始メテ生スル契約上ノ權利ハ意思表示ノ要素タルヘキモノニ非ス故ニ本件道路使用ノ權利ヲ以テ意思表示ノ要素ナリトスル被告ノ主張ハ單純ナル法律論トシテモ誤レルモノト言ハサル可ラス 假ニ百歩ヲ譲リ之ヲ以テ要素ナリトスルモノ元來要素ノ錯誤ヲ法律行爲無効ノ原

因トスル所以ノモノハ其錯誤アルトキハ當事者ハ該法律行爲ニ依リ達セントスル目的ヲ達スルコト不能ナルカ爲ナリ故ニ縱令要素ノ錯誤アリタリトスルモ當事者カ其法律行爲ニ依テ達セントセル目的ヲ完全ニ達シ毫モ要素ノ錯誤ナカリシト異ナラサリシ場合ニ於テハ事後ニ至リ要素ノ錯誤ヲ理由トシテ其行爲ノ無効ヲ主張スルコトハ之ヲ許サレサルモノト解スルヲ相當トス 加之被告ノ要素トスルモノニ付キ錯誤アルモ尙法律行爲ノ目的ヲ達シ得タルコトハ其所謂要素ナルモノカ眞ノ要素ニ非サリシコトヲ證スルモノト謂フヘシ(原告第二準備書面第三ノ三項及ヒ四項參照)

五、現行道路法ノ施行前ニ在リテハ道路ノ管理權力其費用ヲ負擔スル公共團體ニ在リタルコトハ判例並ニ多數學說ノ一致スル所ナリシコトハ原告カ其第一準備書面第三ノ五項ニ述ヘタル所ノ如シ

六、甲第一號證契約第十條ニ於テ規定スル原告ノ買収申出ニ對シ被告カ之ニ應諾スヘキコトカ被告ノ義務ナルコトハ論ナキ所ナルモ此義務ハ同第七條ニ定ム

六、瓦斯事業法第十七條ニ於テ市町村カ瓦斯事業ヲ買

收スルコトニ關スル規定ヲ設ケタル上同法附則第三項ニ「第十七條ノ規定ハ本法施行ノ際市町村ト瓦斯

事業者トノ間ニ瓦斯事業ノ買收ニ關シ期間ノ定アルトキハ其ノ期間之ヲ適用セス」ト規定シタルハ本件

契約第十條(甲第一號證)ノ如ク報償契約ニ「本契約ノ有効期間滿了ノ際」買收スヘキ約定アルモノニ付テ

ハ其約定ノ効力ヲ公認シタルモノニ外ナラスシテ被告ハ之ヲ争フノ餘地ナキモノトス而シテ如上ノ約定

ヲ有効ナリトスルコトハ即報償契約少クトモ其買收約款ノ効力ヲ認メタルモノナルコト明ナリ被告カ右瓦斯事業法ニ「私法上有効ノ契約」ナリト爲ス明文ナキヲ以テ之ニ應スル義務ナキモノト主張スルハ口實ヲ構ヘテ其責任ノ免脱ヲ企圖スルモノト謂フヘシ

第四 報償契約失效ノ抗辯

一、被告ハ道路法施行後ニ於テハ道路ノ管理ハ市長力行政官廳タル資格ヲ以テ之ヲ行フモノニシテ市ニハ

第十條ニ定ムル營業其他ノ物件譲渡ニ關スル義務ニ非ス。此義務ハ原告ノ代金支拂ノ義務ト相互ニ反対給付ノ關係ニ在ルモノナルコト原告カ第一準備書面第三ノ六項ニ述ヘタル所ノ如シ

第五 買收契約無効ノ抗辯

一、被告ハ本件買收約款ハ被告會社ノ解散ヲ豫想シテ爲サレタルモノニ非スト言フモ本約款ニハ「本契約ノ有効期間滿了ノ際……買收セントスルトキハ會社ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス」トアリ又同契約第十二條ニハ「本契約有效期間ハ大正二十年九月二十七日迄トス」トアリ而シテ其當時ノ被告會社ノ定款ニハ存立時期ヲ「大正二十年九月二十七日迄」ト爲ス定アリタルモノナレハ右買收約款ハ被告會社ノ解散ヲ豫想シテ爲サレタルモノナルコト極テ明ナリ

一、公共團體カ電氣事業若クハ軌道營業ヲ爲スニ付テハ主務官廳ノ許可ヲ要スルコト論ナキモ其許可以前ニ於テ準備行爲トシテ必要ナル契約ヲ締結スルコト

其管理權ナキニ至リタルモノナレハ縱令被告カ道路施行後依然トシテ契約通り道路ノ使用ヲ繼續シタリトスルモ契約上道路ヲ使用スルコトハ不能ト爲リタルモノト謂フヘク之ニ因リ契約ハ其効力ヲ失ヒタルモノト主張スルレトモ道路法施行後ハ市長ハ行政官廳タル資格ニ於テ道路ヲ管理シ市ノ機關トシテ管理スルモノニ非ストスルモ其管理ニ付テハ市長ハ市ト國トノ利害ノ調和ヲ圖ルコトヲ要シ其趣旨ノ下ニ本件契約ヲ尊重シ之ヲ實行シテ被告ヲシテ道路ヲ使用ヲ繼續セシメタルモノナレハ管理者ノ資格ニ變更アリタリトスルモ事實上契約ノ履行ハ可能ナリシモノト言ハザル可ラス加之假リニ被告ヲシテ道路ヲ使用セシムル等ノ原告ノ義務カ履行不能ト爲リタリトルモ之ニ因リテハ被告ハ唯之ニ對スル反對給付ヲ爲ス義務ヲ免ル、ニ止リ本件契約カ當然其効力ヲ失フヘキモノニ非ス而シテ右履行不能トナリタル原告ノ義務ニ對スル被告ノ反對給付ハ甲第一號證契約第七條ノ報償金及ヒ第六條ノ料金割引等ノ義務ニシテ同

第六 請求不當ノ抗辯

一、被告ノ市外ニ於ケル營業ハ本件契約當時ニ比シ擴張セラレタルモノアリトスルモ之ト同時ニ市内ニ於ケル營業モ亦著シク増大シ市外ノ營業カ市内ノ營業ニ對シ附屬關係ニ在ルコトニ於テハ今尙契約當時ト異ナル所ナシ從テ本件契約カ其締結當時ニ於テ電車、電燈及ヒ動力供給營業ニ付テハ市外ニ在ルモノニモ及ヒタルト同シク今日ニ於テモ亦其買收約款ノ效力ハ當然被告ノ市外ニ於ケル右營業ニモ及フモノナルコト疑フ容レス

右ノ通リニ候也

昭和九年六月二日

右原告代理人

高橋泰

會社の主張

第三 準備書面

抗辯追加

原 告 函 館 市
被 告 帝國電力株式會社

右當事者間貴廳昭和八年(ワ)第一、三六四號権利關係確認訴訟事件ニ付左ニ被告ノ主張ヲ明確ニ仕候

被告ノ表示訂正

被告會社ハ昭和九年七月二十八日ノ株主總會ノ決議ヲ以テ定款ヲ變更シ商號ヲ「帝國電力株式會社」ト改稱シ、同月三十日其登記ヲ經由シタリ、依テ本訴訟ニ於ケル被告會社ノ表示ヲ頭書ノ如ク訂正ス

一、現行電氣事業法第二十九條第二項ハ公共團體ハ公益上ノ必要ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケテ電氣事業ノ買收ヲ爲スコトヲ得ルモノト規定スルヲ以テ公共團體ハ「公益上ノ必要」アル場合ニアラサレハ電氣事業ヲ讓受ケテ之ヲ經營スルコト能ハサルモノト言ハサルヘカラス 從テ假リニ本件ノ如ク電氣事業法ニ右第二十九條ノ如キ規定ノ存セサリシ時代ニ買收契約カ有效ニ成立シタリトスルモ右ノ禁止法規カ存スルニ至リタル今日ニ於テハ買收カ公益上ノ必要アラサル限リ買收契約ハ失效スルモノナルコト勿論ナリ、而シテ右第二十九條ニ所謂「公益上ノ必要」ト

ハ公共團體カ既ニ經營シツ、アル事業者ヨリ買收スルコトカ事業者ニ取リテ少シモ差支ナク、且ツ進ンテ買收スルコトカ國家公益全體ノ見地ヨリシテ著シキ利益ヲ齎ス場合ヲ指スモノトス(昭和六年三月十二日衆議院委員會ニ於ケル富安政府委員ノ説明參照)然ルニ被告ノ營業地域ハ現在ニ於テハ原告市ノ外五郡十四町村ニ亘リ電燈電力ノ供給營業ヲ爲シツ、アルモノナルトコロ(被告提出昭和八年九月十四日附第一準備書面第十ノ説明(二十五)(二十六)参照)之等各町村ニ於テハ原告市ニ於テ係争電氣事業ヲ經營スルコトヲ以テ其町村ノ利益ヲ害スル虞アリト爲シテ之ニ反対シ被告ニ對シ買收ニ應セサルコトヲ要請シツ、アリ 故ニ原告市ノ係争電氣事業ノ買收ハ現ニ之ヲ經營シツ、アル被告ニ取ツテ甚々敷迷惑ナルノミナラス 廣ク國家公益全體ノ見地ヨリスルモ他町村ノ利益ヲ害スル虞アリテ右法規ニ所謂「公益上ノ必要」アル場合ニ該當セス 果シテ然ラハ原告ハ當時ノ法規上假リニ本件電氣事業ヲ被告ヨリ買收スルコトヲ得テ甲第

ノ企圖ヲ許容スヘカラサル儀ニ有之候條貴管市町村ニ對シテモ適宜其ノ趣旨ヲ御示達ノ上迄ニ事端ヲ惹起セサル様御配意相成度依命及通牒候」ト通牒シ、次テ昭和九年二月二十六日業第三七號依命通牒ヲ以テ同シク電氣局長ヨリ各地方長官ニ宛テ「今般青森縣ノ電氣事業經營ニ關シ電氣委員會ニ附議セラレ候處同委員會ニ於テハ曩ニ電氣事業統制ノ基礎トナルヘキ發電及送電豫定計畫樹立ニ關シ之ヲ議決シタル次第モ有之電氣事業ノ國家的統制實施ニ關スル考慮ニ基キ慎重審議ノ結果府縣營電氣事業ハ事業統制上適當ナラサル場合多キカ故ニ濫リニ之ヲ容認スヘカラサル旨ノ決議有之タルニ付テハ此ノ種計畫ニ對シテハ向後右ノ趣旨ニ依リ處理可相成此段依命及通牒候」ト通牒シタルノミナラス、更ニ同年九月上旬遞信省議ヲ以テ地方團體ノ電氣公營ハ爾今絕對ニ許可セサルコトノ方針ヲ決定シタリ 故ニ係爭電氣事業ノ讓渡ニ付假ニ原告カ許可ノ申請ヲ爲スモ主務官廳ヨリ其許可ヲ得ルコト不可能ナル狀態ニアリ 然ラ

右陳述候也
昭和九年十一月九日

被告代理人

有馬忠三郎 同鳩山秀夫 同上原鹿造 同中澤喜一 同猪股正清

東京地方裁判所

第三民事部御中

昭和八年(ワ)第一、三六四號
第三準備書面
原告函館市
被告 帝國電力株式會社
被告カ昭和九年十一月九日附第三準備書面ニ於テ主張スル追加抗辯ノ理由ナキコトヲ明ニスルコト左ノ如シ
一、被告ハ電氣事業法第二十九條第二項ニ依レハ公共團體ハ公益上ノ必要アル場合ニ限リ主務大臣ノ許可ヲ受ケテ受ケテ電氣事業ノ買收ヲ爲スコトヲ得ルモノナレハ右規定ノ存在セサリシ當時ニ締結セラレタル本件契約ハ假リニ有効ニ成立シタリトスルモノ本件ノ場合ハ右法律ニ所謂「公益上ノ必要」ナキモノナルカ故ニ該規定カ設ケラレタル今日ニ於テハ本件契約ハ其効力ヲ失ヒタルモノナリト主張ス

三、被告ハ又遞信當局ニ於テ公共團體ノ電氣事業ノ買收ハ容易ニ之ヲ許可セサル趣旨ノ通牒ヲ發シ居ルカ故ニ本訴ノ認可申請ヲ爲スモ其目的ヲ達スルコト不可能ナリト主張スルモ前項述フル所ノ如ク電氣事業法第二十九條第一項ハ公益上ノ必要アルトキハ主務大臣ハ公共團體ノ電氣事業買收ヲ許可スヘキ旨ヲ定ムルモノナレハ遞信當局ニ於テ假令如何ナル通牒ヲ發スルモノ本法律ノ變更ナキ限り其規定ニ反シテ公共團體ノ電氣事業買收ヲ不許可ト爲スコトヲ得ス 從テ是等通牒ニ基キ原告ノ本件買收ヲ不能ナリト言フヘキ理由ナシ況シヤ被告ノ所謂通牒ナルモノハ唯現行電氣事業法第二十九條ハ電氣事業ノ公營ヲ原則トスルモノニ非サル趣旨ヲ明ニシ（昭和七年十一月通牒）或ハ公共團體ノ電氣事業買收ハ事業統制ニ支障ナキ

右ノ通リニ候也
昭和九年十一月十一日

原告訴訟代理人

高 橋 泰

岩 田 宙 造

東京地方裁判所
第三民事部御中

原 告 函 館 市

被 告 帝國電力株式會社

第四準備書面

會 社 の 主 張

右當事者間貴廳昭和八年（ワ）第一、三六四號權利關係確認訴訟事件ニ付左ニ被告ノ主張ヲ明確ニ仕候

一、原告ハ本訴請求原因ハ原告自ラ私法上ノ權利關係ナリト主張スルモノナレハ其ノ客觀的性質ノ如何ニ拘ラス司法裁判所ノ管轄ニ屬ストシ夫ノ納稅義務ヲ私法上ノ權利關係ナリト主張スル場合ト異ルト謂フモ原告ノ訴求スル確認義務ナルモノハ甲第一號證第十條ニ基ク義務其モノナリト謂フニ在ルカ故ニ甲第一號證第十條ノ契約カ法律的ニ乃至客觀的ニ公法關係ナル以上之ニ基ク義務ハ如何ニ當事者カ私法上ノ義務ナリト確信シ又ハ主張スレハトテ私法上ノ義務ト爲ルコトナク從テ司裁法裁判所ノ管轄ニ屬スルニ至ルヘキ理ナキナリ 之レ尙租稅滯納金額ニ付テ國カ租稅關係ニ非ラサル他ノ私法的關係ヲ請求原因トカノ原因（私法上ノ）ヲ主張シ之ヲ證スル爲メニ甲第一號證第十條ヲ證據トシテ提出スルニハアラサルナリ。換言スレハ原告ハ甲第一號證第十條以外ノ何等カノ原因（私法上ノ）ヲ主張シ之ヲ證スル爲メニ甲第一號證第十條ヲ證據トシテ提出スルニハアラサルナリ 若シ原告ニシテ等カ他ノ私法上ノ原因事實ヲ主張シ之ヲ證スル爲メニ甲第一號證ヲ提出スルモノトスレハ原告ノ主張スル如ク甲第一號證ノ契約カ客觀的ニ又ハ法律的ニ公法上ノ契約ナリト解セラル、場合ニ於テモ司法裁判所ハ訴ヲ受理シテ請求ノ當否ヲ判決スヘキハ勿論ナリト雖モ、本訴原告ノ主張ハ斯ノ種ノモノニアラス 訴求スル義務ハ甲第一號證

二、原告ハ訴狀請求ノ趣旨ニ於テ「被告ハ之旨ノ樣慎重ニ詮議スヘキモノトシ（昭和九年二月通牒）タルニ止リ右現行電氣事業法第二十九條ノ嚴存スル限り地方團體ノ公營ヲ絶對ニ許可セスト爲ス如キハ到底有リ得ヘカラサル所ナレハ是等ニ籍ロシテ本訴ノ確定請求ヲ以テ其利益ナキモノト爲ス被告ノ主張ハ全然理由ナキモノナリ

二、原告ハ訴狀請求ノ趣旨ニ於テ「被告ハ之旨ノ樣慎重ニ詮議スヘキモノトシ（昭和九年二月通牒）タルニ止リ右現行電氣事業法第二十九條ノ嚴存スル限り地方團體ノ公營ヲ絶對ニ許可セスト爲ス如キハ到底有リ得ヘカラサル所ナレハ是等ニ籍ロシテ本訴ノ確定請求ヲ以テ其利益ナキモノト爲ス被告ノ主張ハ全然理由ナキモノナリ

申込ニ應シ主務官廳ノ認可ヲ得テ賣買契約ヲ成立セシメ右營業及物件ヲ原告ニ讓渡スル義務アルコトヲ確認スヘシ」ト掲げ請求原因ニ於テモ營業及物件ヲ讓渡スル義務ノ確認ヲ求ムモノト主張シ（訴狀原

因四）且ツ第一回準備手續ニ於テ右請求趣旨ヲ釋明シテ「請求趣旨第一項末段ノ營業及物件ヲ原告ニ讓渡スル義務アルコト、云フハ現實ニ斯ル義務カ存在スル事ヲ謂フニアラスシテ前段ノ賣買契約カ成立スル同時ニ發生スル義務ヲ謂フモノナリ」と述へタルヲ以テ被告ハスル現在未タ存在セサル義務即チ官廳ノ認可ヲ得テ後ニ生スルカ如キ義務ノ確認ヲ求ムルコトハ許サレルモノナルコトヲ被告第一準備書面（同書面第二節）ニ於テ抗辯シタリ 於是原告ハ其第一準備書面（同書面第二ノ二）ヲ提出シ「本訴ニ於テ原告カ被告ニ確認ヲ求ムル權利關係ハ請求ノ趣旨ノ記載ニ依リ明ナル如ク係争ノ營業及物件ヲ原告ニ讓渡スル爲メ主務官廳ノ認可ヲ得テ本件契約書第十條ノ規定ニ從ヒ賣買契約ヲ成立セシムル義務アルコト即チ

主務官廳ノ許可ヲ得テ係争ノ營業及物件ヲ原告ニ讓渡スルコトヲ内容トスル賣買契約ヲ成立セシムル義務ニシテ營業及物件ノ讓渡義務其ハモノニ非ス」トナリト信ス 蓋シ原告ハ當初ハ營業及物件ノ讓渡義務其モノ、（即賣買契約上ノ義務）確認ヲ求メナカラ此ノ義務ハ理論上將來ノ義務ニ屬シ現ニ存在セストノ論理上ノ歸着ニ達シタルヲ以テ此ノ義務ノ發生原因ヲ爲スヘキ賣買ノ豫約上ノ義務ノ確認ヲ求ムト變更シタルモノナレハナリ 從テ本訴ハ原告ニ於テ訴狀記載ノ請求趣旨トシテ掲ケタル訴ノ目的ヲ取下ケタルモノト謂フヘタ然ラスンハ訴求ノ目的不確定ナリト謂フニ歸セサルヲ得ス

三、原告ハ其第二準備書面（同書面第二ノ二）ニ於テ原告ノ訴求スル義務トハ「係争ノ營業及物件ヲ被告ヨリ原告ニ渡譲スル賣買契約ノ締結ニ付キ、主務官廳ノ認可ヲ得テ原告ノ買收申込ヲ承諾スル意思表示ヲ爲

ス」義務ナリト主張ス電氣事業ハ主務官廳ノ認可ヲ受クルニ非サレハ讓渡スルコトヲ得サルハ法規上明ナルノミナラス原告モ亦認ムル所ニシテ本訴ニ於テモ原告カ確認ヲ求メントスル買收申込ヲ承諾スル意思表示ヲ爲スカ爲メニ被告ハ主務官廳ノ認可ヲ得サルヘカラサルコトハ原告自ラ右引用ノ如ク主張スルコトニ依リ争ナキ所ナリ。從テ右ニ所謂承諾ノ意思表示ヲ爲ス義務ナルモノモ主務官廳ノ認可ヲ得テ後ニ發生スルモノナルコトハ原告ノ争ハサル所ナリト

ス。蓋シ官廳カ認可スルヤ否ヤハ常ニ官廳ノ意思ニ依リ決定スヘキモノナレハ何人ト雖モ認可ヲ申請スル私人ニ對シ必然的ニ認可ヲ獲得スヘキ義務ヲ負擔セシムルヲ得ヘキ理ナキヲ以テナリ

四、電氣事業法第二十九條第二項ニ依レハ公共團體ハ公益上ノ必要ナキ限り電氣事業ヲ經營スルノ能力ナキモノナルコト明カナリ從テ右規定ノ存セサリシ時契約ヲ他人ト締結シ居リタリトスルモ現ニ公益上ノ必要ナキ限り此契約ノ目的ヲ實現スルコト能ハサルハ原告モ亦認ムルトコロナリ（原告第三準備書面二）。

「契約ノ目的ヲ實現スルコト能ハス」トハ即チ公共團體カ電氣事業經營ノ能力ヲ喪ヒタル結果、義キニ此同時ニ此權利ニ對應スル相手方ノ義務ハ履行不能トナリス承諾ノ意思表示ヲ爲ス義務ト共ニ「認可ヲ得ルコト」モ亦同時ニ被告カ現ニ負擔スル義務ナリト主張スルモノナリトセンカ之レ亦不可能ヲ内容トスル義務ノ存在ヲ前提トスルモノナリト謂ハサルヘカラ

シタリト謂フト趣ヲ同フスルモノトス、敢テ本件契約カ成立ノ當初ニ週リテ効力ヲ喪失シタリト謂フニアラサルナリ。原告カ「共益上ノ必要ナル要件ニシテ存在セサルトキハ買收ノ目的ヲ達スルコトヲ得ス」

「即チ本件ニ在リテハ原告ハ其契約ヲ締結セル目的ヲ實現スルコト能ハサルニ至ル」ト謂フハ畢竟被告ノ右ノ趣旨ヲ肯定スルモノニ外ナラサルヘシ

五、原告ハ又公共團體タル原告カ公益上ノ必要アリトシテ買收許可ノ申請ヲ爲シタルトキハ此要件ノ有無ハ主務大臣之ヲ決定スヘク其以前ニ於テ何人モ其有無ヲ確定スルコトヲ得ルモノニ非スト言フモ、公共團體ノ如何ナル場合ニ電氣事業ヲ經營スルコトヲ得ヘキヤハ電氣事業法第二十九條ニ於テ法律カ之ヲ規定セルナリ。從テ特定ノ公共團體カ右第二十九條ニ照シテ果シテ事業經營ノ能力アリヤ否ヤカ裁判上争トナリタルトキ之ヲ決スヘキモノハ裁判所ヲ措テ他ニ在ルヘキ理ナシ。要スルニ右第二十九條ハ公共團體カ買收許可ノ申請ヲ爲シタル場合ニ於テ公益上ノ

シタリト謂フト趣ヲ同フスルモノトス、敢テ本件契約カ成立ノ當初ニ週リテ効力ヲ喪失シタリト謂フニアラサルナリ。原告カ「共益上ノ必要ナル要件ニシテ存在セサルトキハ買收ノ目的ヲ達スルコトヲ得ス」

シタリヤ否ヤヲ主務大臣ノ自由裁量ニ依リ決セシメントスルニハアラスシテ一般公共團體ノ電氣事業經營ニ關スル能力ニ制限ヲ附セントシタルモノナルコト勿論ナルヲ以テ特定ノ公共團體カ特定ノ時期ニ於テ果シテ右制限内ノ能力ヲ有スルヤ否ヤニ付キ利害ノ關係アル者ハ何人ト雖モ裁判上之ヲ爭フヲ得ヘタリヤ否ヤヲ問フノ要ナク裁判所ノ判断ヲ受クルコトヲ得ヘキハ多言ヲ要セサルナリ

更ニ原告ハ電氣事業讓渡認可ノ申請ハ其ノ目的中ニ此要件存否ノ決定ヲモ包含スルモノナレハ被告ニ於テ勝手ニ公益上ノ必要ナキモノト憶斷シテ認可申請ノ手續ヲ履行スヘキ義務ヲ拒否スルコトヲ得スト謂フモ之レ讓渡人ヨリスル認可申請ト買收者タル公共團體ヨリスル許可申請トヲ混同スルモノナリ即チ前者ハ電氣事業法第二十五條ニ據り、後者ハ同第二十九條第二項ニ據ルモノナレハ假リニ原告ノ主張スルカ如ク買收許可申請アリタルトキ公益上ノ必要ノ有

無ハ主務大臣之ヲ決定スヘキモノトスルモ公共團體ヨリスル許可申請ニアラサル讓渡人ヨリスル認可申請ノ目的中ニ此ノ決定ヲモ包含スト云フカ如キハ到底解スヘカラサルナリ

右陳述候也

昭和九年十二月十四日

被 告 代 理 人 有馬忠三郎

會 社 の 主 張

第五準備書面

準モ確定セサルカ如キ賣買ヲ成立セシムル義務ナルモノハ認ムヘカラス

右當事者間貴廳昭和八年(ワ)第一、三六四號權利關係確認事件ニ付キ左ニ被告ノ主張ヲ明確ニ仕候
第一 賣買代金ノ額カ確定セズ又之ヲ確定シ得ヘキ標

追加抗辯

函館市之函館水電買回問題の經過

函館市之函館水電買回問題の經過

原 告 函 館 市	同 同 同 同	鳩 山 秀 夫
被 告 帝 國 電 力 株 式 會 社	同 同 同 同	上 原 鹿 造
原 告 ノ 主 張 ハ 原 告 ト 被 告 會 社 間 ニ 本 件 買 收 契 約 カ	中 澤 喜 一	
モノハ認ムヘカラス	猪 股 正 清	

東京地方裁判所

第三民事部御中

既ニ成立スト云フニハアラスシテ買收契約ヲ成立セシムル權利義務カ現ニ存スト爲スモノナリ。而ルニ賣買ヲ成立セシムル義務アリトスルニハ賣買契約ノ主要ナル要素殊ニ賣買代金カ確定シ若クハ少クトモ之ヲ確定スヘキ標準ノ確定シアルコトヲ必要トス蓋シ代金額カ確定セズ又ハ之ヲ確定シ得ヘキ標準スラ

確定セサル如キ賣買ヲ締結セサルヘカラサル義務ト云フ如キハ之ヲ認ムルヲ得ス若シ然ラサレハ被告ハ原告ノ任意ニ決定スル代金額ヲ甘受シテ賣買契約ノ締結ヲ強要セラル、結果トナルヘクスノ如キハ公序良俗ニ反スルコト勿論ナレハナリ。或ハ本件ニ於テ原告ハ報償契約第十條ニ依リ被告ニ對シ賣買ヲ締結セシムル權利アリト云フモノナレハ同條第二項ニ依リ締結セラルヘキ賣買代金ハ確定シ得ヘキモノナリト言ハシモ右ハ賣買契約其ノモノ、成立時期ヲ一標準ト爲シ此ノ時ヨリ遡リテ過去五ヶ年間ノ取引所平均相場ニ依ルト解スルノ外ナシ

然ルニ本件原告ノ主張ハ既ニ述フルカ如ク賣買契約其ノモノハ今日未タ成立セス其ノ成立ハ將來更ニ原告カ買收ノ意思表示ヲ爲シ之ニ對シ被告カ賣却ノ意思表示ヲ爲シタル時ニ在リト云フニ歸スルモノニテ將來ノ如何ナル日時ニ賣買ヲ成立セシムヘキモノナルカハ原告ノ主張セサル所ナルト同時ニ何人モ之ヲ豫定シ得サルモノナレハ「過去五ヶ年間云云」ハ何

一、山越郡八雲町 大正十一年十月二十六日
 (一) 會社合併ノ分
 二、茅部郡森町 同上
 大正十三年六月七日
 森水力電氣株式會社事業繼承認可
 三、同郡砂原村 同上
 四、松前郡福島村 大正十三年六月七日
 松前水力電氣株式會社事業繼承認可
 五、同郡吉岡村 同上
 六、同郡福山町 同上
 七、同郡大澤村 同上
 (三) 営業區域擴張ノ分
 八、龜田郡錢龜澤村 大正三年八月十一日認可
 九、上磯郡大野村 大正五年七月十一日認可
 十、龜田郡七飯村 大正五年十月二十八日認可
 十一、同郡龜田村 大正五年十月二十八日認可

時ヨリ遡リテ五ヶ年間ナルヤ不明ニシテ結局無意味ナルニ歸ス從テ將來締結セラルヘキ賣收契約ナルモノ、代金額ハ右規定ニヨリテハ決シテ確定シ得ヘキニアラサルナリ依テ斯ル賣買ヲ締結スヘキ義務ナルモノカ法律上認メラレヘキモノトスル本訴ハ此點ヨリスルモ失當ナリ

第二 本件買收ノ目的タル營業ノ内容及範圍ハ結約當時当事者ノ豫想セサル程度ニ著シク變更シタルモノアルカ其後被告會社ハ或ハ他會社ヲ合併シ或ハ他會社ノ事業ヲ繼承シ或ハ營業區域ヲ著シク增大シタルコト左記ノ如シ而シテ斯ノ如キ買收目的タル會社營業ノ著シキ程度ノ增大變更ハ結約當時ニ於テ當事者ノ豫期セサルトコロナルヲ以テ此ノ點ニ於テモ本件買收契約ハ效力ナキニ至リタルモノトス

(一) 會社合併ノ分
 一、山越郡八雲町 大正十一年十月二十六日
 十二、茅部郡鹿部村 大正六年十一月一日認可
 十三、同郡白尻村 大正十五年八月十一日認可
 十四、同郡尾札部村 大正十五年八月十一日認可
 以 上

右陳述候也

昭和十年三月一日

被告代理人 有島 忠三郎

鳩山 秀夫

上原 鹿造

中濟 喜一
猪股 正清

東京地方裁判所

第三民事部御中

市 の 主 張

昭和八年(ワ)一、三六四號

原 告 函 館 市

被 告 帝 國 電 力 株 式 會 社

被告カ昭和十年三月一日附第五準備書面ニ於テ主張スル追加抗辯ノ理由ナキコトヲ明ニスルト左ノ如シ

一、被告ハ本件ニ於テハ賣買代金ノ額カ確定セヌ又之ヲ確定シ得ヘキ標準モ確定セサルカ故ニ賣買ヲ成立

セシメムル義務ナルモノヲ認ムルヲ得スト主張ス然レトモ本件賣買ハ甲第一號證契約第十條第一項ニ依リ本契約期間滿了ノ時期ヲ基準トシ同條第二項ニ於

テ「前項ノ買收價額ハ會社ノ總株數ニ東京市内ノ株式取引所ニ於ケル既往五ヶ年間ノ平均相場ヲ乘シテ之ヲ定ム云々」ト規定スルモノナレハ右第二項ニ所謂「既往五ヶ年間」トハ第一項ニ定ムル基準時期タル本契約期間滿了ノ時ヲ標準トスルモノナルコト極メテ明白ナリ從テ賣買代金額算定ノ標準ハ確定セルモノト謂フヘシ被告カ右「既往五ヶ年間」トハ賣買契約成立ノ時期ヲ標準トスルモノニシテ不確定ナリト言フハ約旨ニ副ハサル強辯ニシテ理由ナシ

右ノ通リニ候也
昭和十年三月四日
右原告代理人 高 橋 泰
岩 田 宙 造

ニシテ本件ノ場合ニ在リテハ此ノ如キ公益上ノ必要ナキモノナレハ前示事業法ノ規定カ設ケラレタル以上其以前ニ締結セラレタル本件賣買契約ハ其効力ヲ失ヒタルモノナリト主張スレトモ右ノ規定ハ公共團體ノ一方的意思ヲ以テスル強制買收ニ關スルモノニシテ本件ノ如キ當事者間ノ契約ニ因ル賣買トハ何等ノ交渉ナシ蓋シ其趣旨ハ右規定ノ文辭自體ニ依リ明ナルノミナラス同條第三項ニ於テ事業ノ一部買收ノ價格其他ニ付キ當事者間ノ協議調ハス又ハ協議ヲ爲スコト能ハサル場合ニハ主務大臣之ヲ裁定スルモノトシ其裁定ニ不服アル者ニハ訴訟ノ提起ヲ許シタル

ニ由テ觀ルモ一點ノ疑ナキ所ナリ(瓦斯事業法第十七條他及ヒ昭和十年十月二十四日附第二證據説明書ニ於ケル被告主張ノ理由ナキコトニ付キ原告ノ主張ヲ明ニスルコト左ノ如シ

一、被告ハ電氣事業法第二十九條第二項ヲ援用シテ公共團體ハ公益上ノ必要ニ因リ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ニ限リ電氣事業ヲ買收スルコトヲ得ルモノ

二、假リニ電氣事業法第二十九條第二項カ本件ノ場合ニモ亦其適用アリタルモ尙被告主張ノ理由ナキコ

トハ原告ノ昭和九年十一月十二日附第三準備書面ニ述フル所ノ如シ

三、本件買收ノ目的タル營業ノ内容及ヒ範圍ニ付テハ当事者カ契約當時豫想セサル程度ノ變更アリタルニ因リ買收契約ハ失効シタルト云フ被告ノ主張ニ對シテハ原告カ義ニ昭和十年三月四日附第四準備書面第二項ニ於テ其理由ナキコトヲ明ニシタル所ノ如クナルノミナラス本件ノ如キ長期ニ亘ル契約ニ在リテハ事情ノ變更ハ免ルヘカラサル所ナルヲ以テ当事者ハ契約第十條ニ於テ其買收價格ヲ定ムルニ當リ特ニ一定ノ金額ト爲サス買收期直前五ヶ年間ノ被告會社株式ノ時價(又ハ利益配當額)ヲ基準トシテ算定スルコトト爲シ以テ事情ノ變更ニ因リ豫期セサル不公平ノ結果ヲ生スルコトヲ防止セルモノナリ同條カ如上ノ買收價額ニ關スル規定ニ設ケタルコト自體ニ依ルモ事

情ノ變更ハ當事者ノ豫想セル所ニシテ之ニ因リ契約カ其効力ヲ失ヘルモノニ非サルコト明ナリ

第一二

四、被告ハ乙第五號證ノ一乃至四ヲ提出シ被告會社大正十五年十二月十日ノ増資決議ニ依リ發行シタル株式ハ本件契約期間滿了ノ四年前ナル昭和二年末始メ

テ東京株式取引所ニ上場セラレ又昭和九年七月二十八日ノ增資決議ニ依リ發行シタル株式ハ右契約期間滿了後ナル昭和十年三月始メテ同取引所ニ上場セラレタルモノニシテ何レモ契約第十條第二項ニ所謂「東京市内ノ株式取引所ニ於ケル既往五ヶ年ノ平均相場」ナルモノナク賣買價額ヲ確定シ得ヘカラサルモノナレハ賣買契約ヲ成立セシムル義務ノ確認ヲ求ムル本訴ハ失當ナリト主張ス然レトモ假リニ大正十

五年十二月十日以後ノ増資ニ係ル新株式ニシテ本件契約期滿了五ヶ年以上前ニ東京株式取引所ニ上場セラレサリシトスルモ被告會社ノ舊株式ニ付キ東京株式取引所ニ於ケル既往五ヶ年間ノ平均相場ヲ算出シ

得ル以上ハ右新株式ニ付テモ之ヲ基礎トシテ其相場ヲ算定シ得ルコト論ナキヲ以テ被告ノ主張ハ理由ナシ

五、被告ハ又乙第六號證ノ一乃至五ニ依リ其中ニ使用セラレタル「申請」「認可」其他ノ字句ヲ援用シ本件契約ハ公法上ノ契約ナリト主張スルモ是レ徒ラニ字

句ニ拘泥セル曲論ニシテ採ル可ラス。若シ被告所論ノ如シトセハ甲第一號證ノ本件契約ハ其形式及ヒ用語ニ於テ全ク私法的ナルヲ以テ被告ハ其ノ私法上ノ契約ナルコトヲ爭フ餘地全ク之ナキモノト言ハサル可ラス

六、乙第七號證及ヒ同第八號證ノ一、二ニ依リ本件買

會社の主張

第六準備書面(被告)

東京地方裁判所

第三民事部御中

昭和十年十一月八日

右原告代理人

高橋雷造
岩田雷造

原 告 函 館 市
被 告 帝國電力株式會社

右當事者間貴廳昭和八年(ワ)第一、三六四號權利關係確認事件ニ付原告ハ昭和十年十一月八日附第五準備書面ヲ以テ主張スル所アルニ依リ被告ハ左ニ其ノ理由ナキコトヲ明ニスヘシ

一、原告ハ電氣事業法第二十九條第二項ノ規定ハ公共團體ノ一方の意思ヲ以テスル強制買収ニ關スルモノニシテ本件ノ如ク當事者間ノ契約ニ因ル賣買トハ何等ノ交渉ナシト主張スルモ、公共團體ニ於テ電氣事業ヲ買収スル場合ニ於テハ其ノ強制買収タルト任意買收タルトヲ問ハス、齊シク公益上ノ必要アルニ非サレハ之ヲ許容セサルモノナルコトハ電氣事業カ公益事業タル性質ヲ有スルコト並ニ電氣事業法ノ全趣旨ニ照シ明瞭ナリ。則チ改正電氣事業法第二十五條ニ於テ「電氣事業者ハ、主務大臣ハ認可ヲ受ケルニ非サレハ其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ讓渡スルコトヲ得ス」ト規定シ、又同法第二十九條第二項ニ於テ「公共團體ハ公益上ノ必要ニ因リ主務大臣ハ許可ヲ受ケテ前項ノ事業ヲ買収スルコトヲ得」ト規定シ、孰レモ主務大臣ノ認可又ハ許可ニ繫ラシメ居レリ。之レ蓋シ電氣事業ノ公益事業タル性質ト公共團體本來ノ性能トニ鑑ミ、公共團體ニ於テハ公益上ノ必要アル場合ノ外電氣事業ヲ買収シ又ハ經營シ得サラシムル

ノ趣旨ニ基キ其果シテ公益上ノ必要アル場合ナリヤ否ヤヲ主務大臣ノ裁斷ニ委シタルモノナリ。然レハ遞信省ニ於テモ遞信省電氣局長ヨリ各地方長官宛昭和七年十一月業第一、二二六號ヲ以テ「電氣事業法改正法律第二十九條ニ於テ國又ハ公共團體ノ電氣事業買收ニ關スル規定新設セラレ候處本條制定ノ理由ハ電氣事業ノ公共的性質ニ鑑ミ時勢ノ進運ト事業ノ達ニ對シ經營形態ヲ順應セシメントスル用意ニ出ツルモノニシテ過去ニ於テ極メテ自然ノ進展ニ遵ヒ來リタル本邦電氣事業ノ經營形態ニ對シ今遽ニ變革ヲ加ヘントスル場合ノ如キ趣旨ニ無之、從ツテ公共團體ニ於テ事業ヲ買収セントスル場合ノ如キモ特ニ公益上ハ必要ニ立脚スルハミナラス。就中電氣事業ノ統制ヲ棄ルコト無キ場合ニアラスノハ到底其ノ企圖ヲ許容スベカラサル儀ニ有之候」ト依命通牒ヲ發シテ同法第二十九條ノ趣旨ヲ明ニシ、又昭和八年八月青森縣ト青森電燈株式會社、弘前電燈株式會社及八戸水力電氣株式會社トノ三會社トノ間ニ讓渡契約

ヲ締結シ同年九月關係者ヨリ認可申請ヲ爲シタル結果遞信大臣ハ之ヲ電氣委員會ニ附議シ同委員會ハ昭和九年二月十九日閉會シ「青森縣營計畫ハ其ノ特殊ナル事情ニ鑑ミ統制上支障ナキモノト認ム。附帶決議、電氣事業ノ府縣營ハ事業ノ統制上適當ナラサル場合多キカ故ニ將來之カ認否ニ關シテハ最モ慎重ニ考慮セラレムコトヲ望ム」トノ答申ヲ爲シ、次テ遞信省電氣局長ヨリ各地方長官宛昭和九年二月二十六日業第三七四號ヲ以テ「今般青森縣ノ電氣事業經營ニ關シ電氣委員會ニ附議セラレ候處、同委員會ニ於テハ曩ニ電氣事業統制ノ基礎トナルヘキ發電及送電豫定計畫樹立ニ關シ之ヲ議決シタル次第モ有之

電氣事業ノ國家的統制實施ニ關スル考慮ニ基キ慎重審議ノ結果府縣營電氣事業ハ事業統制上適當ナラサル場合多キカ故ニ濫ニ之ヲ容スヘカラサル旨ノ決議有之タルニ付テハ此ノ種計畫ニ對シテハ向後右ノ趣旨ニ依リ處理相成候此段依命通牒候追而市町村營計畫ニ關シテモ右ト同様爾今事業統制上何等ノ支

障ナキモノニ非サレハ誣議相成難キモノト被存候（下略）」トノ依命通牒ヲ發シテ其ノ任意賣買契約ニ基ク場合ト雖モ公益上ノ必要アル場合ニ非サレハ之ヲ許容セサルモノナルコトヲ明ニシタルニ徵シ公共團體カ電氣事業ヲ買収スルニ際リ其ノ強制買収タルト任意買收タルトヲ問ハス公益上ノ必要アルニ非サレハ之ヲ許容セサルモノナルコト明瞭ナリ。依テ本件ニ於テモ電氣事業法第二十九條第二項ノ公益上必要アル場合ニ限ルヘキモノニシテ原告ノ主張ハ理由ナシ

二、原告ハ本件ノ如ク長期ニ亘ル契約ニ在リテハ事情ノ變更ハ免ルヘカラサル所ナルヲ以テ、契約第十條ニ於テ其ノ買收價格ヲ一定ノ金額トセス、買收期直前五ヶ年間ノ被告會社株式ノ時價ヲ基準トシテ算定スルコト、シタルヲ以テ事情ノ變更ハ當事者ノ豫想セル所ナルニ因リ本件買收ノ目的タル營業ノ内容及ヒ範圍ニ付テハ豫想セサル程度ノ變更アリタルモ買收契約ハ其ノ效力ヲ失ヘルモノニ非スト主張ス

然レトモ證人高橋文五郎ノ「契約ノ當初ハ市外ノ方へ多ク擴張サレルト云フ様ナ事ハ考ヘテ居ラナカツタモノト思ヒマス」トノ供述及ヒ證人澁谷金次郎ノ「報償契約第十條ニヨル買收ハ區内ニアル事業ノ全部ト言フ様ニ考ヘテ居リマシタ。然シ區外ニアルモノモ買收スルカ何ウカト云フ事ハ協議ノ際話カ纏マルモノト思ツテ居タノテアリマシテ大シテ深ク考ヘテハ居ラナカツタノテアリマス」トノ供述並ニ證人本間伊平治ノ「此ノ契約（甲第一號證ヲ指ス）カ出來ル頃ニハ現在ノ様ニ事業カ擴張サレルト云フコトハ區ノ方テモ會社ノ方テモ考ヘテ居ナカツタ」トノ供述ヲ綜合スルトキハ、報償契約當時ニ於テ、當事者カ買收ノ目的タル營業ノ内容及ヒ範圍ニ現在ノ如キ程度ノ事情變更アルヘキコトヲ全然豫想セサリシモノナルコト明瞭ナレハ、原告ノ主張ハ理由ナシ

三、原告ハ假ニ大正十五年十二月十日以後ノ増資ニ係ル新株式ニシテ本件契約期間滿了五ヶ年以上前ニ東京株式取引所ニ上場セラレサリシトスルモ、被告會

社ノ舊株式ニ付キ東京株式取引所ニ於ケル既往五ヶ年間ノ平均相場ヲ算出シ得ル以上ハ、右新株式ニ就テモ之ヲ基礎トシテ其相場ヲ算出シ得ル旨主張ストモ、報償契約第十條ニ於テハ「買收セントスルトキハ會社ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス」「前項ノ買收價格ハ會社ノ總株數ニ東京市内ノ株式取引所ニ於ケル既往五ヶ年間ノ平均相場ヲ乘シテ之ヲ定ム」ト在ルヲ以テ、賣買契約成立ノ時期ヲ標準トシテ其ノ價格ヲ決定スヘキモノタルヤ勿論ナリ。然ルニ本訴ニ於テ原告ハ買收申込ミニ依リ賣買契約成立シタリト主張スルニモアラス、又將來如何ナル時期ニ契約ヲ成立セシムヘキモノナルカモ亦主張セサル所ナルヲ以テ、既往五ヶ年ノ平均相場ヲ決定シ得ヘカラス、假ニ本件契約期間滿了ノ時ヲ標準トシテ定ムヘキモノトスルモ、被告會社ノ大正十五年十二月十日ノ株主總會ニ於ケル資本增加決議ニ依リ發行シタル株式ニ付テハ、東京株式取引所ノ實物市場ニ昭和二年九月十五日、長期清算市場ニ昭和二年十一月十九日各始メテ

上場セラレタルモノナレハ、同日以前ニ於テハ右株式ニ付東京市内ノ株式取引所ニ於ケル相場無シ。故ニ本件契約期間滿了日タル昭和六年九月二十七日ヨリ既往五ヶ年間ヲ通シ右増資決議ニ基ク株式ニ付取引相場ナカリシモノナルコト明瞭ナレハ、契約第十條ニ所謂既往五ヶ年間ノ平均相場」ナルモノ有リ得サルヲ以テ賣買價額ハ到底確定シ得ヘカラサルナリ。又被告會社ノ昭和九年七月二十八日ノ株主總會ニ於ケル資本增加決議ニ依リ發行シタル株式ニ付テハ、東京株式取引所ノ長期清算市場ニ昭和十年三月一日始メテ上場セラレタルモノナルヲ以テ、本件報償契約期間滿了後發行セラレタル株式ナレハ、右被告會社カ增資シタル分（増加資本金壹千四百五十萬圓内金參百六十二萬五千圓拂込済）ニ對シテハ報償契約第十條第二項ニ依リテハ其ノ賣買價格ヲ決定シ得ヘカラサルノミナラス、契約期間満了前ノ被告會社ノ財產トハ之ヲ分離シテ讓渡ノ目的ト爲ス能ハサルモノナルコ

右陳述候也

昭和十一年一月二十日

會社の證據説明

昭和八年(ワ)第一、三六四號

第三證據説明書(被告)

原告函館市
被告帝國電力株式會社

右當事者間貴廳昭和八年(ワ)第一、三六四號權利關係確認事件ニ付左ニ被告提出ノ證據説明仕候

一、義ニ提出シタル乙第二號證ノ證據番號ヲ乙第二號證ノ一ト訂正ス

二、乙第二號證ノ二(陸地測量部作成三十萬分ノ一地圖)
「立證ノ趣旨」本證ノ立證趣旨ハ被告提出昭和十年

三月四日附證據説明書中乙第二號證ノ立證趣旨記載ト同一ナリ

三、乙第九號證(公營電氣事業計畫ノ研究)「立證趣旨」
本證ニ依リ

(一) 乙第四號證ト相俟テ遞信省議ヲ以テ地方自治團體ノ電氣公營ハ爾今絶對ニ許可セサルコトノ方針ニ決定シタルコト

(二) 地方自治團體電氣事業買收ニ關シテハ其ノ強制買收タルト任意買收タルトヲ問ハス公益上必要アル場合ニ非サレハ其ノ買收ヲ許容セラレサルモノナルコトヲ證ス

四、乙第十號證(被告會社商業登記簿謄本)「立證趣旨」
本證ニ依リ被告會社ハ(一) 大正十五年十二月十日資本增加決議ニ依ル
株式ニ付(1)昭和八年十一月二十五日各株ニ付金

十五圓宛此株金拂込總額金貳百八萬五圓ノ拂込ヲ了シ、昭和八年十二月九日之カ登記ヲ爲シタルコト、(2)次テ昭和九年五月三日各株ニ付更ニ

金拾圓宛此株金拂込總額金壹百參拾八萬六千六百七拾圓ノ拂込ヲ了シ、昭和九年五月八日之カ登記ヲ了シタルコト

(二) 昭和九年七月二十八日ノ株主總會ニ於テ資本金壹千四百五拾萬圓此株數貳拾九萬株ヲ増加スル決議ヲ爲シ、各株ニ付金拾貳圓五拾錢宛此株金拂込總額金參百六拾貳萬五千圓ノ拂込ヲ了シ、昭和九年十一月參拾日之カ登記ヲ爲シタルコト

ヲ證シ、依テ以テ

(1) 本件報償契約期間満了後被告會社ハ大正十五年ノ資本増加決議ニ依ル株式ニ付金參百四拾六萬六千六百七拾五圓ノ拂込金ヲ徵收シタルコト

右陳述候也

ヲ明ニス

(4) 並ニ昭和九年ノ增加資本ニ對シテハ報償契約第十條二項ニ則リ賣買價額算定ヲ爲シ得サルモノナルコト

(2) 及ヒ昭和九年ノ資本増加決議ニ依ル株式ニ付

函館市の函館水電買收問題の經過

鳩山秀夫
ノ企圖一般ニ關スル顧慮ヲ必要トスルモノアリ、又其ノ買收
價格等ニ關シテモ其ノ場合トノ關係ヲ考慮シ事業ノ安定ヲ害
中澤喜一

同上

第三部 御中

乙第十一號證

昭和九年二月十

將來之が認否ニ關シテハ慎重ニ考慮サレムコトヲ望ム

「青森縣電氣事業計畫ハ其ノ特殊ナル事情ニ鑑ミテ 統制監督
上支障ナキモノト認ム」

附義事項

電氣事業

詩之二

卷之二

青森縣二方ヶ原電氣事業ノ統一經營ニ爲サムノル計畫

統制監督上支那ナキ哉意見ヲ求ム

釋
典

卷之三

ニ基キ、客年八月青森電燈株式會社、弘前電燈株式會社、八
戸水力電氣株式會社ノ三會社トノ間ニ讓渡契約ヲ締シ同年
九月關係者ヨリ認可申請ニ及ビタルガ、本件ニ關シテハ、ソ
ノ改正電氣事業法實施後最初ノ重要ナル企業ニ鑑ミ特ニ此種

ニ濫ニ之ヲ容認スベカラザル旨ノ決議有之タルニ付テハ此ノ種計畫ニ對シテハ向後右ノ趣旨ニ依リ處理可相成候此段依命及通牒候

通電行商林業販賣業者開設之元本同様現今事業統制上何等ノ支障ナキモノニ非ザレバ誣議相成難キモノト被存候間電氣事業法第二十九條ニ依ル強制買收ニ關スル限ニ於テハ昭和七年十一月第一、二一六號通牒ニ基キ夫々御示達ノコトニ
、被存候モ重ネテ貴下市町村ニ對シ其ノ旨垂示置相成度業第一、二一六號 昭和七年十一月依命通牒 電氣局長

公共團體ノ電氣事業買收ニ關スル件

電氣事業法改正法律第二十九條ニ於テ國又ハ公共團體ノ電氣事業買收ニ關スル規定新設セラレ候處本條制定ノ理由ハ電氣事業ノ公共的性質ニ鑑ミ時勢ノ進運ト事業ノ發達ニ對シ經營形態ヲ順應セシメントスル用意ニ出ヅルモノニシテ過去ニ於テ極メテ自然ノ進展ニ遡ヒ來リタル本邦電氣事業ノ經營形態ニ對シ今遽ニ變革ヲ加ヘントスル場合ノ如キ趣旨ニハ無之從ツテ公共團體ニ於テ事業ヲ買收セントスル場合ノ如キモ特ニ

函館市の函館水電買收問題の経過

豫 備 昭和五年三月十八日本店ヲ函館市末廣町四
十六番地ヨリ東京市京橋區銀座四丁目三番

地ニ移轉シタルニ付キ第一欄乃至第十三
欄及第十九欄乃至第二十欄ノ登記ヲ爲シタ

リ (二十一) 昭和九年五月三日各新株ニ付拂
込ミタル株金額ヲ左ノ如ク變更ス

各新株ニ付拂込ミタル株金額金五十圓

變

更 (二十二) 昭和九年五月三日各新株ニ付拂
込ミタル株金額ヲ左ノ如ク變更ス

右昭和九年五月登記

(二) 昭和九年七月二十八日商號ヲ左ノ如
ク變更ス

商號帝國電力株式會社

右昭和九年七月三十日登記

一、增加資本ノ總額金一千四百五十萬圓

資本増加決議ノ年月日

昭和九年七月二十八日

各新株ニ付拂込ミタル株金額

金十二圓五十錢

右昭和九年十一月三十日證記

此謄本ハ證記簿ニ依リ之ヲ作り茲ニ登記簿ト相違ナキコトヲ認
證ス

昭和十一年一月十四日

東京區裁判所

裁判所書記 加々美乙太郎

東京市の玉川水道買収に關する経過

——水道條例の強制買収規定を

適用したる我國最初の事例——

東京市水道局長 原 全 路

一 緒 言

昭和七年十月東京市が隣接五郡八十二箇町村を併合して大東

京を出現した結果、從來町營であつた澁谷、代々幡、井荻、目

黒、淀橋、千駄ヶ谷、大久保及戸塚の八水道と町村組合經營であ

つた江戸川、荒川の兩水道、以上十水道は必然的に東京市の管

理に移つたのであつたが、擴張區域内には上記公營水道の外に、

舊荏原郡に屬した品川町、大森町、羽田町、大井町、大崎町、

入新井町、蒲田町、六郷町、東調布町、池上町、馬込町、荏原

町、碑文町及玉川村の十四箇町村を給水區域とする玉川水道株

式會社水道、矢口町を給水區域とする矢口水道株式會社水道、

東京市の玉川水道買収に關する經過

世田谷町、駒澤町を給水區域とする日本水道株式會社水道、即ち三民營水道があつて、何れも其の特許権に基き、東京市の區域内で夫々独自の立場で經營することとなつたが、是等民營水道は營利會社當然の結果として、市營に比較して使用料も高率である爲に、市民の負擔が不均衡を免れぬので、之等の需要者よりの民營水道買収の時は日を追ふて高められた。

右三水道會社中玉川水道株式會社は大正七年二月十五日設立である。其の給水區域たる京濱間沿岸の一帯は飲料水極めて不良のため、住民の保健衛生上の顧慮と土地發展の目的とに依り

明治四十五年七月有志に於て社團法人荏原水道組合を設立し、水道布設に着手したが工事の竣工近くして財政上事業繼續不可能となり一頓挫を來した。茲に於て玉川水道は右組合の後を受けて工事を完成し、漸次擴張を重ねて普及を圖り今日の京濱間一帶の發展に寄與した業績は甚大であり、矢口、日本兩水道と共に郊外地發展に盡した點が尠くない。然し水道事業は公衆の保健衛生上に多大の關係があり、清淨な水を豊富に且つ安價に供給するを使命とするが故に、之を民營會社に委すことの不適當なるは言を俟めた所である。さればこそ水道條例第二條には「水道ハ市町村公費ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ布設スルコトヲ得ス但シ當該市町村ニ於テ其ノ資力ニ堪ヘサルトキは市町村以外ノ企業者ニ水道ノ布設ヲ許可スルコトアルヘシ」と規定し、水道事業を以て市町村のみの經營し得べきものとし、唯市町村が其の資力に堪へない場合に限り例外として市町村以外の企業者にも水道の布設を許可し得べきものと爲すと共に、民營水道は同條例第十七條に依り、許可年限満了後は市町村は水道布設に要した費用を支拂つて之を買收し得べく、又期限満了前と雖も第十八條に依り買收し得べきことを定めてゐるのである。

以上の様な次第で民營水道の統合は極めて急務なる

至つた。東京市は監督廳と協議し會社の乞を容れ、鐵管連絡、上水分譲等に依つて應急の措置を講ずると共に可及的調査を急ぎ、一應外廓的調査を了したので、八年十一月には更に會社に對し積極的に調査資料の提

二 監督官廳の諮詢

越えて九年三月十三日東京府知事から東京市長宛「玉川水道株式會社ニ於ケル水道布設許可年限ハ本年七月二十二日迄ニ有之曩ニ七年九月二十四日附同會社ヨリ期間延長方ノ出願モ有之候ニ付テハ之ヲ對策ニ關シ御内意至急御回示相煩度」と照會があり、東京市が之に答へんとするに先ち更に四月二十四日同知事から「玉川水道株式會社水道布設許可更新ノ件ニ關シ本年三月十三日附ヲ以テ及照會候處今般内務省衛生局長ヨリ貴市ノ意見徵送方照會有之候ニ付來ル五月二十日限り右回報相成度」旨諮詢があつた。

東京市は固より水道條例第十七條に依り買收する計畫であつたが、十七條に依る買收は本邦に於て未だ曾

を認め、東京市は市郡併合後直ちに之が調査を始め、東京市會も亦昭和八年度水道豫算案議決に當り「水道事業本來ノ性質ニ鑑ミ本市域内水道ノ統制ニ善處セラレムコトヲ望ム」との希望を附したのであつた。右三水道中玉川水道は本邦民營水道中其の創設最も早く長期に亘り多額に投資し、給水戸數約十萬其の規模の大なること六大城市に次ぐ大水道であつて、其の給水區域は舊東京市の面積に稍近く六十餘萬の住民を擁し市營に移すことの特に急施を要するものがあるので、其の布設許可年限は昭和九年七月二十二日であるから其の満了に當り、水道條例第十七條に依り買收する方針を樹てた。八年六月末住民の水道買收の聲歎なる時恰も調布取入口に於て、源水に海水混入し水道使用者に著しい迷惑を懸ける事になつて、世上買收の叫益々高く買收促進運動に拍手をかけ、東京市會又「玉川水道株式會社ノ水道ノ水質不良ト料金ノ高率ハ公知ノ事實ナリ六十萬市民救濟ノ目的ヲ以テ一日モ早ク適當ノ處置ヲ講セラレムコトヲ望ム」との建議を可決するに

出を求めたが、買收前利害關係に及ぼす影響の大なるものありとするか、營利會社の常とするか資料甚だ不充分であつて、極めて其の要を得なかつた。

玉川水道株式會社水道布設許可更新ノ件回答
客月二十四日附申河發第一七一號ヲ以テ標記ノ件御來照有之候處右玉川水道株式會社ヨシテ現行ノ高率ナル水道使用料ヲ本市同様ニ引下ケシメ市民ノ福祉ヲ均衡ナラシムルコトハ不可能ニ有之且現行ノ規模ヲ以テシテハ給水困難ヲ來ス虞アルノミナラス之カ擴張ヲ企圖スルモ水源餘力ナキ狀態ニ有之ヲ以テ一日モ速ニ水道條例第二條ノ本則ニ基キ市營ニ統制スヘ

キモノト存セラレ候間同會社經營ノ水道ハ本年七月二十二日
許可年限満了ヲ期トシ水道條例第十七條ニ基キ本市ニ於テ之
ヲ買收可致候ニ付右御承認ノ上會社ノ申請ニ係ル許可年限延
長ノ儀ハ本市ニ於テ事業認可ヲ受クルニ要スル期間ヲ除キ御
證儀相成ラサル様致度候也

右答申案は直ちに五月三十日開會の市會に上程した
處、滿場一致を以て之を可決し茲に全く本市の買收意
思を確定したので、翌三十一日東京府知事に答申し、
一面會社に對しては六月十三日附を以て次の通り買收
の通告を發し意の存する處を明かにした。

貴社御經營ニ係ル水道ハ許可年限満了シタル後ニ於テ水道條

例第十七條ノ規定ニ依リ本市ニ於テ之ヲ買收可致候條御了知
追而買收價格ノ算定並引繼方法等ニ付テハ別途御協議可致
候

前記答申に對し内務省は慎重熟議の結果、東京市の
答申の趣旨を容れ、七月二十三日附東京府知事より「貴
市に於て玉川水道及水道經營に要する土地物件を買收
するために必要なる期間」として、昭和十年三月二十
二日迄八ヶ月延長を聽届けたから、至急買收に關する
交渉を遂げ、期間満了と同時に遺漏なく土地物件の授
受を了する様との通牒を得た。

三 買收土地物件の評價及評價に對する玉川水道株式會社の意見

右通牒に依り東京市は本格的活動に入り、七月二十
五日遅ればせに提出した玉川水道土地物件細目調書に
依り其の内容の精査検討、現地踏査等技術的に評價に
關する概念を得ることに努めたが、評價問題の重大性
に鑑み、審議機關として臨時水道施設評價委員會を設

置し萬全を期した。

評價計算に當り重要視すべきものは、各物件の耐用
年限であつて、此の決定に當つては、技術的に相當考
究を盡くしたが、特に混凝土構造物鐵管等に就ては、
本邦としては使用後比較的年淺き爲、或は文献に依り

或は學者の意見を徵し相當研究を重ねた。
又水道條例第十七條に依る買收即ち許可年限満了後
の買收は其の實例無き爲め、條文中の「布設ニ要シタ
ル費用」と「土地物件ニシテ布設當時ニ比シ價格ヲ減
損シタルモノアルトキ」の解釋に就て相當討議が行は
れた結果「布設ニ要シタル費用」とは水道布設の爲企
業者が現實に費用として支拂つた金額を指すものと解
し、支拂に關する證憑書類に依て立證したものに付て
は之を探り、立證無き場合は市に於て認定するの外な
しと決定したるも「布設當時ニ比シ價格ヲ減損シタル
モノアルトキ」とは設備の使用年限に依る物理的減損の
みを指稱するものなりや物價の變動に依る價格の減損
を包含するもの即ち物理的減損のみならず、經濟的價
格の變動所謂物價の値下りを含むものなりや、疑義を
存したが監督官廳方面其の他の意見を參照して水道條
例の所謂減損は設備の使用年限に依る物理的減損を指
すものとの解釋を探り、之に基いて評價計算を進めた。

當時既に世上の問題として新聞紙上には、時に玉川
モノアルトキとは設備の使用年限に依る物理的減損の
みを指稱するものなりや物價の變動に依る價格の減損
を包含するもの即ち物理的減損のみならず、經濟的價
格の變動所謂物價の値下りを含むものなりや、疑義を
存したが監督官廳方面其の他の意見を參照して水道條
例の所謂減損は設備の使用年限に依る物理的減損を指
すものとの解釋を探り、之に基いて評價計算を進めた。

の時に其の効果を及ぼし、尙水道条例第十七條に依る買收

なりと解するを正當なりとすれば、市町村は將來尙十年十
數年的許可年限を有する民間經營の水道を同第十七條を以

て買收し得ることとなり、民間企業者は常に不安の内に事
業を遂行せざるを得ず、公益上支障多し。

第十七條は許可年限中に其の事業を廢止するか、又は年限
満了と同時に事業を廢止すべき水道に關する場合に適用す
べき條文なるが故に、東京市の買收通告は第十八條に依る
ものと確信す。

二、營業權を認むること

1. 水道施設は個々獨立して存するものに非ず、収益力ある
一大有機生活組織體を構成し活動するものなるを以て、個
々別々に土地は單なる土地、建物は單なる建物、布設鐵管
は單なる鐵塊、淨水場設備は單なる混凝土建造物としての
み之を認むるは不合理なり。故に價額決定に當り宣しく近
代科學的統制下に運用し、且つ過去十ヶ年間平均利益率一
割三分九厘餘、配當率最低年七分最高一割に達する収益力
ある一大有機組織體たる事業なることを考慮に入れられ
たし。

には「東京市ニ於テ該水道及水道經營ニ必要ナル期間
トシテ特ニ詮議相成リタル」とあり、從つて許可年限
の満了とは延期された昭和十年三月二十二日を指稱
し得べく、年限延長の故に六月十三日東京市の買收通
告は第十八條に依る買收に轉換すべきものと解し得な
い。而して之が爲め許可年限満了の遙か以前に市町村
が買收權を行使して事業の遂行を不安ならしむると云
ふが如き事は事實上想像し得ぬ所であつて、第十七條
に依る買收を否定すべき論據とするに足らぬ。

美濃部博士の意見を質すも——法律の豫期して居る
所は出來る限り市町村をして水道事業の經營者たらし
めんとするのであつて、假令私營會社に其の經營を許
可した場合と雖も、法律は市町村が成るべく速に之を
買收することを獎勵してゐるものと考へられる。瓦斯
事業法、電氣事業法、軌道法等に於ては、公共團體が
私營瓦斯事業、電氣事業、軌道等を買收するには、常
に主務大臣の許可を受けることを要するものとして居
るに反して、市町村が私營の水道を買收する場合には

2. 會社の過去の功績を認むべし。

3. 會社は町村に代る一種の代行機關たるべき立前よりして、其の一要素
上にも之を没却すべからず。

4. 買收後は使用料金を東京市現行通改訂低下するとするも
充分收支相償ひ好財源となる。

三、會社の諸設備は近代科學的統制下に運用せられ居る収益
力ある一大有機組織體たるべき立前よりして、其の一要素
を了した社債差額、會社解散に伴ふ清算費用、退職並解散
手當を認められたし。
以上の如き意見であるが、東京市が爲した買收の通
告は「許可年限ノ満了シタル後ニ於テ」買收すべき旨
を明示したのであつて、其の後七月二十一日に至り延
期方聽届けられたが、同月二十二日附東京府知事通牒

多言を要しない。

一七〇

耐用年限其他價格算定方法に關しては、東京市は充分誠意を以つて考究したのであるが、會社の申出にして適切且つ妥當なるものありと認め得るものについては、其の選擇に寄るものでないのであつて、更に再考を要するものもあつた。仍て東京市は更に慎重なる調査の上十一月三日協議すべき價格を會社に通告したが容れる處とならず「御指示の如き金額にて買收御申入れ相成るが如きは、御意思那邊にあるや諒解し難く云々」と強硬な回答のみにて協議に應すべくもなく十二月六日に至つて會社より「貴市ヨリ當社水道事業買收申出ニ對シ水道條例第十八條ニ依ルニアラザベ断シテ應シ難キ旨回答申上候次第ニ御座候ニ付テハ右第十八條適用ニ付テ別紙意見書御参考マデニ貴覽ニ供シ申候」と鳩山博士の意見書を添へて申出があつた。右意見書を見るに東京市が會社經營の水道設備買収に付て、水道條例第十七條に準據せんとする事が果して正當なりや、此の場合同第十八條の規定に依るべきである。

一部としての使用價值を考慮した上に於ける減價であつて、市町村が買收するのは其の儘水道設備として使用する爲であるから、水道企業設備としての合理的價格に依るが當然なりと論じ、玉川水道の買收は第十七条第十八條の何れに依るを正當となすかに付いて、
1. 昭和九年七月二十一日に至つて、會社の許可年限が昭和十年三月二十二日まで延長せられたのであるから、九年六月十三日付市の買收の意思表示は無効である。
2. 東京市の買收通知を以て、延長のあつた翌年三月二十二日の満了を期して、水道設備を買收する趣旨なりとするも、現に買收物件の評價を七月二十二日現在に於てなすは違法である。
3. 水道企業の如き一日も中止し得ない事業に於て、買收價格提供前には市が之が設備の引渡しを求め得られぬ以上、補償金額に争ある場合には必ず許可期限延長を認めざるを得ず。延長ある以上第十七條を適用し得ない結果を生じ、其の不都合は過渡規定を

設けざる法の不備より生ずる欠陥にして、水道の買收には第十七條は殆ど準據不能である。

勿論買收が其の効果を完成し、市が水道に關する一切の權利を取得するには、買收價格を提供せねばならぬことは當然で、提供のある迄は買收は只停止條件附の効力を有するに過ぎないが、買收は全く行はれなかつたのでなく、買收は市の單獨の意思表示に依て既に行はれ、効果の完成が停止條件に係つて居るものに外ならぬ。(美濃部博士の意見)

1. に就ては既に無効と斷じ得ないことを説明した通りであるが、意見書は延長が買收を完結せしめんとする暫定的のもので、正常のものでないから市の通告を無効とするには、却て延長の趣旨に背馳するにあらざるやとの問題生ぜんも、延長が如何なる目的を其の背後に有するも、第十七條所定の買收權の行使としては法文解釋上之を許容し難いとし、斯る結論の生するは、畢竟買收手段進行中に於ける水道事業經營の繼續に付て規定する所なき法の不備と論じあるも、市が既

に買收の意思を表示した以上、市自ら水道經營の主體たることが決せられたのであつて、これある以上主務大臣は年限延長をなし得ざるを原則とするのであつて、該延長は主務大臣が市の意思を容れ特に詮議の上買收の爲必要なる期間として延長したものであるから無効なりと断じ得ない。

2. 意見書は第十七條の適用よりすれば、此の場合更に買收の効力を生すべき翌年三月二十二日満了の時を以て、補償額を算定するを正當となすものである。從つて其の算定に會社の承認あれば格別然らざれば効果なしと謂ひ、更に之が救濟手段として市は買收を目的とするのであるから、第十八條に依る意思表示に轉換し得べきものと解釋するにあるのみと爲すも、承認し難き事である。既述の通り市が水道條例第十七條に依る買收の意思表示に依り、三月二十三日から被買收水道經營の主體たるべきことが決定せられたのであつて、市が水道引継を完結する爲提供すべき補償額は、三月二十二日現在の物件評價額たるべきことは當然で

ある。只期限満了前の三月二十二日の評價確定困難な場合、提出調書に依り確定し得べき七月二十二日現在に於て一應算出し、引繼に際し現存せざるものある時は、之に相當する金額を控除し、七月二十三日以後に於ける水道及水道經營に必要な土地物件増加した時は、之を附加する事として通告するも違法ならずる時は、之を附帯する事として通告するも違法ならずと信す。従つて市の意見が年限延長なる事實に伴ひ、水道條例第十七條より同第十八條に據る買收の意思表示を轉換すべきものとは首肯し得ない。

3. 次に水道事業の一日も休止する事を得ぬ性質を云々して水道條例第十七條の適用不能なりとし、法の不備と論し、同第十八條に依るべきものと主張するも、既に第十七條の規定嚴存し、市が許可期限満了の後買收の意思を明示した以上、水道設備引渡に際し、買收金額に付争ある場合は、價額の提供あるまでは會社は尙經營を繼續するも、それは水道に關する權利が不確定の狀態に於て繼續するもので、將來買收價格の提供に依て喪失せらるべき運命にある權利として、暫定的

に經營を繼續するに過ぎない。故に期限満了後買收價格の提供あるまでは、水道に關する確定の權利者が存在しない状態が出現する事となるも、之總ての買收に伴ふ必然の現象であつて、暫時權利が不確定の状態に

在るのであるから、確定するまで暫定的に從前の状態を繼續せしむるを當然とし、市が第十七條に依る買收の意思を表示し、停止條件附に水道經營の權利歸屬者となりたる以上、市が買收價格の提供不能即ち停止條件の不成就に終るべきものに非ずと信す。従つて對し期限延長を許容すべきものに非ずと信す。従つて本解釋に依り水道條例は適用不能なりとする意見には承服し得ない。

上申書を受理した後は更に熟議した結果、東京の公正な判断により評價價格の一部に修正を加へ、評價委員會に諮つて改訂買收價格を得たので、市會の決議を経て會社に通告すべく、先づ十一月二十九日之を東京市水道事業常設委員會に附議し、十二月六日之が議決があつたので、市會に上程して同月十七日開會の市會

ニ御承諾無之ニ於テハ止ムヲ得ス水道條例第十七條第二項ニ依リ東京府知事ノ決定ヲ仰クヘク候ニ付御了承相成度此段照會候也

記

一金一千六百五十三萬三千圓也

但シ貴社提出調書記載ノ水道及水道經營ニ必要ナル土地物件ニシテ引繼ノ際現存セサルモノアルトキハ之ニ相當スル金額ヲ右金額ヨリ控除シ昭和九年七月二十三日以後ニ於ケル水道及水道經營ニ必要ナル土地必要ナル土地物件ノ増加ハ引繼ノ際實際支出額ヲ算定シ之ニ附加ス。

四 玉川水道株式會社東京府知事宛訴願提起

然るに回答期限前昭和十年一月七日會社は東京市の買收處分並に右買收價格承諾の通告は不當處分なりとし、東京府知事に對する訴願を次の通り提起した。

訴 領 書

東京市大森區入新井壹丁目拾參番地

訴願人 玉川水道株式會社

右代表者 右專務取締役社長

栗 原 幸 藏

不服ノ要點

訴願會社ハ大正七年二月十五日設立ノ株式會社ニシテ同年七月一日附ヲ以テ内務大臣ヨリ從前荏原水道

レ現ニ東京市内ニ於テ大森區、品川區、荏原區、蒲田區、目黒區、世田谷區ノ六區ニ亘リ給水業務ヲ營ムモノナリ

然ル處東京市ニ於テハ訴願會社ノ水道設備ヲ買收セントスル計畫アリ昭和九年十二月十八日ニ至リ同市會ノ議決ヲ經同日附東京市水發四、二二三號ノ三ヲ以テ東京市長ヨリ訴願會社ニ對シ

水道買收價格ニ關スル件（前出に付キ省略す）

トノ買收處分並ニ買收價格承諾要求ノ通告ヲ爲シ右通告ハ翌十二月十九日訴願會社ニ到達シタリ。

然レトモ右處分ハ水道設備買收ニ關シ法律ノ適用ヲ誤ツノミナラス訴願會社ニ對シテ極メテ苛酷ナルハ勿論公益上ヨリモ穩當ニアラサルモノナルヲ以テ訴願會社ハ之ニ對シテ默視スルヲ得ス、而シテ右處分ハ後述ノ如ク訴願法第壹條第四號又ハ明治二十三年法律第六號ノ第四號ニ所謂水利及土木ニ關スル事件ニ該當スルヲ以テ其ノ不法不當ヲ主張シ其取消ヲ求ムヘク茲ニ訴願ニ及ヒシモノナリ。

理 由

第一 東京市長ヨリ訴願會社ニ對スル昭和九年十二月十八日附水發第四二二三號ノ三水道買收價格ニ關ス

東京市水道買收に關する經過

ル件ナル通告ハ「本市ハ貴社水道布設許可年限満了後水道條例第十七條ニ依リ買收引繼ヲ受ケムトスルモノニ有之候」ト表示スルヲ以テ之ヲ市カ訴願會社ニ對シ水道條例第十七條所定ノ強制買收權ヲ行使スル趣旨ナリト認ムヘキモノトス。

然レトモ右買收權行使ノ處分ハ左ノ事由ニ依リ法律上當然無効ト爲サ、ルヘカラス
 （一）右買收權行使處分ハ買收セラルヘキ水道經營者ノ有スル水道布設許可年限ノ満了後ニ行使セラル、ヲ要スルモノトス、之ヲ許可年限満了後ニ於テ効力ヲ發生セシムヘク始期附處分トシテモ行使スヘカラサルモノナリ、蓋シ水道條例第十七條カ「許可年限ノ満了シタル後ハ……買收スルコトヲ得」ト規定セルハ同條ノ買收權行使ノ時期ヲ定メタル趣旨ト解スルヘク又水道條例カ第十七條ト並ンデ第十八條ニ於テ許可期限前ノ強制買收ヲ認メ關係市町村ニシテ公益上必要アルニ於テハ許可期限ノ満了ノ前後ヲ問ハス何時ニテモ買收シ得ルノ途ヲ置クハ特ニカ、ル買收

權ヲ始期附ニ行使セシムル必要ヲ認メサリシモノト
謂フヘケレハナリ。殊ニ買收權ノ始期附ニ行使シ得
ヘキモノトセハ水道布設ノ許可満了ノ隔ニ以前ニ於
テ市町村ノ將來ノ買收資力ヲモ顧ミス徒ニ買收權ヲ
行使シ堅實ナル私設水道ノ發達ヲ阻害スル等ノ弊ヲ
生スヘク法ノ趣旨亦之ヲ避ケタルモノト解セサルヲ
得サルナリ、本件ニ於テ前記通告ヲ直ニ効力ヲ發生
スヘキ買收權ノ行使ト認ムルトスルモ訴願會社ノ許
可年限満了後買收スル旨ノ始期附處分ナリト認ムル
トスルモ何レニスルモ訴願會社ノ許可年限中ニ於ケ
ル通告ナルヲ以テ此點ニ於テ既ニ効力ヲ發生シ難キ
モノト謂ハサルヘカラス。

(二) 水道設備買收ニ當ツテハ買收物件ノ範圍、買收
價格、對價提供並ニ物件引渡時期等ノ決定ノ必要ナ
ルハ論ナシ而シテ之等ノ事項ハ買收權行使ニ於テ其
ノ意思表示ノ内容トセラヘルキモノトス然ラサレハ
確定シタル内容ヲ有スル買收權ノ行使ノ處分トハ認
メ難ケレハナリ。買收價格ノ如キ第十七條第二項ノ

道經營ニ必要ナル物件ナリヤフ認定ハ不明ナルノミ
ナラス之ニ對スル實際支出額算定ノ標準亦不足ナレ
ハナリ。然ルニ七月二十三日カ買收時期ニアラサル
ハ十二月十八日附ノ本件通告ニ於テ「本市ハ貴社水
道布設許可年限満了後水道條例第十七條ニ依リ買收
引繼ヲ受ケムトスルモノ」ト稱スルニ依ルモ明ニシ
チ畢竟本件通告ニ於ケル買收物件ノ範圍、買收價格
ハ全體トシテ不定不明ニ歸スルモノトス、又本件通
告ハ漠然訴願會社ノ許可年限満了ノ後引繼クヘキ旨
ヲ表示スルモ必シモ訴願會社ノ現在有スル許可期限
ノ滿期ナル昭和十年三月二十二日ノ經過ト同時ニ對
價提供ヲ完了シ買收物件ノ引渡ヲ受クル意思トモ認
メ難キモノトス。蓋シ通告買收價格ハ三月二十二日
現在ノモノトシテハ不確定ニシテ更ニ算定ヲ要スヘ
キモノナルコト上述ノ如クナレハナリ、果シテ然ラ
ハ假ニ買收權行使時期ノ不法ヲ論外トスルモ本件買
收處分ハ其ノ内容不明不定ノモノトシテ之ヲ無效ト
解セサルヲ得サルナリ

手續ニ依リ後ニ補正ノ途アルモ一應買收時期現在ヲ
以テ確定的ニ金額ニ計上セラレルヲ要スヘク也ノ事
項ハ具體的且終局的ニ確定シテ表示セラレサルヘカラ
ス、買收スヘキ物件或ハ價格ヲ明確ニ指定セス單
ニ某ノ所有スル物件又ハ其物件中水道ニ必要ナル物
件ヲ買收スト謂ヒ、或ハ漠然引渡ヲ求ムルハ許可年
限ノ後ナリト爲スカ如キハ處分ノ内容不明不定ナル
モノニシテ之ヲ無效ト稱サルヘカラス、本件ニ於
テ東京市長ノ通告價格ハ「一金千六百五拾參萬參千
圓也、但シ會社提出調書記載ノ水道及水道經營ニ必要
要ナル土地物件ニシテ引繼ノ際現存セサルモノアル
トキハ之ニ相當スル金額ヲ右金額ヨリ控除シ昭和九
年七月二十三日以後ニ於ケル水道及水道經營ニ必要
ナル土地物件ノ增加ハ引繼ノ際實際支出額ヲ算定シ
之ヲ附加ス」ト爲モノナルヲ以テ昭和九年七月二
十三日ヲ買收時期ト解スレハ格別然ラサル限り之ヲ
確定シタル價格ノ表示ト爲スヲ得ス、蓋シ七月二
三日以後ニ於テ增加シタル訴願會社ノ財產中何カ水

第一、東京市長ヨリ訴願會社ニ對スル昭和九年十二月
十八日附水發第四、二二三號ノ三ハ「更メテ貴社水道
買收價格ヲ左記ノ通本市會ノ議決ヲ經營ニ及通告候
間御承諾相成度來ル昭和十年一月十日迄ニ御承諾無
之ニ於テハ止ムヲ得ス水道條例第十七條第二項ニ依
リ東京府知事ノ決定ヲ仰クヘク候ニ付御諒承相成度
此段照會候也」ト記載シ買收ノ意思表示ト同時ニ買
收價格ノ承諾ヲ要求スル通告ナリトス。而シテカヽ
ル承諾ノ要求ハ水道企業者カ之ニ應セサルニ於テハ
府縣知事ニ對スル買收價格決定ヲ求ムヘキ裁決申請
權ヲ發生セシムルト共ニ右裁決ニ強制的ニ承服スヘ
キ義務ヲ負擔セシムル處分ナルカ本件ニ於テ右承諾
ノ要求モ亦左ノ事由ニ依リ無效ノモノナリト謂ハサ
ルヘカラス

(一) 買收價格承諾ノ要求ハ買收ノ意思表示ノ效力發
生ノ後ニ於テ初メチ爲シ得ヘキ所ト解スヘキモノト
ス、蓋シ右要求ハ一面一種ノ強制關係ニ於テ買收價
格ヲ決定セントスルモノナルコト上述ノ如クナルヲ

以テ水道企業者ノ監督官廳ニモアラサル關係市町村ト水道企業者トノ間ニカ、ル權力關係ノ決定セラルハ先ツ法律ノ認メタル買收權ノ行使ノ效力發生ノ以後ナラサルヘカラスト爲スヲ至當トスルノミナラス他面買收價格決定ノ手續ハ關係市町村ノ買收ノ意思表示ノ内容ヲ爲ス所ノ通告價格ノ補正手續ナルヲ以テ買收ノ意思表示ニ先行スルコトハ之ヲ認メ難ケレハナリ、本件ニ於テ訴願會社ノ買收權行使ノ無效ノモノナルハ既述ノ如シ從ツテ買收權行使ノ效力ノ認メ難キ以上買收價格ノ確定要求ノ手續ニ入ラントスルハ違法ニシテ右承諾ノ要求モ亦之ヲ無効ト稱セサルヲ得ス

(二) 更ニ買收價格承諾ノ要求ノ内容ヲ爲シ以テ府縣知事ノ裁決ノ前提トナルヘキ買收價格ノ表示ハ一應確定シタルモノ即チ買收時期現在トシテ明瞭ニ金額ニ計上セラレタルモノナラサルヘカラス然ラサレハ之ニ對シ水道企業者ニ於テ諸否ヲ決シ難ケレハナリ殊ニ水道企業者ハ買收セラルヘキ土地物件ノ全價額

ニ付テノミナラス之ヲ構成スル各個ノ物件即チ某場所ニ設置アル何尺ノ水道管、何坪ノ建物等ノ具體的評價ノ當否ニ付キ異議ヲ述ヘ得ヘキモノナレハ買收價格承諾ノ要求ニハ之等ノ各個物件ノ買收時期ニ於ケル價格ヲ明ニセサルヘカラス。然ルニ本件通告ハカ、ル算定方法ヲ誤テ其收買價格カ全體トシテモ不定不明ノナルハ既述ノ如シ竟畢確定セサル價格ヲ通知シ諾否ヲ強フルモノニシテ右要求ハ此ノ點ヨリスルモ訴願會社ニ對シ何等効力ナキモノナルハ疑ヲ容レサル所トス。

第三、次ニ本件水道設備買收手續ニ付キ以上ノ如キ不法ノ點ハ之ヲ暫ク措クモ其處分自體極メテ不當ノモノト謂ハサルヲ得ス

(一) 惟フニ水道經營事業ノ如キハ其性質上恒久的設備ヲ要シ一定地域内ニ獨占的企业ノ形態ヲ採ルモノナリ從ツテ其事業ニシテ經營適切ニシテ良好ナルトキハ其許可年限ノ満了ヲ以ツテ主務官廳ヨリ廢棄ヲ命セラル、カ如キ殆ト之ヲ規定スルコトヲ得ス其經

營者ニ繼續經營ノ意圖アル以上許可年限ハ延長セラルヘキヲ當然トス、而シテカ、ル許可年限ノ延長ハ關係市町村ノ利害ニ影響スルコト尠シ即チ市町村ハ公益上必要ト認ムルニ於テハ水道條例第十八條ニ依リ許可年限内ト雖モ之ヲ買收シ得レハナリ此ノ點ヨリシテ水道條例カ第十八條ノ外ニ第十七條ヲ存置スル所以ヲ稽フルニ同條ハ私營水道カ許可年限満了ニ當リ事業繼續ノ意圖ナキ如キ場合ニ於テ之カ廢止セラル、ハ公益上ノ支障重大ナルヲ以テ之カ關係市町村ニ承繼セシムルヲ至當トシテ此ノ場合ヲ豫想シタルモノト解セサルヘカラス、而已ナラス同條ハ極メテ不完全ナル規定ナリトス、蓋シ水道條例ノ解釋上水道設備ノ買收ニ付買收對價ノ提供ナキ以上、關係市町村ニ於テ設備ノ引渡ヲ求メ得サルコトハ疑ナキヲ以テ市町村ヨリ許可期限ノ満了ヲ期シテ買收權ノ行使アルモ買收價格ニ争アル以上必ラスヤ其ノ決定ノ豫想セラルヘキ時期迄許可期限ノ延長アルヘキハ水道事業ノ一日モ廢止シ難キ性質上必然タリ而シテ

命令書（甲第三號證ノ二第十五條第二項、甲第四號證ノ二第六條）ニ準據シテ貢徹シ得ル所ナリトス、全市民ノ負擔ニ於テ市債ニ資源ヲ求メテ水道買收ノ舉ニ出ツルカ如キ其ノ方策トシテモ極メテ拙ナルモノナリト信ス。

（二）更ニ水道條例第十七條ニ依ル買收價格ノ範圍ニ付キテハ固ヨリ議論ノ餘地多々存スルモ若シ之ヲ買收ノ目的タル物件ノ價格ノ補償ヲ限度トシ企業トシテハ價格ノ補償ニ及ハスト解セラル、ニ於テハ訴願會社ノ如キ相當大規模ナル株式會社經營ノ水道買收ニ付キ同條ヲ適用セラル、ハ其ノ結果甚ダ苛酷ナルモノヲ生ス即チ株式ノ價格ヲ基礎トシテ存スルモノナルヲ以テ株主ノ損失多大ニシテ且其ノ多數人ニ及フモノアレハナリ、固ヨリ公益上ノ必要ニ因リ財產ヲ收用セラル、場合ニ特ニ利得ヲ望ムヘキニハアラサルハ勿論ナルモ損失ニ對スル完全ナル補償ハ正義ノ原則上當然ノ要求ナラサルヘカラス土地收用法ヲ始メ此ノ趣旨ノ法律幾多存スル我國ニ

於テ水道事業ノ買收ニ付キテノミ特ニ苛酷ニ取扱フヘキハ行政上ノ處置トシテ決シテ當ヲ得タルモノニアラス、カ、ル處分ハ今尙公營水道ノ發達充分ナラス民營水道ノ必要ノ存スル我國ニ於テ水道普及ニ多大ノ悪影響ヲ残スモノト謂フヘシ、此ノ不當ナル結果ハ水道條例第十八條ノ適用ニ依リ疑義ナク能ク救濟シ得ル所ナリ、然ルニ第十八條ノ適用ノ餘地アルニ拘ラス其第十七條ニ準據シテ訴願會社ニ臨ム本件買收處分ノ如キハ決シテ穩當ノモノト謂フヲ得サルナリ

第四、訴願法第一條第四號又ハ明治二十三年法律第六號ノ第四號ニ所謂「水利及土木ニ關スル事件」トシハ意義稍不明瞭ノ嫌アルモ水利トハ水ニ關スル行政土木トハ土地ニ關スル行政ヲ謂フニ外ナラス、水及ノニアラス水又ハ土地ニ關スル人民ノ權利ニ影響ヲ及ボスヘキ總テノ行政作用ヲ意味スルモノトス、

蓋シ之等行政作用ト人民ノ水又ハ土地ニ關スル權利利益カ相衝突スル場合其ノ行政作用ニシテ不法不當オルトキハ之ヨリ救濟ヲ得セシメントスルカ其ノ趣旨ノ存スル所ナレハナリ、行政裁判所ノ判例モ亦土地收用ヲ決定スル行爲耕地整理ノ施行ヲ認可スル行為ヲ土木ニ關スル事件トシ（大正十一年五月十三日及大正八年十二月十一日言渡行政裁判所判決）水量調査ヲ許可スルコトニ依リ附近住民ノ飲用流水使用權ヲ毀損シタル事業ヲ水利ニ關スル事件トナス（大正三年十月二十三日言渡行政裁判所判決）又所謂水又ハ土地ニ關スル權利トハ直接ニ水又ハ土地其自身ノ上ニ存スル權利ノミナラス水面若ハ地上地下ニ存スル物件ニ付テノ權利ヲモ包含スルモノト謂ハサルヘカラス、蓋シ土地ニ關スル權利ノ効果ハ地上地下ニ及フモノニシテ水ニ關スル權利ノ効果モ亦同様ナルヘケレハナリ（美濃部氏行政裁判法一一四頁以下法學全集九卷一五七頁以下御参照）

水道設備買收處分ハ土地收用法ノ如キニ基クニアラス、又ハ土地ニ關スル權利トハ直接ニ水又ハ土地其自身ノ上ニ存スル權利ノミナラス水面若ハ地上地下ニ存スル物件ニ付テノ權利ヲモ包含スルモノト謂ハサルヘカラス、蓋シ土地ニ關スル權利ノ効果ハ地上地下ニ及フモノニシテ水ニ關スル權利ノ効果モ亦同様ナルヘケレハナリ（美濃部氏行政裁判法一一四頁以下法學全集九卷一五七頁以下御参照）

以後ニ於ケル増加物件ハ引繼ノ際實際支出額ヲ算定

附加ス)ヲ以テ買収ス、右買収價格ニ對シ昭和十年

東京市大森區入新井一丁目十三番地
辯明書

一月十日迄ニ訴願會社ハ承諾ヲ爲スヘク承諾ナキト

キハ市ニ於テ東京府知事ノ決定ヲ仰クヘキ旨ノ強制

買收處分並ニ買收價格承諾要求ノ行爲ハ之ヲ取消ス

トノ御裁決ヲ求ム

右及訴願候也

附屬書類

會社商業登記簿抄本 豊通

甲第一號證乃至甲第五號證 七通

昭和十年一月七日

玉川水道株式會社印

代表者專務取締役社長 栗原幸藏印

東京府知事

香坂昌康殿

右訴願の提起は適法なりと爲し得ず、假に之を適法なりとするも法定期間を経過してゐるので、東京市は一月十七日附を以て次の通り辯明書に依り反駁却下

本件訴願ハ之ヲ却下ス

一定ノ申立

トノ御裁決相成度

理由

本件訴願ハ本市カ訴願會社ノ布設セル水道及水道經營ニ必要ナル土地物件ヲ水道條例第十七條ノ規定ニ依リ許可年限ノ満了後ニ於テ買収スル處分ハ訴願法第一條第一項第四號ニ所謂水利及土木ニ關スル事件ニ該當スルヲ以テ之ニ對シ訴願ヲ提起シ得ヘントシ右處分ノ取消ヲ求ムルモノナルモ

第一、市町村ニ非サル者ノ布設シタル水道及水道經營ニ必要ナル土地物件ヲ關係市町村ニ於テ買収スル場合ニ關シテハ特ニ水道條例第十七條第二項ニ依リ一定ノ場合ニ限リ訴願ヲ提起シ得ルノ規定嚴存シ右規定ハ訴願法第一條第一項本文ニ所謂「別段ノ規程」ニ該當ス從テ同條項各號ノ事件ニ付訴願ヲ提起シ得ルハ斯カル別段ノ規程ナキ場合ニ限ルモノナレハ水利及土木ニ關スル事件ト雖モ絶対ニ訴願ヲ許サス水道及水道經營ニ必要ナル土地物件ノ買収ニ關スル行政救濟ハ舉ヶテ同條例ニ定ムル所ニ依據スルヲ要ス而シテ水道條例第十七條ノ規定ニ依レハ買収ノ目的タル水道布設ニ要シタル費用ノ範圍及金額ニ關シ當該市町村ト企業者トノ間ニ爭アルトキハ地方長官之ヲ決定シ其ノ決定ニ不服アル者ハ内務大臣ニ訴願シ得ルノ塗存スルヲ以テ水道及水道經營ニ必要ナル土地物件ノ買収ニ關スル限リニ於テハ訴願ヲ認メサルモノナリ仍テ本件訴願ハ不適法ニ付却下セラルヘキ

第二、訴願會社ハ訴願法第一條第一項第四號ニ所謂「水利及土木ニ關スル事件」ヲ以テ水又ハ土地ニ關スル人民ノ權利ニ影響ヲ及ホスヘキ總テノ行政作用ヲ意味スルモノナリト解セルカ如キモ同規定ニ所謂「水利トハ水ノ利用ニ關シ直接ニ水流水面ニ影響ヲ與ヘ土木トハ直接ニ土地其ノモノニ影響ヲ與フル行政道經營ニ必要ナル土地物件ノ買収ニ關スル事件ハ訴願會社ノ主張スルカ如ク水利及土木ニ關スル行政處分ト謂フヘカラサルモノナリ仍テ本件訴願ハ不適法ニ付却下セラルヘキモノトス

第三、次ニ訴願會社ハ本職カ昭和九年十二月十八日附水發第四二二三號ノニヲ以テ爲シタル水道買收價格ニ關スル通知ヲ水道買收ニ關スル行政處分ナリト解シ之ヲ以テ本訴願ノ目的トセルカ如キモ右ハ單ニ昭和九年六月十三日附水發第二三二二號ヲ以テ爲シタルニ止マリ新ニ行政處分ヲ爲シタルモノニアラス

從テ本訴願カ假ニ適法ニ之ヲ提起シ得ルモノナリト
スルモ水道買收ニ關スル處分ハ前途ノ通リ昭和九年
六月十三日附水發第二三一二二號ヲ以テ同日之ヲ訴願
會社ニ送達シタルモノナレハ訴願法第八條第一項ニ
定ムル六十日ノ期間ヲ既ニ經過セルヲ以テ之ニ對シ
テハ訴願ヲ提起シ得サルモノト認ム

以上ノ理由ヲ以テ本訴願ハ法律勅令ニ依リ訴願ヲ提起
スヘカラサルモノナルカ又ハ適法ノ手續ニ違背スルモ
ノナルヲ以テ當然却下ノ御裁決アルヘキモノト思料ス
右辯明候也

昭和十年一月十七日

東京市長 牛塚虎太郎 横山助成殿 東京府知事

尙辯明ノ要旨ハ以上ニ依リ之ヲ盡シタルモ訴願會社ノ
主張スル爾余ノ主張ニ對シ爲念本職ノ意見左ノ通り具
陳仕候

第一、(一)訴願會社ハ本件買收權行使處分ハ買收セラ
ヘキ水道經營者ノ有スル水道布設許可年限ノ満了後

ニ行使セラル、コトヲ要シ之ヲ許可年限満了後ニ於
テ效力ヲ發生セシムヘク始期附處分トシテモ行使ス
ヘカラサルモノナリト主張スト雖モ本件水道買收ハ
許可年限ノ満了ト同時ニ其ノ效力ヲ生スヘキコトヲ
スシモ水道布設許可年限ノ満了後ニ限ル理由ナク許
可年限内ト雖モ期限附處分トシテ有效ニ成立セシメ
得ヘキモノナルコト一般ニ疑ノ余地ナキヲ以テ訴願
會社ノ右主張ハ失當ナリ

(二)訴願會社ハ水道設備ノ買收ニ當リテハ買收物件
ノ範圍、買收價格對價提供並ニ物件引渡時期等ノ決
定ノ必要ナルハ論ナシ、而シテ之等ノ事項ハ買收權
行使ニ於テ其ノ意思表示ノ内容トセラルヘキモノト
ス然ラサレハ確定シタル内容ヲ有スル買收權ノ行使
處分トハ認メ難ケレハナリト主張スト雖モ水道條例
第十七條ニ依レハ買收スヘキ物件ノ範圍及買收價格
ノ基準ハ明瞭ニ規定セラレ對價ノ提供並ニ物件引取
ノ時期等モ亦自ラ同條ノ定ムル所ニ依リ明確ナレハ

訴願會社ノ右主張ハ何等理由ナシ

第二、(一)訴願會社ハ買收價格承諾ノ要求ハ買收ノ意
思表示ノ效力發生ノ後ニ於テ初メテ爲シ得ヘキモノ
ナリト主張スト雖モ本件水道買收ハ既ニ昭和九年六
月十三日附、水發第二三一二號水道買收ニ關スル件
ニ依リ成立シタルモノニシテ同年十二月十八日附水
發第四二一三號ノ三水道買收價格ニ關スル件通告ハ
右有效ニ成立シタル買收處分ヲ前提トスルモノナル
ヲ以テ議論ノ余地ナシ從テ此ノ點ニ關スル訴願會社
ノ主張ハ失當ナリ

(二)次ニ訴願會社ハ買收價格承諾ノ要求ノ内容ヲ爲
シ以テ府縣知事ノ裁決ノ前提トナルヘキ買收價格ノ
表示ハ一應確定シタルモノ即チ買收時期現在トシテ
明瞭ニ金額ニ計上セラレタルモノナラサルヘカラス
然ラサレハ之ニ對シ水道企業者ニ於テ諾否ヲ決シ難
ケレハナリト主張スト雖モ本職カ訴願會社ニ對シテ
爲シタル昭和九年十二月十八日附水發第四二一三號
ノ三水道買收價格ニ關スル件通告ハ其ノ買收價格ヲ

明瞭ニ記載シ各個ノ物件ノ價格算定ニ關シテモ何等
疑義ナキ程度ニ之ヲ表示シアルモノナレハ訴願會社
ノ主張ハ毫モ理由ナシ

第三、(一)訴願會社ハ水道布設ニ付許可年限ノ延長ア
ル場合ニ於テハ以前ノ期限満了時期ヲ標準トシテ爲
シタル買收權ノ行使ハ無効ニシテ更ニ新許可年限ノ
満了ヲ期シ同様ノ買收手續ヲ繰返スノ他ナク從テ本
件水道ノ買收ハ水道條例第十八條ニ準據スヘク同條
例第十七條ヲ適用スヘカラスト主張スト雖モ本件水
道買收ハ單ニ許可年限ノ満了シタル後ニ於テ之ヲ買
收スヘク通告シタルモノニシテ而モ昭和九年七月二
十一日附ヲ以テ訴願會社ノ水道布設許可年限カ更ニ
昭和十年三月二十二日迄延長セラレタルハ御廳昭和
九年七月二十三日附申河發第一七一號御通牒ニ依リ
本市ニ於テ該水道及水道經營ニ要スル土地物件ヲ買
收スル爲必要ナル期間トシテ特ニ詮議セラレタルモ
ノナルコト極メテ明瞭ナレハ訴願會社ノ主張スルカ

地ナク水道條例第十七條ヲ適用スルコトニ付テモ亦何等ノ違法アルナシ

(二) 更ニ訴願會社ハ本件買收價格ハ企業トシテノ價格ニ及ハス之レ甚タ不當ニシテ此ノ不當ナル結果ハ

水道條例第十八條ノ適用ニ依リ救濟シ得ラル、ニ拘ラス同條例第十七條ニ依ラントスルハ正義ノ原則ニ

反シ穩當ニ非スト主張スト雖モ水道事業ハ水道條例第二條ニ基キ公營トスルヲ本則トス本市ハ右本則ニ

基キ市内ノ訴願會社給水區域内ニ於ケル現行ノ高率ナル料金ヲ低減シ市民ノ福祉ヲ均衡ナラシメ且水源ノ餘力ニ乏シキ現状ヲ匡救スル爲之ヲ市營ニ統制スル必要アリ時偶々訴願會社ノ水道布設許可年限ノ満了ニ直面スルニ至リシヲ以テ其ノ許可年限ノ満了ヲ機トシ之ヲ買收スルモノナレハ水道條例第十七條ニ依據スルハ當然ノ措置ト謂フヘク而シテ水道條例第十七條ニ依リ水道ヲ買收スル場合ニ於テハ總テ許可

五、東京府知事買收費用の範囲及金額決定

乙第一號證

水發第二三一二號

昭和九年六月十三日

玉川水道株式會社

取締役社長栗原幸藏殿

水道買收ニ關スル件

貴社御經營ニ係ル水道ハ許可年限ノ満了シタル後ニ於テ水道條例第十七條ノ規定ニ依リ本市ニ於テ之ヲ買收可致候條御了知相成度候也

追テ買收價格ノ算定並引繼ノ方法等ニ付テハ別途御協議可致候

第二項の規定の示す處に基き、一月十二日東京府知事に對し買收價格の決定を申請した。

申請後の東京府は嚴密なる調査に連日不眠不休の努力を拂つた。會社は又數回に亘り細密な意見書追加調書を提出し、東京市は其の都度意見書を以て之に答へる等緊張した二ヶ月を経て終に三月十六日固唾を飲んで待つた裁斷は次の通であつた。

亥河第二四七號

決定書

東京市

玉川水道株式會社

昭和一〇年一月一二日附水發第七三號東京市申請玉川水道株式

東京市の玉川水道買收に關する經過

年限ノ満了後ニ屬スルヲ以テ水道事業トシテノ企業經營權ヲ有セス從テ企業ニ對スル價格ノ補償ニ及ハサルコト洵ニ理ノ當然ニシテ訴願會社ノ主張ハ何等ノ理由ナシ

尙前述一月七日附訴願は東京府知事に於て審議中の處、本件に關する訴願は訴願法第一條に謂ふ所の法律

會社ノ水道及水道經營ニ必要ナル土地物件買收費用ノ範囲ヲ左記ノ通トシ其ノ金額ヲ金一八、二六八、五四八圓七五錢トス
記

一、淨水場設備費但シ起業費精算額ヲ含ム

一、水管布設設備費但シ起業費精算額ヲ含ム

一、建物建設費

一、地所買入費

一、機械費

一、器具費

一、什器代金

一、假拂金ノ内工事豫納金

一、前各項ニ附隨スル雜工事費建計監督費建設中ノ利子並雜費右水道條例第一七條第二項ニ依リ決定ス

昭和一〇年三月一六日

東京府知事 橋山助成

勅令に特別の規定あるものに該當し水道條例第十七條
第二項に據るに非ざれば之を提起し得ざるものなれば
本訴願は不適法なること明かなりとし三月十五日次の
通り却下の裁決を下した。

甲第一號證

亥土庶第六四號

裁決書

東京市大森區入新井壹丁目拾參番地

訴願人 玉川水道株式會社

右代表者 専務取締役社長

栗原幸藏

理由

右者ヨリ提起ニ係ル水道買收ニ關スル訴願ニ付裁決ス
ルコト左ノ如シ

主文

本訴願ハ之ヲ却下ス

訴願ノ要旨

昭和九年十二月十八日付東京市水發第四二一三號ノ三
ヲ以テ東京市長ヨリ訴願會社ニ對シテ通告シタル東京

市ニ於テ水道條例第十七條ニ依リ訴願會社ノ水道及水
道經營ニ必要ナル物件ヲ金壹千六百五拾參萬參千圓
(但シ訴願會社提出ノ調書記載ノ物件ニシテ引繼ノ際
現存セサルモノアルトキハ之ニ相當スル金額ヲヨリ
控除スヘク昭和九年七月二十三日以後ニ於ケル增加物
件ハ引繼ノ際實際支出額ヲ算定附加ス)ヲ以テ買收ス

右買收價格ニ對シ昭和十年一月十日迄ニ訴願會社ハ承
諾ヲ爲スヘク承諾ナキトキハ市ニ於テ東京府知事ノ決
定ヲ抑クヘキ旨ノ強制買收處分並ニ買收價格承諾要求
ノ行爲ハ之ヲ取消ストノ裁決ヲ求ムト謂フニ在リ

訴願人不服ノ要旨ハ前記東京市長ノ通告ハ一、水道條
例第十七條ニ依ル強制買收ハ會社ノ營業許可期限後ニ
於テノミ爲シ得ルモノナルニ許可期限満了前ニ同條ヲ
適用セムトスルモノナルコトニ、買收物件ノ範圍價格
對價ノ提供、物件引渡時期等買收權行使ノ表意ノ要素
タルヘキ事柄ヲ具體的ニ明示セサルコトニ因リ買收權
行使ノ効力ヲ發スル能ハス從テ三、東京市長ト訴願會

社トノ間ニ價格承諾ヲ強制シ得ル底ノ權力關係成立セ
ス四、事實明確ナル買收價格其ノ他ノ表示ナキ以上承
諾スルニ由ナキモノニ對シ承諾ヲ強制スル點ニ於テ違
法ニシテ五、水道條例第十七條ノ適用ハ私營水道營業
許可期限滿了後當事者ニ繼續經營ノ意思ナキ場合ノミ
ニ限ルヘク進ンチハ買收ニ依リ庶幾スル處ノ効果ハ單
ニ私營水道ノ事業監督ヲ嚴ニスルコトニ依リテ達成シ
得ヘク必シモ買收ノ必要ナキコト及六、同條ニ依ル
強制買收ハ企業其者ニ對シ補償セサルモノナルカ故ニ
之カ適用ノ結果ハ當事者ニ著シク苛酷ナル點ニ於テ不
當ニシテ訴願會社ノ服スル能ハサル處ナリ仍チ水道經
營ニ必要ナル土地所有權、給水物件建物等ノ所有權、
土地流水ノ使用權等ヲ強制的ニ取得スル本件買收通告
ハ訴願法第一條第四號ニ所謂水利土木ニ關スル事件ニ
該ルモノト認メ之カ取消ヲ求ムル爲メ本件訴願ヲ提起
シタリト謂フニ在リ

對之東京市長ハ一、水道條例中訴願ニ關スル部分ノ規
定ハ訴願法ノ特別法ニシテ訴願法第一條本文ノ「法律

命令ニ別段ノ規定アルモノ」ニ相當シ本件ノ如キ場合
ニ於テハ前記條例第十七條第二項後段所定ノ訴願ヲ爲
シ得ル外訴願法第一條第四號ノ適用ノ餘地ナキモノナ
リ一、假ニ然ラストスルモ訴願法第一條第四號ニ所謂
水利及土木ニ關スル事件トハ水ノ利用ニ關シ直接ニ水
面ニ影響ヲ與ヘ又バ直接ニ土地其モノニ影響ヲ與フル
行政行為ヲ意味スルモノナルヲ以テ水道及水道經營ニ
必要ナル土地物件ヲ買收スル件ノ如キハ之ヲ含マサル
モノナリ三、本件水道買收ハ昭和九年六月十三日東京
市長ニ於テ訴願會社ニ對シ其ノ意思表示ヲ爲シタルモ
ノニシテ本件訴願ノ目的タル昭和九年十二月十八日ノ
通知ハ義ニ爲シタル買收意思表示ニ基キ買收價格ヲ通
達シタルニ止マリ新タル行政處分ヲ爲シタルモノニ
非ス從テ本件カ訴願ニ適スルモノトスルモ昭和九年六
月十三日ヨリ起算シ既ニ法定ノ提願期間ヲ著シク經過
ス以上何レノ點ヨリスルモ本件訴願ハ不適法ニシテ却下
セラルヘキモノナリト辯明シタリ

項ニ依リ水道布設ニ要シタル費用ヲ支拂ヒ水道及水道經營ニ必要ナル土地物件ヲ買收セムトスルモノナルヲ以テ之ニ關スル訴願ハ同條第二項ニ據ルニ非レハ之力提起ヲ許ササルモノト解スルヲ相當トス蓋シ同項ハ訴願ニ關スル特別法ニシテ訴願法ニシテ訴願法第一條本文ニ謂フ所ノ法律勅令ニ特別ノ規定アルモノニ該リ其規定ノ範圍内ニ於テ訴願法ノ適用ヲ排除スレハナリ依ツテ本訴願ノ不適法ナルコト明カナルヲ以テ訴願法第一項ヲ適用シ主文ノ如ク裁決ス

昭和拾年參月拾五日

東京府知事 横山助成

甲第二號證

水發第四二一三號ノ三

昭和九年拾貳月拾八日

玉川水道株式會社
專務取締役社長 粂原幸藏殿
水道買收價格ニ關スル件

記
一、金千六百五拾參萬參千圓也

但シ貴社提出調書記載ノ水道及水道經營ニ必要ナル土地物件ニシテ引繼ノ際現存セサルモノアルトキハ之ニ相當スル金額ヲ右金額ヨリ控除シ昭和九年七年貳拾參日以後ニ於ケル水道及水道經營ニ必要ナル土地物件ノ増加ハ引繼ノ際實際支出額ヲ算定シ之ヲ附加ス

六、玉川水道株式會社行政訴訟提起

玉川水道株式會社の要求額は、其の内容水道條例第十七條に依らざるもの多分に含み、提出調書記載要求額は實に五千十四萬三千七百餘圓の巨額であつて、元より承服する處ではなかつたので、前記東京府知事の訴願却下の裁決及九年十二月十八日附を以て爲した

る東京市よりの買收價格承諾要求行爲の取消を求むべく三月二十四日行政訴訟を提起したが、元より容れらるゝ所とならず早くも同月廿七日却下の裁決があつた。

訴 狀
同 同
青沼亞喜三
矢野邦雄
東京府知事
横山助成
被 告
一定ノ申立

昭和九年參月拾五日附東京府亥土庶第六四號ヲ以テ東京府知事カ原告會社ニ對シ爲シタル本訴願ハ之ヲ却下ストノ裁決ハ之ヲ取消ス
昭和九年拾貳月拾八日附東京市水發第四二一三號ノ三ヲ以テ東京市長ヨリ原告會社ニ對シ爲シタル東京市ニ於テ水道條例第拾七條ニ依リ訴願會社ノ水道及水道經營ニ必要ナル物件ヲ金千六百五拾參萬參千圓（但シ原告會社提出ノ調書記載ノ物件ニシテ引繼ノ際現存セサルモノアルトキハ之ニ相當スル金額ヲ之ヨリ控除スヘク昭和九年七月貳拾參日以後ニ於ケル增加物件ハ引繼ノ際實際支出額ヲ算定附加ス）ヲ以テ買收ス右買收價

格ニ對シ昭和拾年壹月拾日迄ニ原告會社ハ承諾ヲ爲ス
ヘク承諾ナキトキハ市ニ於テ東京府知事ノ決定ヲ仰ク
ヘキ旨ノ強制買收處分並ニ買收價格承諾要求ノ行爲ハ
之ヲ取消ス

トノ御判決ヲ求ム

事 實

原告會社ハ大正七年貳月拾五日設立ノ株式會社ニシテ
同年七月壹日附ヲ以テ内務大臣ヨリ從前荏原水道組合
ノ有シタル水道布設權並ニ水道設備一切ノ讓受ニ付キ
許可ヲ受ケ右組合ノ明治四拾五年七月貳拾參日ヨリ滿
貳拾貳箇年ノ許可年限ヲ承繼シテ水道ヲ經營シ次テ大
正八年拾貳月貳拾七日附及大正拾參年拾貳月貳拾參日
附ヲ以テ内務大臣ヨリ兩度ニ亘り水道布設擴張ヲ許可
ヲ得更ニ昭和七年九月貳拾四日許可年限延長ノ申請ヲ
爲シ昭和九年七月貳拾壹日迄延長セラレ東京市内ニ於テ大森
和拾年參月貳拾貳日迄延長セラレ東京市内ニ於テ大森
區、品川區、荏原區、蒲田區、目黑區、世田ヶ谷區ノ
六區ニ亘り給水事業ヲ營ムモノナリ

然ル處東京市ニ於テハ原告會社ノ水道ヲ買收セントシ
昭和九年拾貳月拾八日ニ至リ同市會ノ議決ヲ經、同日
附東京市水發第四二二三號ノ三ヲ以テ水道條例第拾七
條ニ依リ原告會社ノ水道布設年限ノ滿了後其ノ水道及
水道經營ニ必要ナル土地物件ヲ金千六百五拾參萬參千
圓（但シ原告會社提出ノ調書記載ノ物件ニシテ引繼ノ
際現存セサルモノアルトキハ之ニ相當スル金額ヲ之ヨ
リ控除スヘク昭和九年七月貳拾參日以後ニ於ケル增加
物件ハ引繼ノ際實際支出額ヲ算定附加ス）ヲ以テ買收
ス右買收價格ニ對シ原告會社ハ昭和拾年壹月拾日迄ニ
承諾ヲ爲スヘク承諾ナキトキハ市ニ於テ東京府知事ニ
對シ買收價格ノ決定ヲ仰クヘキ旨ノ強制買收權ノ行使
竝ニ買收價格承諾要求ノ通告ヲ爲シ右通告ハ翌拾貳月
拾九日原告會社ニ到達シタリ、然レトモ右處分ハ水道
設備買收ニ關シ法律ノ適用ヲ誤ツモノナルヲ以テ原告
會社ハ之ニ對シ昭和拾年壹月七月東京府知事ニ對シ訴
願ヲ提起シタル處分知事ハ同年參月拾五日附ヲ以テ右
訴願ヲ却下ストノ裁決ヲ爲シ同裁決書ハ同年參月拾九

日ニ原告會社ニ對シ交付アリタルカ會社ハ到底之ニ承
服スルヲ得ス而シテ本件處分ハ後述ノ如ク明治貳拾參
年法律第百六號ノ第四號ニ所謂水利土木ニ關スル事件
ニ該當スルヲ以テ茲ニ其ノ違法ヲ主張シ其ノ取消ヲ求
ムヘク本訴ニ及ヒシ次第ナリ

理 由

第一 東京府知事カ本件ニ關スル訴願ヲ却下シタル理
由ハ本處分ヲ訴願法第壹條第四號又ハ明治貳拾參年
法律第百六號ノ第四號ニ所謂水利及土木ニ關スル事件
ニ該當ストノ原告會社ノ主張ヲ排斥シ之ニ關スル
提起スルヲ得サルモノト爲スニ在リ、然レトモ水道
條例第拾七條第二項所定ノ訴願方法ハ關係市町村ノ
強制買收處分ニ因テ買收當事者間ニ設定セラレヘキ
買收金額支拂ノ法律關係ノ爭ノ決定ニ關スル處分ニ
對スルモノニ限り買收權行使自體ニ關スル訴願ノ特
別規定ニハアラサルナリ、而シテ訴願法第壹條第四
號又ハ明治貳拾參年法律第百六號ノ第四號ニ所謂

ス水面若ハ地下ニ存スル物件ニ付テノ権利ヲモ包含スルモノト謂ハサルヘカラス蓋シ土地ニ關スル權利ノ效果ハ地上地下ニ及フモノニシテ水ニ關スル權利ノ效果モ亦同様ナルヘケレハナリ（美濃部氏行政裁判法一四頁法學全集九卷一五七頁以下御参照）水道設備買收處分ハ土地收用法ノ如キニ基クニアラスジテ水道條例ニ依リ水道企業者ヨリ水道經營ニ必要ナル土地所有權土地ニ設置セラレタル給水物件建物等ノ所有權、土地使用權、流水使用權等ヲ括シテ徵收取得スル行為ナリ、即チ水又ハ土地ニ關スル人民ノ權利ノ收用處分カ其ノ本質ナルハ疑ナシ買收價格承諾要求行為ハ右買收處分ノ條件效果ヲ強制確定スル手續ナリ、サレハ何レモ前記「水利及土木ニ關スル事件」ニ該當スルモノト謂ハサルヘカラス。

第二（一）水道條例第拾七條所定ノ強制買收權ハ其ノ成立要件トシテ水道企業者ノ有シタル水道布設許可年限ノ満了シタル事實ヲ必要トスルコト其ノ法文上「許可年限ノ満了シタル後ハ――買收スルコ

付ニ行使シ得ヘキモノトセハ水道布設ノ許可年限満了ノ遙以前ニ於テ、關係市町村其將來ノ買收資力ヲモ顧ミス徒ラニ買收權ヲ行使シ堅實ナル民營水道ノ發達ヲ阻害スル等ノ弊ヲ生スヘク法ノ趣旨亦之ヲ避ケタルモノト解セサルヲ得サルナリ、本件東京市ノ原告會社ニ對スル買收處分ハ原告會社ノ許可年限満了時期タル昭和拾年參月貳拾貳日以前ニ行使セラレタルモノナルヲ以テ未タ買收權ノ成立要件ヲ缺キ之ヲ適法ナル買收權ノ行使ト爲スヲ得ス右買收處分ハ之ヲ無効ト断セサルヲ得サルナリ

（二）而已ナラス水道ノ買收ニ當ツテハ買收物件ノ範圍、買收價格對價提供並ニ物件引渡時期等ノ決定ノ必要ナルハ論ナシ而シテ之等事項ハ買收權行使ニ於テ其ノ意思表示ノ内容トセラルヘキモノトス然ラサレハ確定シタル内容ヲ有スル買收權行使ノ處分トハ認メ難ケレハナリ買收價格ニ付テハ水道條例第拾七條第貳項ノ手續ニ依リ後ニ補正確定ノ途アルモ一應買收時期現在ヲ以テ確定的金額ニ計上セラル、ヲ要

トヲ得」トアルニ微スルモ極メテ明瞭ナリ即チ右買收權ハ水道企業者ノ許可年限ノ満了ヲ要件トシテ關係市町村ニ存立スルモノナルヲ以テ關係市町村ニ於テ許可年限ノ満了以前之ヲ行使シ或ハ許可年限満了後ヲ效力發生時期トシ所謂始期處分トシテ之ヲ行使スルコトヲ得サルモノトス蓋シ之レ水道企業者ノ許可年限ハ決シテ延長ヲ許可セラレサルモノニアラス其ノ延長ハ關係市町村ト法律上關係ナク主務大臣ニ於テ決定シ得ヘキ所ナルヲ以テ許可年限ノ満了ハ其ノ延長ノ申請ナク延長ノ許可ノ事實ナクシテ其ノ期限到來シタル場合ニ於テ初メテ確定シ得ヘク其ノリトス又水道條例カ第拾八條ニ於テ關係市町村ニ必要アルトキハ許可年限ノ満了前ト雖モ買收權ノ成立ヲ認メ之ヲ行使シ得ルノ途ヲ置キタル點ヨリスレハ第十七條ノ買收權ハ其以外ノ場合即チ許可年限満了後ニ於テ成立スルモノト爲ス解釋ヲ至當トスヘシ殊ニ右買收權ノ許可年限満了前ノ成立ヲ認メ之ヲ始期

件ナリヤノ認定ハ不明ナルノミナラス之ニ對スル實際支出額算定ノ標準亦不定ナレハナリ。從ツテ畢竟本件通告ニ於ケル買收物件ノ範圍買收價格ハ全體トシテ不明不定ニ歸スルモノトス又本件通告ハ漠然原告會社ノ許可年限ノ満了ノ後引繼クヘキ旨ヲ表示スルモ引繼ハ之ニ當ツテ財產ノ算定確定ノ上爲サルヘキ趣旨ナレハ右通告ヨリ之ヲ何時ナルヤ認知スルハ困難ナリトス果シテ然ラハ本件買收處分ハ其ノ内容不明不定ノモノトシテ之ヲ無効ト解セサルヲ得サルナリ

カ之ニ應セサルニ於テハ地方長官ニ對スル買收價格決定ヲ求ムヘキ決定申請權ヲ發生セシムルト共ニ右決定ニ強制的ニ承服スヘキ義務ヲ負擔セシムル處分ナルカスカル買收價格承諾ノ要求ハ買收ノ意思表示ノ效力發生ノ後ニ於テ初メテ之ヲ爲シ得ヘキ所ト解スヘキモノナリ蓋シ右要求ハ一面一種ノ強制關係ニ於テ買收價格ヲ決定セントスルモノナルヲ以テ水道

ニ設置シアル何尺ノ水道管、何坪ノ建物等ノ具體的評價ノ當否ニ付キ異議ヲ述ヘ得ヘキモノナレハ買收價格承諾ノ要求ニハ之等各個ノ物件ノ買收時期ニ於ケル價格ヲ明ニセサルヘカラス然ルニ本件通告ハ斯カル算定方法ヲ誤ツテ其買收價格カ全體トシテモ不定不明ナルモノナルハ既述ノ如シ畢竟確定セサル價格ヲ通告シ諸否ヲ強フルモノニシテ右要求ハ此ノ點ヨリスルモ原告會社ニ對シ何等效力ナキハ疑ヲ容レ

第四 東京市長ハ原訴願手續ニ於テ原告會社ノ水道
買收ニ付テハ既ニ昭和九年六月拾參日ニ於テ買收權
ノ行使アリ本訴ノ目的タル昭和九年拾貳月拾八日ノ
通知ハ裏ニ爲シタル買收意思表示ニ基キ買收價格ヲ
通達シタルニ止マリ新タナル行政處分ヲ爲シタルモ

會議決ニ基キタルモノニアラス且當時ノ原告會社ノ
許可年限満了ノ時期タル昭和九年七月貳拾參日ヲ標

企業者ノ監督官廳ニモアラサル關係市町村ト水道企業者トノ間ニ斯カル權力關係ノ設定セラルゝハ先ツ法律ノ認メタル買收權ノ行使ノ效力發生ノ以後ナラサルヘカラスト爲スヲ至當トスルノミナラス他面買收價格決定手續ハ關係市町村ノ買收ノ意思表示ノ内容ヲ爲ス所ノ通告價格ノ補正手續ナルヲ以テ買收ノ意思表示ニ先行スルコトハ之ヲ認メ難ケレハナリ本件ニ於テ原告會社ノ買收權ノ行使ノ無効ノモノナルハ既述ノ如シ從ツテ買收權行使ノ效力ノ認メ難キ以上買收價格確定要求ノ手續ニ入ラントスルハ違法ニシテ右承諾ノ要求亦之ヲ無効ト稱セサルヲ得ス
(二)更ニ買收價格承諾要求行爲ノ内容ヲ爲シ以テ府知事ノ裁決ノ前提ト爲ルヘキ買收價格ノ表示ハ一應確定シタルモノ即チ買收時期現在トシテ明瞭ニ金額ニ計上セラレタルモノナラサルヘカラス然ラサレハニ付テノミナラス之ヲ構成スル各個ノ物件即チ某所

準トシテ爲サレタルモノナリ其ノ後許可年限ハ昭和拾年參月貳拾貳日迄ニ延長アリテ事情ハ變更セラレタル上市ニ於テモ大體買收價格ヲ豫測シ得タル結果初メテ市會ノ買收決議ヲ經テ市ノ態度ハ正式ニ確定シ本通告ヲ爲シタルモノナルカ故ニ本通告ヲ以テ始メテ正式ノ水道條例第拾七條ニ依ル處分アリタルモノト認ムヘキハ當然ナリト謂ハサルヘカラス

一甲第一號證　府知事裁決書
一甲第二號證　市長ノ買收通
外口頭辯論ニ於テ提出仕ルヘシ

一商業登記簿抄本
一訴訟委任狀

昭和拾年參月貳拾日

原告代理人

鳩山秀夫

矢野邦雄

行政裁判所長官 二二上兵治殿

裁決書

一九八

東京市大森區入新井一丁目十三番地

原 告 玉川水道株式會社

右代表者 取締役社長 栗原 幸藏
右訴訟代理人 鳩山 秀夫

外二名

右原告ヨリ東京府知事横山助成ヲ被告トシテ提起シタル昭和十九年第九二號裁決並強制買收處分取消請求ノ訴狀ニ就キ審査シ裁決スルコト左ノ如シ

主 文

本訴ハ之ヲ却下ス

事實及理由

本訴ノ要旨ハ原告會社ハ大正七年二月十五日設立ノ株式會社ニシテ同年七月一日付ヲ以テ内務大臣ヨリ從前荏原水道組合ノ有シタル水道布設權及水道設備一切ノ讓受ケ付許可ヲ受ケ右組合ノ明治四十五年七月廿三日ヨリ滿二十一年ノ許可年限ヲ承繼シ昭和九年七月二十一日付ヲ以テ右許可年限ヲ同十年三月二十二日迄延

長セラレ東京市内ニ於テ大森區、品川區、荏原區、蒲田區、目黒區及世田谷區ノ六區ニ亘リ給水事業ヲ營ミ來リタル處同市ニ於テハ原告會社ノ水道ヲ買收セントシ同九年十二月十八日市會ノ議決ヲ經同日付同市水發第4223號ノ三ヲ以テ水道條例第十七條第一項ニ依リ許可年限ノ満了後其ノ水道及水道經營ニ必要ナル土地物件ヲ千六百五十三萬三千圓（但シ原告會社提出調書記載ノ物件ニシテ引繼ノ際現存セサルモノアルトキハ之ニ相當スル金額ヲ之ヨリ控除スヘク同年七月二十三日以後ニ於ケル增加物件ハ引繼ノ際實際支出額ヲ算定附加ス）ヲ以テ買收ス右買收價格ニ對シ原告會社ハ同十年一月十日迄ニ承諾ヲナスヘタ承諾ナキトキハ同條第二項ニ依リ東京府知事ニ對シ買收價格ノ決定ヲ仰クヘキ旨ノ強制買收權ノ行使及買收價格承諾要求ノ通告ヲナシタリ、然レトモ右買收權ノ行使ハ許可年限満了前ニナサレタルモノナルヲ以テ同條第一項ニ違反スルノミナラス買收物件ノ範圍及買收價格算定ノ標準時期不定ナルカ故ニ無効ナリ又買收價格承諾要求ノ行為

ハ買收權行使ノ效力發生ノ後ナサルヘキモノナルヲ以テ右買收權行使ノ無効ナルコト前述ノ如クナル以上右價格承諾要求ノ行爲ハ無効ナルノミナラス買收物件ノ範圍及買收價格算定ノ標準時期不定ニシテ其價格確定セサルニカ、ハラス其ノ諸否ヲ要求スルモノニシテ原告會社ニ對シ何等ノ效力ヲ生セサルモノナリ仍テ原告會社ハ右兩度分ノ取消ヲ求ムル爲被告ニ對シ訴願シタルニ被告ハ昭和十年三月十五日付裁決ヲ以テ本件處分ハ訴願法第一條ニ該當セストノ理由ニ因リ右訴願ヲ却下シタルモ同條第四號ニ所謂「水利及土木ニ關スル事件」トハ水又ハ土地ニ關スル人民ノ權利ニ影響ヲ及ホスヘキ一切ノ行政作用ヲ意味スルモノニシテ本件處分ハ同號ニ所謂水利及土木ニ關スル事件ニ該當スルヲ以テ被告ノ裁決ハ失當ナリ仍テ右裁決並前記強制買收處分及買收價格承諾要求ノ行爲ヲ取消ス旨ノ判決ヲ求ムト謂フニ在リ然レトモ昭和九年十二月十八日付原告告

對スル東京市長ノ照會書(訴狀添付ノ第二號證)ニ(前略)本市ハ貴社水道布設許可年限満了後水道條例第十

七條ニ依リ買收引繼ヲ受ケントスルモノニ有之從テ營業權其他同條ニ所謂水道布設ニ要シタル費用ニ該當セサルモノハ之ヲ買收價格ニ算入致シ難ク候其ノ他ノ點ニ付テハ可及的上申書ノ趣旨ヲ斟酌シ更メテ貴社水道買收價格ヲ左記ノ通り本市會ノ議決ヲ經茲ニ及通告候間御承諾相成度來ル昭和十年一月十日迄ニ御承諾無之ニ於テハ止ムヲ得ス水道條例第十七條第二項ニ依リ東京府知事ノ決定ヲ抑クヘク候ニ付御諒承相成度此段及トアルニ依レハ原告ノ所謂本件強制買收處分及買收價格承諾要求行爲ナルモノハ東京市カ水道條例第十七條ニ依リ買收價格協定ノ爲メ爲シタル申込ニ過キスト認ムヘキ故ニ行政處分ト謂フヲ得ス從ツテ行政訴訟ノ目的タルヘキモノニアラサルヲ以テ其ノ取消ヲ求ムル本訴ハ不適法ナリトス仍テ行政裁判所法第二十七條第一項前段ニ則リ主文ノ如ク裁決ス

昭和十年三月二十七日

行政裁判所第一部ニ於テ

東京市の玉川水道買收に關する經過

一九九

島村他三郎 同 杉田正三郎

村上金十郎 山口嘉夫

同 行政裁判所書記 安部盛

七 玉川水道の引繼

水道施設の引繼は三月二十三日午前零時を期して一齊に着手した。各施設物には買收反対同盟株主有志團多數屯して入場を阻止し騒擾を起さんとする場面が各箇所にあつたが、係員の懇切町寧な説得は何れも効を奏し午前中に無事終了し、寸時も給水不能の不祥事を出来しなかつたことは眞に欣快に堪へなかつた。

東京府知事の決定額一千八百二十六萬八千五百四十八圓七十五錢は、會社の受領拒絶により三月二十日供託したが、引繼後會社より受領交渉があつたので、折衝の結果諸般の手續を了して四月十一日會社は供託金を受領した。東京市が水道引繼後買收に伴ひ支出した費額は、原水に海水逆流の爲め監督廳の嚴命により、引繼當時工事中であつた調布取入口に於ける海水防止

堰堤工事の實際出來形の會社支出額九萬四千五百二圓の外に、買收の範圍外となつた未經過保険料未收入金の支拂、貯藏品及擴張貯藏品の買收であつて、之等は水道買收後會社に於て處理すること事實上困難であると認め、東京府土木部長より、東京市と會社双方親しく協議を遂げ圓満なる引繼を了せられたしと三月十六日依命通牒があつたので、東京市は其の趣旨を體して極めて慎重なる調査を重ね、帝國海上火災外三社との契約に基き支出済保険料中未超過分一千六百三十二圓五錢會社の未收入使用料金は、二十三萬九千五百三十七圓三十八錢であつたので、之に對し收入見込及徵收費を算定之を二十萬圓とし、貯藏品及擴張貯藏品は會社より調査を提出せしめ、買收すべき物品の區分及其

の數量を確認し之を六十一萬圓と算出、其の他會社の既支拂電話料中引繼後の日割額を四十八圓五十五錢とし、計八十一萬一千六百八十圓六十錢を支拂ひ、尙會社の役員以下從業員に對しては、玉川水道事業廢止に伴ふ手當金として八十五萬圓を支給したから、東京府知事決定額に加へ合計二千二萬三千七百三十一圓三十五錢の巨額に及んで居る。

以上に依り玉川水道買收に對する東京市との關係は一應終了したのであるが、會社は東京府知事の決定處分に對し、其の費用の範圍に不服あるのみならず數額の査定亦不當にして承認し得る所とならずとし、範圍及數額の變更を求むべく、最終的手段として四月四日水道條例第十七條第二項後段の規定に依り内務大臣に訴願を提起した。東京府知事は同月十五日辯明書を以て之に應じ爾來内務省當局者に於て審議中の由であるが未だ裁決に至らない。

因に引繼玉川水道の設備の概要を記すれば次の通りである。

東京市の玉川水道買收に関する經過

玉川水道の規模は給水人口五〇萬人に對し、一人一日最大二〇八・七リットル（七・五立方尺）即ち一日最大一〇四、三五〇立方米を目途として計畫せられた。

一、宮内取水場 所在 世田ヶ谷區玉川等々力一ノ二六一七

多摩川左岸 調布取水場に海水逆流する爲設置したもので、六〇〇耗管二條

及一四時—一六時の一條計三條にて約一、八〇〇米下流の調布唧筒場に送水す。

二、調布取水場 所在 大森區田園調布二丁目 魚塚下多摩川左岸

多摩川の水を揚水し直上の調布浮水場へ六吋管にて、玉川浮水場へは一八時、二四時、三六時三條にて送水す。のうち式電動機直結型渦巻唧筒 八臺 二、三七五馬力

一日揚水量 一八一、二〇〇立方メートル

三、調布浮水場 所在 大森區田園調布二丁目字龜塚

玉川水道創設當時の淨水設備にして、一〇吋管により自然流下で多摩川沿ひ大森、蒲田方面へ給水す。

沈澄池 二池 有效容積 二、〇〇四立方米

濾過池 二池 總面積 四一四平方米

淨水池 二池 有效容積 四八四立方米

一日濾過水量 一、八七八立方米

四、五川淨水場 所在 世田ヶ谷區田園調布、一二丁目及大森區田園調布四丁目に跨る。

調布唧筒場より途水を受け緩速、急速の二様式にて濾過し、其の大部は自然流下にて池上給水場に二四時、三〇時、三六時の主管にて途水し一部は場内唧筒場で加壓し世田ヶ谷、目黒、荏原方面へ配水す。

沈澄池 緩速 八池 有效容積 五一、四二八立方米
急速 二池 〃 一〇、四三四立方米

濾過池 緩速 一〇池 總面積 一三、八四七平方米
急速 一〇池 〃 四八五平方米

一日濾過水量 緩速 六四、八二二立方米
急速 四九、九五四立方米

淨水池 一池 有效容積 三、七二八立方米

玉川唧筒所

山ノ手高地に給水する設備で、近來郊外の發展と共に其の需

要量は激増したので、唧筒所前の集合井より吸水し、一部は

二四吋管にて直送し一部は二〇吋管にて高架水槽を経て配水す。

電動機直結渦巻唧筒 三臺 二九〇馬力 一日配水量 四八、二〇〇立方米

高架水槽 鋼鐵製圓筒底部錐形 地上二一米 總容積八二立方米

五、池上給水場 所在 大森區池上町三四一三六番地

玉川淨水場より二四吋管一條、三〇吋管二條にて淨水を引入れ、三〇吋管、二四吋管、一八吋管各一條にて市内に自然流下す。但し其の一部は大井唧筒場にて加壓し、品川、大森海岸沿ひの高地部に配水す。

淨水池 四池 有效容積 一四、六〇九立方米

六、大井唧筒場 所在 品川區大井森前町五、五一八

池上給水場より配水の一部を二四吋管の分歧一四吋管にて引入れ、一四吋及六吋管にて品川、大森の高地に配水す

電動機直結渦巻唧筒 四臺 二五〇馬力 一日最大揚水量

二二、六八〇立方米

高架水槽 鋼鐵製圓筒底部錐形 地上二八米 總容積六一

立方米

水管延長 (×印は木管を示す)

× 一、四三四・九

四二五、二三五・九

八九四・四

九八、一八九・八

三七、九七九・三

五三、五三五・六

五四〇・五

一四二、三七八・五

七一、五七八・二

四二六・〇

二一、一四八・五

九、九三四・〇

六六〇・〇

一〇、四七五・二

六六〇・〇

揚水管

送水管

大森區

帝都交通問題研究會の交通統制案

一 帝都交通問題研究會の交通

統制案立案の經過

帝都交通機關の現況に鑑み、之が連絡統制の方策を確立するを急務と認め、都市研究會はその事業として帝都交通問題研究會を設置し、昭和十年一月十一日左記諸氏を委員に委嘱し、同年一月十九日以來左記研究事項及細目につき數次會合を重ね、遂に後掲の如き帝都交通統制案を得た。

委員氏名 (順序不同)

都市研究會側

理 事 池田 宏氏 理 事 渡邊 錠藏氏

同 同 佐野 利器氏 同 事 阿南 常一氏

内務省關係 藤原 俊雄氏 幹 事 山田 博愛氏

警保局長 唐澤 俊樹氏 内務技師 横木 寛之氏

帝都交通問題研究會の交通統制案

警務課長 中野 奥吉郎氏

都市計畫課長 松村 光磨氏

内務事務官 中島 清二氏

地方局長 岡田 周造氏

土木局長 廣瀬 久忠氏

内務技監 青山 士氏

大藏省關係

電氣局長 清水 順治氏

工務局長 梶井 剛氏

鐵道省關係

鐵道次官 喜安 健次郎氏

監督局 早川 慎一氏

陸運課長 民也氏

同技術課長 永田 幸氏

同業務課長 平山 孝氏

都市計畫事務官 西村 輝一氏

都市計畫地方委員會技術師 石川 荣耀氏

内務技師 佐藤 利恭氏

道路課長 新井 善太郎氏

土木局長 谷口 三郎氏

内務技師 三浦 七郎氏

第一技術課長 青木 一男氏

地方債課長 小原 正樹氏

工務課長 古川 淳三氏 工務局長 平井 喜久松氏

水道局長 原 全路氏

計画課長 東鐵運輸課長 前田 四朗氏 東京鐵道局長 池田 勝三郎氏

東京横濱電鐵株式會社 玉川電氣鐵道株式會社

運輸局 山田 新十郎氏 東鐵工務課長 松村 務氏

日黑蒲田電鐵株式會社 帝都電鐵株式會社

總務課長 警視廳關係

小田原急行電鐵株式會社 京王電氣軌道株式會社

監 小栗 一雄氏 保安部長 中里 喜一氏

西武鐵道株式會社 王子電氣軌道株式會社

交通課長 吉江 勝保氏

東京地下鐵道株式會社 東京高速鐵道株式會社

知事 橋山 助成氏 總務部長 宮野省三氏

城東電氣軌道株式會社 京濱電氣鐵道株式會社

土木部長 金子源一郎氏 庶務課長 南 孝夫氏

東京瓦斯株式會社 武藏野鐵道株式會社

道路課長 上村 爲人氏

東京乗合自動車株式會社 東京電燈株式會社

東京市關係

東武鐵道株式會社

市長 牛塚 虎太郎氏 電氣局長 後藤 梢次氏

目黑蒲田電鐵株式會社 帝都電鐵株式會社

助役 落合 豊四郎氏 電氣局長 船津 新四郎氏

小田原急行電鐵株式會社 京王電氣軌道株式會社

土木局長 近新 三郎氏 同電車課長 中村 三郎氏

西武鐵道株式會社 王子電氣軌道株式會社

同技術長 衣斐 清香氏 同自動車課長 高島 信一氏

東京地下鐵道株式會社 東京高速鐵道株式會社

同庶務課長 鈴木 榮一郎氏 同工務課長 藤田 信達氏

城東電氣軌道株式會社 京濱電氣鐵道株式會社

同道路管理課長 堀 新一氏 監查局長 平山 泰氏

東京瓦斯株式會社 武藏野鐵道株式會社

建設課長 今井 哲氏 監查局長 谷川 昇氏

東京乘合自動車株式會社 東京電燈株式會社

同道路建設課長 今井 哲氏 同監査局長 谷川 昇氏

東京地下鐵道株式會社 東京高速鐵道株式會社

同監査局長 今井 哲氏 同監査局長 谷川 昇氏

城東電氣軌道株式會社 京濱電氣鐵道株式會社

同監査局長 今井 哲氏 同監査局長 谷川 昇氏

西武鐵道株式會社 王子電氣軌道株式會社

同監査局長 今井 哲氏 同監査局長 谷川 昇氏

東京地下鐵道株式會社 東京高速鐵道株式會社

同監査局長 今井 哲氏 同監査局長 谷川 昇氏

城東電氣軌道株式會社 京濱電氣鐵道株式會社

同監査局長 今井 哲氏 同監査局長 谷川 昇氏

西武鐵道株式會社 王子電氣軌道株式會社

同監査局長 今井 哲氏 同監査局長 谷川 昇氏

東京地下鐵道株式會社 東京高速鐵道株式會社

同監査局長 今井 哲氏 同監査局長 谷川 昇氏

城東電氣軌道株式會社 京濱電氣鐵道株式會社

同監査局長 今井 哲氏 同監査局長 谷川 昇氏

西武鐵道株式會社 王子電氣軌道株式會社

同監査局長 今井 哲氏 同監査局長 谷川 昇氏

東京地下鐵道株式會社 東京高速鐵道株式會社

同監査局長 今井 哲氏 同監査局長 谷川 昇氏

城東電氣軌道株式會社 京濱電氣鐵道株式會社

同監査局長 今井 哲氏 同監査局長 谷川 昇氏

西武鐵道株式會社 王子電氣軌道株式會社

同監査局長 今井 哲氏 同監査局長 谷川 昇氏

東京地下鐵道株式會社 東京高速鐵道株式會社

同監査局長 今井 哲氏 同監査局長 谷川 昇氏

城東電氣軌道株式會社 京濱電氣鐵道株式會社

同監査局長 今井 哲氏 同監査局長 谷川 昇氏

西武鐵道株式會社 王子電氣軌道株式會社

同監査局長 今井 哲氏 同監査局長 谷川 昇氏

東京地下鐵道株式會社 東京高速鐵道株式會社

同監査局長 今井 哲氏 同監査局長 谷川 昇氏

城東電氣軌道株式會社 京濱電氣鐵道株式會社

同監査局長 今井 哲氏 同監査局長 谷川 昇氏

西武鐵道株式會社 王子電氣軌道株式會社

同監査局長 今井 哲氏 同監査局長 谷川 昇氏

東京地下鐵道株式會社 東京高速鐵道株式會社

同監査局長 今井 哲氏 同監査局長 谷川 昇氏

城東電氣軌道株式會社 京濱電氣鐵道株式會社

同監査局長 今井 哲氏 同監査局長 谷川 昇氏

西武鐵道株式會社 王子電氣軌道株式會社

同監査局長 今井 哲氏 同監査局長 谷川 昇氏

東京地下鐵道株式會社 東京高速鐵道株式會社

同監査局長 今井 哲氏 同監査局長 谷川 昇氏

城東電氣軌道株式會社 京濱電氣鐵道株式會社

同監査局長 今井 哲氏 同監査局長 谷川 昇氏

西武鐵道株式會社 王子電氣軌道株式會社

同監査局長 今井 哲氏 同監査局長 谷川 昇氏

東京地下鐵道株式會社 東京高速鐵道株式會社

同監査局長 今井 哲氏 同監査局長 谷川 昇氏

城東電氣軌道株式會社 京濱電氣鐵道株式會社

同監査局長 今井 哲氏 同監査局長 谷川 昇氏

西武鐵道株式會社 王子電氣軌道株式會社

同監査局長 今井 哲氏 同監査局長 谷川 昇氏

東京地下鐵道株式會社 東京高速鐵道株式會社

同監査局長 今井 哲氏 同監査局長 谷川 昇氏

城東電氣軌道株式會社 京濱電氣鐵道株式會社

同監査局長 今井 哲氏 同監査局長 谷川 昇氏

西武鐵道株式會社 王子電氣軌道株式會社

同監査局長 今井 哲氏 同監査局長 谷川 昇氏

東京地下鐵道株式會社 東京高速鐵道株式會社

同監査局長 今井 哲氏 同監査局長 谷川 昇氏

城東電氣軌道株式會社 京濱電氣鐵道株式會社

同監査局長 今井 哲氏 同監査局長 谷川 昇氏

西武鐵道株式會社 王子電氣軌道株式會社

同監査局長 今井 哲氏 同監査局長 谷川 昇氏

東京地下鐵道株式會社 東京高速鐵道株式會社

同監査局長 今井 哲氏 同監査局長 谷川 昇氏

城東電氣軌道株式會社 京濱電氣鐵道株式會社

同監査局長 今井 哲氏 同監査局長 谷川 昇氏

西武鐵道株式會社 王子電氣軌道株式會社

同監査局長 今井 哲氏 同監査局長 谷川 昇氏

東京地下鐵道株式會社 東京高速鐵道株式會社

同監査局長 今井 哲氏 同監査局長 谷川 昇氏

城東電氣軌道株式會社 京濱電氣鐵道株式會社

(一) 連絡

(四) 既免許線ノ敷設順序

二 交通統制案の要旨

1. 電鐵相互ノ連絡
2. 停車場其ノ他ノ設備ノ共用
3. 駅前廣場ノ新設改善
4. 鐵道、軌道、バス間ノ連帶運輸

口 相互乗入れ

イ 相互乗入れ

ロ 相互連絡

ハ 道路占用物ニ對スル措置

カナルモ其ノ概要左ノ如シ

(一) 統制案ノ要領

(二) 統制案ノ要旨

(三) 統制案ノ要旨

(四) 既免許線ノ敷設順序

(五) 統制案ノ要旨

(六) 統制案ノ要旨

(七) 統制案ノ要旨

(八) 統制案ノ要旨

(九) 統制案ノ要旨

(十) 統制案ノ要旨

(十一) 統制案ノ要旨

(十二) 統制案ノ要旨

(十三) 統制案ノ要旨

(十四) 統制案ノ要旨

(十五) 統制案ノ要旨

(十六) 統制案ノ要旨

(十七) 統制案ノ要旨

(十八) 統制案ノ要旨

(十九) 統制案ノ要旨

(二十) 統制案ノ要旨

(二十一) 統制案ノ要旨

(二十二) 統制案ノ要旨

(二十三) 統制案ノ要旨

(二十四) 統制案ノ要旨

(二十五) 統制案ノ要旨

(二十六) 統制案ノ要旨

(二十七) 統制案ノ要旨

(二十八) 統制案ノ要旨

(二十九) 統制案ノ要旨

(三十) 統制案ノ要旨

(三十一) 統制案ノ要旨

(三十二) 統制案ノ要旨

(三十三) 統制案ノ要旨

(三十四) 統制案ノ要旨

(三十五) 統制案ノ要旨

(三十六) 統制案ノ要旨

(三十七) 統制案ノ要旨

(三十八) 統制案ノ要旨

(三十九) 統制案ノ要旨

(四十) 統制案ノ要旨

(四十一) 統制案ノ要旨

(四十二) 統制案ノ要旨

(四十三) 統制案ノ要旨

(四十四) 統制案ノ要旨

(四十五) 統制案ノ要旨

(四十六) 統制案ノ要旨

(四十七) 統制案ノ要旨

(四十八) 統制案ノ要旨

(四十九) 統制案ノ要旨

(五十) 統制案ノ要旨

(五十一) 統制案ノ要旨

(五十二) 統制案ノ要旨

(五十三) 統制案ノ要旨

(五十四) 統制案ノ要旨

(五十五) 統制案ノ要旨

(五十六) 統制案ノ要旨

(五十七) 統制案ノ要旨

(五十八) 統制案ノ要旨

(五十九) 統制案ノ要旨

(六十) 統制案ノ要旨

(六十一) 統制案ノ要旨

(六十二) 統制案ノ要旨

(六十三) 統制案ノ要旨

(六十四) 統制案ノ要旨

(六十五) 統制案ノ要旨

(六十六) 統制案ノ要旨

(六十七) 統制案ノ要旨

(六十八) 統制案ノ要旨

(六十九) 統制案ノ要旨

(七十) 統制案ノ要旨

(七十一) 統制案ノ要旨

(七十二) 統制案ノ要旨

(七十三) 統制案ノ要旨

(七十四) 統制案ノ要旨

(七十五) 統制案ノ要旨

(七十六) 統制案ノ要旨

(七十七) 統制案ノ要旨

(七十八) 統制案ノ要旨

(七十九) 統制案ノ要旨

(八十) 統制案ノ要旨

(八十一) 統制案ノ要旨

(八十二) 統制案ノ要旨

(八十三) 統制案ノ要旨

(八十四) 統制案ノ要旨

(八十五) 統制案ノ要旨

(八十六) 統制案ノ要旨

(八十七) 統制案ノ要旨

(八十八) 統制案ノ要旨

(八十九) 統制案ノ要旨

(九十) 統制案ノ要旨

(九十一) 統制案ノ要旨

(九十二) 統制案ノ要旨

(九十三) 統制案ノ要旨

(九十四) 統制案ノ要旨

(九十五) 統制案ノ要旨

(九十六) 統制案ノ要旨

(九十七) 統制案ノ要旨

(九十八) 統制案ノ要旨

(九十九) 統制案ノ要旨

(一百) 統制案ノ要旨

(一百一) 統制案ノ要旨

(一百二) 統制案ノ要旨

(一百三) 統制案ノ要旨

(一百四) 統制案ノ要旨

(一百五) 統制案ノ要旨

(一百六) 統制案ノ要旨

(一百七) 統制案ノ要旨

(一百八) 統制案ノ要旨

(一百九) 統制案ノ要旨

(一百十) 統制案ノ要旨

(一百十一) 統制案ノ要旨

(一百十二) 統制案ノ要旨

(一百十三) 統制案ノ要旨

(一百十四) 統制案ノ要旨

(一百十五) 統制案ノ要旨

(一百十六) 統制案ノ要旨

(一百十七) 統制案ノ要旨

(一百十八) 統制案ノ要旨

(一百十九) 統制案ノ要旨

(一百二十) 統制案ノ要旨

(一百二十一) 統制案ノ要旨

(一百二十二) 統制案ノ要旨

ハ其ノ意見ヲ徵シ實行スルコトシタリ

二〇八

(3) 株式會社設立ノ方法

現存各事業ノ合併現物出資又ハ買收等ニ依リ株式會社ヲ新設スルコトスルモ合併ニ當リテハ各事業ノ投資額ト收益狀況ヲ精査シ其ノ成績ニ應シテ新設會社ノ株式ヲ交付スルモノトシ新設會社ノ資本總額ハ現存各會社ノ合計資本額ヲ超過セナルコトトシ資本ニ對スル配當率ハ現在以下ニ低下スルコトナキヲ期シタリ

(4) 兼業又ハ附帶事業ノ處置

軌道、鐵道、バスノ各事業者ハ大抵何等カノ兼業又ハ附帶事業ヲ營ムモノ多シ之等ハ原則トシテ新設會社ニ引繼クコトシタリ

(5) 國有鐵道問題

國有鐵道ニシテ東京都市計畫區域内ニ於ケル交通ヲ主タル目的トスルモノハ新設會社ノ經營ニ合一スルコトカ統制上必要ナルモ本案ニ於テハ合一ノ方針ヲ明ニシタルモ差當リハ運輸協定ニ依ルコトシタリ

一 投資額

概要(昭和十一年一月十日現在)

軌道及鐵道事業		六一三、二五七 千圓
自動車運輸事業		三九、八七七
合計		六六三、一三四
營業收入	營業費	九七、七九二 千圓
差引(營業上ノ益金)		四六、一四五
		五一、六四七

營業上ノ益金ノ處理		六一三、二五七 千圓
借入金利子	諸償却金	一八、一二五 一一、六六〇
再差引(純益金)		二一、八七二
法定準備金等		三、二八一
配當金(年五分ノ割)		八、四二一
東京市へ納付金		三、三六〇
減債基金積立金		六、八二〇

(三) 東京及其ノ附近ニ於ケル交通統制ニ因ル利益ノ概要

- 1 無用ノ競争ヲ避ケテ誘致費ヲ節約スルコトカ出來ル
- 2 二重投資ヲ避ケテ資本効率ヲ高メルコトヲ得ル
- 3 需品ノ購入カ樂ニナツテ經費ヲ節約スルコトカ出來ル
- 4 修繕設備ヲ整理シ得ルノミナラス修繕能率ヲ高メルコトカ出來ル
- 5 金融業者カラ厚イ信用ヲ受ケ有利ニ資金ヲ利用ス

(5) 東京市トノ關係
市電ニ付テハ東京市債ノ全部ヲ新設會社ニ引受ケン

ムルコト能ハサルヘキニ依リ一部ハ市債トシテ殘存スルコトナルヘシ

然レトモ新設會社ノ利益カ一定限度ヲ超過シタル場合ニハ其ノ超過利益ノ一部分ヲ東京市ニ納付セシム

ルコトシタルニ依リ其ノ償還ハ確保セラルヘシ

(7) 統制法律ノ制定

此ノ統制ヲ實現スル爲ニハ特別ノ法律ヲ必要トスヘキニ依リ其ノ要綱ヲ案シタリ

(8) 統制會社ニ於テハ別途研究中ニ係ル高速鐵道網及鐵道、軌道ノ線路網整理ノ案ニ準據シテ郊外部ト都心部トノ連絡ヲ圖リ得ヘキ箇所及既營業線ニシテ相互

乘入運轉ヲ爲シ得ル箇所ニ付適當ナル施設ヲナシ如實ニ統制ノ效果ヲ發揮スヘキモノトセス

(二) 統制案ニ依ル統制會社ノ起業目論見ノ

6 従事員ヲ彼此融通シテ運輸ノ繁閑ニ善處スルコト
ルコトカ出來ル

7 車輛ノ運用カ樂ニナツテ運輸ノ繁閑ニ善處スルコ
トカ出來ル

得ルコトニ因リ全交通機關ノ益金ノ一部ヲ市民ニ
還元セシメルコトニナル

三 東京市及其の附近に於ける 交通統制案要綱並交通統制 に關する法律案要綱

8 總係費ヲ節約スルコトカ出來ル

9 列車運行ヲ整備シテ重複運轉ヲ避ケ以テ營業費ヲ
節約スルコトカ出來ル

10 経営ニ餘裕ヲ生シ從ツテ従事員ノ待遇ヲ改善シ且
福利施設ヲ爲シ得ル

11 將來無用ノ路線カ出現スルコトヲ防キ得ル

第三 東京市電ノ立場ヨリ觀テ

1 多額ノ缺損ヲ生シツツアル現在ノ窮境ヲ打開スル
コトカ出來ル

2 此ノ儘テ行ケハ將來市氏ノ負擔カ益々増大セント
スル趨勢ニ在ルカ統制ニ依リ之ヲ阻止スルコトカ
出來ル

3 統制會社ノ超過益金ノ一部ヲ東京市ニ支拂フ受ケ

而して東京市及其の附近に於ける交通機關は、多種
多様にして、長短の路線相交錯し、加ふるに之を運用
するに實に數十に上る經營主體を以てするの實情に在
る之が連絡統制を圖りて、利用者の不利不便を除去し、
經營の合理化を期せんには各種の方策を考へ得べしと
雖も如上全交通機關を打て一丸とする單一の經營に歸
せしむるに非ざれば到底徹底を期し難いものと認めら
るゝといふ見地の下に帝都交通問題研究會が考究策定
されたものが左記(一)「東京市及其ノ附近ニ於ケル交
通統制案要綱」である。而してまた之が實現には特段
なる立法の必要あるのみならず、進で大都市に於ける
交通事業統制の緊要なるは啻に東京市及其の附近に止

らざるを以て、右立法については廣く「交通統制ニ關
スル法律」を制定するを適切なりと認め、その案の要

綱を定めたのが左記(二)である。

(一) 東京市及其ノ附近ニ於ケル交通統制

案内要綱

一 東京市及其ノ附近ニ於ケル交通機關及之ニ關聯ス
ル事業ヲ統制スル爲一ノ株式會社ヲ新設ス

政府ハ設立委員ヲ命シ新設會社ノ設立ニ關スル一切

ノ事務ヲ處理セシム

二 統制スヘキ交通機關及之ニ關聯スル事業ノ範圍ハ
左ノ通トシ合併、現物出資又ハ買收ノ方法ニ依リ新
設會社ニ統合ス

1 東京都市計畫區域内ニ起終點ヲ有シ又ハ之ヲ經過
スル地方鐵道、軌道及自動車運輸事業ノ全部、但
シ事情ニ因リ別途經營ヲ可トスルモノハ之ヲ切離
スコトアルヘシ

2 地方鐵道、軌道及自動車運輸事業ノ兼業及附帶事
業ノ全部但シ事情ニ因リ別主體トシテ之ヲ切離ス
スコトアルヘシ

園ヲ限定スルモノトス

- 4 新設會社ノ投資額、統制セラルヘキ事業ニ交付ス
ヘキ株式額、債務ノ承繼及其ノ範圍竝ニ前號ノ控
除額ハ交通統制委員會ニ諸問シ政府之ヲ認可ス
四 新設會社ハ預金部資金其ノ他低利資金ノ融通ヲ受
ケ得ルモノトス

五 地方鐵道補助法ノ規定ニ依ル有資格鐵道ハ新設會

- 社ニ統制後ニ於テモ政府ノ補助ヲ受ケ得ルモノトス
六 新設會社ハ其ノ年度毎ノ純益金カ一定率ノ配當資金（法定準備金其ノ他ヲ含ム）ヲ超過スル場合ニ於
テハ左ノ算式ニ依リ計算シタル金額ヲ一定期間ヲ限
リ東京市ニ支拂フコトヲ得

(超過純益金)×

(東京市ノ投資額)-(東京市ニ對スル交付株式額)

(新設會社ノ投資額)

- 前項ニ依ル配當資金、支拂金ノ使途及期間ニ付テハ
交通統制委員會ニ諸問シテ之ヲ定ムルモノトス

- 東京市長ハ一定數ノ重役ヲ任命スルコトヲ得

- 七 新設會社ニ政府ノ任命ニ係ル參與會ヲ設置シ左ノ

事項ヲ諸問ス

1 運賃又ハ料金ノ制定又ハ變更

2 商法第百九十九條ニ掲ケタル書類ノ作製

3 前各號ノ外事業經營上重要ト認ムル事項

參與會ハ事業經營ニ關シ會社ノ機關ニ意見ヲ述フ

ルコトヲ得

(二) 交通統制ニ關スル法律案要綱

- 一 政府ハ交通事業統制ノ爲地方鐵道事業、軌道事業、自動車運輸事業及其ノ他勅令ヲ以テ指定スル事業ヲ經營スル者ニ對シ左ノ事項ヲ命令シ得ル旨竝ニ其ノ命令實行ニ伴フ當事者間ノ協議調ハサル場合ニ於テハ申請ニ依リ政府之ヲ裁定スル旨ノ規定ヲ設クルコト

1 會社ノ合併

2 買収又ハ譲渡

3 共同經營

4 營業又ハ運轉ノ管理

5 事業ノ全部又ハ一部ノ廢止

- 6 線路又ハ設備ノ新設、變更、廢止又ハ共用
7 運賃ノ變更又ハ連絡若ハ直通運輸其ノ他ノ運輸上ノ協定

8 前各號ノ外交通統制上必要ト認ムル事項

- 二 一定ノ地域ニ亘ル交通事業ノ全部又ハ大部分ヲ統制スル會社（以下統制會社ト稱ス）成立スル場合ニ關シテハ左ノ規定ヲ設クルコト

- (一) 政府ハ必要アリト認ムルトキハ設立委員ヲ命シ統制會社ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシムルコトヲ得ルコト

- (二) 統制會社ハ配當率ヲ異ニスル株式ヲ發行スルコトヲ得ルコト

- (三) 統制ニ因リテ解散スル會社ハ統制會社ノ株式ヲ以テ殘餘財產ノ分配ヲ爲スコトヲ得ルコト

- (四) 國及公共團體ハ統制會社ノ株式ヲ取得スルコトヲ得ルコト

- (五) 統制ノ爲ニスル左ノ事項其ノ他之ニ關聯スル事項ニ付テハ國稅地方稅ヲ免除スルコト

名古屋市内交通機關買収統制の経過

一 民營交通事業買収統制の動機

久しく都市交通の王座に君臨し、多大の資本を投じ
都市發展に貢献して來た市營電車は今や深刻なる經營
難に陥り慘憺たる情勢に在り、その由來する處の原因
は種々難多であらうけれど、(一)打續く一般財界の不
況、(二)新興交通機關特に乗合自動車の急激なる發達
(三)各種交通機關の亂立と、その競争による收入減少
並經費の増加、(四)建設費の膨脹に基く財政的重壓等
は其の主なる原因として擧げることが出来る。我名古
屋市電の情勢も亦その通りである。

抑々當市電氣局軌道部の創設は大正十一年八月一日

名古屋電氣鐵道株式會社より其事業の内、市部に屬す
る部分を買収して開業したのを其濫觴とするもので
ある。

市營後數ヶ年は次表の如く順調に経過した。

年 度 别	乘 客 數		乘 車 収 入
	一ヶ年	一 日	
大正十二年度	八五、七四、三四	二三、八〇、一六	三、三〇、三一
大正十三年度	九一、五九、五〇	二三〇、七九	三、五一、六四
大正十四年度	九四、六六、二〇	三五、八三、三、六六、二六	九、九六
昭和元年度	九九、〇九、三六	三二、九〇、三、八四、五〇	一〇、四〇

昭和元年度には實に殆んど一億の乗客を市電に收め得たけれど、翌二年度には市電豫ての懸案たる乗車料

の値上を實施することとなつたので之を機會に此頃新に生れた乗合自動車會社が拾錢均一バスの營業を開始し續いて既設バス會社も一系統拾錢均一に料金の値下を斷行した爲め市電は愈その打撃を受けて市營以來逐年増加して來た乗客人員も遂に漸落の歩調を辿るに至り、昭和三年には九月頃迄に赤バス、中央バス、銀バス、巴バス、尾電バス等七會社十五路線が相前後して開業し既設名バス、循環バスと共に市電の蠶食を始めた。併も昭和四年八月には民間各バス會社は一齊に料金の値下げ(八錢均一)を實施するに至り、市電の乗客は此の時既に昭和元年度最高潮期の九千九百萬人に減少を招來した。

民營バスの壓迫に堪へかねた市電は自衛上夙に市營バス運轉の出願を了し疾くに許可を得べかりしに不拘政争の禍に會ひ昭和四年十二月漸く許可を得て翌昭和五年二月一日、市營バスはその開業を見るに至つたの

である。

そして市營バスは電車と同一料金たる低廉無比の六錢均一を以て民營バスと抗争し之をブッ倒すべく華々しく門出をしたが邯鄲の夢の間も僅かに八日にして民營バスも是が對抗策として料金の再値下げを斷行したので市營バスの門出は寧ろドラ息子の出産と化してしまつたのみならず、此秋民營乗合自動車は雨後の筈の如く簇生し、我市域内に勿驚二十二會社を算するに至つた。是が爲さなきだに一般の財界不況に禍されたる我市電は愈其影響を大きくしたのである。

昭和五年度末には前年度に比し乗客數に於て千六百餘萬人を減じ、乗車料收入に於て九十餘萬圓の穴を開けてしまつた。

市營電車の運轉系統の變更、サービスの改善策、諸経費の節減は云ふまでもなく果ては市營バスの血みどろの對抗競争も更に效果なく、昭和七年度末計算によれば乗客數六千三十數萬人、乗車料收入三百二十數萬圓に下り將に底を突きたる感あるも恢復の曙光は更に

不明であり、亂舞叫喚する乗合自動車の乗客争奪戦は益々猛烈となり、彼の名古屋驛前バス駐車場に於ける公私營バスの乗客争奪状況は恰も敵前砲陣を布けるが如く又恰もバスボデー見本陳列場の如き奇觀を呈したるは此秋であつた。市電は勿論競争の民營會社と雖も利益なく公私共に全くの經營難に陥り、市電は遂に最も忌むべき、最も愚策なる人件費節減に手を着けなければならぬまでに行詰つてしまつた。高級職員は退職を已むなくされ、或は減俸に會はされ又或時は六拾幾名も大量離職を敢てした。今日の同僚は明日は東に西に袖を別かたなければならぬ羽目となつた。

我市電經濟が如何に行詰つて來たかを知るために、昭和八年度に於ける市電財政の現況を數字を追つて之を検討して見よう。

(イ) 収支の状況

一、總収入
六、三九、九九、九九

内訳
電車使用料

今收支の均衡を見るに營業より得たる利益則ち營業収入より支出を差し引いたる残額は公債利子及自動車消却積立金を支辨し得れども是以上の債務又は經費を皆済する餘力なく所謂赤字公債及改良費公債を募入して收支の均衡を保持するの状態にあつたのである。

(ロ)乗車人員収入及乗合自動車の影響
電氣局の如き財政難の状況は昭和四年以來の事にして其の主たる原因が一般財界の不況と乗合自動車

の競争とありし事は度々記述したる處にして数字を以て示せば次の通りである。

年 次	電車乗車人員	電車乗車収入	市管乗車人員	市管乗車収入	同上 収入	乗車人員
大正十二年	八千九百三十一人	三、三〇四、二六・六	内、五十九人	三、三〇四、二六・六	同上	内、五十九人
大正十三年	九千五百九百零一人	三、三〇四、二六・六	内、五十九人	三、三〇四、二六・六	同上	内、五十九人
大正十四年	九千五百九百零四人	三、三〇四、二六・六	内、五十九人	三、三〇四、二六・六	同上	内、五十九人
昭和元年	九千五百九百零八人	三、三〇四、二六・六	内、五十九人	三、三〇四、二六・六	同上	内、五十九人
二 年	九千五百九百零九人	三、三〇四、二六・六	内、五十九人	三、三〇四、二六・六	同上	内、五十九人
三 年	九千五百九百一十八人	三、三〇四、二六・六	内、五十九人	三、三〇四、二六・六	同上	内、五十九人
四 年	九千五百九百二十一人	三、三〇四、二六・六	内、五十九人	三、三〇四、二六・六	同上	内、五十九人
五 年	九千五百九百二十六人	三、三〇四、二六・六	内、五十九人	三、三〇四、二六・六	同上	内、五十九人
六 年	九千五百九百三十五人	三、三〇四、二六・六	内、五十九人	三、三〇四、二六・六	同上	内、五十九人
七 年	九千五百九百三十四人	三、三〇四、二六・六	内、五十九人	三、三〇四、二六・六	同上	内、五十九人
八 年	九千五百九百三〇人	三、三〇四、二六・六	内、五十九人	三、三〇四、二六・六	同上	内、五十九人

(ハ)公債年賦償還の状況

電氣事業公債は八年度末に於ける總額一四、五五五、六七一圓であつて將來二十箇年内に年三分二厘乃至四

分五厘の利子を支拂ひ年賦を以て償還をするものである。公債年賦償還の状況は既往十一箇年内に起債一千八百八十八萬八千圓に對し償還額四百三十三萬二千

圓であつて差引未償還額は二千四百五十五萬六千圓である。是將來二十箇年内に皆済すべき總額であつて殊に九年度以降の十三箇年間は百萬圓以上二百五十萬圓を償還せねばならぬから電氣局財政の現勢では到底清算の目途を想定し難きものである。

次に收支の均衡に就て他都市の状況を瞥見すると五大都市の内京都市を除くの他は皆自動車の競争と不景氣とに影響せられて其華かなりし時代には利益金より公債の元利を支拂ひ尙建設改良に投下する餘裕のあつた向も擧て營業費以外の必要費を支辨し能はざる窮状

不足金補填の方法

都 市 別 前表による 不足額 改良建設費 其他の支出

不足額合計 不足額 补填方法

東 京	九千五百九百三十一人	一、八四一、七六円	五、七九八、二五七円	一、七一〇、九〇円	一、四、一六、八四七円	翌年度歳入繰上充用
大 阪	三、九〇〇、九〇円	九〇〇、六四円	一、六四、六四円	一、五四、四〇円	一、四、一六、八四七円	電燈事業其他ヨリ繰入
横 濱	一、六四、四〇円	六三、三四円	五〇、〇三九円	一、三三、八四円	一、三三、八四円	整理公債發行
名 古 屋	五三、一三〇円	七三、一五六円	一六三、二九八円	一、四六、五八五円	一、四六、五八五円	同
京 都	一、九六、三〇六円	一、三三〇、三六八円	一、一三三、〇八一円	一、一三三、〇八一円	一、四九、一三〇円	失業應急事業公債發行

註 △印は不足額を示す

是によつて見るも明である如く京都市の他は皆赤字であつて改良費すら支出するの餘裕なく、神戸市は其地形にも依るなるべきも京都市に次いでの成績を維持す。名古屋の如きも他の四都市に較べては病根腹背に徹する程に到らず今にして其方法を講ずるならば赤字を削減することも亦困難ならずと考へらる。

然らば當市電氣局赤字財政打開の方策如何？競争を被むる民營乗合自動車會社の買收統制にあること自ら明瞭である時に於て、特に統制を緊急須要なりとする理由に市街に對する自動車路線新設の要求熱烈な

一事あり。即ち新路線の要求實に廿數線、その營業杆程五十餘杆に及ぶ。都市百萬の人口は年々發展して日に月に田園耕地を拓きて市街を形成しつゝあれども、電氣局の財政は遠に是等の需要を満して交通網の發達を期するを許さず、故に會社買收によりて市街中央部に混線雜踏する乗合自動車を整理し其餘剩車を驅つて是等新市部方面の需要に應することは、有無相償ひ以て他面市の財政にも貢献する所多かるべしと信ず。爰に於て當市は遂に市内交通機關の一大統制の躋を決めたのである。

一 買收統制に關する市會關係

(1) 公益企業調査委員會（昭和七年二月廿七日成立）當市内交通機關の統制問題が市會に於て始めて具體化したのは、公益企業調査委員會設置に關する建議書が提出された昭和七年二月廿七日の市會であつて、本建議に基き、本委員會は設置され、調査審議の結果

果、電氣事業に關して、「電氣局の赤字を防止するのに先にするを得策」とし云々との成果を得た。

(2) 交通機關統制に關する調査委員會（昭和七年八月六日成立）本委員會に於ては、交通機關の統制方法

に關して慎重審議の結果、民營バスは買收の上、市營とすべきでありますと意見一致し、次の如く決議せられた。

「交通政策の合理化と市電經濟の更生を圖らんが爲め、相當なる價格を以て、民營バスを買收し統制するを適當と認む、右決定す。」

(3) 意見書（昭和八年十二月十四日採擇）「本市交通事業整備の爲め市營交通事業を調査し、其の路線の新設變更等に關する計畫を立て、並に市内民營交通事業を調査し以て、市内交通事業統制に關し適當なる處置をなすは本市に於ける目下喫緊なる事業なりと信す。仍て市長は、速かに其の實行を期せらるべし」との内意を有する意見書が採擇になつたのは、昭和八年十二月十四日の市會であつた。

(4) 臨時市政調査委員會（昭和九年五月廿四日成立）昭和九年五月廿四日設置にかかる臨時市政調查委員會の規程に基き、第七部委員（電氣、水道關係委員）は、慎重調査の上「市内交通機關の統制、殊に乗合自動車會社の買收は、緊急必要の事なるを以て速

かに實現せられんことを望む、統制の順序は中心地帯を先にするを得策」とし云々との成果を得た。

(5) 民營バス買收調査臨時委員會（昭和十年二月十二日）民營バス買收については、當局の躋も決り、市會方面の意見も各種委員會を経て一致し、旁々監督官廳の慾望もあり、又、他面、會社側に於ても、「交通事業の公共的性質に鑑み、之を全部市營に譲渡し、市内交通機關の市營に依る統制ある發達と合理的經營を希望し、之に寄與せんとする意向の者多數現はるゝに及び財界有力なる第三者の介在を得て、交渉を重ねるに至つた。

斯くて、交渉も頗る進捗せるを以て、之が最後的解決を圖る爲め、市長は、諸問委員會設置の提案をなし、昭和十年二月十二日の市會に於て、可決せられ、民營バス事業買收調査臨時委員會が成立した。

本委員會は、其後數度の會合を重ね、諸問に答へるところあり、昭和十年十一月十三日遂に名古屋乗合自動車株式會社と譲渡契約を締結するに至つた。

(6) 買収案上提市會

(イ) 昭和十年十一月十六日の本市會に、名古屋乗合自動車事業買収に關する契約締結の件、同買收費公債條例設定の件、昭和十年度、名古屋市電氣軌道事業費歲入、歲出追加豫算、昭和十年度名古屋市歲入、歲出追加豫算の各議案は上提せられたり。

提案は十一名の調査委員付託となつた。
(ロ) 各議案を付託された委員會は、會議を重ねる事六回、殆んど連日買収の大綱について、買収の内容に就いて、特に買収價格算定には微細な検討のメスを進め、又或る時は會社の現場を視察し、一々實地につきその財産を評價し、文字通り慎重審議の上、本會議に於て委員長は、少數意見を保留して大多數原案賛成の旨報告された。

(ハ) 昭和十年十一月三十日市會、
一、同日午後三時五十五分開議、議員總數六十二名

出席議員五十四名。

二二二

一、昭和十年十一月十六日本市會に上提、委員付託となつた議案につき、委員長より少數意見を保留して、大多數原案賛成を報告した。

一、委員會の採擇の時に於て原案反對並原案修正の少數意見を留保したる委員の意見發表があつて、二讀會に入つた。

一、二讀會に於て、原案反對の決を採つたが少數のため否決され、更に原案修正の初會議も亦、少數のために否決され、茲に原案可決（三讀會省略）した。

昭和十一年四月廿一日午後六時廿五分原案可決した。

尙、赤バス、中央バス、中村バス三會社の第二期買收の場合に於ける市會關係も上述、名バスの場合と大同小異の經緯を以て終了した。

昭和十一年四月廿一日午後六時廿五分原案可決した。

三 買 収 の 内 容

買収それ自體に直接關係ある諸般の事項を本章に集め、「買収の内容」と名づけて之を記録して見よう。

(1) 被買收會社營業路線料程

第一期買收

名古屋乗合自動車株式會社（俗稱名バス）四九・五糸

第二期買收

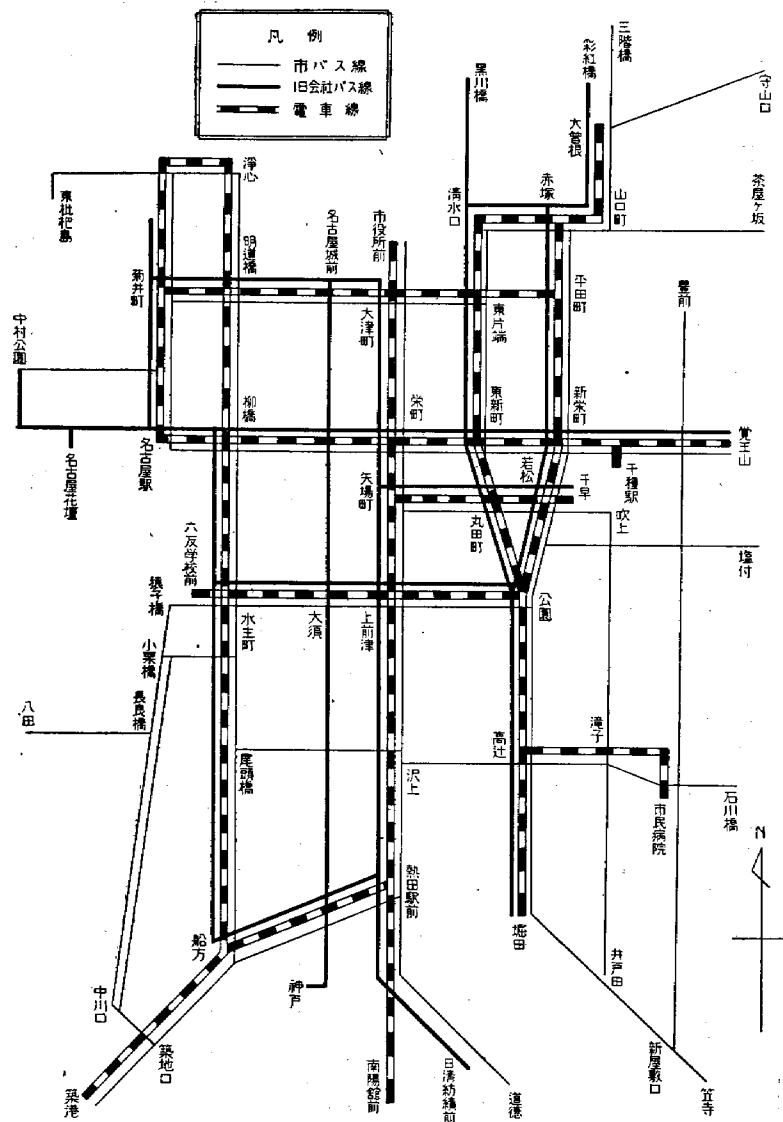
愛知乗合自動車株式會社（俗稱赤バス）六・四糸
中央乗合自動車株式會社（俗稱中央バス）一七・九糸

中村電氣軌道株式會社（俗稱中村バス）

自動車部	四・〇糸
軌道部	三・一糸
合計	バス路線 七七・八糸
軌道路線	三・一糸

(2) 各社營業路線の地位

名古屋市主要交通路線圖



たるものである。

(C) 中央バスの營業路線は、二つの運轉系統を形成す。

何れも名古屋驛を起點とすれ共、その内、二系統は價値勘く、只、大津町廻り内田橋線は、赤バスの營業路線が東西貫通の「メン・ストリート」なるに對し、本路線は南北貫通のそれにして、特に熱田神宮參拜には便宜なる路線である。

正に、中央バスの弗函がある。

(3) 會社運輸成績表

(名バスは九年度)
(其の他の九年度)

(D) 中村バスの營業路線は、名古屋驛を起點とし、中村公園を終點とする系統と、途中、同一資本系統に屬する土地會社經營の名古屋花壇より折り返し運轉をする系統の二つを形成するものにして、市、西部に於ける無上の運輸路線にして、乗客資源としては中村公園への遊覽者、豊國神社への參拜者、その他、かの有名な不夜城、中村遊廓がある。

路線長は極めて短かく、従つて、經濟的價値、亦、相當なものがある。

社名	名バス	赤バス	中央バス	電車	中村	電	車	電	バス
營業路線長 年收 所有車輛數 運轉車數 乘客數 (四) 年收	四・五〇 三・三三 一・五〇〇〇〇〇 一・四五〇〇〇〇 三・一六五〇〇〇 一・四五三・四〇・〇〇	六・四〇 二・三三 一・四五〇〇〇〇 一・一〇四・五〇〇 一・一〇四・五〇〇 一・一〇四・五〇〇	一・七・九〇 一・八 一・六六 一・一六六 一・一六六 一・一六六	三・一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇	四・〇〇 五・四〇〇 一・七・九〇〇 三・三・一〇〇 三・三・一〇〇 一・一・一・一〇〇	一・七・九〇 一・八 一・六六 一・一六六 一・一六六 一・一六六	一・七・九〇 一・八 一・六六 一・一六六 一・一六六 一・一六六	一・七・九〇 一・八 一・六六 一・一六六 一・一六六 一・一六六	一・七・九〇 一・八 一・六六 一・一六六 一・一六六 一・一六六

(4) 會社拂込資本金の利廻表

(其名
他
——
十九
年
度)

買收價格表

社
名
監督事務員
運轉手車掌

一言にして言へば、社會的妥當性を有する價格を算出することに歸す。

此度、當局が採つた豫備計算としての買收價格算定の方法を列舉すれば、大要、左記の通りである。

(8) 買收價格算定方法

買収交渉に際し、最も重要な事項は買収價格決定の折衝である。従つて、價格の豫備計算は、買収者、被買収者何れを問はず、慎重に、微細に、要領宜しく算出しなければならぬ。要領宜しくとは、誰が見ても先づ無難なりと首肯し得る價格を算定する事である。

の宿望たる商賣替を達せんとするに在るらしい。

自動車乗務員異動表（昭和十一年七月一日現在）

電車乗務員現在表

市電名バス三社新採用計

市バス名バス三社新採用計

電車引繼乗務員異動表

自動車引繼乗務員異動表

在籍人員引繼人員退職人員現在

(1) 収入支出差益に關する統制後最初の年度、即昭和十一年度豫算と前年度豫算との比較を見るに

豫算比較調
電車の部

收 入

支 出

科	日	昭和十一年度	昭和十一年度	昭和十一年度	増 減
電車公債費	目	一、二八、三四円	三、五三、二三円	三三、六六円	四、三七
車輛新調費	目	一、七九、八三円	一、七九、七三円	一、七九、五四円	二、七九
自動車公債費	目	三二、八四円	三二、八四円	三二、八四円	零
自動車事業費	目	四、四五	一三、六七	△六、五三	七
備考		(△印は減を示す)			

(2) 統制後に於ける（イ）電車並自動車の運轉車輛三四〇、二〇〇圓を計上してゐる。
輪、運轉軸數（ロ）乗客數（ハ）乗車料金の各表を比較研究する時、電車は前年に比し運轉軸數月平均七分五厘の増加に對し、乗客數は九分一厘、乗客收入は八分七厘の増加を來してゐる。自動車は前年に比し運轉軸數月平均八割三分七厘の増加に對し、乗客數は

右利益金處分
(△印は減を示す)

十一割六分九厘、乗客收入は十二割九厘の増加を來し

成績の向上を認める事が出来る。

11月11日

自動車運轉成績表

月次	買收		後		前		年		比 較 増 減	
	運轉車數	運轉杆數								
一ヶ 月 一 日	一 ヶ 月	一 日								
二 年 一 月	一 ヶ 月	一 日								
二 年 二 月	一 ヶ 月	一 日								
三 月	一 ヶ 月	一 日								
四 月	一 ヶ 月	一 日								
五 月	一 ヶ 月	一 日								
六 月	一 ヶ 月	一 日								
計										

電車運轉成績表

月次	買收		後		前		年		比 較 増 減	
	運轉車數	運轉杆數								
月次 一ヶ月 平均	一 ヶ月 一日									
一 年 一 月	一 ヶ月	一 日								
二 年 二 月	一 ヶ月	一 日								
三 月	一 ヶ月	一 日								
四 月	一 ヶ月	一 日								
五 月	一 ヶ月	一 日								
六 月	一 ヶ月	一 日								
計										

自動車

市名	在籍車		統制前		在籍車		統制後		運轉車	
	一 台									
市 赤 中 央 村 計	一 台									
市 赤 中 央 村 計	一 台									
市 赤 中 央 村 計	一 台									

買收後の成績表(乗客数)

月別	算定	實績	增減	%	十年實績		十一年と十年との比較増減	
					人	人	人	人
一 年	五、七三、九〇	五、八二、七三	九、九、九人	一・九	五、五、九〇	五、五、九〇	二、八、九三	五・二
二 年	四、六二、五二	四、六四、三三	一、一、九人	一・九	四、六、一	四、六、一	一、一、九人	六・六
三 年	五、五、一〇、一四〇	五、六、七、六六	一、一、九人	一・〇	五、五、一〇、一〇	五、五、一〇、一〇	一、一、九人	七・六

四	K'一K'100	K'二K'104	500	10%	400	400
* 大 計	赤バス 中村バス 市営バス 計	大バス 大バス 大バス 計	500 500 500 計	100 100 100 計	400 400 400 計	400 400 400 計
月平均	500	500	500	500	400	400

月平均

*印は二十四日より赤バス、中村バス 二十六日より中央バス接收

買收後の成績表(乗車料)

年 動 車

月別	豫 算	實 繢	増 減	%	十 年 實 繢	十一 年と十年 との比較増減
一	100,000	100,000	0	0	100,000	0
二	100,000	100,000	0	0	100,000	0
三	100,000	100,000	0	0	100,000	0
四	100,000	100,000	0	0	100,000	0
* 五	100,000	100,000	0	0	100,000	0
六	100,000	100,000	0	0	100,000	0
計	100,000	100,000	0	0	100,000	0
月平均	100,000	100,000	0	0	100,000	0

月別	豫 算	實 繢	増 減	%	十 年 實 繢	十一 年と十年 との比較増減
一	100,000	100,000	0	0	100,000	0
二	100,000	100,000	0	0	100,000	0
三	100,000	100,000	0	0	100,000	0
四	100,000	100,000	0	0	100,000	0
* 五	100,000	100,000	0	0	100,000	0
六	100,000	100,000	0	0	100,000	0
計	100,000	100,000	0	0	100,000	0
月平均	100,000	100,000	0	0	100,000	0

*印は二十四日より赤バス、中村バス 二十六日より中央バス接收

公債償還状況表

モ	一、九月、一〇〇・〇〇	一〇、七月、七〇〇・〇〇	五九、〇六・〇〇	一、五月、一六八・〇〇
三	二、一月、八〇〇・〇〇	八、六月、一〇〇・〇〇	四九、一月、八〇	二、五月、七〇〇・〇〇
三一	二、五月、九〇〇・〇〇	六、五月、一〇〇・〇〇	五九、五月、三〇	二、五月、九〇〇・〇〇
三二	二、五月、九〇〇・〇〇	三、六月、九〇〇・〇〇	一、五月、四〇〇	二、五月、九〇〇・〇〇
西	二、六月、八〇〇・〇〇	一、十月、八〇〇・〇〇	一、六月、一〇〇	二、六月、八〇〇・〇〇
五	一、二月、九〇〇・〇〇	一、七月、九〇〇・〇〇	一、五月、一〇〇	二、五月、九〇〇・〇〇
美	一、五月、九〇〇・〇〇	一、七月、九〇〇・〇〇	一、五月、一〇〇	一、五月、九〇〇・〇〇
計	一、五月、九〇〇・〇〇	一、七月、九〇〇・〇〇	一、五月、一〇〇	一、五月、九〇〇・〇〇
總計	三、九月、四六八・〇〇	三、六月、四六八・〇〇	三、五月、四六八・〇〇	三、五月、四六八・〇〇

八 市内交通機關統制に對する今後の動向と事業の遂行

遂行、市内交通機關の中、市内のみに於て營業する民營バス會社の重要なものは之を大部分買収統制したるも、尙一二のバス會社並に二三の軌道事業會社の買収が残されてゐる。現に當市はそれ等と折衝を重ね着々統制實現に努めつゝあり。他面當局は左表の如く電

車並に自動車の新規路線を計畫し之を主務官廳に申請の上既に三四の路線は特許を得て、之が建設に着手したり。尙之等の建設に平行して電車は新造車二十輛を發注し、自動車は新車七十輛買入の交渉中である。

電車計畫路線一覽表

名 称	出願年月日	區	間	料 程
東山公園線	昭和二年二月	自覺王山—至東山公園	二、一	振甫ブール線 池下—振甫町—谷口
中村公園線	二、七年七月	自名驛—至中村公園	二、八	傳馬町線 傳馬町—荒田(東海道)
博覽會線	二、三年六月	自野立—至築地口	三、九	市民病院分院線 笈瀬通平池—市民病院分院—島森
				八事南線 石川橋—八事

自動車計畫路線一覽表

線	名	區	間	料 程
山田町線	天神橋—山田町—大曾根—大松	二、五		
榮生町線	東枇杷島町—榮生町—廣井町	二、〇		
八事北線	鹽付町—飯田街道—八事	三、〇		
東山公園線	覺王山—東山公園	三、〇		
志賀公園線	淨心秋父通—志賀公園	二、五		

三 買収の内容—(7)解散手當

解散手當金又は慰勞金の處分に付ては、市は何等干與せず、全然會社の處分に任せたから詳細の事は不明なれ共、凡そ前述掲記の程度と思惟せらる。各會社はその當備の「退職慰勞金規定を基準とし、特に解散を考慮に入れ色々を附けた様模である。

ホテル公有私營の事例

一 横濱市のホテル公有私營に關する事例

横濱市は、大正十二年九月の震災後、その復興及將來の繁榮を策せんため、良好なるホテルを獲ることの必要を思立ち、當時、市民は災後の復舊復興に全力を傾注しつゝあり、ホテル建設のために多額の資金を投することができなかつたばかりでなく、且つ復興の完成せざる同市の現状を以てしては、經濟的有利にホテル等を經營することは頗る困難なる事情にありしを以て、斯種ホテル建設に援助を與へんとするの決意をなした。然るに株式會社ホテル・ニューグランドは、市の決意に賛同し、市民の協力を以て會社を組織し、

必らずしも株主の利益のみを目的とせず、市の援助をえて、外人招致の使命を完ふするため最新式のホテル業經營に當らむとするの計畫を樹てた。こゝにおいて

ホテル公有私營の事例

兩當事者は、合意を以て別記の如き契約を締結するに至つた。今これが契約（本契約は最初大正十五年十二月三日に締結、その後昭和四年六月十一日改訂せられ、別にホテル建築物の増築改造その他に關して昭和七年十月十三日契約が締結せられ、それは更に昭和八年八月八日一部改訂せられた）の全文並同ホテル創業以來の經營業績を示せば次の如くである。

一 横濱市とホテル・ニューグランド ランド經營者との契約

横濱市内ニ良好ナルホテルノ存在セサルコトハ横濱市（以下單ニ市ト稱ス）ノ復興及將來ノ繁榮上極メテ遺憾

トスル所ナリ然レトモ、市民ハ災後復舊ニ急ニシテ各自

全力ヲ之ニ頗注セル爲ホテル建設ノ爲ニ多額ノ資金ヲ
投スルコト能ハサルノミナラス復興ノ完成セサル市ノ

現狀ニ於テハ經濟的有利ニホテル業ヲ經營スルコトハ
頗ル困難ナル事情アルヲ以テ市ハ良好ナルホテルノ建

設ニ援助ヲ與ヘムトスルノ決意ヲ爲シタリ而シテ株式
會社ホテル・ニューグラン(以下單ニ會社ト稱ス)

ハ市ノ決意ヲ爲シタル精神ニ贊同シ市民ノ協力ヲ以テ
會社ヲ組織シ必スシモ株主ノ利益ノミヲ目的トセス市

ノ援助ヲ得テ外人招致ノ使命ヲ完フスル爲最新式ノホ
テル業經營ニ當ラムトスルノ計畫ヲ樹テタリ依テ茲ニ

双方ノ合意ニ依リ契約ヲ締結スルコト左ノ如シ

第一條 市ハ横濱市山下町十番地ニ敷地千百五十三坪
ヲ購入シ之ニ建坪五百坪四階建延坪約二千坪ノ耐火
耐震ノ建物ヲ建築スル爲約金壹百參拾六萬參千圓

(註、大正十五年十二月三日ノ契約ニハ金壹百拾七
萬五千圓トアリシヲ昭和四年六月十一日上記ノ如ク
改訂)ヲ支出シ其ノ建築完成ノ上ハ之ヲ會社ニ賃貸

スヘシ但シ建築設計ハ市長之ヲ定ム

第二條 會社ハ資本金壹百萬圓ノ株式會社ヲ設立シ第
一條ニ依リ市ヨリ賃借シタル建物ニ裝飾家具有器物

一切ヲ設備シホテル業ヲ經營スヘシ

前項ノ賃借料ハ左ノ方法ニ依リ計算シタルモノノ合
計金額トス

一、建物建築費用壹百貳拾壹萬參千圓(註、大正十
五年十二月三日ノ契約ニハ金百貳萬五千圓トアリ
シヲ昭和四年六月十一日前記ノ如ク改訂)ノ中參

拾參萬壹千圓(註、大正十五年十二月三日ノ契約
ニハ金拾六萬圓トアリシヲ昭和四年六月十一日前
記ノ如ク改訂)ニ對シテハ會社ノ利益ノ有無ニ拘
ラス年利六分五厘ニ相當スル金額

一、建物建築費用百貳拾壹萬參千圓(註、大正十五年
十二月三日ノ契約ニハ百貳萬五千圓トアリシヲ昭
和四年六月十一日前記ノ如ク改訂)ノ中八拾八萬

貳千圓(註、大正十五年十二月三日ノ契約ニハ金

八拾六萬五千圓トアリシヲ昭和四年六月十一日前
記ノ如ク改訂)ニ對シテハ年利六分ニ相當スル金

額 但シ會社カ一營業年度ニ於テ年八分ノ割合ニ
依ル利益配當ヲ爲スモ剩餘ヲ生セサルトキハ市ハ

當該年度ニ限り本號規定ニ因ル金額全部ヲ免除シ
又一營業年度ニ於テ年八分ノ割合ニ依ル利益配當
ヲ爲スモ尙剩餘ヲ生スヘキ場合ニ於テ該剩餘金力

本號規定ニ因ル金額ニ達セサルトキハ市ハ當該年
度ニ限り其ノ剩餘金ヲ限度トシテ徵收シ不足金額
ニ付テハ之ヲ免除ス

三、會社ノ利益ノ有無ニ拘ラス建物敷地ノ價格拾五
萬圓ニ對スル年利六分五厘ニ相當スル金額

前項ノ賃借料ハ市カ會社ニ對シ土地建物引渡ノ日
ヨリ之ヲ計算ス

第四條 建物賃借期間ハ市カ會社ニ對シ土地建物引
渡ノ日ヨリ二十箇年トス

前項ノ期間滿了ノ場合ニ於テハ會社ハ引續キ賃借ス

六、重要ナル財産ヲ擔保ニ供シ又ハ其ノ他ノ處分ヲ爲スコト

スヘシ

七、他ニホテル事業又ハ其ノ起帶事業ヲ經營シ又ハ之ニ投資スルコト

八、利益金ノ處分

九、合併及任意解散

第八條 左ニ掲タル事項ハ會社ニ於テ之ヲ市長ニ報告

スヘシ

一、會社ノ職制及處務規程ノ制定並變更

二、會社重役ノ進退

三、株主總會ノ招集及其ノ目的日時並場所

四、株主總會ノ決議事項

五、毎決算期ニ於ケル營業及財產ノ狀況並財產目錄

貸借對照表及損益計算書

六、會社ニ係ル訴訟訴願及和解

七、其ノ他ノ重要ナル事項

第九條 會社ハ市長カ必要アリト認メ請求スル場合ニ於テハ何時ニテモ遲滯ナク營業及財產ノ狀況又ハ其

大正十五年十二月三日

ノ他ノ事項ヲ報告シ且ツ市長ニ於テ營業及財產ノ狀況ヲ検査シ又ハ倉庫帳簿及諸般ノ文書ノ檢閱ヲ求ム

ヲ與ヘ會社其ノ戒告ニ從ヒ違背行爲ヲ改メサルトキハ市ハ將來ニ向テ本契約ヲ解除スルコトアルヘシ

ルトキハ之ニ應スヘシ

第十條 會社カ本契約ニ違背シタルトキハ市長ハ戒告

ヲ與ヘ會社其ノ戒告ニ從ヒ違背行爲ヲ改メサルトキハ市ハ將來ニ向テ本契約ヲ解除スルコトアルヘシ

スシテ滅失毀損シ會社カ本契約ニ依リテ爲シタル日のヲ達スルコト能ハサル場合ニ於テハ會社ハ將來ニ

向テ本契約ヲ解除スルコトヲ得

第十二條 第十條及第十一條ニ依ル契約解除ノ爲會社ニ損害ヲ生スルコトアルモ會社ハ市ニ對シ之カ賠償

ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

第十三條 本契約ハ公正證書ト爲シ各一通ヲ保有ス

第十四條 本契約ハ市カ市會ノ議決ヲ經會社カ株主總會ノ決議ヲ經タル日ヨリ其ノ效力ヲ有ス

大正十五年十二月三日

横濱市

横濱市長 有吉忠一

横濱市中區山下町拾番地

株式會社ホテル・ニューグランド

代表取締役 井坂孝

前項施設物ノ位置、構造、種類其他ハ横濱市長ト會社代表取締役ト双方協議ノ上之ヲ定ムルモノトス

第貳條 市ハ前條ノ施設物ヲ會社ニ貸貸スルモノトス

前項ノ貸貸期間ハホテル建築物ニ關シ市ト會社トノ間ニ締結シタル土地建物賃貸契約ノ存續期間中ト

ニ於テ之ヲ負擔スルモノトス

第四條 會社ハ第壹條ノ施設物ノ賃借料トシテ市カ前

條ニ依リ借入レタル市債ニ對シ毎年度大藏省預金部

ヘ償還スヘキ元利金ト同一額ヲ其都度市ニ納付スルモノトス

ト

二、屋上階室ヲ増築スルコト

三、正面玄關前ニ霧除屋根ヲ新設スルコト

四、三階及四階ノ外壁ヲ人造仕上ニ改造スルコト

スルコトヲ得

第五條 前條ニ依リ會社カ市ノ借入金償還ニ必要ナル

元利金全部ヲ納付シタルトキハ市ハ第一項第一項第一號及第二號ノ施設物ヲ無償ニテ會社ニ譲渡スルモノトス

第六條 會社カ前條ニ依リ施設物ノ譲渡ヲ受ケタル後

ニ於テ契約ノ解除其他ニ依リホテル建築物ヲ市ニ返還スル場合ハ會社ハ市ノ要求ニ從ヒ其所有ニ屬スル施設物ヲ市ニ賃貸シ又ハ譲渡スヘキモノトス

前項ニ依リ會社カホテル建築物ヲ市ニ返還スル場合ニ於テハ市ハ第一項第三號及第四號ノ設備ニ對スル補償トシテ其際ノ事情ニ應シ相當金額ヲ會社ニ交付スルモノトス

前各項ノ補償金額賃料等ハ其ノ際市ト會社ト双方協議ノ上之ヲ定ムモノトス

第七條 第貳條ニ依リ會社ニ賃貸スヘキ施設物引渡時期ハ横濱市長之ヲ定ム

第八條 本契約ニ依リ増設シタル施設物ニ關スル通常

ノ維持修繕費及市長名義ヲ以テスル火災保險契約ノ保険料ハ會社ニ於テ之ヲ負擔スルモノトス

第九條 本契約ニ依リ市ノ施行スヘキ工事ノ着手並ニ竣工ノ時期其他工事ニ關シ必要ナル事項ハ其都度會社代表取締役ノ協議ノ上横濱市長之ヲ定ムモノトス

昭和七年十月十三日

横濱市

横濱市長 大西一郎

株式會社ホテル・ニューグランド

代表取締役 井坂孝

右契約ノ一部變更ニ關スル契約書

昭和七年十月十三日附ニ依ル横濱市ト株式會社ホテル・ニューグランド間ニ締結シタル株式會社ホテル

ニニーグランドホテル建築物ノ増築改造其他ニ關ル契約ハ當事者ノ合意ヲ以テ左ノ通り變更スルコトヲ

第一條 第壹條第壹項第二號ヲ「屋上階室ノ増築並模様替ヲ爲スコト」ニ更メ第四號ノ項ニ左ノ各號ヲ加フ
五、地階ニ於ケル食堂、酒場、料理室、婦人化粧室等ノ模様替ヲ爲スコト

二 ホテル・ニューグランド創業以來の業績

ホテル・ニューグランド創業以來の業績を見るに次の如くである。

自昭和三年上期至同年上期期間營業概況

	總收 入	經 費	利 益 金	前期繰越金(配當準備金を含む)	六、六二〇、七八五
貳 第五條中「及第貳號」ヲ削ル				五、四七九、九九一	六四〇、七九三
參 第六條第貳項中「第參號及第四號」ヲ「第貳號乃至第六號」ニ更ム				三〇、〇七一	二四、七六五
昭和八年八月八日	合 計			六七〇、八六五	三六、〇〇〇
横濱市	創立費償却			三、九〇一	三四七、〇〇〇
横濱市中區山下町拾番地	右利益金處分				三〇、七三〇
株式會社ホテル・ニューグランド					
代表取締役 井坂孝					
ホテル公有私營の事例					

別途積立金 二〇、五〇〇
配當金 一五七、五〇〇

無配当期 五分六期

三分三期 六分一期

従業員退職手当 一七、〇〇〇

次期繰越金 三三、四六八

合計 六七〇、八六五
宿泊客延人數 一九一、九七一人

食事供給數 一、〇一五、八六一

尙ほ同ホテル建設のため、政府大藏省預金部より借

二 大阪市のホテル公有私營に關する事例

大阪市は本邦經濟の中心をなし産業の發達自覺ましきものがあつて、これが爲め内外より來訪する者は年々夥しき數に上り、漸次增加の趨勢にあるに拘らず、これ等の來訪者中特に外客に對する宿泊滞在の設備は

殆んど見るべきものなく、甚だ遺憾とせられた所である。殊に邦貨の低落、輸入超過等の事實より國際貸借著しく本邦に不利となり、これが改善を切實に要求せらるゝに至つたので、大阪市は市内有力者と相謀り、大阪市の繁榮延いては國際貿易の改善のために、觀光施設として十分なる設備を有するホテルを創設して以

て來阪者の宿泊設備を講ずることとした。固よりかゝ

る目的を有するホテルは、公益的性質を有するを以て、大阪市の自らこれを建設し管理經營すべきものであるが、ホテル經營の如きは市が直接經營するよりも、經驗ある民間の會社にこれを經營せしむるの有利なるに鑑み、經營者をしてホテル經營會社を設立せしめ、これに管理經營せしめ、本市は財政上の援助をなすことゝし、大藏省預金部資金の融通を受けてその設備をなす方針を決定した。當時の大坂市長故關一氏は昭和五年三月二十日後述の如き内容を以てホテルを創設すべく市會に提案し、その協賛を経て、昭和八年四月二十一日に愈々小倉正恒氏を取締役會長とする株式會社新大阪ホテルとの間に、ホテル建設並に運營その他に關する契約を締結したのである。

新大阪ホテル創設に際し、大阪市と株式會社新大阪ホテルの間に於て締結されたる契約内容を略述すれば

に繰上納付したときは、市は土地、建物及施設の所有権を一切會社に移轉するものとし、會社はこれ等の所有権を取得するに至る迄の間は、市長の承認を得た場合を除くの外、何等の名義を以てするを問はずこれを他人に賃貸し又は事業の經營を他人に委任することを得ざるものとした。又會社の事業計畫及その變更その他市長に於て重要と認むる事項は市長の承認を受くるを要し、更に株金の拂込その他の重要な事項に就ては市に報告する義務を負ふものとしてゐる。尙會社が義務不履行の場合は市は契約を解除し得るものとし、納付金の納付を怠りたるときは延滞利息金を徴することとしてゐる。

三

これを要するに新大阪ホテルは大阪市に於て土地、

建物及物附帶設備を提供し、經營會社たる新大阪ホテルは什器等一部の設備費を負擔して、その營業を開始したもので、大阪市の負擔にかかる右財產は經營會社

が大阪市の借入金元利償還を終る迄その所有を認められないが、その經營、維持並損益の負擔は一切會社に歸屬するものであつて、市有民營を内容とする特殊の企業形態を採つたものと謂ひ得るであらう。斯る状態は經營會社が納付金完納の上は消滅して、民有民營の企業と化し、又市が契約を解除したときは別個の形態に變することとなる。新大阪ホテル創設に關しかゝる經營形態を内容とする契約の締結を見たる所以のものは、ホテル創設の目的及大阪市の財政並に經營の宜しきを得んとする經營的見地に基くものであつて、大阪市としては、特別の負擔を蒙ることなく、多年要望せらるところのホテルの出現を見、しかも公益企業の性質を有するホテル經營の合理化を圖らんとしたものである。

備考

一、大藏省預金部資金借入額左の如し。

當初借入額	三、五〇〇、〇〇〇圓(年利四分五厘、昭和參拾四年三月一日迄償還)
追加借入額	六〇〇、〇〇〇圓(年利三分八厘、昭和參拾四年三月一日迄償還)

計 四、一〇〇、〇〇〇圓
右追加借入額は經濟界の變動に依る。

三 ホテル建設並經營に關する長野縣と帝國ホテルとの契約

長野縣が同縣上高地にホテル向建築物家屋を建設し、之を以て、株式會社帝國ホテルをしてホテル營業並之に附帶する業務の經營を爲さしめつゝある事例は、前記二者の事例と少しく趣きを異にせるものありと思料せらるゝが、今前記當事者間に締結されたる契約の全文を示さば次の如くである。

契約書

長野縣上高地ニホテルノ建設並之カ經營ニ關シ長野縣

(以下單ニ甲ト稱ス)ト株式會社帝國ホテル(以下單ニ

乙ト稱ス)トノ間ニ契約ヲ締結スルコト左ノ如シ

第一條 甲ハ長野縣南安曇郡安曇村上高地ノ官有地約

貳町歩ヲ借受ケ其ノ地内ニ木造四階建ホテル向本館並附屬家ヲ建築シ之ニ必要ナル附帶施設ヲ爲スモノ

前項建築物及附帶施設ノ設計並工事ノ施行ニ關シテハ甲ハ便宜上其ノ全部ヲ乙ニ委託シ之ヲ行ハシムモノトス但シ委託ニ關スル條件ハ別ニ之ヲ定ム
土地建物及施設ノ明細ハ別ニ之ヲ定ム
第二條 前條ノ建築費其他附帶工事費ハ金貳拾五萬圓以内トシ甲ニ於テ昭和三十七年參月壹日迄ニ償還スヘキ年利三分八厘ノ大藏省預金部資金ノ融通ヲ受ケ之ニ充當スルモノトス

第三條 乙ハ第一條所定ノ建物ニ裝飾家具其ノ他營業上必要ナル一切ノ設備ヲ爲シホテル營業並之ニ附帶スル事務ヲ經營スルモノトス
但シ甲ハ乙ニ對シ其ノ業務ニ關スル報告ヲ徵シ又ハ指示ヲ爲スコトアルヘシ

ルモノトス

二五二

第四條 乙ハ甲カ第二條所定ノ資金借入後其ノ償還ヲ終ル迄ノ期間甲ノ借入金ノ元利償還額ニ相當スル金額ヲ毎年本契約ニ添付セル償還表ニ依リ甲ノ償還期日前十日自送ニ甲ニ納付スルモノトス

前項ニ依ル既納ノ納付金ハ第十一條又ハ第十二條ニ依ル契約解除アリタル場合ト雖モ一切之ヲ返還セサルモノトス

天災事變ニ因リ建物ノ全部又ハ一部カ滅失毀損シ本契約ヲ爲シタル目的ヲ達シ得サルノ外第一項ノ納付金ハ之ヲ減免セス

第五條 乙カ前條ノ納付金ヲ期日ニ納付セサルトキハ其ノ翌日ヨリ百圓ニ付日歩金參錢ノ割合ヲ以テ延滞利息ヲ甲ニ納付スルモノトス

第六條 甲ハ乙ヲシテ第一條所定ノ土地建物及施設物ヲ管理セシメ其ノ一切ノ保存修繕並ニ費用公課及甲ニ於テ契約スル火災保険ノ火災保険料ヲ乙ニ於テ負擔スルモノトス

第七條 乙カ第四條ニ依ル納付金ヲ完納シタルトキハ甲ハ第一條所定ノ建物及施設一切ノ所有權ヲ乙ニ無償ニテ譲渡スルモノトス
第八條 乙ハ前條ニ依リ建物及施設ノ所有權ヲ取得スル以前ニ於テハ甲ノ承認ヲ得ルニテラサレハ之ヲ第三者ニ賃貸シ又ハ事業ノ經營ヲ委任スルコトヲ得ス
第九條 乙ハ第七條ニ依リ建物及施設ノ所有權ヲ取得スル以前ト雖モ甲ノ承認ヲ得テ第一條ノ所定ノ建物及施設ニ付キ模様替又ハ増設ヲ爲スコトヲ得
第十條 第七條ニ依リ乙カ建物及施設ノ所有權ヲ取得スル以前ニ於テ建物及施設カ大災ニ罹リタルタメ甲カ保険金ヲ取得シタルトキハ乙ハ甲ノ借入金未償還元金額ヨリ其ノ保険金額ニ相當スル金額ヲ控除シタル残額ヲ納付スルモノトス
前項ノ保険金カ甲ノ借入金未償還元金額ヲ超過スル場合ハ甲ハ該未償還元金額ヲ限度トシテ之ヲ領得シ其ノ超過額ハ乙ニ交付スルモノトス

第十一條 乙カ甲ニ對スル義務履行ヲ怠リタルトキハ

甲ハ將來ニ向ツテ本契約ヲ解除スルコトヲ得ルモノトス

前項ノ場合ニ於テ乙ニ損害ヲ生スルコトアルモ乙ハ甲ニ對シ賠償ヲ請求スルコトヲ得サルモノトス但シ甲ニ損害ヲ生シタルトキハ乙ハ之ヲ賠償スルヲ要スルモノトス

第一項ニ依ル契約ノ解除アリタルトキハ乙ハ土地建物及施設ヲ有姿ノ儘甲ニ返還シ乙ノ之ニ附加シタル造作物ハ無償ニテ甲ニ譲渡スルモノトス

第十二條 第一條所定ノ土地建物及施設ノ全部又ハ一部カ天災事變ノタメ滅失毀損シ本契約ヲ爲シタル目的ヲ達シ得サル場合ハ乙ハ甲ニ對シ本契約ヲ解除スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ乙ニ損害ヲ生スルコトアルモ乙ハ甲ニ對シ之カ賠償ヲ請求スルコトヲ得サルモノトス本契約書ハ同文二通ヲ作製シ甲乙各一通ヲ保有スルモノトス

昭和八年八月貳拾壹日



昭和十一年十月七日印刷

第五回公會文獻と公營企業をめぐる若干事例

昭和十一年十月十日發行

非賣品

發編行轉者兼

東京市日比谷公園二番地
財團法人東京市政調査會内

全國都市問題會議

印 刷 者 高 橋 郡 二 郎

東京市牛込區市谷加賀町一丁目十三番地

發行所 全國都市問題會議事務局

大日本株式會社印刷

東京市日比谷公園二番地
財團法人東京市政調査會内
振替口座東京六〇八二四番